

令和7年度

千歳市と

基地

目 次

第 1 章 千歳市の概要 P. 1

1 位置、地勢	1
2 世帯数・人口の推移	2

第 2 章 防衛施設の概要 P. 3

1 防衛施設の沿革	3
2 防衛施設の概況	4
3 陸上自衛隊東千歳駐屯地	6
(1) 駐屯地の沿革	
(2) 陸上自衛隊第 7 師団 (機甲師団)	
(3) 陸上自衛隊第 1 高射特科団	
4 陸上自衛隊北千歳駐屯地	10
(1) 駐屯地の沿革	
(2) 陸上自衛隊第 1 特科団	
5 航空自衛隊千歳基地	11
(1) 基地の沿革	
(2) 千歳基地における機種の変遷	
(3) 千歳飛行場の滑走路概要	
(4) 航空自衛隊千歳飛行場・新千歳空港利用状況調べ	
6 防衛装備庁千歳試験場	16
(1) 千歳試験場の沿革	
(2) 施設概要	
7 米軍千歳基地の経緯	18
(1) 米軍の進駐経緯	
(2) 米軍への提供施設	
8 各種訓練の実施状況	21
(1) 日米共同訓練 (統合演習)	
(2) 他国との共同訓練 (陸上自衛隊関係)	
(3) 他国との共同訓練 (航空自衛隊関係)	
(4) 自衛隊統合演習	
(5) 航空総隊総合演習	
9 自衛隊の災害派遣	34

目 次

第3章 防衛施設に起因する諸障害 P. 39

1	米軍占領下における基地周辺諸障害の経過	39
2	防衛施設の設置による諸障害の経過	39
	（1）防衛施設等による障害	
	（2）航空機による障害	
	（3）C経路の装軌車走行による障害	
3	騒音測定結果	42
	千歳飛行場航空機騒音区域図	45
4	千歳周辺における自衛隊機等の事故の状況	46

第4章 基地対策と周辺地域との調和 P. 47

1	基地対策の重点事項	47
	（1）航空機騒音等の対策	
	（2）国の基地対策関連経費の所要額確保など	
	（3）基地対策に関する要望事項概要	
2	周辺地域との調和	67
	（1）まちづくりとの調和	
	（2）移転跡地の有効利用	
	（3）市民と自衛隊の交流	

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況 P. 70

1	国（防衛省）実施事業	70
	（1）住宅防音工事の助成	
	（2）千歳飛行場周辺移転措置事業	
	（3）テレビ・ラジオ放送受信料の助成	
	（4）その他	
2	主に千歳市が実施した事業	77
	（1）障害防止事業（河川関係事業）	
	（2）障害防止事業（急傾斜地対策受託事業）	
	（3）農業用施設・水道施設設置事業	
	（4）テレビ共同受信施設設置事業	
	（5）教育施設騒音防止対策事業	
	（6）医療施設騒音防止対策事業	
	（7）保育所等騒音防止対策事業	
	（8）その他公共施設騒音防止対策事業	
	（9）民生安定助成事業	
	（10）道路舗装・改良・橋梁整備事業	
	（11）防音事業関連維持費助成事業	

目 次

(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業	
(13) 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金事業	
(14) 再編交付金事業	
(15) 再編関連訓練移転等交付金事業	
(16) 訓練交付金事業	
3 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び 施設等所在市町村調整交付金（総務省所管）	123
(1) 基地交付金	
(2) 調整交付金	
4 国有資産等所在市町村交付金（市町村交付金）	127

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転 P. 128

1 訓練移転の概要	128
2 訓練移転問題に対する判断	128
(1) 国防に関する認識	
(2) 沖縄の負担軽減に対する認識	
(3) 騒音等、懸念事項の対策	
(4) 自衛隊と共存共栄のまちづくり	
3 訓練移転に関する主な経過	134
4 在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転の実施状況	146
5 訓練移転に関する主な要望内容	147
6 再編交付金の継続に向けた取組	159
7 在日米軍再編に係る訓練移転 <資料編>	160
(1) 日米同盟：未来のための変革と再編（仮訳）	
(2) 再編実施のための日米のロードマップ	
(3) 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について	
(4) 米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定	

年表 P. 168

資料 P. 173

- (1) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約
- (2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（抄）
- (3) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（抄）
- (4) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）
- (5) 施設等所在市町村調整交付金交付要綱（抄）

目 次

- (6) 防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律
- (7) C経路対策委員会報告書（抄）
- (8) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（抄）
- (9) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（抄）
- (10) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（抄）
- (11) 再編関連訓練移転等交付金交付要綱
- (12) 訓練交付金交付要綱（抄）
- (13) 国有資産等所在市町村交付金法（抄）

第 1 章 千歳市の概要

1 位置、地勢

千歳市は、北海道の中南部・石狩平野の南端に位置し、市域は東西に細長く西高東低の地形となっており、4市（札幌市、苫小牧市、恵庭市、伊達市）4町（由仁町、長沼町、白老町、安平町）に接しています。

西部は、支笏湖とこれを取り囲む山々（樽前山・恵庭岳）や森林からなる国立公園支笏湖地区に指定され、北海道中央部の温泉があるレクリエーションの場として賑わっています。

この日本最北の不凍湖支笏湖からただひとつ流れ出る清冽な千歳川は、市街地を貫流し、さけの遡上母川として知られています。

また、市域の中央部はほぼ平坦で、市街地を初め工業団地、飛行場、農用地、防衛施設に利用され、東部は丘陵地帯で、畑作や酪農を中心とする農林業に活用されています。なお、支笏湖を含む一帯が国有林のため山林が市域の約53%を占めています。

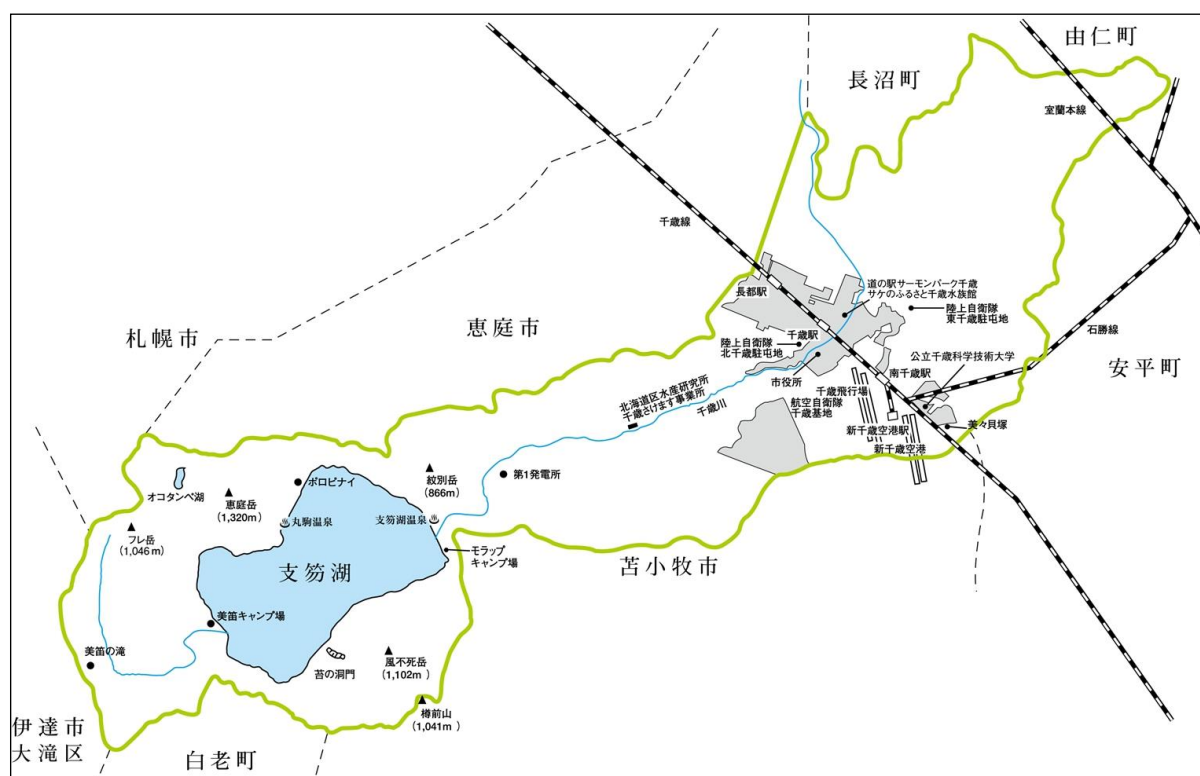
<位置>

東端	西端	南端	北端
東經 141° 52' 12"	東經 141° 10' 17"	北緯 42° 40' 53"	北緯 42° 57' 12"

＜広さ＞

面積	(東西)	(南北)
594. 50 km ²	57. 20 km	30. 40 km

(参考：東京 23 区 (627.51 km²) ※東京都 HP より



2 世帯数・人口の推移

年	世帯数	人 口			備 考
		総数	男	女	
明治13年	47	209			戸長役場開庁
大正4年	778	3,931	2,074	1,857	2級町村制の施行、4村の合併
大正9年	1,065	5,366	2,825	2,541	第1回国勢調査
14年	991	5,252	2,881	2,371	第2回国勢調査
15年		5,045			鉄道開通、着陸場造成
昭和5年	947	5,275	2,753	2,522	第3回国勢調査
9年	972	5,513	2,805	2,708	飛行場完成
10年	1,057	6,557	3,713	2,844	第4回国勢調査
14年		10,678			海軍航空隊開庁
15年	1,856	10,512	5,960	4,552	第5回国勢調査
17年	2,250	13,994			町制施行
22年	2,956	14,816	7,722	7,094	第6回国勢調査
24年	3,123	15,757	8,107	7,650	開基70年
25年	3,346	20,030	11,974	8,056	第7回国勢調査
26年	4,061	20,212	10,432	9,780	米オクラホマ州兵師団駐屯
27年	4,967	25,286	12,900	12,386	自衛隊駐屯開始
30年	7,525	42,317	25,594	16,723	第8回国勢調査
33年	10,245	47,188	27,748	19,440	市制施行
34年	10,615	48,963	28,924	20,039	開基80年
35年	9,267	44,522	25,873	18,649	第9回国勢調査
40年	12,156	51,243	28,623	22,620	第10回国勢調査
44年	22,477	60,592	33,180	27,412	開基90年
45年	14,667	56,118	30,330	25,788	第11回国勢調査、米軍基地閉鎖
50年	16,849	61,031	32,692	28,339	第12回国勢調査、米軍基地完全閉鎖
54年	24,044	64,610	34,403	30,207	開庁100年
55年	19,907	66,788	35,544	31,244	第13回国勢調査
60年	22,681	73,610	38,749	34,861	第14回国勢調査
平成2年	26,010	78,946	41,586	37,360	第15回国勢調査
7年	30,071	84,866	44,237	40,629	第16回国勢調査
12年	33,532	88,897	46,155	42,742	第17回国勢調査
17年	35,983	91,437	46,985	44,452	第18回国勢調査
22年	38,541	93,604	47,836	45,768	第19回国勢調査
27年	40,614	95,664	48,563	47,101	第20回国勢調査
令和2年	43,809	97,950	49,790	48,160	第21回国勢調査
7年	52,098	96,503	48,993	47,510	令和6年4月1日現在

※国勢調査年度以外の数値は、住民基本台帳に基づくものである。

第2章 防衛施設の概要

1 防衛施設の沿革

千歳市は支笏湖（カルデラ湖）や樽前山などを形成した那須火山帯の火山活動により、全体が火山礫におおわれた不毛の地と化していました。

和人が移り住み開拓がはじめられた時代になって、この不毛の地をいかに開拓するかについて、当時の人々は日夜悩み続けていました。

このような状況に一大転機が訪れたのは、大正15年8月のことでした。北海道鉄道線（現千歳線）の開通に伴い、小樽新聞社がこの鉄道を利用した旅行会を計画し、昼食の応援を千歳に依頼しました。小樽新聞社は、そのお礼として購入したばかりの飛行機で千歳の上空を飛行することを伝えました。ところが、村民は上空を飛ぶのではなく、どうせなら着陸した機体を間近で見たいと考え、老若男女の別なく、腰弁に鋤、鍬をかかえて、抜根、整地に奉仕し、大正15年9月、ここに村民の汗の結晶による、約7千坪の土地の整地が完了したのです。同年10月22日、当時北海道に4機しかなかった飛行機の1機、小樽新聞社の「北海」第1号（三菱式R2・2）が、住民が歓呼で迎える中、無事に着陸し、村民はその成功を祝いました。これが着陸場の誕生で、基地発展への1頁でもあったと言えます。そして、千歳に着陸場があるというニュースが広く報道され、北海タイムス機が飛来するなど相次ぐ訪問飛行により、村民はますます飛行場づくりに意欲を燃やしていったのです。



年号が変わった昭和9年10月には、村費と王子製紙、伊藤組（札幌市）などの寄付によって、着陸場を一挙に約4万5千坪に拡張して千歳飛行場開場式が行われました。さらに、昭和10年8月の陸軍航空攻防演習（軍用機30機）、昭和11年10月の第34回北海道陸軍特別大演習（千歳に統監部が置かれる）では、千歳飛行場が基地として使用されました。

このようにして、千歳が軍事上からも注目されるなか、昭和12年4月、大湊海軍航空隊から小福田中尉等が海軍飛行場建設を前提とした調査のため来訪し、同年9月には海軍大臣の訓令「貴地に飛行場を設置することに決定した。近く測量隊を派遣するから、しかるべくたのむ」という村長宛の正式文書が届きました。このことにより、村有地130haの寄付が条件としてつきましたが、千歳飛行場は海軍航空隊飛行場として正式に決定をされました。

当時、一寒村にすぎなかった千歳は、海軍基地建設の決定により、獄舎をつくって囚人を投入し、夜を日につぐ飛行場建設が進められ、昭和14年10月には、海軍航空隊開隊式を行ない、基地への様相を深めていったのです。千歳海軍航空隊の設置により、千歳は人口が増加し、昭和14年4月に1級町村制施行、昭和17年5月には町制を施行し、千歳の将来を飛行場に託した先覚の士の夢はみごと実現されました。この後、千歳は終戦まで北方における海軍の最大拠点として町の人口は急増し、第41海軍航空廠の工員だけでも1万人を超えるほどでした。

太平洋戦争の終結によって、昭和20年8月30日、海軍が解隊されたため、一時は人口も半減しましたが、同年10月5日、連合軍米軍の進駐によって、滑走路・格納庫などの飛行場施設と通信施設が整備され、町は異常な雰囲気につつまれましたが再び活気を取りもどしました。こうした占領下において、基地は近代設備とともに、北方最大の重要拠点として発展を

遂げたのです。

その後、駐留米軍は逐次撤退し、昭和45年12月にクマ基地（通信部隊）が閉鎖、昭和50年6月30日には米軍千歳基地は完全に閉鎖し、30年にわたる永い駐留に終止符が打たれました。

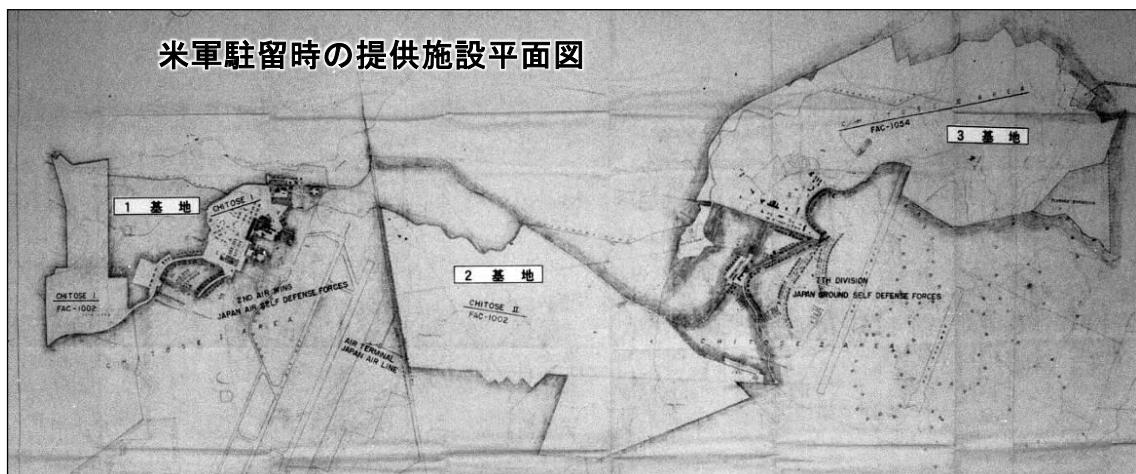
千歳市の自衛隊の歴史は、その前身である警察予備隊が、昭和25年、朝鮮戦争の真ただ中、联合国最高司令官ダグラス・マッカーサー元帥の指令で、7万5千の隊員を持つ治安部隊として、国家警察予備隊が発足し、昭和27年6月、千歳臨時部隊が、第1基地（現千歳基地）の100ビル（航空廠病院）と呼ばれていた兵舎に設置されたのが始まりです。

北千歳駐屯地は、昭和27年、保安隊千歳駐屯地（昭和29年から北千歳駐屯地）として開設し、昭和37年には、第1特科団が編成され、現在に至っています。

東千歳駐屯地は、昭和29年に特科団本部が移駐、昭和37年に第7混成団が移駐し、同年「第7師団」へ改編、さらに昭和56年には、我が国唯一の機甲師団として改編を行い、現在に至っています。

千歳基地は、戦後、米軍によって使用されていましたが、青森県三沢飛行場の完成により、昭和32年8月に航空自衛隊に移管、浜松から航空自衛隊第2航空団が移駐し、昭和45年には、第3高射群が編成されるなどの変遷を経て、現在に至っています。

一方、昭和26年春に民間航空が再開し、同年9月には千歳飛行場は北海道空港として指定され、同年10月26日から、東京～千歳の定期航路が開始されました。



2 防衛施設の概況

本市には、陸上自衛隊東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、航空自衛隊千歳基地のほか、防衛装備庁の千歳試験場や北海道大演習場が所在しています。

これらの防衛施設は市街地に隣接、あるいは至近な距離にあり、全体面積は4,897haと行政区域の8.2%を占め、また市街化区域の約1.5倍もの広大な面積を有しています。

（単位：km²）

防衛施設 面 積	都市計画面積			その他
	市街化区域	市街化調整区域	計	
48.97 (8.2%)	32.33 (5.4%)	226.57 (38.1%)	258.90 (43.5%)	286.63 (48.2%)
行政区域面積：594.50（100%）				

<防衛施設の位置図>



<防衛施設別の面積>

(単位 : ha)

■陸上自衛隊 使用施設		
(東千歳地区)	東千歳駐屯地	672
	柏台演習場	202
	北海道大演習場(東千歳地区)	949
	千歳小火器射撃場	※1 661
	中央地区・祝梅高射教育訓練場	13
	小 計	※2 2,498
(北千歳地区)	北千歳駐屯地	78
	北海道大演習場 (千歳地区)	871
	長都高射教育訓練場	13
	小 計	962
■航空自衛隊 使用施設		
	千歳飛行場	※1 910
	千歳高射教育訓練場	73
	小 計	983
■防衛装備庁千歳試験場		27
■米軍 使用施設		
	F A C 1 0 5 4 キャンプ千歳	427
合 計		※2 4,897

※1 全体面積のうち、本市行政区域内の面積を表示。

※2 端数処理の関係で合計値は不整合。

<自衛隊隊員数(概算)>

- 陸上自衛隊 東千歳駐屯地 約 5,000 人
- 陸上自衛隊 北千歳駐屯地 約 1,700 人
- 航空自衛隊 千歳基地 約 2,500 人

3 陸上自衛隊東千歳駐屯地

(1) 駐屯地の沿革

駐屯地は、本市の東部にある祝梅地区（海拔20m～25mの平坦地）に位置し、東に馬追山が連なり、地質は火山礫で灌木の繁茂するやせ地となっています。

この525haの地は、昭和10年から水谷政次郎氏が馬鈴薯を栽培して澱粉を製造していました。水谷農場による開拓が東千歳駐屯地の前身であり、その後、国際情勢の悪化にともない、昭和16年太平洋戦争の勃発と、戦雲急を上げるころ旧海軍に寄付したものです。

この戦争中期から、防衛施設の沿革で述べたとおり、出動した部隊は次々と玉砕、時局の緊迫とともに、朝鮮人の大量動員による「連山滑走路」の建設がこの東千歳（当時第2基地）で行われました。

終戦後は米軍の管理下に置かれ、昭和26年5月には朝鮮動乱により、米軍オクラホマ州兵師団12,000名が本国から直接進駐し、大量の兵舎が建設されてから本格的な基地となりましたが、さらに射撃場や弾薬庫の設置により、付近一帯は演習場として接收が拡大されました。なんらの通告もなくこの射撃場の設置工事（3,200ha安平町の一部を含む）が始められたため、計画的に生産された多くの薪炭林が、戦車やブルドーザーによって無差別に荒らされ、さらに、接收地内の生産品や生産の為の諸物資の搬出入が制限され、当時の価格で1,700万円以上の損害を被ることとなり生産者の狼狽は大きかったものと思われます。

このようにして、米軍の増強と施設の拡大、自衛隊の駐屯によって、接收による賃貸借契約から買収契約へと進み、入林禁止、入植者の立ち退き、離農という事態に追いこまれていきました。

この間、基地は着々と整備され、昭和29年9月米軍の撤退によって、陸上自衛隊 第1特科団が札幌市から東千歳に移駐、昭和37年1月、自衛隊の組織替によって 第1特科団は、北千歳へ移駐し、すでに編成が進められていた第7混成団が、同年8月15日第7師団に改編され、昭和56年3月25日には、わが国唯一の機甲師団となりました。

また、昭和47年3月には、わが国最初の地对空誘導弾ホークを装備した第1高射特科団が編成されています。

現在この駐屯地には、第7師団、第1高射特科団の主力、北部方面混成団本部、第1陸曹教育隊、北部方面後方支援隊の支援部隊、北部方面指揮所訓練支援隊及び業務諸隊が所在しています。

(2) 陸上自衛隊第7師団（機甲師団）

陸上自衛隊近代化の「先駆」として誕生した我が国唯一の戦車を主体とした機甲師団で、全陸上自衛隊の機動打撃力の骨幹となる諸職種連合の戦略機動打撃師団であり、また、胆振総合振興局、日高振興局及び石狩振興局と空知総合振興局の一部を担当地域とし、それぞれの部隊が「災害派遣」や「民生協力」を担当しています。

<担任地域と部隊>

■千歳地区	第11普通科連隊
■室蘭地区	第71戦車連隊
■夕張、恵庭地区	第72戦車連隊
■苫小牧地区	第73戦車連隊
■勇払、日高地区	第7特科連隊
■静内地区	第7高射特科連隊

< 組 織 >

第 七 師 団	師 団 司 令 部	東千歳
	師 団 司 令 部 付 隊	東千歳
	第 1 1 普 通 科 連 隊	東千歳
	第 7 1 戦 車 連 隊	北千歳
	第 7 2 戦 車 連 隊	北恵庭
	第 7 3 戦 車 連 隊	南恵庭
	第 7 特 科 連 隊	東千歳
	第 7 高 射 特 科 連 隊	静内・東千歳
	第 7 後 方 支 援 連 隊	東千歳・北千歳・北恵庭・南恵庭・静内
	第 7 施 設 大 隊	東千歳
	第 7 通 信 大 隊	東千歳
	第 7 偵 察 隊	東千歳
	第 7 飛 行 隊	丘珠
	第 7 化 学 防 護 隊	東千歳
	第 7 音 楽 隊	東千歳

- (ア) 普通科連隊 完全な装甲車化で各種戦術行動が可能であり、戦車部隊と一体となって戦闘する部隊。
- (イ) 戦車連隊 国産の10式戦車及び90式戦車を装備して、師団の主力戦闘力として行動し、強力な装甲火力、機動力、防護力をもった師団の主力部隊。
- (ウ) 特科連隊 国産の99式自走155ミリリゅう弾砲を装備した師団の対地火力戦闘骨幹部隊。
- (エ) 高射特科連隊 81式短距離地对空誘導弾及び87式自走高射機関砲を装備した師団の対空戦闘部隊。
- (オ) 後方支援連隊 2個の整備大隊、補給隊、輸送隊、衛生隊を統合した師団の兵站業務を担当する部隊。
- (カ) 施設大隊 91式戦車橋、装甲ドーザー等の各種施設器材を装備した障害の構成、処理、築城、交通等の施設作業を担当する部隊。
- (キ) 通信大隊 各種通信電子器材を装備した師団の指揮・運用に必要な通信組織の構成・維持・運営を担当する部隊。
- (ク) 偵察隊 90式戦車、87式偵察警戒車及び装甲車を装備した師団の偵察・警戒及び掩護を担当する部隊。
- (ケ) 飛行隊 ヘリコプターをもって師団の指揮・連絡、観測、輸送などの支援を担当する部隊。
- (コ) 化学防護隊 化学防護車及び除染車を装備した師団の化学汚染地域に対する偵察・除染を担当する部隊。
- (サ) 音楽隊 部隊・隊員の士気高揚及び部内外に対する広報活動を担任する部隊。

＜主要装備車両＞



＜10 式戦車＞



＜90 式戦車＞



＜99 式自走 155mm リゅう弾砲＞



＜89 式装甲戦闘車＞



＜87 式偵察警戒車＞



＜87 式自走高射機関砲＞

(3) 陸上自衛隊第1高射特科団

昭和47年3月に編成された陸上自衛隊最大の高射特科部隊で「地对空誘導弾ホーク」及び「無人標的機」等を装備し、常に即応態勢を保ち、航空自衛隊と密接に連携して侵攻する敵航空機等から広く北海道を防衛することを主な任務としている。

＜主要装備＞ 対空戦闘指揮統制装置（ADCCSI型）、地对空誘導弾ホーク、無人標的機等

＜組 織＞

第 一 高 射 特 科 団	団本部及び本部付隊	東千歳
	第1高射特科群	東千歳・島松
	第4高射特科群	名寄
	第101無人標的機隊	静内



＜地对空誘導弾ホーク＞

4 陸上自衛隊北千歳駐屯地

(1) 駐屯地の沿革

駐屯地は市の西南部に位置し、西側一帯は旧陸軍の北海道演習場でありましたが、現在は北千歳駐屯地の管理下で、北海道大演習場千歳・恵庭・島松地区として北方防衛上の重要な拠点となっています。

この地区は、戦後緊急開拓によって満州等からの引揚げ者が入植したところですが、樽前系火山礫におおわれた地盤であり、生産性の低い土地のため、祖国再建と新天地開拓の夢を抱いて入植した開拓者には、あまりにも厳しい現実となり、営農意欲は減退し、生活のため他の職と兼業で生計をたてていました。

こうした状況のなか、昭和28年5月、当時の保安隊が用地29.1haを買収して千歳駐屯地として開庁し、昭和30年をピークとして拡張のための買収が進められ、その面積は実に962haになっています。

現在、この駐屯地には、第1特科団の主力、第7師団の第71戦車連隊、北部方面後方支援隊等の支援部隊及び業務諸隊のほか、教育訓練研究本部の訓練評価支援隊が所在しています。

(2) 陸上自衛隊第1特科団

第1特科団は北千歳のほか、上富良野、美唄に駐屯し、陸上自衛隊最大の野戦特科部隊として、海上から侵攻する艦船を洋上で撃破するミサイルや威力強かつ長射程のロケットを装備する部隊と各種情報を収集・処理する観測機関を有する部隊からなり、敵を洋上から内陸にわたり制圧し、北海道を防衛することを主たる任務としています。

＜主要装備＞ 多連装ロケットシステム、88式地対艦誘導弾システム

＜組 織＞

第 一 特 科 団	団 本 部 及 び 本 部 中 隊	北千歳
	第 1 地 対 艦 ミ サ イ ル 連 隊	北千歳
	第 2 地 対 艦 ミ サ イ ル 連 隊	美唄
	第 3 地 対 艦 ミ サ イ ル 連 隊	上富良野
	第 1 特 科 群	北千歳
	第 1 特科群第 1 3 1 特科大隊	上富良野
	第 3 0 1 観 測 中 隊	北千歳



＜88 式地対艦誘導弾＞



＜多連装ロケットシステム＞

5 航空自衛隊千歳基地

(1) 基地の沿革

千歳基地は、平坦でしかも風向きが春夏は南の風、秋冬は北の風と季節によって一定で、また太平洋岸に近いところから雪が少なく、気象条件が航空基地に最適であったことから、戦前、戦後を通じ北方防衛の最大拠点となっています。

終戦後ただちに米軍が進駐し、飛行場区域を1,049.4haに拡張し、滑走路の延長、照明施設、GCA（着陸誘導管制）、誘導路、エプロン等の整備が行なわれました。昭和32年米軍の三沢基地への移住によって、その前年浜松に設置された第2航空団が同年8月千歳基地に移住を完了し、飛行場は米軍から航空自衛隊に引き継がれています。さらに、昭和34年7月千歳基地は米軍接收から大幅に返還されました。この間、昭和26年民間航空北方航路の再開によって、北海道空港に指定され、同年、東京～千歳間に定期航路が開設されています。

また、昭和36年11月には、東側滑走路が完成し、民航区域が第2航空団と相対した国道36号沿いに設置され、昭和39年で整備が一応完了しています。

その後、昭和63年の新千歳空港の開港、平成8年新千歳空港B滑走路の供用開始に伴い、千歳飛行場は官民分離が行われ、現在に至っています。

基地の機能としては、昭和45年6月に、地对空ミサイル「ナイキJ」を擁する第3高射群、昭和61年10月には第1基地防空群が編成され、平成2年3月には第3高射群の改編とナイキJからペトリオットへの換装、第3移動通信隊が新設され、平成8年3月からは、それまで千歳救難隊に配備されていた、MU-2型救難機に変わり、U-125Aが2機配備されました。

平成10年7月には、基地防空部隊（第1基地防空群等）が改編され、第2基地防空隊（第2航空団に編入）及び基地防空教導隊が新設され、平成22年3月には、第8移動警戒隊が三沢基地所在の第1移動警戒隊と統合され第1移動警戒隊となりました。

平成27年10月には、第3高射群に弾道ミサイル対処のためペトリオットPAC-3が配備され、防空体制の強化が図られるとともに、これまで、配備されてきた戦闘機もF-104からF-4EJ、F-15Jへと変わり、北の一線部隊として態勢を整えてきています。

また、平成4年4月には、政府専用機（B747-400型2機）の管理運用を行う臨時特別航空輸送隊が編成され、平成5年6月1日、わが国初の特別航空輸送隊が正式に配備されました。

初代政府専用機（B747）は、平成31年3月をもって退役し、新たにB777-300ER2機が配備され、同年4月から運用が開始されています。



＜F-15J イーグル＞



＜B777-300ER 政府専用機＞

出典：航空自衛隊 HP

<組織>

千 歳 基 地	第 2 航 空 団
	第 1 移 動 警 戒 隊
	北 部 高 射 群
	北 部 航 空 施 設 隊 第 2 作 業 隊
	千 歳 救 難 隊
	基 地 防 空 教 導 隊
	千 歳 管 制 隊
	千 歳 気 象 隊
	特 別 航 空 輸 送 隊
	第 3 移 動 通 信 隊
	千 歳 地 方 警 務 隊

- (ア) 第2航空団 航空自衛隊として最初にできた戦闘航空団であり、F-15（イーグル）2個飛行隊（201、203飛行隊）を持つ実力NO.1の航空団で、北部日本全空域での領空侵犯に対する対処、防空行動及び陸上自衛隊の地上行動又は海上自衛隊の海上行動に対する支援を任務としている。
- (イ) 第1移動警戒隊 移動用レーダーを装備し、北部航空警戒管制団全9か所のレーダーサイトの防空網の補完を担当している部隊。
- (ウ) 北部高射群（第1指揮所運用隊、第1整備補給隊、第9高射隊、第10高射隊）地対空ミサイル（ペトリオット）をもつ誘導弾部隊で、有事の際は重要地域へ侵入する目標を撃退する部隊。
- (エ) 北部航空施設隊第2作業隊 積雪時、離発着及びアラート態勢の確保のため、24時間態勢をもって千歳飛行場の除雪を担当するとともに、道内レーダーサイトの施設工事及び災害地での復旧工事等、機械力をもって作業する部隊。
- (オ) 千歳救難隊 事故航空機の搭乗員の搜索及び救助、緊急物資の空輸等、空における救難作業や各都道府県知事の要請に基づく災害派遣等にも活躍する部隊。
- (カ) 基地防空教導隊 基地防空火器（短SAM、携SAM、20mm対空機関砲）をもって基地防空部隊の教導を担当する部隊。
- (キ) 千歳管制隊 過密度の高い千歳飛行場において、民航機、自衛隊機等の安全の確保のため、24時間態勢をもって航空機の管制誘導をしている部隊。
- (ク) 千歳気象隊 気象予報及び千歳飛行場の航空気象観測を担当し、自衛隊機の飛行運用を支援する部隊。
- (ケ) 特別航空輸送隊 政府専用機（ボーイング777-300ER）を2機装備し、政府要人輸送のほか、国際緊急援助活動や国際平和協力業務などの輸送のための地球的規模で行動する航空輸送部隊。
- (コ) 第3移動通信隊 各種通信機器を持って、日本全国に移動し、各基地間及び災害派遣現場等との間に臨時の通信を確保する移動通信部隊。
- (サ) 千歳地方警務隊 部隊の秩序維持を専門とし、犯罪捜査等の司法警察業務及び政府専用機の警乗並びに要人警護等の保安業務を行う部隊。

(2) 千歳基地における機種の変遷

機 種	昭和30年代	昭和40年代	昭和50年代	昭和60年代	平成元年～
F-86F	31年 ●—● 36年				
T-33A	31年 ●—				● 7年
F-86D	36年 ●—● 43年				
F-104	38年 ●—		59年 ●		
V-107		43年 ●—			● 4年
MU-2		43年 ●—			● 8年
F-4EJ		49年 ●—	60年 ●		
F-15J			58年 ●—		● 現在
B747-400					3年 ●—● H31.3
T-4					4年 ●—● 現在
UH-60J					4年 ●—● 現在
U-125A					8年 ●—● 現在
B777-300ER					31年 ●—● 現在

(3) 千歳飛行場の滑走路概要

- 東側滑走路：3,000m×60m
- 西側滑走路：2,700m×45m



<U-125A 救難捜索機>



<UH-60J 救難機>



<ペトリオット PAC-3 >



<T-4>

出典：航空自衛隊 HP

(4) 航空自衛隊千歳飛行場・新千歳空港利用状況調べ

年 度	自衛隊機			民航機	
	管制回数	月平均	日平均	離発着回数	乗降客数
昭和41年度	16,958	1,413	46	13,486	793,085
42	17,440	1,453	48	15,469	1,082,129
43	29,651	2,471	81	17,874	1,447,292
44	26,990	2,249	74	21,541	1,769,813
45	27,718	2,310	76	24,622	2,329,007
46	18,132	1,511	50	25,546	2,710,710
47	24,708	2,059	68	26,599	3,061,572
48	21,469	1,789	59	26,630	3,778,969
49	19,460	1,621	53	30,819	4,371,897
50	25,219	2,102	69	38,486	4,940,961
51	24,438	2,037	67	42,536	5,818,835
52	23,725	1,977	65	45,413	6,525,482
53	22,009	1,834	60	51,281	6,947,697
54	26,614	2,218	73	47,685	7,652,252
55	28,087	2,341	77	48,266	7,802,599
56	29,123	2,427	80	47,214	7,921,915
57	27,150	2,263	74	46,335	7,748,582
58	27,016	2,251	74	45,477	7,854,678
59	25,486	2,124	70	45,885	8,321,185
60	27,497	2,291	75	48,011	8,558,436
61	28,779	2,398	79	49,367	8,795,789
62	29,173	2,431	80	52,265	10,007,831
63	28,742	2,395	79	52,978	10,811,340
平成元年度	28,951	2,413	79	53,999	11,944,306
2	28,800	2,400	79	55,312	13,144,863
3	25,000	2,083	68	61,530	14,123,241
4	26,900	2,242	74	65,389	14,685,358
5	25,000	2,083	68	69,112	14,703,293
6	23,920	1,993	66	73,355	15,084,296
7	23,264	1,939	64	78,652	15,689,377
8	24,596	2,050	67	82,813	16,294,282
9	25,149	2,096	69	86,883	16,959,082
10	25,409	2,117	70	94,138	17,495,034
11	26,160	2,180	72	99,591	18,561,947
12	24,313	2,026	67	99,770	17,879,220
13	22,430	1,869	61	97,520	18,471,077
14	20,775	1,731	57	100,110	18,932,126
15	20,511	1,709	56	97,928	18,004,683
16	20,990	1,749	58	97,722	17,699,877
17	18,174	1,515	50	98,772	17,738,000
18	18,809	1,567	52	103,542	18,536,350
19	18,152	1,513	50	102,102	18,276,205
20	16,875	1,406	46	99,840	17,303,843
21	18,306	1,526	50	100,750	16,586,722
22	18,693	1,558	51	112,158	16,452,660
23	18,494	1,541	51	113,332	16,089,511
24	18,546	1,546	51	127,150	17,677,481
25	16,957	1,413	46	134,834	18,944,149
26	16,503	1,375	45	139,086	19,530,561
27	16,306	1,359	45	142,640	20,839,064
28	15,375	1,281	42	145,352	21,545,032
29	14,447	1,204	40	151,992	23,092,374
30	14,522	1,210	40	155,412	23,634,288
令和元年度	12,025	1,002	33	154,792	22,814,950
2	12,626	1,052	35	74,082	6,436,345
3	11,975	998	33	97,860	9,229,270
4	11,962	997	33	137,450	17,876,335
5	12,285	1,024	34	146,920	22,933,723
6	13,380	1,115	37	155,462	24,838,597

※自衛隊機は、航空自衛隊千歳基地調べ（H14分データから「管制回数」を記載。自衛隊機には、米軍機を含む。）

※民航機は、H14分データから国土交通省航空局「空港管理状況調書」による。（離発着回数＝着陸回数×2）

6 防衛装備庁千歳試験場

(1) 千歳試験場の沿革

千歳試験場は装備品等の寒地、積雪地及び泥ねい地における性能に関する試験を行う試験場として、昭和32年11月に札幌市丘珠において札幌試験場として発足しました。

その後、航空機、ミサイル等の高速化・高機動化等の性能向上に伴い、地上において実飛行・実飛しょう状態を模擬し、エンジンや機体の機能、性能を総合的に試験評価する試験施設の必要性が高まってきました。

このような背景から、航空機・誘導武器等の装備品の試験研究を目的に、国内で唯一・最大級の総合的な試験研究施設として、東千歳駐屯地の東南に隣接する敷地にエンジン高空性能試験装置、燃焼風洞装置、三音速風洞装置などの施設を平成3年度から着工し、平成16年度の全施設の完成を期に所在地を千歳市に完全移転しました。

以後、平成17年度に車両定地試験施設の増設が完了し、平成27年10月の防衛装備庁発足に伴い「技術研究本部札幌試験場」から「防衛装備庁札幌試験場」に名称が変更され、更に、平成30年4月より防衛装備庁札幌試験場から防衛装備庁千歳試験場に名称が変更され、現在に至っています。また、令和元年度から計画を開始した大型エンジン試験装置が令和5年度に完成しました。

(2) 施設概要

(ア) エンジン高空性能試験装置

航空機、誘導弾に搭載されるジェットエンジンの高空における飛行状態を模擬し、機能、性能を試験評価する装置です。

(イ) 燃焼風洞装置

超音速誘導弾用空気吸込型エンジン等の実飛しょう状態を模擬し、機能、性能を試験評価する装置です。また、高速砲弾の空力特性も試験評価できます。

(ウ) 三音速風洞装置

航空機及び誘導弾等の飛行速度に相当する亜音速から超音速までの空気流を発生させて、その空力特性を模型により試験評価する装置です。

(エ) 大型エンジン試験装置

航空機用ジェットエンジンの地上における機能、性能を試験評価する装置です。

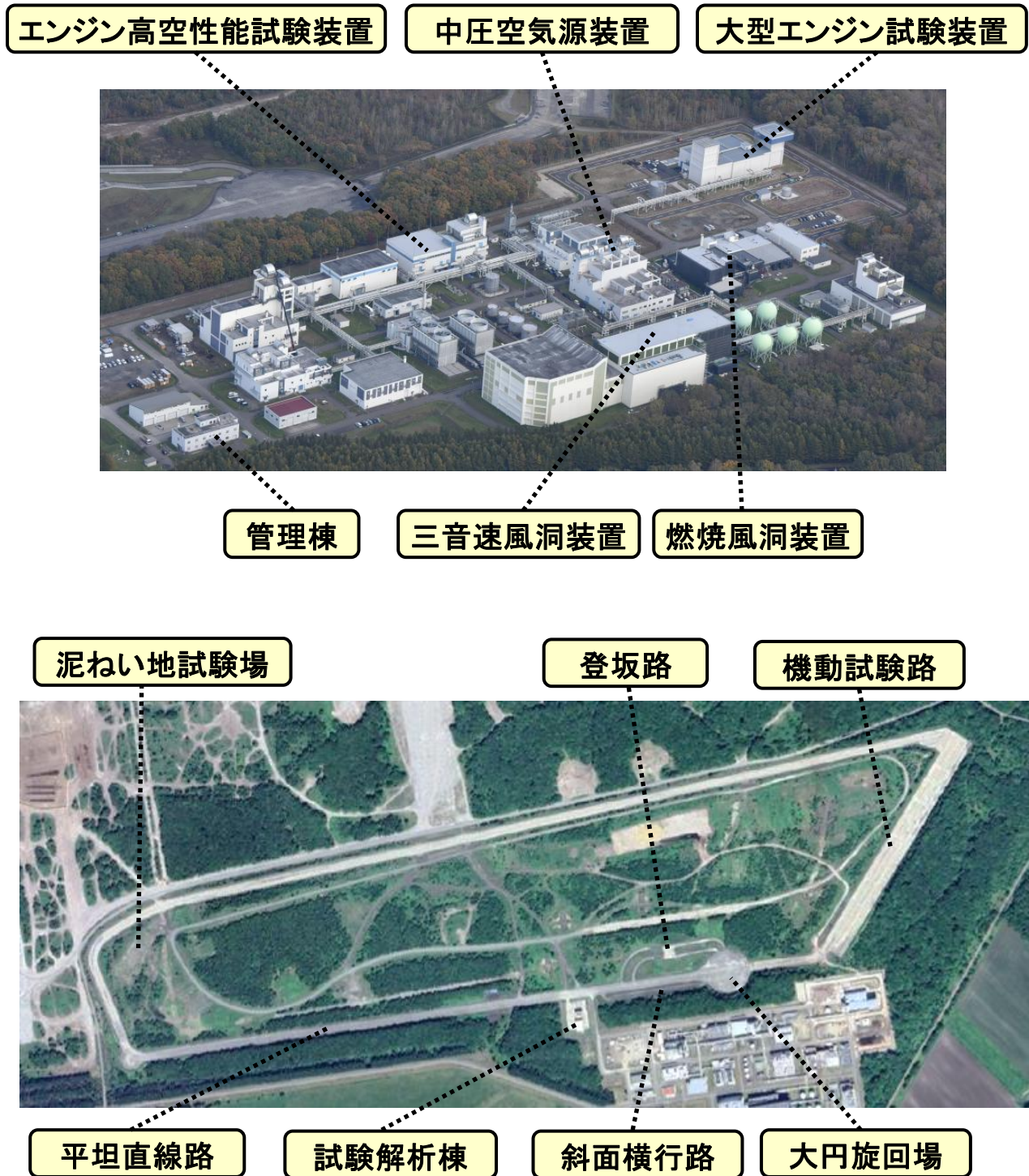
(オ) 中圧空気源装置

試験に必要な圧縮空気を製造する装置で、上記の各試験装置へ圧縮空気を供給するための装置です。

(カ) 車両定地試験施設

装軌車及び装輪車の機動性能等を評価する全長約4.3kmのコンクリート舗装路の周回路及び試験解析棟からなり、最高速度、加速、旋回性能などの各種試験、解析及び評価を行なうための施設です。最近では、陸上自衛隊北海道補給処の車両整備後の完成検査や同北方輸送隊の操縦訓練、また、北海道警察の操縦訓練など、地域に貢献する施設としても使用されています。

＜千歳試験場各施設＞



(防衛装備庁千歳試験場パンフレットから転載)

7 米軍千歳基地の経緯

(1) 米軍の進駐経緯

昭和20年の終戦直後、旧海軍航空隊のあとに連合国米軍航空隊が進駐し、その後朝鮮動乱を契機として、昭和26年5月オクラホマ州兵師団12,000名が進駐したことによって町の様相は一変しました。新聞、雑誌では「カチューシャのいる北のチトセ」などと全国に紹介されました。この当時、米軍が接收していた基地面積は29,387haあり、実に本市面積の49%を占めていました。



＜米陸軍駐留時（昭和28年頃）の新橋通り＞

(米軍の進駐経緯)

昭和20年9月9日	第2基地（現東千歳駐屯地）に米空軍将校数名が単機で着陸、飛行場滑走路の延長と拡幅を指示し、翌日第1基地（現千歳基地）に米第5空軍管下先遣部隊の高級将校以下20名が進駐し、旧海軍財産を接收
昭和20年9月22日	占領軍の演習場として札幌郊外の石切山射撃場、月寒演習場、島松演習場、恵庭着弾地とともに千歳の小火器射撃場が接收と決定
昭和21年4月	米陸軍第11空挺師団兵員7,000名が進駐し、使用開始
昭和24年4月	米陸軍第11空挺師団撤退。これにかわって米陸軍第7兵師団7,000名が進駐
昭和26年4月1日	周辺民有地を接收し、同年5月朝鮮戦線出動のため米本国からオクラホマ第45州兵師団12,000名が進駐。（ママチ川上流に幕舎を作り、暫定的に一時野営駐留）
昭和27年1月1日	米陸軍第1騎兵師団兵員12,000名が駐留
昭和27年4月28日	講和条約の発効により、在日米軍に提供する施設として同年7月26日、FAC-1002キャンプ千歳（現千歳基地、東千歳駐屯地）とFAC-1003北海道大演習場千歳小火器射撃場が決定
昭和29年8月	朝鮮戦争が終末を告げるに伴って米駐留陸上部隊が大幅に撤退
昭和29年11月	米陸軍第1騎兵師団の主力が本基地から撤退
昭和30年4月	第1基地駐屯の第39米空軍師団隷下の第4戦闘爆撃隊兵員1,500名が一部を残して撤退
昭和31年3月	第3基地（現東千歳駐屯地と隣接）の一部が返還。昭和32年2月第1基地の一部も返還され、第2基地にオペレーション（通信施設）が竣工し、沖縄からASA通信部隊が移駐
昭和33年1月	米空軍第4戦闘爆撃隊の残った一部も三沢基地に引揚開始、そのため基地の運営管理を陸軍が引継ぎ、第2基地から陸軍管理部隊が移駐
昭和34年1月	空軍管理部隊引揚
昭和34年7月	FAC-1002第1基地約1,366haの大規模な返還となり、本飛行場は米軍から航空自衛隊に正式に引継ぎ完了
昭和34年10月	第1基地、第2基地の内ASA通信区域、射撃場、それに第3基地の各々一部を第3基地に集約することに決定。翌35年に第1基地の管理部隊を第3基地に移し、第1、第2基地はキャンプ千歳補助施設と呼ぶようになり、米軍の施設は次第に第3基地（FAC-1054キャンプ千歳）に集結されました。このようにしてアメリカ対日政策の変更等から、千歳の米軍は、FAC-1054基地（通称クマ基地）に陸軍の通信部隊を駐留させ、共産圏諸国の通信をキャッチし、米本国に電送するという極東通信網の最前線基地となる。施設規模は未公開。
昭和45年12月28日	基地閉鎖。駐留米軍は一部（軍人73名、軍属15名、職員85名）を残し撤退
昭和50年6月30日	戦後30年におよぶ米軍の駐留も終わり、完全に撤退が終了

(2) 米軍への提供施設

日米地位協定第2条第1項(a)に基づき、FAC-1054キャンプ千歳として土地約4,274,000㎡を米軍に提供し、その内、同第2条第4項(a)により、土地約4,263,000㎡を陸上自衛隊と共同使用しています。

また、日米地位協定第2条第4項(b)に基づき、自衛隊施設を米軍に提供し、共同使用しています。

(ア) FAC-1066 東千歳駐屯地

陸上自衛隊東千歳駐屯地をFAC-1066 東千歳駐屯地として、次のとおり提供しています。

年月日	面積等	使用条件
昭和57年8月30日 新規提供	土地 69,546㎡ 建物15棟 21,851㎡ 工作物 水道等	年間約8週間
昭和58年9月28日 追加提供	建物5棟 1,137㎡ 工作物 水道等	
昭和61年9月26日 閣議決定 使用条件変更		年間約12週間に変更
昭和62年11月27日 閣議決定 使用条件変更		「年間約12週間」に「仮設建物等の設置を必要とする場合、その設置期間」を追加
平成2年12月20日 追加提供	建物1棟 29㎡ 工作物 照明装置等	
平成21年11月13日 追加提供	建物3棟 約2,700㎡	
平成22年2月5日 一部返還	建物1棟 約830㎡	
平成4年3月25日 一部返還	建物1棟 884㎡	
平成5年1月18日 一部返還	建物1棟 826㎡	
平成5年12月16日 追加提供	土地 19,588㎡ 建物1棟の一部 316㎡	
平成7年12月20日 追加提供	建物1棟 2,143㎡ 工作物 水道等	
平成10年5月19日 一部返還	土地 8,580㎡	
平成16年11月4日 追加提供	建物5棟 11,441㎡	
平成17年3月25日 一部返還	建物7棟の一部 約9,076㎡	
平成21年11月5日 一部返還	建物2棟 約2,800㎡	
	土地 80,555㎡ 建物21棟 25,292㎡ 工作物 水道・照明装置等	

※建物の面積はおおよその数字のため、合計と一致していません。

(イ) FAC-1067 北海道・千歳演習場

陸上自衛隊北海道大演習場の一部（千歳地区、東千歳地区、島松地区、恵庭地区、西岡地区）、東千歳柏台演習場、千歳小火器射撃場及び北千歳駐屯地をFAC-1067 北海道・千歳演習場として、次のとおり提供しています。

年月日	面積等	使用条件	備考
昭和57年8月30日 新規提供	土地 87,279,337㎡ 工作物 橋梁等	年間約4週間	
昭和58年9月28日 追加提供	土地 2,568,546㎡ 建物4棟 366㎡ 工作物 射場等		千歳小火器射撃場の一部を追加
昭和61年9月26日 閣議決定 使用条件変更		年間約12週間に変更	
昭和63年10月11日 一部返還	土地 293,170㎡		恵庭地区の一部を返還
平成元年8月29日 閣議決定 使用条件変更		年間約12週間に「仮設建物等の設置を必要とする場合、その設置期間」を追加	
平成4年3月25日 一部返還	土地 838,148㎡		
平成4年10月30日 追加提供	建物2棟 1,307㎡ 工作物 水道等		北千歳駐屯地の一部を追加

第2章 防衛施設の概要

(「イ」) FAC-1067 北海道・千歳演習場」の続き)

年月日	面積等	使用条件	備考
平成5年7月2日 実測増	土地 29㎡		
平成6年5月16日 一部返還	土地 2,728㎡		柏台演習場の一部を返還
平成7年6月14日 一部返還	土地 16,561㎡		島松地区の一部を返還
平成8年4月5日 一部返還	土地 21,963㎡		千歳地区及び恵庭地区の一部を返還
平成9年2月13日 追加提供	土地 4,540,861㎡		西岡地区の一部を追加
平成9年3月17日 一部返還	土地 5,075㎡		柏台演習場の一部を返還
平成10年9月8日 一部返還	土地 5,071㎡		恵庭地区の一部を返還
平成15年5月13日 一部返還	土地 904,463㎡		東千歳地区の一部を返還（札幌試験場）
平成17年5月18日 一部返還	土地 約13,254㎡		千歳地区の一部を返還
土地 92,288,341㎡（千歳市分面積 20,969,297㎡） 建物6棟 1,673㎡ 工作物 橋梁、射場、水道等			

(「ウ」) FAC-1068 千歳飛行場

航空自衛隊千歳基地、奥尻島分屯基地、当別分屯基地及び襟裳分屯基地を FAC-1068 千歳飛行場として、次のとおり提供しています。

年月日	面積等	使用条件
昭和57年9月20日 新規提供	土地 2,539,784㎡ 建物26棟 8,360㎡ 工作物 滑走路等	年間約4週間
昭和58年7月18日 一部返還	建物1棟 193㎡	
昭和61年5月15日 追加提供	建物14棟 3,826㎡	
昭和61年7月3日 一部返還	建物4棟 1,267㎡	
昭和63年4月21日 追加提供	土地 44,446㎡ 建物4棟 1,915㎡ 工作物 水道	
昭和63年4月15日 閣議決定 使用条件変更		年間約4回各3～15日程度に改め、仮設建物等設置の場合その設置期間を加える。
平成7年10月3日 閣議決定 使用条件変更		年間約4回各3～20まで、年間60日以内に変更する。
平成7年10月5日 追加提供	建物2棟 1,151㎡ 工作物 水道等	
平成8年8月2日 一部返還	建物10棟 3,519㎡	
平成8年9月26日 追加提供	建物4棟 3,865㎡	
平成9年10月29日 追加提供	建物1棟 1,269㎡ 工作物 水道等	
平成10年1月28日 一部返還	建物1棟 1,269㎡	
平成11年7月15日 追加提供	建物1棟 104㎡	
平成12年1月7日 一部返還	建物1棟 104㎡	
平成13年10月25日 追加提供	建物1棟 124㎡	
平成14年1月16日 一部返還	建物1棟 124㎡	
平成15年7月8日 追加提供	建物1棟 274㎡	
平成15年7月30日 一部返還	建物2棟 274㎡	
平成17年2月7日 追加提供	建物1棟 223㎡	
平成17年5月30日 一部返還	建物1棟の一部 約223㎡	
平成18年10月5日 一部返還	建物2棟 25㎡	
平成19年3月27日 使用条件変更		年間約4回を撤廃
平成19年4月26日 追加提供	建物1棟の一部 約240㎡	
平成21年4月2日 一部返還	建物3棟 約500㎡	
平成21年4月2日 追加提供	建物3棟 約450㎡	
平成21年6月30日 追加提供	建物2棟 約450㎡	
平成21年11月26日 一部返還	建物3棟 約500㎡	
平成23年1月27日 一部返還	建物1棟の一部 約300㎡	
平成23年2月16日 追加提供	建物1棟の一部 約300㎡	
平成24年6月13日 一部返還	建物2棟の一部 約310㎡	
土地 2,584,230㎡（千歳市分面積 2,518,230㎡） 建物27棟 13,500㎡ 工作物 滑走路、水道等		

8 各種訓練の実施状況

(1) 日米共同訓練（統合演習）

期間	訓練内容	日本側	米軍側
S61. 10. 27~ S61. 10. 31	実動演習	統合幕僚会議事務局、陸上幕僚監部、北部方面総監部、第11師団、海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、第2護衛艦隊群、航空幕僚監部、航空総隊司令部、北部航空方面隊、第2・3・7各航空団の一部	在日米軍司令部、在日米陸軍司令部、第9軍司令部第25歩兵師団、在日米海軍司令部、第7艦隊、在日米空軍司令部、第5空軍司令部第3戦術戦闘団の一部、第18戦術戦闘団の一部、第432戦術戦闘団の一部
H 4. 11. 7~ H 4. 11. 16	実動演習	統合幕僚会議事務局、陸上幕僚監部、北部方面総監部、第5師団等、第7師団等、海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、護衛艦隊等、航空幕僚監部、航空総隊司令部、北部航空方面隊、中部航空方面隊	在日米軍司令部、在日米陸軍司令部、第9軍司令部第6軽歩兵師団等、在日米海軍司令部、第7艦隊、在日米空軍司令部、第5空軍、第3航空団、第432戦術戦闘団、第3海兵機動展開部隊司令部、第3海兵師団、第1海兵航空団
H 6. 11. 8~ H 6. 11. 17	指揮所演習 実動演習	統合幕僚会議、陸上幕僚監部、北部方面総監部、東北方面総監部、第6師団等、第11師団等、海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、護衛艦隊等、航空幕僚監部、航空総隊司令部、北部航空方面隊、中部航空方面隊、航空支援集団等	在日米軍司令部、在日米陸軍司令部、第9軍司令部第25軽歩兵師団等、在日米海軍司令部、第7艦隊、在日米空軍司令部、第5空軍第18航空団、第35戦闘航空団等、第3海兵機動展開部隊司令部、第7海兵連隊第2大隊基幹、第12海兵航空群等
H 8. 11. 5~ H 8. 11. 15	空地作戦及び海空作戦等における各自衛隊間の協同連携要領 陸上・海上及び航空各作戦における日米部隊間の協同連携要領	統合幕僚会議事務局、陸上幕僚監部、第2・第4師団、海上幕僚監部、自衛艦隊司令部、護衛艦隊、航空集団、潜水艦隊、舞鶴地方隊、大湊地方隊等、航空幕僚監部、航空総隊司令部、北部・中部・西部航空方面隊、航空支援集団等	在日米軍司令部、在日米陸軍司令部、第2-299歩兵大隊基幹等、在日米海軍司令部、第7艦隊、在日米空軍司令部、第18航空団、第35戦闘航空団等、第3海兵機動展開部隊司令部、第7海兵連隊第2大隊基幹、第12海兵航空群等
H10. 11. 2~ H10. 11. 13	防空戦闘 ホーク部隊の搜索・追尾訓練	統合幕僚監部、陸上幕僚監部、第8・第9師団、第1高射特科団等、海上幕僚監部、自衛艦隊等、航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団等	第25軽歩兵連隊、第4海兵連隊、第7艦隊、第18航空団、第35戦闘航空団、第8戦闘航空団
H12. 11. 2~ H12. 11. 18	実動演習	統合幕僚会議事務局、情報本部、陸上幕僚監部、東北・東部・中部方面隊、海上幕僚監部、自衛艦隊等、航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団等	在日米軍司令部、在日米軍各軍司令部、第25軽歩兵師団隷下の第1-27歩兵大隊基幹、第3海兵師団隷下の第1-6大隊基幹、第7艦隊、第18航空団、第35戦闘航空団、第374輸送航空隊等
H14. 11. 11~ H14. 11. 22	実動演習	統合幕僚会議事務局、情報本部、陸上幕僚監部、東北方面隊、東部方面隊、西部各方面隊、海上幕僚監部、自衛艦隊、横須賀地方隊、呉地方隊、佐世保地方隊、舞鶴地方隊、大湊地方隊、教育航空集団等、航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空システム通信、航空自衛隊補給本部等	在日米軍司令部、在日米陸軍司令部、在日米海軍司令部、在日米空軍司令部、第25軽歩兵師団、第7艦隊、第5空軍、第3海兵機動展開部隊
H16. 11. 10~ H16. 11. 19	実動演習	統合幕僚会議事務局、情報本部、陸上幕僚監部、北部・東北・東部・中部・西部各方面隊、第1ヘリコプター団等、海上幕僚監部、自衛艦隊、横須賀・呉・佐世保・舞鶴・大湊各地方隊、教育航空集団等、航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空開発実験集団、航空自衛隊補給本部等	在日米軍司令部、在日米陸軍司令部、在日米海軍司令部、在日米空軍司令部、第36歩兵師団、第7艦隊、第5空軍、第3海兵機動展開部隊等
H19. 11. 5~ H19. 11. 16	実動演習	陸上自衛隊各方面隊、中央即応集団、警務隊等、自衛艦隊、各地方隊、教育航空集団、システム通信隊群、補給本部等、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団、航空システム通信隊等、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部及び航空幕僚監部	在日米軍司令部、在日米陸軍司令部、在日米海軍司令部、在日米空軍司令部、第7艦隊、第5空軍、在日米陸軍第3海兵機動展開部隊等
H22. 12. 3~ H22. 12. 10	実動演習	統合幕僚監部、陸上幕僚監部、各方面隊、中央即応集団、通信団、陸上自衛隊中央輸送業務隊、海上幕僚監部、自衛艦隊、各地方隊、航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集団	第13空軍、第5空軍、第7艦隊、第94ミサイル防衛コマンド等

第2章 防衛施設の概要

（「(1) 日米共同訓練（統合演習）」の続き）

期間	訓練内容	日本側	米軍側
H24. 11. 5~ H24. 11. 16	実動演習	統合幕僚監部、情報本部、陸上幕僚監部、北部方面隊、西部方面隊、中央即応集団等、海上幕僚監部、自衛艦隊、佐世保地方隊等、航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団等	在日米軍司令部、在日米陸軍、第7艦隊、太平洋空軍、第3海兵機動展開部隊等
H26. 11. 8~ H26. 11. 19	実動演習 (KeenSword 15/26FTX)	統合幕僚監部、情報本部、陸上幕僚監部、各方面隊、中央即応集団等、海上幕僚監部、自衛艦隊等、航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団等	在日米軍司令部、在日米陸軍、第7艦隊、太平洋空軍、第3海兵機動展開部隊等
H28. 10. 30~ H28. 11. 11	実動演習 (KeenSword17 /28FTX)	統合幕僚監部、情報本部、陸上幕僚監部、各方面隊、中央即応集団等、海上幕僚監部、自衛艦隊、佐世保地方隊等、航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団等	在日米軍司令部、第5空軍、在日米海軍、在日米陸軍、第3海兵遠征軍、第7水陸両用艦隊等
H30. 10. 29~ H30. 11. 8	実動演習 (KeenSword19 /30FTX)	統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部、陸上総隊、各方面隊等、自衛艦隊、各地方隊等、航空総隊、航空支援集団等	インド太平洋軍、在日米軍等
R 2. 10. 26~ R 2. 11. 5	実動演習 (KeenSword21 /02FTX)	統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部及び情報本部、陸上総隊、各方面隊等、自衛艦隊、各地方隊等、航空総隊、航空支援集団等	インド太平洋軍、太平洋陸軍、太平洋艦隊、太平洋空軍、太平洋海兵隊、在日米軍等
R 4. 11. 10~ R 4. 11. 19	実動演習 (KeenSword23)	統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部及び自衛隊サイハ-防衛隊、陸上総隊、各方面隊等、自衛艦隊、各地方隊等、航空総隊、航空支援集団、宇宙作戦群等	インド太平洋軍、太平洋陸軍、太平洋艦隊、太平洋空軍、太平洋海兵隊、在日米軍、宇宙軍等
R6. 10. 23~ R6. 11. 1	実動演習 (KeenSword25)	統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部及び自衛隊サイハ-防衛隊、陸上総隊、各方面隊等、自衛艦隊、各地方隊等、航空総隊、航空支援集団、宇宙作戦群等	インド太平洋軍、太平洋陸軍、太平洋艦隊、太平洋空軍、太平洋海兵隊、在日米軍、インド太平洋宇宙軍等

(2) 他国との共同訓練（陸上自衛隊関係）

期 間	訓練内容	場 所	日 本 側	米 軍 側
S57. 9. 1~ S57. 9. 18	通信訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場	第7師団司令部、第73戦車連隊 約180人	第25歩兵師団（ハワイ） 約220人
S57. 12. 6~ S57. 12. 10	指揮所訓練	東千歳駐屯地	北部方面総監部 約1,500人	第9軍団司令部（座間）、第25歩兵師団（ハワイ）、第197歩兵旅団（ジョージア）、第18砲兵隊・第1支援軍団（ノースカロライナ）、第7歩兵師団（カリフォルニア） 約600人
S58. 10. 6~ S58. 10. 15	実動訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場	第11師団司令部 約1,500人 ※10月7日~10月15日 航空自衛隊（第2・第3航空団）が参加	第9歩兵師団（ワシントン） 約950人
S60. 1. 21~ S60. 2. 3	指揮所訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場 東千歳地区	北部方面総監部 約1,500人	第9軍団司令部（座間）、第47歩兵師団（ミネソタ）、第25歩兵師団（ハワイ）、第81機械化歩兵師団（ワシントン） 約1,000人
S61. 1. 18~ S61. 2. 1	指揮所訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場 東千歳地区	北部方面総監部 約1,700人	第9軍団司令部（座間）、第47歩兵師団（ミネソタ）、第25歩兵師団（ハワイ）、第40機械化歩兵師団（カリフォルニア） 約1,000人
S61. 10. 16~ S61. 11. 1	実動訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場 東千歳地区	第11師団隷下第18普通科連隊 約1,500人	第25歩兵師団隷下第2旅団（ハワイ） 約1,600人
S61. 10. 19~ S61. 10. 25	指揮所訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場 東千歳地区	第11師団 約100人	第25歩兵師団（ハワイ） 約40人
S62. 1. 28~ S62. 2. 10	積雪寒冷地訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場 東千歳地区	第11普通科連隊 約190人	第2-8歩兵大隊 約190人
S63. 1. 19~ S63. 1. 30	指揮所訓練	東千歳駐屯地	北部方面総監部、第2・第3・第7・第11各師団司令部、富士教導団本部、北部方面隊直轄部隊指揮機関 約1,700人	第9軍団司令部（座間）、第25軽歩（ハワイ）・第6軽歩（アラスカ）・第40機械化（カリフォルニア）各歩兵師団、第29歩兵旅団師団（ハワイ）、第9軍団直轄部隊の指揮機関（座間） 約1,500人
H 1. 1. 17~ H 1. 1. 28	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面総監部、第2・第5・第7・第13各師団司令部、北部方面隊直轄部隊指揮機関 約1,700人	第6・第25軽歩師団司令部（アラスカ・ハワイ）、第81機械化歩兵旅団司令部（ワシントン）、第9軍団直轄部隊及び海兵隊指揮機関 等（座間） 約1,500人
H 1. 10. 6~ H 1. 10. 11	実動演習	東千歳駐屯地、 北海道大演習場 東千歳地区	第5師団1個普通科連隊 約1,000人	第3海兵機動展開部隊の1個大隊 等（沖縄） 約1,100人
H 1. 10. 16~ H 1. 10. 22	指揮所演習	東千歳駐屯地の一部使用 北海道大演習場	第7師団司令部 約50人	第25軽歩師団司令部（ハワイ） 約30人
H 1. 10. 16~ H 1. 10. 30	実動演習	東千歳駐屯地 北海道大演習場 東千歳地区	第7師団1個戦車連隊 等 約1,400人	第25軽歩師団隷下の1個旅団等（ハワイ） 約1,800人
H 3. 1. 22~ H 3. 2. 1	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面総監部、第2・第5・第7・第11各師団司令部、第2混成団本部、第1空挺団本部、北部方面隊直轄部隊指揮機関等の本部 等 約1,800人	第9軍団司令部（座間）、第25軽歩兵師団（ハワイ）、第9軍団直轄部隊の指揮機関（座間）、第3海兵機動展開部隊の指揮官（沖縄） 約1,500人
H 4. 1. 22~ H 4. 1. 31	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面総監部、第2・第5・第7・第11各師団司令部、第2混成団本部、第1空挺団本部、北部方面隊直轄部隊指揮機関等の本部 等 約1,800人	第9軍団司令部（座間）、第25軽歩兵師団（ハワイ）、第9軍団直轄部隊の指揮機関（座間）、第3海兵機動展開部隊の指揮官（沖縄） 約300人
H 5. 2. 1~ H 5. 3. 6	積雪寒冷地訓練	東千歳駐屯地 北海道大演習場	第29普通科連隊 約750人	第25軽歩師団（ハワイ） 約400人
H 6. 1. 26~ H 6. 2. 5	指揮所演習	東千歳駐屯地、 札幌駐屯地	北部方面総監部、第8・第13各師団、第1空挺団、富士教導団 約2,300人	第9軍団司令部（ハワイ）、第6軽歩兵師団（アラスカ）、第29独立歩兵旅団（ハワイ）、第3海兵機動展開部隊（沖縄） 約1,600人
H 6. 11. 8~ H 6. 11. 12	実動訓練	北海道大演習場	第28普通科連隊基幹 約900人	第3海兵師団隷下の1個歩兵大隊基幹（沖縄） 約730人

第2章 防衛施設の概要

「(2) 他国との共同訓練(陸上自衛隊関係)」の続き

期 間	訓練内容	場 所	日 本 側	米 軍 側
H 7. 1. 25~ H 7. 2. 2	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面総監部、第2・第5・第6・第7・第10・第11・第12各師団司令部、第1空挺団本部、北部方面隊直轄部隊指揮機関、富士教導団 約2,000人	第1軍団指揮機関、第9戦域陸軍地域コマンド司令部(座間)、第3海兵機動展開部隊(沖縄) 約1,400人
H 9. 2. 25~ H 9. 3. 12	積雪寒冷地訓練	北海道大演習場 真駒内駐屯地	第18普通科連隊 約600人	第25軽歩師団隷下の1個歩兵大隊基幹 約450人
H10. 1. 20~ H10. 1. 29	指揮所演習	東千歳駐屯地、 旭川駐屯地	北部方面総監部、第6師団、第1空挺団、富士教導団 等 約2,000人	在日米陸軍第9戦域陸軍地域コマンド、第1軍団 等 約950人
H10. 2. 16~ H10. 2. 28	実動訓練	東千歳駐屯地、 北海道大演習場	第11普通科連隊の1個中隊基幹 約140人	第4海浜連隊第1大隊の1個歩兵中隊基幹 約170人
H13. 2. 20~ H13. 3. 6	積雪寒冷地訓練	北海道大演習場 東千歳駐屯地	第11普通科連隊の1個中隊基幹 約120人	第3海兵師団第3-8大隊の1個中隊基幹 約160人
H13. 11. 12~ H13. 11. 26	実動訓練	北海道大演習場 東千歳駐屯地	第10普通科連隊 約750人	第3海兵連隊第1海兵大隊(沖縄) 約650人
H15. 1. 18~ H15. 2. 1	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面隊 等 約4,500人	在日米陸軍軍司令部、第1軍団、第9戦域支援コマンド、第3海兵師団 等 約1,500人
H16. 2. 16~ H16. 2. 28	積雪寒冷地訓練	滝川駐屯地、 真駒内駐屯地、 滝川演習場、 北海道大演習場	第10普通科連隊基幹 約600人	第29軽歩兵師団第1-115歩兵大隊基幹 約400人
H17. 1. 21~ H17. 2. 1	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面隊 等 約3,500人	第1軍団、在日米陸軍司令部、第9戦域支援コマンド、第3海兵師団 等 約1,500人
H17. 2. 28~ H17. 3. 11	積雪寒冷地訓練	東千歳駐屯地 北海道大演習場	第11普通科連隊基幹 約700人	75歩州兵第207歩兵旅団(偵察)2-297歩兵大隊(偵察)基幹 約300人
H21. 3. 2~ H21. 3. 11	実動訓練	北海道大演習場 真駒内駐屯地	第18普通科連隊基幹 約350人	第149歩兵旅団第1-149歩兵大隊基幹 約300人
H21. 12. 1~ H21. 12. 14	指揮所演習	東千歳駐屯地	北部方面隊 等 約4,500人	太平洋陸軍司令部、在日米陸軍司令部、第3海兵師団 等 約1,200人
H25. 2. 25~ H25. 3. 9	実動訓練	北海道大演習場 東千歳駐屯地	第11普通科連隊の1個中隊基幹 約300人	第3海兵師団第4海兵、連隊(沖縄)の1個中隊基幹 約140人
H25. 11. 29~ H25. 12. 12	指揮所演習	東千歳駐屯地等	北部方面隊 等 約4,500人	太平洋陸軍司令部、在日米陸軍司令部、第1軍団、米海兵隊 等 約1,200人
H26. 10. 27~ H26. 11. 7	実動訓練	北海道大演習場	第11普通科連隊基幹 約900人	第2-2旅団基幹、第25戦闘航空旅団 約850人
H29. 8. 10~ H29. 8. 28	実動訓練 (ノザンウァイパ-)	北海道大演習場 矢臼別演習場 上富良野演習場	第28普通科連隊、第11特科隊 約1,300人	第3海兵師団第4海兵隊の1個大隊、第12海兵連隊(砲兵)の1個大隊 等 約1,200人
H30. 9. 10~ H30. 9. 29 ※胆振東部 地震により 中止	実動訓練 (ノザンウァイパ-)	北海道大演習場 矢臼別演習場 上富良野演習場等	第25普通科連隊、第2特科連隊 等 約1,250名	第36海兵航空群第265海兵隊中型フィートロータ機飛行隊(普天間)、第2海兵師団、第2海兵連隊第3大隊、第12海兵連隊(砲兵)第3大隊 等 約1,500名
H30. 12. 3~ H30. 12. 17	指揮所演習 (YS-75)	東千歳駐屯地、 仙台駐屯地	陸上幕僚監部、陸上総隊、北部方面隊、東北方面隊、教育訓練研究本部、海上自衛隊航空自衛隊 等 約5,000名	第1軍団第3海兵機動展開旅団、在米軍陸軍司令部 等 約1,600名
R 2. 1. 22~ R 2. 2. 8	実動訓練 (ノザンウァイパ-)	北海道大演習場 矢臼別演習場 帯広駐屯地 航空自衛隊千歳基地	第4普通科連隊、第5特科隊、第1対戦車ヘリ隊 等 約1,600名	第4海兵連隊、第12海兵連隊第3大隊、第36海兵航空群 等 約2,500名
R 4. 11. 28~ R 4. 12. 13	指揮所演習 (YS-83)	東千歳駐屯地、 朝霞駐屯地 健軍駐屯地等	陸上幕僚監部、陸上総隊、北部方面隊、西部方面隊等(協力部隊等:統合幕僚監部、海上自衛隊及び航空自衛隊等)	太平洋陸軍司令部、在日米陸軍司令部、第1軍団、第11空挺師団、第7歩兵師団、第3海兵師団 等(協力部隊等:太平洋艦隊、太平洋空軍等)

(「(2) 他国との共同訓練(陸上自衛隊関係)」の続き)

期 間	訓練内容	場 所	日 本 側	米 軍 側
R 5. 9. 14~ R 5. 9. 23	米陸軍との実動訓練 (オリエン・シールド ²³)	東千歳駐屯地 上富良野演習場 矢臼別演習場 静内対空射場 帯広駐屯地 丘珠駐屯地 奄美駐屯地 瀬戸内分屯地等	北部方面総監部、第5旅団、第1特科団、第1高射特科団、第1電子隊、北部方面システム通信群 等	在日米陸軍司令部、第1マルチ・メイン・タスクフォース、第5-20歩兵大隊、第1-181野戦砲連隊、第38防空砲兵旅団、第10支援群 等
R 5. 11. 30~ R 5. 12. 13	日米豪共同指揮所演習 (YS-85)	朝霞駐屯地 東千歳駐屯地 仙台駐屯地等	陸上幕僚監部、陸上総隊、北部方面隊、東北方面隊、教育訓練研究本部、補給統制本部 等	太平洋陸軍司令部、在日米陸軍司令部、第1軍団、第7歩兵師団、第11空挺師団、第3マルチ・メイン・タスクフォース、第8戦域戦力維持コマンド ²⁴ 等
R 6. 1. 22~ R 6. 1. 31	米陸軍との実動訓練 (ノース・ウインド ²⁴)	東千歳駐屯地 南恵庭駐屯地 丘珠駐屯地 北海道大演習場	第28普通科連隊 等	第11空挺師団第2-11空挺旅団第1-501歩兵大隊
R 7. 1. 31~ R 7. 2. 9	米陸軍との実動訓練 (ノース・ウインド ²⁵)	真駒内駐屯地 南恵庭駐屯地 丘珠駐屯地 北海道大演習場	第11旅団第18普通科連隊 等	第11空挺師団第1歩兵旅団第1-5歩兵大隊 等
R 7. 9. 11~ R 7. 9. 25	米海兵隊との実動訓練 (レゾリュート・ト・ラゴン ²⁵)	北海道大演習場 北恵庭駐屯地 矢臼別演習場 柏台演習場 丘珠駐屯地 計根別着陸場 等	西部方面隊、陸上総隊、北部方面隊、中部方面隊 等 海上自衛隊 航空自衛隊	第3海兵起動展開部隊司令部、第3海兵遠征旅団、第3海兵師団、第3海兵起動展開部隊情報群、第1海兵航空団、第3海兵兵站群、米海兵隊太平洋基地所属部隊 等 米陸・海・空軍
R 7. 11. 5~ R 7. 11. 20	英陸軍との実動訓練 (ウイザン・アイルズ ²⁵)	北海道大演習場等	第5旅団、第1空挺団、水陸機動団 等 航空支援集団	第16空中強襲旅団戦闘団

(3) 他国との共同訓練（航空自衛隊関係）

期 間	訓 練 内 容	日 本 側	米 軍 側
S57. 10. 18~ S57. 10. 21	戦闘機戦闘訓練	第2・第3航空団	第18戦術戦闘航空団（嘉手納）
S58. 10. 10~ S58. 10. 13	戦闘機戦闘訓練	第2・第3航空団、北部航空警戒管制団	第18戦術戦闘航空団（嘉手納）
S59. 4. 2~ S59. 4. 5	戦闘機戦闘訓練	第2・第3航空団、北部航空警戒管制団	第49戦術戦闘航空団（ニューメキシコ）
S59. 11. 12~ S59. 11. 15	戦闘機戦闘訓練、 援護戦闘訓練	第2・第3・第6・第7航空団、偵察航空隊	第18戦術戦闘航空団（嘉手納）、第1海兵航空団（岩国）
S60. 12. 12~ S60. 12. 17	戦闘機戦闘訓練、防空訓練、航空偵察訓練	第2・第3航空団、偵察航空隊、北部航空警戒管制団、臨時警戒航空隊	第18戦術戦闘航空団（嘉手納）、第432戦術戦闘航空団（三沢）
S61. 3. 11~ S61. 3. 13	戦闘機戦闘訓練	第2・第3航空団、北部航空警戒管制団	第432戦術戦闘航空団（三沢）、第632戦術管制隊（嘉手納）
S61. 6. 2~ S61. 6. 6	戦闘機戦闘訓練	第2・第3航空団、北部航空警戒管制団	第432戦術戦闘航空団（三沢）、第632戦術管制隊（嘉手納）
S62. 5. 11~ S62. 5. 15	防空戦闘、異機種対戦闘機戦闘、艦隊防空、航空偵察、艦艇攻撃	第2・第3航空団、偵察航空隊、警戒航空隊、第3高射群、北部航空警戒管制団	第18戦術戦闘航空団（嘉手納）、第388戦術戦闘団（ミナモト空軍基地）、第632戦術管制隊（嘉手納）、第961空中警戒飛行隊（嘉手納）、第432戦術戦闘航空団（三沢）
S62. 8. 31~ S62. 9. 1	防空戦闘、艦艇防空、航空偵察、艦艇攻撃	第2・第3航空団、偵察航空隊、警戒航空隊、北部航空警戒管制団、総隊司令部飛行隊	第632戦術管制隊（嘉手納）、第961空中警戒飛行隊（嘉手納）、第432戦術戦闘航空団（三沢）
S62. 10. 5~ S62. 10. 8	調整要領及び部隊運用について演練	全部隊、全機関及び航空幕僚監部	在日米空軍司令部、第3・第8及び第432各戦術戦闘航空隊
S63. 5. 11~ S63. 5. 20	防空戦闘、異機種対戦闘機戦闘、航空偵察	第2・第3航空団、偵察航空隊、警戒航空隊、北部航空管制団、総隊司令部飛行隊	第18戦術戦闘航空団（嘉手納）、第3戦術戦闘団（ワイルド）、第632戦術管制隊（嘉手納）、第961空中警戒飛行隊（嘉手納）、第432戦術戦闘航空団（三沢）、第1海兵航空団（岩国）、第132戦術戦闘航空団（アワイ州）
S63. 7. 1~ S63. 7. 2	異機種戦闘機戦闘、艦艇攻撃	第2・第3航空団、警戒航空隊、北部航空警戒管制団	空母第15航空団
S63. 10. 5~ S63. 10. 9	調整要領及び部隊運用について演練	航空総隊、保安管制気象団、航空救難団、中央通信群、飛行教育集団の一部、術科教育本部の一部、航空資料作業隊	第5空軍司令部、第18・第432戦術戦闘航空団 等
H 1. 9. 25~ H 1. 10. 4	調整要領及び部隊運用について演練	航空総隊、航空支援集団、航空教育集団の一部	第5空軍司令部、第3・第18・第432戦術戦闘航空団 等
H 1. 10. 6~ H 1. 10. 13	異機種戦闘機戦闘、防空戦闘、要撃戦闘	第2・第3航空団、警戒航空隊、警戒航空団、北部航空警戒管制団、総隊司令部飛行隊、第3・第6高射群	第5空軍司令部、第3・第18・第432戦術戦闘航空団 等
H 2. 5. 11	援護戦闘、要撃戦闘、異機種戦闘機戦闘	第2・第3航空団、警戒航空隊、北部航空警戒管制団	第432戦術戦闘航空団
H 2. 6. 21~ H2. 6. 22 (中止)	艦艇攻撃、要撃戦闘、異機種戦闘機戦闘	第2・第3航空団、警戒航空隊、偵察航空隊、北部航空警戒管制団	空母艦載機
H 2. 7. 24	異機種戦闘機戦闘、要撃戦闘	第2・第3・第5航空団、警戒航空隊の一部、偵察航空隊、北部航空警戒管制団、総隊司令部飛行隊	第432戦術戦闘航空団
H 2. 6. 21 (中止)	救助訓練	航空救難団飛行群千歳救難隊	第432戦術戦闘航空団
H 2. 9. 14	要撃戦闘、異機種対戦闘機戦闘	第2・第3航空団、北部航空警戒管制団	第432戦術戦闘航空団、第632戦術管制隊
H 2. 10. 9~ H 2. 10. 17	調整要領及び部隊運用について演練	全部隊、全機関及び航空幕僚監部	在日米空軍司令部、第432各戦術戦闘航空隊、第18戦術戦闘航空団、第12海兵航空群 等
H 2. 11. 30	要撃戦闘、異機種対戦闘機戦闘	第2・第3航空団、警戒航空隊、北部航空警戒管制団	第432戦術戦闘航空団、第632戦術管制隊
H 3. 8. 29	防空戦闘	第2・第3航空団、警戒航空隊、偵察航空隊、北部航空警戒管制団、航空総隊司令部飛行隊、第3高射群、第1基地防空群	第432戦術戦闘航空団、第632戦術管制隊
H 3. 10. 3~ H 3. 10. 11	調整要領及び部隊運用について演練	航空総隊、航空支援集団、航空教育集団の一部、中央航空通信群、航空資料作業隊	第5空軍司令部、第18・第432・第132の各戦術戦闘航空団 等

(「(3) 他国との共同訓練(航空自衛隊関係)」の続き)

期 間	訓 練 内 容	日 本 側	米 軍 側
H 3. 10. 14~ H 3. 10. 18	異機種戦闘機戦闘	第2・第3航空団、北部航空警戒管制団	第432戦術戦闘航空団、第18戦術戦闘航空団、第1海兵航空団、第961空中警戒飛行隊、第632戦術管制隊、第132戦術戦闘航空団
H 4. 9. 9 (中止)	防空戦闘	第2・第3航空団、警戒航空隊、北部航空警戒管制団、第3高射群、第1基地防空群	第432戦術戦闘航空団、第632戦術管制隊
H 4. 10. 5~ H 4. 10. 12	防空作戦、艦隊防空及び基地防衛等	航空総隊、航空支援集団、航空教育集団の一部、中央航空通信群、航空資料作業隊	第18・第432の各戦術戦闘航空団等
H 4. 11. 4~ H 4. 11. 6	異機種対戦闘機戦闘、再発進準備	第2・第3航空団、北部航空警戒管制団	第5空軍司令部、第3・第18航空団、第1海兵航空団
H 5. 9. 16	防空戦闘	北部航空方面隊司令部、第2航空団、警戒航空隊、偵察航空隊、北部航空警戒管制団、第3・第6高射群、第1基地防空群	第432戦闘航空団、第632戦術管制隊
H 5. 10. 5~ H 5. 10. 8	防空戦闘	概ね全部隊、全機関及び航空幕僚監部	第432戦闘航空団、第18航空団
H 5. 11. 1~ H 5. 11. 13	異機種対戦闘機戦闘、防空戦闘、航空輸送、再発進準備	北部航空方面隊司令部、第2・第3航空団、警戒航空隊、偵察航空隊、北部航空警戒管制団、第3・第6高射群、第1基地防空群	第5空軍司令部、第18航空団、第432戦闘航空団、第374空輸航空団(横田)、第1海兵航空団(岩国)、第363戦闘航空団(サカロウ州ジョ基地)
H 6. 10. 26	防空戦闘	北部航空方面隊司令部、第2・第3航空団、警戒航空隊、北部航空警戒管制団、第6高射群	第35戦闘航空団、第632戦術管制隊
H 6. 11. 5~ H 6. 11. 12 (前段)	急速錬成間における対戦闘機戦闘、防空作戦	航空総隊、航空支援集団、航空教育集団	第5空軍司令部、第18航空団、第35戦闘航空団、第354戦闘航空団
H 6. 11. 20~ H 6. 11. 22 (後段)	航空阻止、艦隊防空、航空輸送、再発進準備	中央航空通信群、補給本部等	第12海兵航空群、第5空母航空団
H 7. 11. 2~ H 7. 11. 18	異機種対戦闘機戦闘、防空戦闘、航空輸送、再発進準備	北部航空方面隊司令部、第2・第3航空団、警戒航空隊、偵察航空隊、北部航空警戒管制団、第3・第6高射群	第5空軍司令部、第18航空団、第35戦闘航空団、第354戦闘航空団、機動空軍、第1海兵航空団、第5空母航空団
H 9. 11. 1~ H 9. 11. 15	防空戦闘、戦闘機戦闘、再発進準備訓練	北部航空方面隊司令部、第2・第3航空団、警戒航空隊、偵察航空隊、北部航空警戒管制団、第3・第6高射群	第5空軍司令部、第18航空団、第35戦闘航空団、第8戦闘航空団、第374空輸航空団、第82偵察航空隊、第43電子戦飛行隊、第168空中給油航空団、第12海兵航空群、第5空母航空団
H11. 11. 3~ H11. 11. 20	防空戦闘、戦闘機戦闘、再発進準備訓練	北部航空方面隊司令部、第2・第3航空団、警戒航空隊、偵察航空隊、北部航空警戒管制団、第3・第6高射群	第5空軍司令部、第18航空団、第35戦闘航空団、第8戦闘航空団、第374空輸航空団、第82偵察航空隊、第12海兵航空群、第36海兵航空群、西太平洋艦隊航空部隊
H13. 2. 23	防空戦闘	北部航空方面隊司令部、第2・第3航空団、北部航空警戒管制団、第3・第6高射群及び警戒航空隊	第35戦闘航空団
H13. 6. 4~ H13. 6. 26	防空戦闘、戦闘機戦闘、再発進準備訓練	第2航空団、警戒航空隊	第35戦闘航空団、第18航空団、第1海兵航空団
H14. 3. 12~ H14. 3. 20	防空戦闘、戦闘機戦闘、再発進準備訓練	北部航空方面隊司令部、第2・第3航空団、北部航空警戒管制団、第3・第6高射群及び警戒航空隊	第35戦闘航空団
H14. 10. 29~ H14. 10. 30	防空戦闘、戦闘機戦闘	北部航空方面隊司令部、第2・第3航空団、北部航空警戒管制団、第3・第6高射群及び警戒航空隊	第35戦闘航空団
H15. 3. 6~ H15. 3. 7	防空戦闘訓練	北部航空方面隊司令部、第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、警戒航空隊	第35戦闘航空団(三沢)
H15. 5. 7~ H15. 5. 16	防空戦闘訓練、戦闘機戦闘訓練 (コ-ブ ノ-ス)	北部航空方面隊司令部、第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、警戒航空隊	第5空軍司令部、第35戦闘航空団、第961空中航空管制飛行隊、第909空中給油飛行隊、第36輸送飛行隊
H15. 5. 22~ H15. 6. 30	防空戦闘訓練、基地防空訓練、戦術空輸訓練 (コ-ブ サンダー)	航空総隊、航空支援集団	

第2章 防衛施設の概要

(「(3) 他国との共同訓練(航空自衛隊関係)」の続き)

期 間	訓 練 内 容	日 本 側	米 軍 側
H15. 8. 28~ H15. 8. 29	防空戦闘訓練	北部航空方面隊司令部、第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、第6高射群	第35戦闘航空団(三沢)
H16. 2. 3~ H16. 2. 4	防空戦闘訓練	北部航空方面隊司令部、第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、警戒航空隊	第35戦闘航空団(三沢)
H16. 7. 5~ H16. 8. 6	防空戦闘訓練、基地防空訓練 (コフ・サンダー)	航空総隊	
H17. 2. 23~ H17. 2. 24	防空戦闘訓練	北部航空方面隊司令部、第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第6高射群、警戒航空隊	第35戦闘航空団(三沢)
H17. 5. 9~ H17. 5. 17	防空戦闘訓練、戦闘機戦闘訓練	北部航空方面隊司令部、第2航空団、北部航空警戒管制団、警戒航空隊	第35戦闘航空団(三沢)
H17. 5. 25~ H17. 7. 1	防空戦闘訓練、基地防空訓練 (コフ・サンダー)	航空総隊	
H18. 2. 6~ H18. 2. 10	防空戦闘訓練、戦闘機戦闘訓練	南西航空混成団司令部、第83航空隊、第2航空団、第6航空団、南西航空警戒管制隊、警戒航空隊、第5高射群	第18航空団(嘉手納)
H18. 2. 15~ H18. 2. 16	防空戦闘訓練、戦闘機戦闘訓練	北部航空方面隊司令部、第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、警戒航空隊、第3高射群、第6高射群	第35戦闘航空団(三沢)
H20. 2. 25~ H20. 2. 28	戦闘機戦闘訓練 等 (在日米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団、北部航空警戒管制団 F-15×4機	海兵第12飛行大隊所属派遣海軍部隊(岩国)、FA-18×4機 米軍要員13名
H20. 3. 10~ H20. 3. 13	防空戦闘訓練、戦闘機戦闘訓練 等	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、第6高射群、警戒航空隊	第35戦闘航空団(三沢)
H20. 5. 12~ H20. 5. 16	防空戦闘訓練 等	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第6高射群、警戒航空隊	第35戦闘航空団(三沢)
H20. 5. 28~ H20. 6. 26	防空戦闘訓練、基地防空訓練 (レット・フラッグ・アスカ)	航空総隊	
H20. 12. 8~ H20. 12. 12	戦闘機戦闘訓練 等 (在日米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団、北部航空警戒管制団 F-15×6機	第18航空団(嘉手納) F-15×5機 米軍要員74名
H21. 4. 20~ H21. 4. 23	戦闘機戦闘訓練 等 (在日米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団、北部航空警戒管制団 F-15×4機	海兵第12飛行大隊(岩国) FA-18×5機 米軍要員32名
H21. 9. 23~ H21. 10. 22	防空戦闘訓練、基地防空訓練 (レット・フラッグ・アスカ)	航空総隊	
H22. 4. 22~ H22. 4. 26	防空戦闘訓練 等	第2航空団、北部航空警戒管制団、第6高射群、警戒航空隊	第35戦闘航空団(三沢)
H22. 11. 8~ H22. 11. 19	戦闘機戦闘訓練 等 (在日米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、F-15×8機、F-2×6機	第18航空団(嘉手納)、F-15×12機 米軍要員約170名
H23. 2. 2~ H23. 2. 3	防空戦闘訓練 等	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、警戒航空隊	第35戦闘航空団、第5空母航空団
H24. 3. 12~ H24. 3. 13	防空戦闘訓練 等	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、第6高射群	第35戦闘航空団(三沢)
H24. 9. 5~ H24. 9. 7	戦闘機戦闘訓練 等 (在日米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団、北部航空警戒管制団 F-15×8機	第12海兵航空群(岩国) FA-18×4機 米軍要員約20名
H25. 7. 8~ H25. 7. 12	戦闘機戦闘訓練 等 (在日米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団、北部航空警戒管制団 F-15×6機	第35戦闘航空団(三沢) F-16×6機 米軍要員約80名
H26. 2. 24~ H26. 2. 28	防空戦闘訓練、空中受油訓練	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、第6高射群	第35戦闘航空団(三沢) 等
H26. 6. 2~ H26. 7. 3	防空戦闘訓練、空中給油訓練及び戦術空輸訓練 (レット・フラッグ・アスカ)	航空総隊及び航空支援集団	
H27. 7. 27~ H27. 8. 28	防空戦闘訓練、空中給油訓練及び戦術空輸訓練 (レット・フラッグ・アスカ)	航空総隊及び航空支援集団	
H28. 1. 12~ H28. 1. 22	戦闘機戦闘訓練 等 (米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団、北部航空警戒管制団、警戒航空隊、F-15×6機、E2-C×1機	第12海兵航空群(岩国) FA-18×5機 米軍要員約70名

(「(3) 他国との共同訓練 (航空自衛隊関係)」の続き)

期 間	訓 練 内 容	日 本 側	米 軍 側
H28. 5. 24~ H28. 6. 24	防空戦闘訓練、空中給油訓練 及び戦術空輸訓練 (レッド・フラッグ・アラスカ)	航空総隊及び航空支援集団	
H28. 10. 17~ H28. 11. 6	日英共同訓練 (ガ・テ・イアン・ノース16)	航空総隊(北部航空方面隊) F-15戦闘機及びF-2戦闘機それ ぞれ約4機	英空軍:第2飛行隊を主とする訓練 部隊 タイフーン戦闘機4機、ホーイーヤー空中給油 輸送機、C-17 輸送機及び人員約 150~200名
H28. 12. 5~ H28. 12. 16	戦闘機戦闘訓練 等 (米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団 F-15×4機	第12海兵航空群(岩国) AV-8B×4機 米軍要員約81名
H29. 5. 25~ H29. 7. 1	防空戦闘訓練、空中給油訓練 及び戦術空輸訓練 (レッド・フラッグ・アラスカ)	航空総隊及び航空支援集団	
H30. 4. 23~ H30. 4. 27	戦闘機戦闘訓練 等 (米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団、北部航空警戒管制団 F-15×4機	第35戦闘航空団(三沢) F-16×6機 米軍要員約100名
H30. 9. 5~ H30. 9. 30 ※胆振東部地 震により中止	日豪共同訓練 (武士道ガ・テ・イアン18)	航空総隊(北部航空方面隊) F-15戦闘機及びF-2戦闘機	豪空軍:第81航空団第77飛行隊を 主とする訓練部隊 F/A-18A/B戦闘機7機、KC-30空中給 油機1機、C-17輸送機3機及び人員 約120名
R 1. 9. 11~ R 1. 10. 8	日豪共同訓練 (武士道ガ・テ・イアン19)	航空総隊(北部航空方面隊) F-15戦闘機10機及びF-2戦闘機3機	豪空軍:第81航空団第77飛行隊を 主とする訓練部隊 F/A-18A/B戦闘機7機、KC-30空中給 油機1機、C-17輸送機1機、C-130J輸 送機1機及び人員約150名
R 2. 8. 24~ R 2. 8. 28	戦闘機戦闘訓練 等 (米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団、第1輸送航空隊、第2輸 送航空隊、第3輸送航空隊 F-15×8機、C-130×1機、C-1×1機、 C-2×1機	第18航空団(嘉手納)、第35戦闘航 空団(三沢) F-15×6機、F-16×6機
R 3. 1. 18~ R 3. 2. 28	防空戦闘訓練、戦術空輸訓練 等(コーフ・ノース21)	第2航空団、第8航空団、警戒航空団 、第3輸送航空隊、F-15×6機、F- 2×3機、E-767×1機、C-2×1機	
R 3. 6. 1~ R 3. 7. 3	防空戦闘訓練、戦術攻撃訓練 等(レッド・フラッグ・アラスカ)	航空総隊	
R 3. 9. 13~ R 3. 9. 22	戦闘機戦闘訓練、航空救難訓 練 等 (米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団、航空救難団 F-15×12 機、U-125A×1 機 UH- 60J×1機	第18航空団(嘉手納) F-15×12機、E-3C×1機
R 4. 1. 19~ R 4. 3. 4	防空戦闘訓練、戦術攻撃訓練 等(コーフ・ノース22)	第2航空団、第8航空団、航空戦術教 導団、航空救難団、警戒航空団 F-15×6機、F-2×6機、U-125A×1機 、UH-60J×1 機、E-767×1 機、KC- 767×1機	
R 5. 5. 26~ R 5. 7. 1	防空戦闘訓練、戦術攻撃訓練 等(レッド・フラッグ・アラスカ)	航空総隊及び航空支援集団	
R 5. 9. 26~ R 5. 10. 4	戦闘機戦闘訓練、空対地射爆 撃訓練 等 (米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団 F-15×8機	第35戦闘航空団(三沢)、第18航空 団(嘉手納) F-16×12機、E-3G×1機
R 6. 7. 19~ R 6. 7. 20	日独西共同訓練	第2航空団 F-15×4機	ユーロファイター戦闘機×3機、A400M輸送 機×2機、 A321輸送機×1機 人員 約80名
R 6. 7. 22~ R 6. 7. 25	日独共同訓練 (ニッホ・ンス・カイス 24)	第2航空団 F-15×4機	独空軍:ユーロファイター戦闘機×8 機、 A400M輸送機×3 機、A330MRTT 空中 給油機×4 機、A321 輸送機×1 機、 人員 約 180 名 西空軍:ユーロファイター戦闘機×4 機、 A400M輸送機×2機、人員 約 150 名
R 6. 10. 21~ R 6. 11. 1	戦闘機戦闘訓練 等 (米軍再編に係る訓練移転)	第2航空団 F-15×12機	第35戦闘航空団(三沢) F-16×12機
R 7. 6. 12~ R 7. 6. 28	防空戦闘訓練、戦術攻撃訓練 等(レッド・フラッグ・アラスカ)	第9航空団、警戒航空団、第1輸送航 空隊	
R 7. 7. 9~ R 7. 8. 4	防空戦闘訓練 等 (レゾリュート・フォース・パシフィック)	航空総隊、航空支援集団、航空教育 集団等	太平洋空軍、在日米軍等

(4) 自衛隊統合演習

期 間	訓 練 内 容	実 施 場 所	主要参加部隊
H20. 11. 10~ H20. 11. 17	統合輸送統制	市ヶ谷駐屯地	統合幕僚監部、各幕僚監部、自衛艦隊、航空支援集団
	機動展開	九州周辺海・空域並びに九州地区の港湾及び航空基地	東部方面隊、西部方面隊、自衛艦隊、航空支援集団
	島嶼侵攻対処	日出生台演習場、霧島演習場及び同周辺空域	東部方面隊、西部方面隊、航空総隊
	航空作戦（防空作戦等）	日本周辺海・空域及び基地等	航空総隊、航空支援集団、航空教育集団
H21. 11. 5~ H21. 11. 11	島嶼部の防衛 統合輸送 不法行動等対処	主要参加部隊の所在地、演習場及び訓練海・空域を中心に、主として九州地区	統合幕僚監部及び各幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
H23. 11. 14~ H23. 11. 18	島嶼部の防衛を含む各種行動	日本周辺海・空域及び基地等（主として九州南西・沖縄方面）	統合幕僚監部及び各幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
H24. 1. 11~ H24. 1. 31	日米共同運用に係る指揮幕僚活動	市ヶ谷駐屯地、在日米軍横田基地その他参加部隊等の所在地	統合幕僚監部、各幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、米軍
H24. 7. 16~ H24. 7. 20	首都直下地震発生時における指揮幕僚活動	市ヶ谷駐屯地、朝霞駐屯地、その他参加部隊等の所在地、官邸、中央号庁5号館、東京都庁	統合幕僚監部、内局、各幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、関係省庁、東京都庁、米軍
H25. 7. 1~ H25. 7. 5	南海トラフ巨大地震発生時における指揮幕僚活動	市ヶ谷駐屯地、朝霞駐屯地、その他参加部隊等の所在地、官邸、中央号庁5号館	統合幕僚監部、内局、各幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、関係省庁、米軍
H25. 11. 1~ H25. 11. 18	島嶼部の防衛における一連の行動	我が国周辺海・空域及び基地等（主として九州・沖縄方面）	統合幕僚監部及び情報本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊
H27. 1. 26~ H27. 1. 30	自衛隊統合演習（指揮所演習）	市ヶ谷駐屯地、参加部隊等の所在地	内部部局、各幕僚監部及び情報本部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、共同の部隊及び機関
H27. 10. 23~ H27. 11. 13	自衛隊統合演習（実動演習）	我が国周辺海空域、自衛隊駐屯地・基地及び米軍基地並びに同周辺地域	統合幕僚監部、各幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、共同の部隊及び機関
H29. 11. 6~ H29. 11. 24	自衛隊統合演習（実動演習）	沼津海兵訓練場、種子島及び対馬周辺区域、自衛隊施設並びに我が国周辺海空域	統合幕僚監部、各幕僚監部、陸上自衛隊、海上自衛隊、航空自衛隊、共同の部隊及び機関
R 1. 11. 11~ R 1. 11. 21	自衛隊統合演習（実動演習）	種子島、我が国周辺海空域、自衛隊施設及び在日米軍射爆撃場	統合幕僚監部、各幕僚監部、陸上自衛隊（陸上総隊、各方面隊等）、海上自衛隊（自衛艦隊、呉地方隊等）、航空自衛隊（航空総隊、航空支援集団等）、共同の部隊（自衛隊通信システム隊、自衛隊中央病院等）
R 3. 11. 19~ R 3. 11. 30	自衛隊統合演習（実動演習）	種子島、津多羅島、自衛隊施設及び在日米軍射爆撃場並びに我が国周辺海空域等	統合幕僚監部、各幕僚監部、情報本部、陸上自衛隊（陸上総隊、各方面隊等）、海上自衛隊（自衛艦隊、各地方隊等）、航空自衛隊（航空総隊、航空支援集団等）、共同の部隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊指揮通信システム隊）、米軍（第7艦隊、第3海兵機動展開部隊、太平洋空軍）
R 5. 11. 10~ R 5. 11. 20	自衛隊統合演習（実動訓練）	自衛隊施設、在日米軍施設及び区域、民間空港・港湾、川崎市、柏崎市、御前崎市、唐津市、佐世保市、諫早市、対馬市、壱岐市、奄美市、奥尻町、東通村、檜葉町、東海村、大和村、徳之島町、天城町、伊仙町、与那国町、我が国周辺海空域	統合幕僚監部、各幕僚監部、情報本部、陸上自衛隊（陸上総隊、各方面隊等）、海上自衛隊（自衛艦隊、各地方隊等）、航空自衛隊（航空総隊、航空支援集団等）、共同の部隊（自衛隊情報保全隊、自衛隊サイバー防衛隊）、米軍（太平洋陸軍、太平洋艦隊、太平洋空軍、太平洋海兵隊、在日米軍）

(「(4) 自衛隊統合演習」の続き)

期 間	訓 練 内 容	実 施 場 所	主 要 参 加 部 隊
R 7.10.20~ R 7.10.31	自衛隊統合演習 (実動訓練)	自衛隊施設、在日米軍施設及び区域、 民間空港・港湾、北海道留萌市及び苫 小牧市、宮城県仙台市、新潟県佐渡市 、愛知県蒲郡市、京都府舞鶴市、宮津 市、京丹後市及び与謝郡伊根町、和歌 山県西牟婁郡白浜町、高知県須崎市、 福岡県京都郡みやこ町、佐賀県唐津 市、長崎県佐世保市、大村市、対馬市 、壱岐市、五島市、南島原市、東彼杵 郡川棚町及び南松浦郡新上五島町、 大分県中津市及び杵築市、鹿児島県 奄美市、熊毛郡中種子町、熊毛郡南種 子町、大島郡大和村、大島郡宇検村、 大島郡瀬戸内町、大島郡和泊町及び 大島郡知名町並びに沖縄県石垣市、 名護市、国頭郡国頭村、島尻郡渡名喜 村、八重山郡竹富町及び八重山郡与 那国町、我が国周辺海空域	統合幕僚監部、各幕僚監部、情報本 部、陸上自衛隊（陸上総隊、各方面隊 等）、海上自衛隊（自衛艦隊、各地方 隊等）、航空自衛隊（航空総隊、航空 支援集団等）、共同の部隊（統合作戦 司令部、自衛隊情報保全隊、自衛隊サ イバー防衛隊、自衛隊海上輸送群等） 米陸軍（太平洋陸軍、太平洋艦隊、太 平洋空軍、太平洋海兵隊、在日米軍）、 豪軍（国防軍統合作戦本部等）

(5) 航空総隊総合演習

期 間	演習名
S59. 8. 27 ~ S59. 8. 29	北部航空方面隊演習
S59. 10. 8 ~ S59. 10. 9	航空自衛隊総合演習
S60. 8. 27 ~ S60. 8. 28	北部航空方面隊演習
S60. 9. 13 ~ S60. 9. 20	航空総隊総合演習
S61. 5. 29	航空総隊演習
S61. 7. 10 ~ S61. 7. 12	北部航空方面隊演習
S61. 9. 22 ~ S61. 9. 30	航空総隊総合演習
S62. 8. 31 ~ S62. 9. 2	北部航空方面隊演習
S62. 9. 23 ~ S62. 10. 8	航空総隊総合演習
S63. 9. 13 ~ S63. 9. 14	北部航空方面隊演習
S63. 9. 29 ~ S63. 10. 15	航空総隊総合演習
H 1. 8. 29 ~ H 1. 9. 1	北部航空方面隊演習
H 1. 9. 21 ~ H 1. 10. 12	航空総隊総合演習
H 2. 7. 23 ~ H 2. 7. 25	北部航空方面隊演習
H 2. 10. 3 ~ H 2. 10. 24	航空総隊総合演習

※S59～H2については、文書が残っていないため、詳細については不明。

期 間	演習名	訓練内容	訓練場所	主要参加部隊等
H 3. 8. 28~ H 3. 8. 29	北部航空方面 隊総合演習	各種状況下の防空戦闘	千歳基地、三沢基地 及び(B)・(C)訓練空 域並びに同周辺空域	第2航空団約40機、第3航空団約40機、 北部航空警戒管制団、第3高射群、第6 高射群、第1基地防空群、北部航空施 設隊、偵察航空隊等
H 3. 9. 27~ H 3. 10. 12	航空総隊総合 演習	部隊の機動展開、急速練成 防空作戦、艦隊防空、基地防 衛等	日本全域(空・海域) 及びその周辺	航空総隊、航空支援集団、航空教育集 団の一部、中央航空通信群及び航空 資料作業隊 人員約32,000名 航空機約520機
H 4. 9. 8~ H 4. 9. 9	北部航空方面 隊総合演習	防空戦闘	東北及び北海道の訓 練空域	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒 管制団、第3高射群、第6高射群、第1基 地防空群、北部航空施設隊
H 4. 10. 1~ H 4. 10. 16	航空総隊総合 演習	防空作戦、艦隊防空、基地防 衛等	日本全域及びその周 辺(臨時訓練空域を 含む)	航空総隊、航空支援集団、航空教育集 団の一部、中央航空通信群及び航空 資料作業隊 人員約31,000名 航空機 約500機
H 5. 9. 29~ H 5. 10. 12	自衛隊統合演 習(実動演習)	防空戦	我が国及び我が国周 辺海・空域(臨時に設 定された空域を含む)	航空幕僚監部及び概ね全部隊・全機 関 人員約46,000名 航空機約570機
(前段) H 6. 11. 1~ H 6. 11. 12 (後段) H 6. 11. 18~ H 6. 11. 25	航空総隊総合 演習	作戦準備間における各種活 動、各種航空作戦及び支援 活動、陸上自衛隊(高射特科 部隊)との協同、海上自衛隊 との協同	日本全域及び日本周 辺空域	航空総隊、航空支援集団、航空教育集 団、中央航空通信群、補給本部等 人員約31,000名 航空機約500機
H 7. 9. 28~ H 7. 10. 12	航空総隊総合 演習	作戦準備間における各種活 動、各種航空作戦及び支援 活動、陸上自衛隊との協同 及び海上自衛隊との協同	日本全域及び日本周 辺空域	航空総隊、航空支援集団、航空教育集 団、中央航空通信群、補給本部等 人員約31,000名 航空機約500機
H 8. 11. 26~ H 8. 12. 10	航空自衛隊総 合演習	情勢に応ずる各総司令部活 動、作戦準備間における各 種活動、各種航空作戦及び 支援活動、陸上自衛隊との 協同、海上自衛隊との協同	日本全域及びその周 辺	航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集 団、航空教育集団等 人員約45,000名 航空機約630機
H 9. 9. 16~ H 9. 10. 6	航空総隊総合 演習	作戦準備間における各種活 動、各種航空作戦及びこれ に伴う後方活動、陸上自衛 隊との協同、海上自衛隊と の協同	日本全域及びその周 辺	航空総隊、航空支援集団、航空教育集 団、中央航空通信群、補給本部等 人員約27,000名 航空機約320機
H10. 5. 25~ H10. 6. 5	航空総隊戦技 競技会	4対4対戦闘機戦闘、戦闘航 法及び対地攻撃	千歳基地、三沢基地、 B空域及び同周辺空 域	
H10. 9. 24~ H10. 10. 13	航空総隊総合 演習	各級指揮官等の情勢判断及 び部隊運用、作戦準備間 における各種活動、各種航空 作戦及びこれに伴う後方活 動、陸上自衛隊との協同、海 上自衛隊との協同	日本全域及びその周 辺	航空総隊、航空支援集団、航空教育集 団、中央航空通信群、補給本部等 人員約26,000名 航空機約290機

(「(5) 航空総隊総合演習」の続き)

期 間	演習名	訓練内容	訓練場所	主要参加部隊等
(前段) H11. 9. 16~ H11. 9. 18 (後段) H11. 11. 15~ H11. 11. 29	航空総隊総合演習	情勢緊迫段階における司令部活動、各種航空作戦及びこれに伴う後方活動、陸上自衛隊との協同、海上自衛隊との協同	日本全域及びその周辺	航空総隊、航空支援集団、中央航空通信群、補給本部等 人員約33,000名 航空機約380機
H12. 6. 12~ H12. 6. 23	航空総隊戦技競技会	要撃戦闘、航空阻止	千歳基地及び三沢基地並びにB空域	
H12. 11. 6~ H12. 11. 20	航空自衛隊総合演習	防空(対航空、航空阻止、近接航空支援)、航空輸送、航空救難、基地防衛、各種後方活動など	我が国及びその周辺	航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集团、航空開発集団、航空システム通信隊、補給本部等 人員約44,000名 航空機約650機
H14. 11. 11~ H14. 11. 22	航空総隊総合演習		我が国及びその周辺	航空総隊、航空支援集団、航空システム通信隊、補給本部等 航空機約430機
H15. 10. 6~ H15. 10. 17	航空自衛隊総合演習	指揮所演習、実動演習	我が国及びその周辺	航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集团、航空開発実験集団、航空システム通信隊、補給本部等 航空機約620機
H17. 11. 14~ H17. 11. 25	航空総隊統合演習		日本全域及びその周辺	航空総隊、航空支援集団及び航空システム通信隊 航空機約300機
H18. 11. 6~ H18. 11. 17	航空総隊総合訓練		日本全域及びその周辺	航空幕僚監部、航空総隊、航空支援集団、航空教育集团、航空開発実験集団、航空システム通信隊、航空安全管理隊、航空警務隊、航空中央音楽隊、航空中央業務隊、航空自衛隊幹部学校、航空自衛隊補給本部、自衛隊三沢病院、自衛隊岐阜病院及び自衛隊那覇病院、航空機 約300機
H22. 5. 20~ H22. 6. 3	航空総隊戦技競技会		千歳基地、三沢基地及び同周辺空域	
H22. 10. 12~ H22. 10. 15	北部航空方面隊総合演習	防空、異機種再発進、基地防衛、基地防空	千歳基地、三沢基地及び同周辺空域並びに三沢東方空域及び秋田西方空域等	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、第6高射群、北部航空施設隊
H24. 10. 22~ H24. 10. 25	北部航空方面隊総合演習	不法航空活動対処、機動展開、戦術攻撃、基地警備	千歳基地、三沢基地及び同周辺空域並びに三沢東方空域及び秋田西方空域等	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、第6高射群、北部航空施設隊、北部航空音楽隊
H25. 6. 3~ H25. 6. 5	北部航空方面隊総合演習	防空戦闘等	千歳基地、三沢基地及び同周辺空域並びに三沢東方空域及び秋田西方空域等	第2航空団、第3航空団、北部航空警戒管制団、第3高射群、第6高射群、北部航空施設隊、北部航空音楽隊
H25. 9. 24~ H25. 10. 11	航空総隊戦技競技会(戦闘機部隊)		三沢基地、百里基地及び同周辺空域	
H28. 9. 2~ H28. 9. 12	航空総隊総合戦術訓練	防空戦闘訓練等	航空自衛隊各基地及び訓練空域	各方面隊等、航空救難団、航空戦術教導団、偵察航空隊、警戒航空隊、航空支援集団
H30. 10. 18~ H30. 10. 26	航空総隊総合訓練	実動訓練	航空自衛隊各基地等及び海上自衛隊鹿屋航空基地並びに我が国周辺海空域等	航空総隊、航空支援集団、航空教育集团、航空開発実験集団、補給本部
R 1. 10. 26~ R 1. 11. 21	航空総隊総合訓練	実動訓練	航空自衛隊各基地等及び我が国周辺海空域等	航空総隊、航空支援集団、航空教育集团、航空システム通信隊
R 2. 10. 19~ R 2. 11. 10	航空総隊総合訓練	実動訓練	航空自衛隊各基地等、海上自衛隊鹿屋航空基地等	航空総隊、航空支援集団、航空教育集团、航空開発実験集団、航空システム通信隊及び補給本部
R 3. 11. 10~ R 3. 11. 23	航空総隊総合訓練	実動訓練	自衛隊施設等及び周辺空域	航空総隊、航空支援集団
R 4. 10. 26~ R 4. 11. 19	航空総隊総合訓練	実動訓練	自衛隊基地及び我が国周辺空域等	航空総隊、航空支援集団

9 自衛隊の災害派遣

自衛隊は、自衛隊法第83条関連の法律に基づき、都道府県知事の要請等によって災害派遣を実施しています。

千歳市に所在する基地等関係分の災害派遣の実績としては、以下のとおりです。

(表 2-1) 陸上自衛隊における災害派遣

年	月 日	派遣内容	備 考
昭和28年 (1953)	6 月	山口県王喜村松尾の土砂崩れのため災害派遣	
	7 月	同厚狭地区災害派遣	
36年(1961)	7月25日	道央地区集中豪雨に伴う災害派遣	
	10月	台風23号による幌別地区災害派遣	
38年(1963)	2月1日	北陸・上信越地方豪雪に伴う災害派遣	
	5月19日	島松山火災に伴う災害派遣	
39年(1964)	5月16日	千歳飛行場南側付近火災に伴う災害派遣	
40年(1965)	2月23日	夕張市炭鉱爆発に伴う災害派遣	
	9月11日	台風23号により千歳市美苗地区に災害派遣	台風23号により、住家浸水133戸、農地被害311ha、美苗地区2人死亡
	9月18日	台風24号に伴う災害派遣	
44年(1969)	2月4日	千歳・苫小牧地区豪雪に伴う災害派遣	
45年(1970)	3月16日	美苗地区砥石山雪崩による人命救助災害派遣	
49年(1974)	8月1日	長沼町における行方不明者の捜索に伴う災害派遣	水難救助
50年(1975)	8月23日 ～8月26日	台風6号豪雨による千歳川氾濫のため祝梅中央地区に災害派遣(連隊主力)	台風6号により、ケヌフチ川が決壊 被害額：3億9,500万円
51年(1976)	8月7日	長期干ばつに伴う災害派遣	祝梅・中央・泉郷地区
52年(1977)	8月7日 ～9月28日	有珠山噴火に伴う災害派遣	
	10月	支笏湖畔山火事災害派遣	
53年(1978)	10月16日	有珠山噴火に伴う虻田地区泥流排除災害派遣	
56年(1981)	8月4日	台風15号に伴う集中豪雨により災害派遣	南幌町・夕張市・門別町・静内町・浦河町
	8月14日 ～8月21日	千歳川水系の河川氾濫のため釜加、泉郷、ママチ、根志越及び中央長都の各地区に災害派遣	500年に一度の大雨被害 農業が壊滅的被害 被害額：11億155万円
57年(1982)	3月21日	浦河沖地震に伴う災害派遣	
58年(1983)	9月3日 ～9月5日	カムイ岳における行方不明者捜索に伴う災害派遣	
	9月25日	登別市、室蘭市における集中豪雨に伴う災害派遣	
62年(1987)	8月24日 ～8月25日	北海道大演習場における行方不明者捜索に伴う災害派遣	
平成4年 (1992)	8月10日	夕張市、穂別町、門別町における水害に伴う災害派遣	台風10号
7年(1995)	1月28日	阪神淡路大震災に入浴支援隊として災害派遣	兵庫県南部
	8月11日 ～8月12日	静内町災害派遣	給水支援
9年(1997)	6月14日	苫小牧市錦岡沖油除去災害派遣	
12年(2000)	3月29日 ～7月24日	有珠山噴火に伴う災害派遣	23年ぶりの噴火に伴い、17,000人が緊急避難
13年(2001)	9月11日 ～9月13日	門別町ほか台風15号に伴う災害派遣	
15年(2003)	8月10日 ～8月19日	平取町、門別町、新冠町ほか台風10号に伴う災害派遣	
	9月26日 ～9月27日	十勝沖地震(震度5弱)浦河町に災害派遣	給水支援
20年(2008)	2月24日	千歳市長都地区雪害による災害派遣	車両約50台の救出等実施
21年(2009)	5月19日 ～5月21日	登別市上登別町における行方不明者捜索	
	7月21日	千歳市風不死岳における行方不明者捜索	
22年(2010)	7月5日	恵庭市桜森における行方不明者捜索に伴う災害派遣	北海道大演習場近傍での山菜採りによる行方不明者捜索
23年(2011)	3月12日	日高及び胆振地域への救援物資輸送	東日本大震災発生当初における日高地域での物資支援活動

(「表 2-1」陸上自衛隊における災害派遣)の続き)

年	月 日	派遣内容	備 考
平成23年 (2011)	3月14日 ～6月24日	東日本大震災に伴う災害派遣 (第7生活支援隊の派遣)	東日本大震災に伴い岩手県へ第7生活支援隊(即応予備自衛官を含む)として約1,800名派遣(給食・給水支援、本部機能)
	3月18日 ～6月14日	福島県における原子力緊急事態に伴う原子力災害派遣(第7化学防護隊の派遣)	東日本大震災に伴う原子力緊急事態に対し第7化学防護隊を各部隊から増強して約60名派遣(除染、スクリーニング、モニタリング等)
	4月9日 ～5月17日	東日本大震災に伴う災害派遣における増援部隊派遣(第11普通科連隊を基幹とした多目的支援隊の派遣)	第1高射特科団に配属した多目的支援隊、第11普通科連隊を基幹として約400名派遣(行方不明者捜索、給食・給水支援、物流支援等)
	5月21日 ～5月23日	登別市釧山町における行方不明者捜索に伴う災害派遣	第71戦車連隊主力による行方不明者捜索に伴い約130名派遣
	7月13日 ～7月15日	登別市上登別町における行方不明者捜索に伴う災害派遣	第71戦車連隊主力による行方不明者捜索に伴い約140名派遣
24年 (2012)	6月11日	白老町森野地区における行方不明者捜索に伴う災害派遣	第71戦車連隊及び第13施設隊、114名を行方不明者捜索のため派遣
	11月27日 ～11月30日	暴風雪に伴う登別市大規模停電に対する避難所への救援物資の輸送及び維持管理のための災害派遣	第71戦車連隊及び第13施設隊、延べ549名を避難所への救援物資の輸送及び維持管理のため派遣
25年 (2013)	3月15日 ～3月18日	幌尻岳における航空機捜索に伴う災害派遣	第7飛行隊の航空機延べ12機をもって行方不明航空機を捜索
	5月30日	夕張市における行方不明者捜索に伴う災害派遣	第72戦車連隊75名を行方不明者捜索のため派遣
27年 (2015)	9月28日	カムイ岳における行方不明者捜索に伴う災害派遣	第7高射特科連隊41名を行方不明者捜索のため派遣
28年 (2016)	4月17日 ～5月13日	熊本地震災害派遣	第7生活支援隊(第11普通科連隊、第7特科連隊、第7後方支援連隊、第7通信大隊)が人員約390名、車両約180両をもって生活支援
28年 (2016)	5月16日 ～5月17日	新ひだか町三石川上における行方不明者捜索に伴う災害派遣	第7高射特科連隊延べ44名とヘリコプター2機をもって捜索
	7月16日 ～7月19日	恵庭岳における行方不明者捜索に伴う災害派遣	第11普通科連隊延べ182名をもって捜索
29年 (2017)	5月28日	登別市における行方不明者捜索に伴う災害派遣	第71戦車連隊及び122警務隊が人員116名、車両29両
30年 (2018)	7月9日 ～7月23日	中国・四国地方での豪雨災害に対する災害派遣	第11普通科連隊 人員30名、車両11両、 水トレーラ10両
	9月6日 ～10月14日	北海道胆振東部地震に伴う災害派遣	第7師団 人員約24,500名 他師旅団 人員約10,500名 空自人員 約1,700名 施設器材 557両
令和元年 (2019)	9月15日 ～9月23日	台風15号に伴う災害派遣(千葉県)	第7後方支援連隊 人員約50名、車両約30両をもって入浴支援
	10月14日 ～11月1日	台風19号に伴う災害派遣(福島県)	第7後方支援連隊 人員約80名、車両約30両をもって入浴支援
4年 (2022)	4月16日 ～4月19日	白老町における鳥インフルエンザ発生に伴う災害派遣	第73戦車連隊基幹(第73戦車連隊、第11普通科連隊、第7特科連隊、第7後方支援連隊、第7施設大隊)及び第13施設群人員約470名をもって養鶏場における殺処分、梱包整理及び車両積載支援等
令和5年 (2023)	3月28日 ～3月29日	千歳市における鳥インフルエンザ発生に伴う災害派遣	第11普通科連隊、第7後方支援連隊、第7高射特科連隊、第7施設大隊、第7偵察隊延べ約1,457名をもって養鶏場における殺処分、梱包整理及び車両積載支援等
	4月3日	千歳市における鳥インフルエンザ発生に伴う災害派遣	第7特科連隊延べ1,200名をもって養鶏場における殺処分、梱包整理及び車両積載支援等
	4月7日	千歳市における鳥インフルエンザ発生に伴う災害派遣	第11普通科連隊、第7後方支援連隊、第7施設大隊、第7偵察隊延べ1,057名をもって養鶏場における殺処分、梱包整理及び車両積載支援等

第2章 防衛施設の概要

(「(表 2-1) 陸上自衛隊における災害派遣」の続き)

年	月 日	派遣内容	備 考
令和6年 (2024)	1月9日 ～1月31日	能登半島地震に伴う災害派遣	第7後方支援連隊、第11普通科連隊及び 第7特科連隊延べ247名入浴支援

※太字の箇所については千歳市に係る災害派遣です。

(表 2-2) 航空自衛隊における災害派遣

年	月 日	派遣内容	備 考
昭和35年 (1960)	1月19日	えりも沖漁船遭難に伴う災害派遣	
	5月24日	道東方面津波災害派遣	
	11月25日	江差沖漁船遭難に伴う災害派遣	
36年(1961)	1月17日	十勝岳遭難者捜索に伴う災害派遣	
	5月24日	小樽沖漁船遭難に伴う災害派遣	
	7月26日	空知川中洲からの人員救出に伴う災害派遣	
	8月3日	給水セット桧山郡上ノ国村中学校へ空輸（災害派遣）	
	10月7日 ～10月9日	登別市、白老町集中豪雨の被害偵察（災害派遣）	
37年(1962)	8月4日 ～8月5日	台風9号による救援のため災害派遣（静内町、江別市）	
38年(1963)	5月20日	恵庭岳登山者遭難・救出に伴う災害派遣	
	5月27日	奥尻大火の救援のため災害派遣	
	7月27日	北日本航空セスナ行方不明に伴う災害派遣	
	8月5日	小樽沖漁船遭難に伴う災害派遣	
39年(1964)	2月13日	小樽沖油槽船遭難に伴う災害派遣	
40年(1965)	4月5日	全日空ヘリ行方不明に伴う災害派遣	
	6月25日	奥尻北方漁船遭難に伴う災害派遣	
43年(1968)	1月13日	静内沖漁船遭難に伴う災害派遣	
	4月5日 ～4月8日	北海道航空機遭難に伴う災害派遣	
44年(1969)	1月20日	定山溪雪崩遭難に伴う災害派遣	2名救出
	2月5日	留萌港貨物船座礁に伴う災害派遣	12名救出
	2月6日	豪雪孤立住民救援に伴う災害派遣	
	11月25日	苫前沖「はしけ」行方不明に伴う災害派遣	
45年(1970)	12月8日	留萌港中で貨物船座礁に伴う災害派遣	28名救出
46年(1971)	7月4日	東亜国内航空ばんだい号行方不明に伴う災害派遣	
	7月30日	全日空機・F-86F衝突に伴う災害派遣	
	11月9日	稚内沖漁船転覆に伴う災害派遣	
47年(1972)	2月20日	留萌沖漁船座礁に伴う災害派遣	
	5月30日	横浜航空機墜落に伴う災害派遣	
	6月16日	北日本航空機遭難に伴う災害派遣	
	8月7日	根室ユルリ島釣り人遭難に伴う災害派遣	
	9月14日	広尾沖漁船遭難に伴う災害派遣	
	9月30日	根室沖漁船遭難に伴う災害派遣	
	10月22日	苫小牧沖作業員孤立に伴う災害派遣	
	10月30日	釧路沖漁船行方不明に伴う災害派遣	
	12月4日	宗谷地方豪雪孤立に伴う災害派遣	
50年(1975)	3月25日	雄冬岬沖漁船行方不明に伴う災害派遣	
	8月24日	台風により電電公社マイクロウェーブ故障、技師等空輸（災害派遣）	
51年(1976)	10月21日	小樽海岸釣り人孤立に伴う災害派遣	
	11月1日	様似沖漁船座礁に伴う災害派遣	
55年(1980)	7月8日	阪急航空ヘリ乗員捜索に伴う災害派遣	
56年(1981)	8月3日 ～8月6日	千歳市内豪雨被害に伴う災害派遣	
58年(1983)	9月10日 ～9月28日	大韓航空機捜索に伴う災害派遣	
平成元年 (1989)	4月4日 ～4月10日	旭川市付近小型民間機行方不明に伴う災害派遣	
2年(1990)	5月2日 ～5月6日	知床周辺小型民間機行方不明に伴う災害派遣	
平成2年 (1990)	5月15日	藻岩山周辺小型民間機行方不明に伴う災害派遣	
5年(1993)	7月12日 ～8月12日	北海道南西沖地震に伴う災害派遣	
6年(1994)	4月22日	ママチ川河川敷消火活動に伴う災害派遣	
	5月7日	36号線バイパス沿い草地消火活動に伴う災害派遣	
	10月4日	浦河沖地震偵察に伴う災害派遣	
7年(1995)	1月17日 ～4月27日	阪神淡路大震災に伴う災害派遣	
	5月23日	道北方面地震偵察に伴う災害派遣	
8年(1996)	11月16日	積丹西方沖転覆船退船乗員救助に伴う災害派遣	
	11月28日	奥尻沖座礁船退船乗員救助に伴う災害派遣	
9年(1997)	2月20日	日高町、浦河町方面地震偵察	
	3月1日	室蘭西方沖漂流貨物船状況確認に伴う災害派遣	

第2章 防衛施設の概要

(「(表 2-2) 航空自衛隊における災害派遣」の続き)

年	月 日	派遣内容	備 考
平成11年 (1999)	3月4日 ～3月7日	鹿部町北東不時着水小型機捜索に伴う災害派遣	
12年(2000)	3月29日 ～7月24日	有珠山噴火に伴う災害派遣	
	11月13日 ～11月15日	奥尻島南方墜落米軍機捜索救助に伴う災害派遣	
14年(2002)	6月19日	千歳市本町消火活動に伴う災害派遣	
15年(2003)	9月26日	十勝沖地震偵察に伴う災害派遣	
	9月28日 ～10月2日	苫小牧石油コンビナート火災に伴う災害派遣	
16年(2004)	11月13日	石狩湾座礁貨物船乗員捜索救助に伴う災害派遣	
	11月22日 ～11月30日	中越地震に伴う災害派遣	
	11月29日	北海道東部地震偵察に伴う災害派遣	
	12月6日 ～12月7日	北海道東部地震偵察に伴う災害派遣	
	12月14日	北海道苫前町地震偵察に伴う災害派遣	
17年(2005)	1月18日 ～1月19日	北海道東部地震偵察に伴う災害派遣	
18年(2006)	3月31日	新潟港北方沈没船乗員救助に伴う災害派遣	
20年(2008)	6月4日	襟裳沖海難救助に伴う災害派遣	
	6月14日	宮城・岩手地震人員空輸に伴う災害派遣	
	9月12日	釧路沖及び留萌南部地震被害偵察に伴う災害派遣	
21年(2009)	10月12日	美瑛町十勝岳遭難グライダーの捜索救助に伴う災害派遣	
	12月13日	苫小牧東港海難事故捜索救助に伴う災害派遣	
22年(2010)	1月30日	釧路沖海難事故捜索救助に伴う災害派遣	
	7月30日	松前半島民間機救難に伴う災害派遣	
23年(2011)	3月11日 ～7月1日	東日本大震災に伴う災害派遣	
	7月28日	航空大学校帯広分校訓練機捜索救助に伴う災害派遣	
24年(2012)	6月28日	北海道礼文島沖における行方不明船舶の捜索に係る災害派遣	
25年(2013)	2月2日	北海道十勝地方中部を震源とする地震の被害偵察に係る災害派遣	
	3月15日	北海道(幌尻岳)における行方不明航空機の捜索救助に係る災害派遣	
27年(2015)	12月6日	北海道古宇郡泊村盃漁港における行方不明者捜索に係る災害派遣	
28年(2016)	4月16日 ～5月11日	熊本地震に伴う災害派遣	
	8月8日 ～8月9日	北海道松前沖における漁船及び乗組員の操作救助に係る災害派遣	
29年(2017)	4月1日	救急患者の広域緊急輸送支援に係る災害派遣	
30年(2018)	9月6日 ～10月14日	北海道胆振東部地震に伴う災害派遣	
	9月10日 ～9月16日	台風15号における被災者救援に係る災害派遣	
令和元年 (2019)	10月14日 ～10月28日	台風19号における被災者救援に係る災害派遣	
	4月23日 ～6月1日	北海道知床沖における観光船事故に係る災害派遣	
4年(2022)	1月3日 ～4月20日	令和6年能登半島地震に係る災害派遣	

※太字の箇所については千歳市に係る災害派遣です。

第3章 防衛施設に起因する諸障害

防衛施設に起因する障害は、旧海軍航空隊時代には国家目的から表面化していませんでしたが、戦後は米軍占領下における諸障害と、自衛隊施設の設置・運用による障害が表面化しました。

1 米軍占領下における基地周辺諸障害の経過

終戦まもない昭和20年10月米軍の進駐、さらには、昭和26年5月オクラホマ州兵師団兵員12,000名駐留により、市全域の49%が接收され、これに伴って、闇ブローカーたちにより田畑も一夜にして歓楽街となり、「性病、辻姫、ポン引き、麻薬、闇ドル、米兵の黒人と白人のケンカ」などが、白昼において横行していました。このため「軍都と歓楽の北チトセ」（昭和27年11月号新潮）として全国的に注目されました。当時の新聞、小説、評論あらゆる報道機関は“千歳を世界一悪のマチ”ときめつけていたのです。

市民が関わった事件は、記録に残っているトラブル並びに賠償だけで一日平均約8件ありました。

当時の状況を見ると、米軍相手に商売する女性（特殊女性という）が約2,000名、この女性等に借家または借間している家が540軒、飲食店300軒、リntax業220名で、これらが直接または間接的に米軍相手の商売をしていたのです。

特殊女性と関係する米兵に性病が流行し、当時の米軍基地司令官から、行政の対策を再三申し入れられ、対策を講じなければ外出を禁止する旨通告されました。

産業のない基地の町として米軍の落とす金が町の経済に相当影響していたことから、これら特殊女性の秩序維持と住民の健康及び福祉保持のため「特殊貸間等に関する特別措置条例」の制定を考え、関係機関と協議しましたが、公娼制度の復活につながり、憲法違反の疑いがあるとのことで遂に日の目を見なかったのです。

この条例案が、当時のマスコミに大きく取り上げられ、時代に逆行する行政として、全国的な反響を呼びました。

こうした多くの問題も、昭和28年、朝鮮戦争の休戦協定が成立したことにより、徐々に米軍が縮小、撤退し自然と解決されました。

2 防衛施設の設置による諸障害の経過

昭和30年代に入り、米軍の縮小撤退にともない、自衛隊の増強、施設の整備拡大とともに航空機のジェット機時代に入り、新たな問題が発生してきました。

航空機騒音や演習によって生じる騒音・振動などがありますが、概ね次のとおりです。

（1）防衛施設等による障害

- ・ 防衛施設周辺道路の自衛隊車両運行による道路の損傷、振動、騒音、交通の障害
- ・ 基地（演習場）の荒廃に起因する鉄砲水による被害及び河川の汚濁による自然環境への影響
- ・ 膨大な基地用地による都市計画上及び農業振興上の障害
- ・ 演習場運用に伴う、騒音、振動、砂塵の被害

(2) 航空機による障害

航空機騒音被害については、昭和30年の米軍によるF-86Dの運用から始まっていたが、昭和33年4月から航空自衛隊第2航空団に24時間緊急発進待機任務が付与されたため、昼夜の別なく緊急発進し、これに備えた訓練が続けられ住民の日常生活への影響が大きくなり、さらに、昭和37年9月16日、第2航空団に自衛隊の主力戦闘機F-104Jが配備されてから、騒音による人体への影響、学力低下の恐れ、墜落事故による人命財産への危険問題が大きく取り上げられました。

このような中、昭和36年10月、市は「千歳市公害対策協議会」を設置し、その対策に当たっていましたが、防衛施設が起因する障害がますます注目されてきた情勢から、さらに積極的に対策を図るため、昭和43年に市長の諮問機関として「千歳市公害対策審議会」を設置、昭和46年には住民組織による千歳空港滑走路南方移動期成会が立ち上がり、国への陳情、具申を行ってきた。その後、昭和51年12月21日「千歳市公害防止条例」を制定し、騒音対策をはじめとする諸施策の実現について積極的な運動を展開してきました。

このように、基地周辺の住民に被害が及んでいる実情を重視し、防衛施設がもたらす有形無形の障害は、全国民が均しく甘受されるべきものであると考え、民生安定対策の拡充、基地交付金の増額などを強く国に訴え続けています。

<滑走路の南方移動について>

昭和43年11月、防衛庁は第3次防衛力整備計画で次期主力戦闘機にF-4ファントムの導入配備を決定しました。「市公害対策審議会」の騒音部会では、他市視察や騒音測定を行うなど2年の調査・審議を経て、昭和45年10月、市長に対し「飛行場施設の南方2,000メートル以上移設」を含む5項目の航空機騒音対策に関する答申を行いました。

昭和46年6月26日、住民組織として、「千歳空港滑走路南方移動期成会」が発足し、昭和47年12月、市議会に対し「国がファントム配備前に騒音対策を確立するよう決議すべき」とする内容の陳情書を提出しました。

市議会は翌年4月の第1回臨時会で陳情書の採択を決定するとともに「滑走路を南方に2,000メートル以上移動すること」等を内容とした航空機騒音防止対策の緊急実施に関する要望意見書を議決し、同年中に年次計画を明示するよう国に要請しました。

また、昭和48年3月9日に開催された自由民主党基地対策特別委員会に全国基地協議会会長として出席した市長は、「市民のファントム配備反対の意見に対処するためには、特別立法をしてファントム配備前に滑走路を南方に2,000メートル移動すべき」との意見を具申しました。

これらに応え防衛庁は昭和48年9月、防衛事務次官名で千歳市長および千歳市議会議長に「要望の趣旨を理解して、千歳基地の滑走路を南方に移動することとし、今後、具体的計画の策定を行う」と通知。これにより滑走路南方移動期成会は目的を達成したとして同月17日に解散しました。

防衛庁は1期工事として昭和49年度から3カ年で南方1,000メートルの移動を実施する方針を固めました。移動によって騒音地域が拡大する苦小牧市は防衛庁、防衛施設庁に反対の意向を申し入れ、千歳市にも通知しました。

千歳市は、基本的には防衛庁の責任で実施するべきとしながらも、市、議会のほか住民代表者もが苦小牧市に実情を訴え理解を求めた結果、昭和51年7月、苦小牧市長は「滑走路延長規模は1,000メートルとし、その後の計画は行わない」等を条件に滑走路南方移動に同意する旨、札幌防衛施設局長に回答しました。

その後、昭和51年10月15日午前11時、滑走路南端で起工式が行われ、2年が経過した昭和53年12月1日に1,000メートル南方移動工事は完了し、供用を開始しました。

<主な住民苦情の内容>

- ・墜落事故による生命財産への極度な危険と威圧感
- ・ジェット機の離発着時に発生する異常騒音が人体に与える影響
- ・夜間の緊急発進（スクランブル）音による睡眠の妨げ
- ・航空機騒音による勉強意欲の阻害
- ・一般住民の心身疲労と労働意欲の低下
- ・指定区域（進入転移表面）の設定による都市計画上の阻害
- ・乳牛の早流産、搾乳量の減少等家畜に及ぼす被害
- ・テレビ、ラジオ、電話の難視聴障害
- ・騒音区域の用地価格の低迷

（3）C経路の装軌車走行による障害

市街地縁周部（一部住宅地内を通る）には、装軌車輛（主に戦車）が頻繁に通行する延長約10kmの公道（通称C経路）があり、東千歳駐屯地と北海道大演習場を結んでいます。もともとは戦後、東千歳（祝梅、2基地）に米軍が駐屯し、北海道大演習場千歳・恵庭地区（FAC-1045）及び島松演習に機動力を移動するときのコースとして、A経路が使用され、その後、B経路によって装軌車輛が移動しておりました。

駐留米軍の本道撤退により米軍に提供していた北海道大演習場千歳・恵庭地区（FAC-1045）が返還され、陸上自衛隊に引き継がれると、その後は東千歳に設置された陸上自衛隊第7混成団が、演習場への移動コースとして専らC経路を使用するようになりました。

当初のC経路は、JR千歳線並びに国道36号と平面交差することによる交通上の問題、未舗装による農作物への砂塵被害の補償、道路の損傷が問題となっていました。

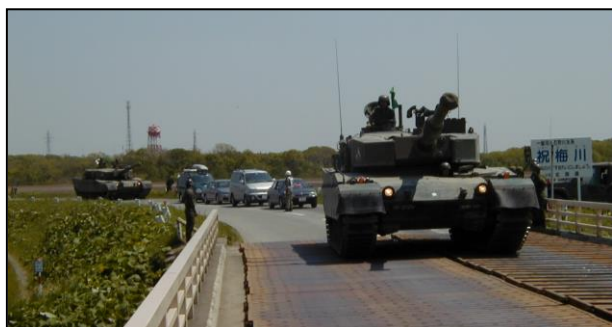
また、時期を同じくして、東7線の両側に第1、第2工業団地が造成されたのを契機に、新ルートの検討を行ない、昭和43年からC経路のJR千歳線及び国道36号との立体交差化、コンクリート舗装化工事に着手し、昭和58年に工事が完了し、その間、未舗装区間の砂塵による農業補償が（昭和46年3月）行われましたが、その後、コンクリート舗装化による騒音振動被害の苦情が寄せられるようになりました。

本市は、市街地の東南西の三方に基地があるため、新市街地の開発は自ずとC経路のある北側の地区にならざるを得ず、将来にわたる抜本的な対策を講ずる必要が生じたことから、平成5年2月にルート変更の可能性も含めて諸対策を総合的に調査検討するため、庁内にC経路対策委員会を設置し、以来平成6年11月まで9回の審議を経て委員会報告書がまとめられました。

この結果を市の基本方針として、沿線の地元組織であるC経路対策会議に示し、平成7年3月20日には、農業被害調査及び装軌車の移動方法の改善について、同会議との間で覚書を締結しています。

＜3 経路の概要＞

- ・ A 経路は、現在の東大通から旧国道36号で市街地（朝日町、東雲町、本町、錦町）に進入し、新橋通りを北上して国道に平行な恵庭、島松に移動したコース
- ・ B 経路は、現在の道道早来千歳線を経由し、主に東千歳駐屯地の南側ゲートを出て、JR横断後旧空港ターミナル前の広場を通り飛行場南側を西へ進み、鳥柵舞橋をわたり俗名「ふ化場通り」を北上するコース
- ・ C 経路は、市道祝梅根志越線及び現国道337号を経由して市道南28号を通り南下するルートであり、市街化が進むとともに東10線から東方向へ推移し、現在は東4線に定着したコース（「千歳飛行場航空機騒音区域図」参照。）



＜架け替え前の第2祝梅橋を通行する戦車＞



＜拡幅工事前の通行状態＞

3 騒音測定結果（直近5年）

測定局	環境基準		年間W値					日 最大 W値	デシベル 最大値 (dB)	日平均測定回数 (回／日)		
	類型	基準値 (W)	R2	R3	R4	R5	R6			90dB 以上	80dB 以上	70dB 以上
青葉丘局	Ⅱ	75	80	79	80	80	80	91	110	7	10	33
住吉局	Ⅱ	75	79	78	78	78	78	88	112	6	16	24
東雲局	Ⅱ	75	74	72	74	73	73	84	105	3	5	15
寿局	Ⅱ	75	74	71	73	74	74	83	107	0	9	150
北斗局	I	70	65	61	63	63	63	77	101	0	3	8
里美局	I	70	58	53	58	52	53	65	91	0	0	2
駒里東局	Ⅱ	75	60	56	59	61	59	71	96	0	0	12
根志越南局	Ⅱ	75	70	69	69	70	70	81	101	1	4	21

＜測定局所在地＞

- ①青葉丘局（青葉丘2015番地）
- ②住吉局（住吉1丁目）
- ③東雲局（東雲町3丁目）
- ④寿局（寿1丁目）
- ⑤北斗局（北斗1丁目）
- ⑥里美局（里美3丁目）
- ⑦駒里東局（駒里849番地）
- ⑧根志越南局（根志越19番地）

WECPNL（「加重等価平均感覚騒音レベル」）

- ・一般に「（航空機の）うるささ指数」と呼ばれます。航空機の騒音の特徴をよく取り入れた単位として「国際民間航空機関」で決められた単位です。
- ・日本では、簡略化した形で航空機騒音の環境基準に用いられ、次の式で算定します。

$$\text{WECPNL} = \text{dB(A)} + 10 \log_{10} (N_1 + 3N_2 + 10N_3) - 27$$

dB(A) : 1機ごとのピークレベルの1日平均パワー

N_1 : 7～19時の時間帯の飛行機数

N_2 : 19～22時の時間帯の飛行機数

N_3 : 22～7時の時間帯の飛行機数

Lden（「時間帯補正等価騒音レベル」）

- ・WECPNL（「加重等価平均感覚騒音レベル」）は、かつて国際機関からも推奨されていましたが、現在では「Lden」（またはこれと類似した評価指標）が国際的な主流となっています。
- ・Lden では、デジタル処理技術の向上により、騒音の暴露量をより精緻に求めることができ、次の式で算定します。

（参考）Lden の算定式

$$L_{\text{den}} = 10 \log_{10} \left\{ \frac{T_0}{T} \left(\sum_i 10^{\frac{L_{\text{AE}, di}}{10}} + \sum_j 10^{\frac{L_{\text{AE}, ej}+5}{10}} + \sum_k 10^{\frac{L_{\text{AE}, nk}+10}{10}} \right) \right\}$$

T : 86,400 秒（＝1 日の時間）

T_0 : 1 秒

$L_{\text{AE}, di}$: 日中（7～19 時）に発生した全ての L_{AE}

$L_{\text{AE}, ej}$: 夕方（19～22 時）に発生した全ての L_{AE}

$L_{\text{AE}, nk}$: 夜間（22～7 時）に発生した全ての L_{AE}

L_{AE} …1 回の騒音の暴露量を、1 秒あたりの評価値として表したもの

（補足：「 T 」を 86,400 秒とする理由）

Lden は、1 日あたりの平均値により騒音評価を行うものなので、分母「 T 」は、対象とする空港の運用時間に関わらず、1 日の秒数である 86,400 秒となります。（仮に「 T 」を各空港の運用時間とした場合、Lden の値はそれぞれの空港毎の「運用時間あたりの平均値」を表すことになり、1 日あたりの平均値で設定している基準値との比較もできなくなります。）

（出典：国土交通省航空局）

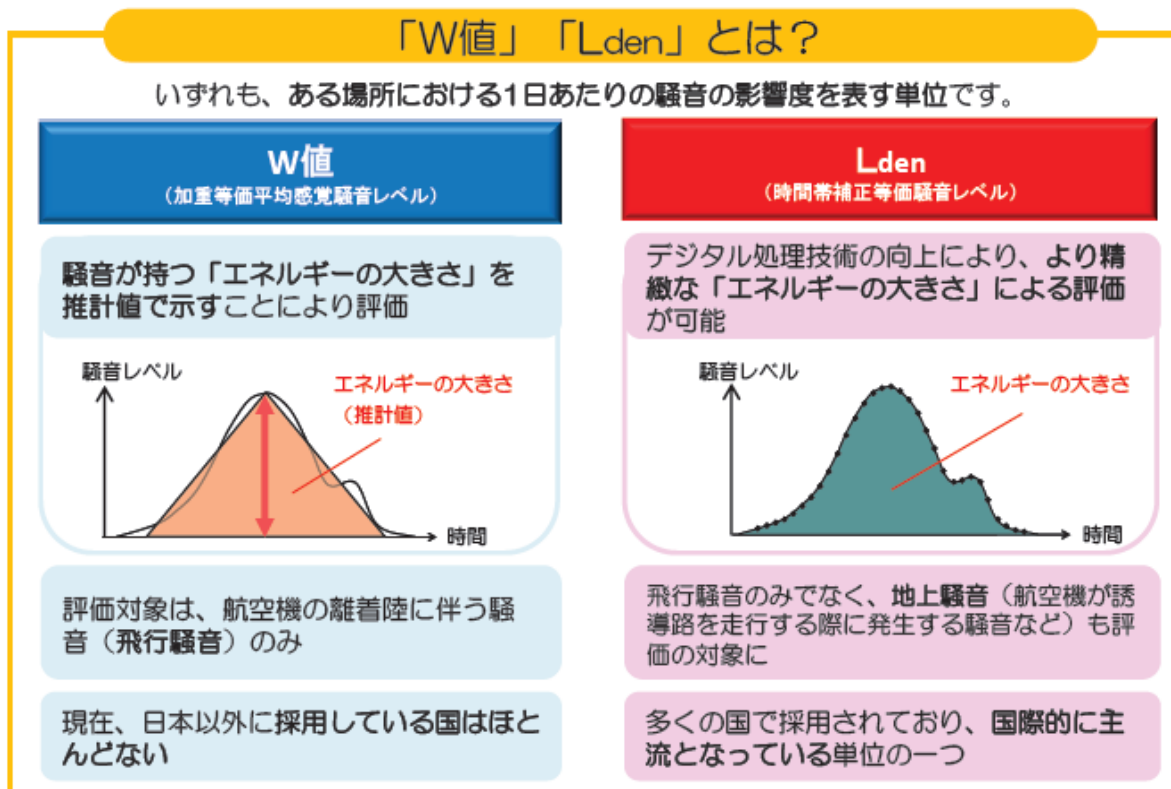
Lden（時間帯補正等価騒音レベル）は、飛行騒音のみでなく、地上騒音（航空機が誘導路を走行するときに発生する騒音など）も評価の対象にし、現在、国際的に主流となっている単位です。

平成 25 年 4 月 1 日から、航空機騒音の「うるささ」を表す単位が W 値から Lden に変更され、より細かく航空機騒音の評価が可能となりました。W 値と Lden では、数値が異なりますが、単位が変更となるだけで、基準が緩和されたり、強化されたりするものではありません。

地上騒音が、Lden の騒音評価全体に与える影響は、非常に小さいものであり、騒音影響範囲が大きく変わるものではないことから、評価指標をW値からLden に変更したことによる騒音対策区域の変更はありません。

※航空機騒音を表す単位の変更と騒防法の改正について

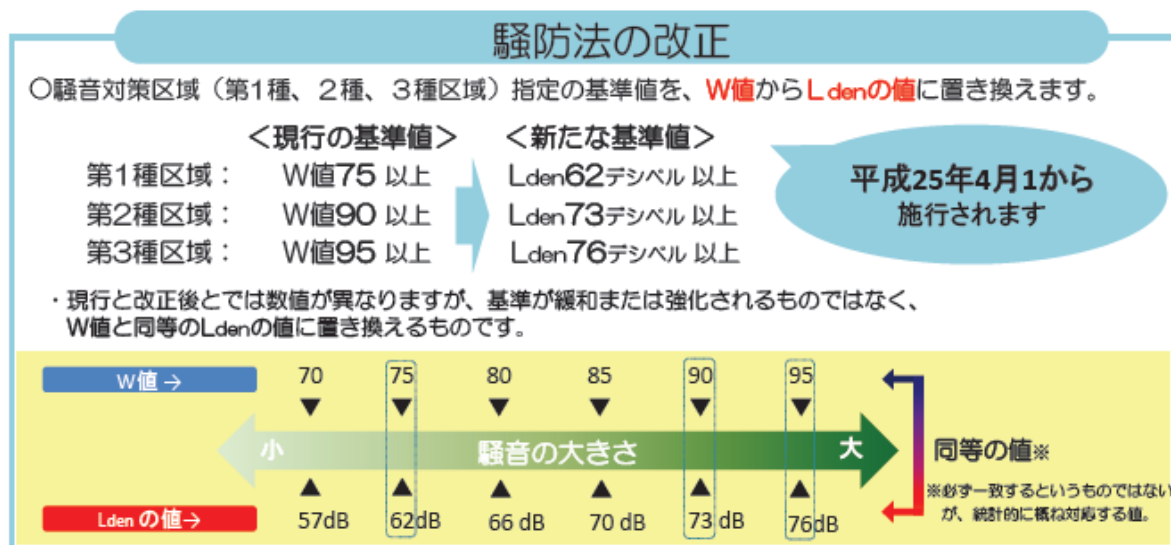
○航空機騒音を表す単位が、現行のWECPNL（通称「W値」）からLdenに変更になります。（H25年4月～）



W値からLdenに変わることで…

○より精緻で実態に近い騒音の評価が可能に

○国際的な動向にも整合



（出典：航空機騒音を表す単位の変更と騒防法の改正（国土交通省航空局））

千歳飛行場航空機騒音区域図

北千歳駐屯地

A 第7師団

第71戦車連隊
第7後方支援連隊

C 第1特科団

団本部及び本部中隊
第1地对艦ミサイル連隊
第1特科群
第301観測中隊

東千歳駐屯地

A 第7師団

師団司令部
師団司令部付隊
第11普通科連隊
第7特科連隊
第7高射特科連隊
第7後方支援連隊
第7施設大隊
第7通信大隊
第7偵察隊
第7化学防護隊
第7音楽隊

B 第1高射特科団

団本部及び本部中隊
第1高射特科群

千歳基地

D 千歳基地

第2航空団
第1移動警戒隊
北部高射群
北部航空施設隊第2作業隊
千歳救難隊
基地防空教導隊
千歳管制隊
千歳気象隊
特別航空輸送隊
第3移動通信隊
千歳地方警務隊

<提供施設一覧>

名称	土地	建物	工作物
FAC-1066 東千歳駐屯地	約 81,000㎡	約 25,000㎡	水道・照明装置等
FAC-1067 北海道・千歳演習場	約 92,288,000㎡	約 1,700㎡	橋梁・射場・水道等
FAC-1068 千歳飛行場	約 2,584,000㎡	約 13,500㎡	滑走路・水道等

凡	例
	防衛施設等
	市街化区域
	75W (第1種区域) 告示 S57. 3.31
	80W (第1種区域) 告示 S56.10.31
	85W (第1種区域)
	90W (第2種区域) 告示 S56.10.31
	95W (第3種区域) 告示 S56.10.31
	移転区域 (みなし区域) 告示 S42. 3.31 (1km) 告示 S47. 8.15 (2km)
	移転区域 (第2種区域) 告示 S56.10.31 (追加)
	NIK受信料減免区域
	C経路
●	航空機騒音測定固定局 (千歳市) 8局
▲	航空機騒音測定固定局 (北海道) 9局
■	航空機騒音測定固定局 (国) 4局

4 千歳周辺における自衛隊機等の事故の状況

年月日	発生場所	事故の原因	事故の状況
S20. 7. 10	東雲町2丁目	海軍零式戦闘機墜落	乗員1名死亡 子供1人、女性1人男性1人死亡
S28. 3. 18	根志越、福永正一宅 約500m 川下の千歳川	米軍機F-84×2機が接触し、墜落	
S30. 8. 5	根志越地区 (第二小学校北東約2km)	米軍機F-86F×2機が接触し、墜落	乗員1名死亡
S32. 5. 20	美々東方苦小牧 丸山の山中	F-86F2機が浜松基地から千歳移駐の際、天候悪化により着陸できず墜落	乗員1名死亡
S32. 6. 13	沼ノ端付近	F-86F墜落	乗員1名死亡
S32. 12. 17	帯広付近	F-86F墜落	乗員1名脱出
S33. 10. 23	島松射爆場	F-86F墜落	乗員1名死亡
S34. 5. 11	洞爺湖付近	T-33A墜落	乗員2名死亡
S34. 5. 20	浦臼	F-86F墜落	乗員1名脱出
S34. 10. 5	八戸沖	F-86F射撃大会中に空中接触し、墜落	乗員2名死亡
S36. 4. 6	夕張山系南端及び下北半島沖	F-86F天候急変により4機墜落	乗員4名死亡
S36. 11. 27	苦小牧東方	F-86D空中接触により墜落	乗員1名脱出
S38. 1. 14	滑走路北端	F-86D墜落	乗員1名死亡
S38. 4. 10	滑走路南端	F-104J墜落	乗員1名死亡
S40. 10. 29		F-104J墜落と米軍機T-34が空中接触し墜落	乗員1名脱出
S42. 4. 26	留萌暑寒別岳	F-104JとT-33Aが空中接触し墜落	乗員3名脱出
S42. 5. 9	根志越	F-104Jエンジン故障により墜落	乗員1名脱出
S43. 11. 4	八戸沖	F-104J墜落	乗員1名脱出
S44. 1. 6	石狩湾	T-33墜落	乗員2名死亡
S45. 2. 3	千歳基地	F-104DJタンク落下	タンク炎上
S45. 5. 12	八雲	F-104J墜落	乗員1名死亡
S48. 4. 9	静内沖	F-104J墜落	乗員1名死亡
S48. 6. 6	祝梅民家から50mの草地	F-104J墜落	納屋の一部を焼失、乗員1名死亡
S51. 9. 1	島松演習場	F-104J墜落	乗員1名脱出
S51. 9. 27	三沢沖	F-104JとT-33Aが空中接触	F-104J乗員1名死亡、T-33A乗員救助
S51. 11. 17	襟裳岬南西41.5km	F-4EJがエンジントラブル	乗員1名死亡 乗員1名重傷
S52. 5. 31	積丹半島沖西55km	F-104J墜落	乗員1名死亡
S52. 7. 20	島松演習場	F-104J墜落	乗員1名脱出
S54. 6. 26	襟裳岬沖	F-4EJ墜落	乗員2名死亡
S56. 4. 30	長沼町東2線南7号	F-104J墜落	乗員1名死亡
S59. 10. 29	積丹沖北西80km	F-4EJ墜落	乗員2名脱出
S61. 9. 1	千歳基地	F-15パンク	
S61. 9. 25	千歳基地	RF-4E偵察機パンク	
S62. 7. 1	千歳基地	燃料タンク爆発炎上	
S62. 8. 18	千歳上空	全日空機とニアミス	
H 1. 11. 2	苦小牧美沢	F-4EJ標的落下	
H 3. 10. 22	千歳市街	F-15J標的曳航ワイヤー切断ミス	ワイヤーにより電線の切断及び 家屋・車の損傷
H 5. 10. 6	苦小牧沖	F-15DJ墜落	乗員2名脱出
H 6. 10. 5	長万部	RF-4墜落	乗員2名死亡
H 6. 12. 1	遊楽部岳山頂付近	UH-60J墜落	乗員5名死亡
H10. 10. 12	三沢沖	F-4EJ改機墜落(千歳基地で実施していた航空総隊総合演習を終え、三沢基地へ帰投中に墜落)	乗員2名死亡
H13. 6. 25	北広島	F-4EJ改型機が機関砲を誤発射	民間施設に被害
H17. 3. 5	北海道大演習場(島松地区)	自走120mm迫撃砲の演習場外への弾着	
H17. 9. 6	千歳飛行場から北西約185Km	F-15型戦闘機が空中接触	1番機: 右水平尾翼の一部及び胴体燃料タンク前方等を破損、破損外装タンクの一部が、紋別岳付近の山中に落下 2番機: キヤノピー(操縦席の風防)及び左垂直尾翼等を破損
H21. 11. 25	積丹沖日本海訓練空域(千歳基地から335度210km海上)	F-15J戦闘機がエンジンの構成品の一部落下	
H31. 4. 9	青森県東方太平洋上 (三沢東方約135Km付近の海上)	第3航空団(三沢基地)所属のF-35A戦闘機が墜落	乗員1名死亡

第4章 基地対策と周辺地域との調和

千歳市には、陸上自衛隊東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、航空自衛隊千歳基地が所在し、市街地の三方がこれら防衛施設に囲まれています。このため、市街地の発展方向が航空機の飛行経路に重なるほか、新たに宅地開発や住宅建設が行われている地域には、装軌車両などが通行する市道南28号外4路線の道路（陸上自衛隊東千歳駐屯地と北海道大演習場を結ぶ路線で、以下「C経路」という。）が所在し、装軌車両の通行に伴う振動や騒音の発生などから都市計画上の土地利用において多くの制約を受けています。

このような中、当市においては、これまで防衛施設の設置・運用に伴う諸障害を防止・緩和するため、「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」に基づき建物等の移転措置事業や住宅防音事業、障害防止事業、民生安定事業など地域住民の生活環境の向上に資する各種対策事業が行われていますが、移転措置事業や住宅防音事業は、住宅等が助成対象区域内に所在する場合であっても、区域指定の告示日以降の住宅等が助成対象とならないなど制度上多くの課題があります。

このことから、当市は、今後とも市議会や防衛施設を有する関係自治体で組織される各種団体と連携を図りながら、国に対してこれらの課題解決と各種制度の拡充を求めていくとともに、地域住民の理解と協力を得ながら、防衛施設と調和のとれたまちづくりを積極的に推進します。

1 基地対策の重点事項

（１）航空機騒音等の対策

市は国に対して、次の事項について要望などを行っています。

- ・飛行訓練に際しては安全対策と騒音軽減に配慮した飛行を徹底するとともに、深夜・早朝、土・日曜日、祝日の飛行自粛を行うこと。
- ・安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないこと。
- ・日米共同訓練等の演習に際しては、事前に市民周知を行う観点から、訓練日程等の情報を早期に公表すること。
- ・米軍再編に係る米軍機の航空自衛隊千歳基地への訓練移転に関しては、「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」を遵守すること。
- ・住宅防音工事に関しては、対象区域や対象施設の拡大、告示後住宅への助成等の制度拡充と所要の予算額の確保などを行うこと。
- ・演習場周辺における砲撃音や大規模爆破訓練等の影響に対する住宅防音工事の実現に向けて、影響調査と対策を早期に実施すること。

（２）国の基地対策関連経費の所要額確保など

- ・防衛省所管の基地周辺対策にかかる補助対象施設・範囲の拡大及び制度拡充を求めるとともに、予算の増額確保を要望しています。
- ・総務省所管の国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金にかかる対象資産の拡大と予算の増額確保を求めています。
- ・再編関連訓練移転等交付金を活用した地域振興策について、地元要望に即した事業採択と所要の予算確保を求めています。

(3) 基地対策に関する要望事項概要

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
S39. 5	河川改修	米軍が駐屯して以来、マヲ川上流で激しい演習行動により、火山灰土等が流入し、川床が上がり、周辺の住宅に浸水被害を与え、また、飛行場周辺の汚水は、氾濫する度に衛生上好ましくない状態となるので、早急な改修工事をお願いしたい。 昭和41年マヲ川汚濁による水稻減収被害について補償。
S39. 7	騒音防止	航空機の旋回コース直下にある下記学校に防音工事を施されたい。 駒里小学校、駒里中学校、協和小学校、蘭越小学校、中央小学校、泉郷小学校、泉郷中学校、千歳第2小学校
S40. 2	基地対策	末広小学校は飛行場進入表面下にあつて、事故の危険にさらされており、滑走路南方延長実現後も離着陸コース下となるので、移転の措置をとっていただきたい。 昭和49年3月移転補償措置により移転
S40. 6	基地対策	千歳市における基地の占める面積は、昭和27年には31,000ha、現在でも53,000haと広大である。このため補償又は必要措置についてすみやかに実現されるよう次の諸点について要望する。 1 基地周辺民生安定法の制定 2 基地周辺の総合調査の実施 3 道路及び河川の破損、機能の低下に対する補償 4 自衛隊演習用道路の整備 5 公共施設の騒音防止対策の促進 6 有線放送施設の改善、ラジオ、テレビ受信料免除地域の拡大と電話料の減免 7 自衛隊員宿舍等の住宅対策 8 米軍及び自衛隊員の隊外における健全娯楽施設の整備 9 自動騒音記録計の配置 4 C経路昭和58年に完成。
S40. 9	河川災害の防止	基地に関係する次の河川について、流域が演習場などとして使用されたため保水力を失い、少量の降雨、融雪などでも、溢水、洪水甚だしいところから、すみやかに恒久措置を講じていただきたい。 1 長都川、遠浅川、マヲ川の全面改修 2 東7線沿線に排水溝の造成(勇舞沢排水路) 3 2基地の汚水排水管の完全復旧について 1 ・昭和42年長都砂防工事(道施工)の一環として砂防沈澱池建設。 ・昭和42年遠浅川砂防沈澱池建設し、改修工事は昭和52年完成。 ・昭和45年マヲ川改修工事に着手。60年度完成。 2 昭和46年勇舞沢排水路着手。 3 昭和44年汚水排水管の復旧完了
S41. 4	基地対策	北方防衛の最大拠点としての当市には、空陸両自衛隊が駐屯、市役所を中心に、2.5kmの半径をえがくと、実にその48%は基地と騒音激基地帯に占められ、周辺のマヅくりは変形となり、諸産業の振興も著しい影響を受けておりますので、次の諸点を速やかに実現していただきたい。 1 青葉丘、日の出丘地区の都市計画事業実施への援助 2 工業団地造成援助 3 家畜センターの設置 4 老人静養所、児童生徒の学習所の設置 5 体育施設の整備 6 基地の効率使用と用地の返還 7 進入表面の直下にある青葉中学校の移転 8 騒音被害による市内4か所の保育所と4か所の幼稚園の防音工事 9 国鉄千歳線高架にともなう経費の負担 10 市消防本部に化学消防車の配備 4 昭和42年東雲会館建設。 5 昭和51年総合スポーツセンター完成。 7 昭和48年移転補償措置により移転。 10 昭和44年配備。
S42. 2	基地対策	基地周辺の障害により次の諸点について、速やかに実現していただきたい。 1 東10線、南31号道路の整備 2 下水終末処理施設建設工事に対する助成措置 3 末広高台地区に防火水槽の新設
S42. 3	騒音対策	航空機旋回コース下にある北海道立千歳高校では、屋内体育館を常時講堂として使用しているため教室同様防音工事を施されたい。 昭和44年講堂防音改築
S42. 8	基地周辺整備 総合対策	千歳所在基地の運用により、周辺住民の生活又事業活動が著しく阻害されていることから、その障害の防止と緩和について次の諸点について陳情する。 1 2基地通り拡幅について 2 市道南28号—東7線道路(演習道路)整備について 3 民生安定施設整備について ・既設保育所の防音改築工事の実施について ・学習等共同利用施設の設置について 4 千歳市立千歳中学校講堂兼屋体の防音改築について

(「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
S42. 8	基地周辺整備 総合対策	5 千歳空港滑走路の南方延長について 6 千歳基地における事故並びに騒音防止対策について ・事故防止対策上の必要な措置について ・騒音防止対策上の必要な措置について ・都市計画の変更に伴う財源措置について 1 昭和43年由仁街道舗装拡幅工事。 2 昭和44年採択昭和57年完成 3 ・昭和43年北栄、昭和46真々地、昭和47年千歳、昭和51年末広防音改築 ・昭和45年千歳公民館、昭和46年末広会館完成。 4 昭和44年防音改築 5 昭和53年完成
S43. 1	騒音対策	1 北進小学校増築に伴う防音工事について 2 日の出小学校屋体建設に伴う防音工事について 1 昭和46年実施 2 昭和45年新設
S43. 4	基地設置	全国最初のナベ・ハーキュリーズ基地(地対空誘導弾部隊)の設置について、次の点を充分考慮し、地域住民が納得できる方途を講じるよう強く要望する。 1 地域開発に支障がないこと。 2 千歳国際空港建設に支障がないこと。 3 この種の問題については、今後千歳市と事前に充分連絡をとり、地域住民が納得できる措置を講じた上で事業をとりすすめること。
S44. 1	米軍基地の返還について	米軍が基地を縮小返還すると公表したのに伴い、次の事項が実現されるよう強く要望する。 1 支笏湖水上訓練場の一般開放 2 FAC-1002内の100tの千歳市への譲渡 3 高速道路74号の基地内通過 4 長沼用水以北の基地開放
S46. 2	騒音対策	千歳市立病院防音改築について 昭和50年完成。
S48. 3	騒音対策	道立千歳保健所防音改築について 昭和52年完成。 テレビ等放送受信料減免区域の拡大措置について(長都・釜加地区)
S48. 4	航空機騒音に対する緊急実施に関する要望	昭和49年に千歳基地に配備される予定のF-4EJファントム攻撃機に対する安全対策と騒音防止対策について、次の事項について年次計画を明示するよう4月10日臨時市議会決議をもって要望する。 1 滑走路を南方に2,000m以上移動させること。 2 騒音を軽減するため、飛行技術面の検討とあわせ、防音林、防音、サイレンサー等あらゆる施設の整備を行なうこと。 3 現行の「防衛施設周辺の整備等に関する法律」は極めて不十分であるので、抜本的改正を行なうとともに、特別立法等の措置を講じ、対策事業の拡大、騒音被害に対する見舞金を支給するなど、その責任において全額国費をもって万全の救済措置を講ずること。 4 安全確保のため、離着陸時はコース外の住宅地等の飛行を避け、可能な限り計器によることとし、機体の完全整備とあわせ万全の対策を講ずること。 1 昭和53年12月南方1,000m移動完了。 3 新法「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」昭和49年に成立。 基地施設の荒廃により、祝梅地区梅川流域については湿地化し、農耕利用不可能となり、農業経営上重大な支障をきたしているため、早急に梅川改修工事を実施されたい。 昭和50、51年実施。
S48. 6	市民生活の安全確保に関する要望	当市第2航空団所属F-104J戦闘機が、6月6日午後2時50分ごろ市内祝梅の農家庭先わずか50m地点に墜落したことに伴い、6月7日臨時市議会決議をもって次の諸点について要望する。 1 戦闘機の飛行安全が具体的に保証されるまで飛行を中止すること。 2 市街地上空及び周辺の飛行を絶対回避するため、あらゆる施策、方途を速やかに講ずること 3 新機種の当基地配備計画を再検討すること。 1 7月3日まで約1か月間飛行中止。
	道路舗装	C経路の全線舗装について 陸上自衛隊第7師団と北海道大演習場との連絡道路については重車両の往来が激しく、周辺住民は騒音、振動、砂塵等により著しく被害を受けており、早急に全線(約7,300m)を舗装していただきたい。 昭和49年に採択、昭和57年完成。
S48. 7	騒音対策	本市市街地は航空自衛隊千歳基地と隣接しているため、航空機騒音の住民生活に与える影響は重大なものであり、特に地上騒音は記述形容できない激しさである。この騒音緩和対策として飛行場周辺に防音林を設置することは、周辺住民の長年の願望でもあり実現方要望する。
S48. 8	米軍機の飛来について申し入れ	米海軍機(A-4スカホーク)の再三にわたる飛来による千歳飛行場使用については、今後絶対に使用させないよう強く申し入れる。 昭和49年2月1日米海軍西部太平洋艦隊司令官ジェームスカ・マイケル・ドナルド少将来千、事情説明される。米海軍機の飛来については、あくまでも緊急事態に備えてのテストフライトであり、千歳基地の恒久的使用を意味するのではない旨説明された。

第4章 基地対策と周辺地域との調和

「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
S48. 9	騒音対策	テレビ等放送受信料減免区域の拡大措置について(蘭越・祝梅地区)
S48.11	騒音対策	テレビ等放送受信料全額免除措置について
S49. 1	視覚障害調査	千歳飛行場の航空機は、市民生活に重大な影響を及ぼしており、最近付近住民から視覚障害(難聴)傾向が強く訴えられており、飛行場の進入及び転移表面2,000mの区域内住民の聴力検査を早急に実施していただきたい。
S49. 3	移転跡地利用	千歳飛行場周辺の移転補償も逐次促進され跡地も約15haに達しておりますが、地域住民より跡地活用について強い要望もあり、市としても公共的活用を計画しておりますので、下記跡地を無償で貸付いただきますよう、特別のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 1 旧青葉中学校及び末広小学校跡 2 旧ガス工場跡地 3 青葉地区跡地 4 朝日町地区跡地 すべて無償貸付。
S49. 6	道路舗装	市道平和道路の舗装について 昭和54年完成。
	危険防止	演習場ガケ下は、蘭越地区住宅開発地域であり、ガケ崩れ防止のためブロック擁壁工事を実施されたい。 昭和50年度調査設計。
S49. 7	騒音対策	1日140回平均の飛行に伴う航空機騒音被害軽減のため、基地周辺における防音林造成は実施されているが、基地内での防音林造成と激基地区に隣接する部分に防音壁を設置されたい。 1 滑走路南方移動の促進 2 航空基地内に防音壁及び防音林の設置 3 航空機騒音による難聴対策の促進 4 航空機騒音測定装置の設置 5 テレビ放送受信料の全額免除措置の促進 1 昭和53年12月完成供用開始。(1,000m)
S50. 5	基地対策	青葉・日の出地区は、飛行場の東側滑走路、その他飛行施設の工事により、地形、植生に変更が生じ地下水上昇の原因となっているので、下水道また排水施設を施工されたい。
S50.10	懸案事業に関する陳情	1 滑走路南方移動について 2 住宅防音その他の防音工事の促進 3 交付金の増額について 1 昭和53年12月完成供用開始。
	騒音対策	「滑走路の北端を1,000m移動することとし、そのため南方に700mの滑走路を新設する。これを52年度までの2か年で実施する」との方針に対して、当初の約束どおり51年度まで1,000m移動を完了すべく最大限の努力をすること。2,000m移動に係る計画概要を明らかにすること。 第2航空団は可能な範囲で騒音軽減のための諸措置をとっているが、いわば紳士的了解事項であるので、文書協定を締結したい。 51年3月30日付文書回答あり 1 特に静穏を要する全市的行事については、任務に支障のない範囲において、訓練飛行を中止するようにします。 なお、これの実施については、その都度市と打合せをいたします。 2 ジェット機の西側旋回については管制機関と協議し安全上やむを得ない場合を除き行なわないことを原則とします。 3 従来から実施している自主規制については、今後も継続的に実施します。
S50.12	騒音対策	滑走路南方移動は、航空機騒音に苦しむ千歳市民の悲願であるので、昭和51年度予算として防衛庁が要求している「千歳基地滑走路南方移動」に要する経費についてぜひ認めていただきたい。 51年度予算として3,072百万円の内示あり。 テレビ放送受信料の全額免除措置について
S51. 3	基地対策	陸上自衛隊弾薬庫を特定防衛施設として追加指定していただくとともに、普通交付額算定基礎を改定していただきたい。
S51. 4	騒音対策	航空機騒音に悩む千歳市民の悲願である、千歳基地滑走路南方1,000m移動を52年度に完成するように、最大限の努力をしていただきたい。 昭和53年12月完成供用開始。
S52. 7	基地対策	国防という国家目的のため、基地に起因する諸障害に耐えている市民の実情をご賢察のうえ、次の諸点について、ぜひ実現していただきたい 1 滑走路南方移動の早期完成 2 個人住宅防音工事(WECPNL85以上)の完全実施 1 昭和53年12月完成供用開始。
	騒音対策	日夜航空機騒音によって基地住民の生活環境が破壊され、限らない犠牲を強いられている中で、住宅防音事業は千歳市の要求戸数をはるかに下回るものであり、対象範囲の第1種区域(WECPNL85以上)全戸に必要な予算確保のため、大幅増枠を実現していただきたい。 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額措置をぜひ講じていただきたい。
S52.12	基地対策	1 普通交付額の算定について ターボジェット発動機を主たる動力とする超音速機が離発着する千歳飛行場における算定にあたっては、総理府令第3条第2項第4号7の第2表(最高数値の制限)適用の際、被害の実態に

(「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
S52. 12	基地対策	応じた配分を考慮すべきもので、同表は射爆場にかかる第1表との数値の差が6倍もある不合理な内容であります。したがって、当千歳飛行場の実態は射爆場にだけ出動するためのものではなく、しかも特定期間でなく終年24時間スクランブル出動という防衛施設の運用に伴う著しい被害恒常性が高いので、第1義的に加味されるよう所要の補正措置をしていただきたい。 2 運用の態様変更に係る算定について ・F-4EJ戦闘機等の衝撃音に悩まされ耐え難い劣悪な生活環境条件 ・大規模な52年度航空自衛隊総合演習により昼夜の別なく通常訓練時における騒音度をはるかに超えた実態 ・墜落事故及び被害は、国家目的とはいえ市民の安全を確保することが絶対的使命である立場から、これらに対する具体的な補償の意味で所要の加算をいただきたい。
S53. 5	騒音対策	市街地全域にわたって激甚騒音をもたらしている厳しい現況下で、環境基準の達成年次もあと4年後と迫り、市民の生活環境を速やかに改善すべく住宅防音工事助成措置拡大を図っていただきたい。 1 住宅防音工事の対象区域(WECPNL85以上)をWECPNL70以上に拡大すること。 2 対象範囲は、「全室防音」に拡大し、早期完成を図ること。 1 昭和57年3月WECPNL75以上に是正。
S53. 12	騒音対策	滑走路南方移動1,000mに伴い運用の円滑化のため、平行誘導路を早期に完成させていただくとともに、新千歳空港を遅くとも昭和50年代には開港していただきたい。 昭和53年12月完成供用開始。 昭和63年7月20日開港。
	基地対策	基地に起因する諸障害に耐えている市民の実情をご賢察のうえ、生活安定と環境整備を図るため次の事項をぜひ実現していただきたい。 1 要望基地事案の全面採択と実施 2 住宅防音工事の助成区域拡大(WECPNL70以上) 3 特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定要領の改正
S54. 6	基地対策	北方防衛の拠点基地周辺における住民生活の安定と環境の整備のため、次の事項についてぜひ実現していただきたい。 1 要望基地事案の全面採択と実施 2 住宅防音工事の助成区域拡大(WECPNL70以上) 3 特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定要領の改正
S55. 8	基地対策	国防という国家目的のため諸障害に耐えている市民の実情をご賢察のうえ、次の事項についてぜひ実現していただきたい。 1 要望基地事案の全面採択と実施 2 住宅防音工事の助成区域拡大(WECPNL70以上) 3 特定防衛施設周辺整備調整交付金の算定要領の改正
S55. 12	騒音対策	滑走路の再延長等、他に有効な音源対策を講じ得ない状況のもとでは「航空機騒音に関する環境基準」達成はもっぱら屋内において達成する以外に手段がないので、住宅防音工事の促進のため、次の施策を速やかに講じていただきたい。 1 住宅防音実施区域の拡大について ・民間空港がすでにWECPNL75をもって実施している中で、自衛隊所管飛行場はWECPNL80にとどまっていますので、均衡を図るうえにも是正していただきたい。 ・WECPNL70に対象区域を拡大、告示措置をしていただきたい。 2 住宅防音工事の促進について ・WECPNL70のコンタ-設定とともに、1室防音全室防音を弾力的に運用できるようにしていただきたい。 ・全室防音拡大実施のため、予算を大幅に確保していただきたい。 昭和57年3月31日WECPNL75に是正。
S56. 2	基地対策	技能訓練センター(仮称)の建設について
	騒音対策	千歳市立向陽台小学校(仮称)の防音工事の実施について
		昭和56年実施。
S56. 9	移転事業	自衛隊航空機の騒音障害が極めて高い青葉丘地域の住民は移転を強く要望しており、この要望に応え快適な生活環境を整備すべく、移転先地事業をぜひ採択助成していただきたい。 昭和57年から実施
S56. 11	基地対策	千歳基地周辺公共地下駐車場建設助成事業について 基地が市街地を三方から囲み、さらに航空機騒音によって土地利用が大きく制限されているため、生活の便宜に恵まれない市民の多くは、自家用車の保有が不可欠のものとなり、また一方には車両収容スペースを持たない中心商店街は、顧客離れが顕著となって衰微の一途をたどっている。これら都市の機能的活動の回復と中心商店街における事業活動の阻害要因を解消するとともに、航空機による二次災害防止に役立てるため「公共地下駐車場」を建設していただきたい。 昭和58年度実施設計。昭和60年度一部供用開始。昭和62年度完成。
S60. 2	基地対策	市道4線大通(C経路)は、自衛隊装軌車等が通行する際車両に付着した泥土が路上を覆い、粉塵公害等の影響を与えていますので、泥土解消の対策を講じていただきたい。 平成2年北海道大演習場内に戦車洗浄施設完成。

第4章 基地対策と周辺地域との調和

「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
S60. 3	道路改良 (30号通)	航空機の進入路になっております東郊地区は、近年都市の発展に伴い住宅の建設が進み、人口の増加は著しいものがあります。万一航空機事故等の災害を考えますと、救難救急防災活動が円滑に行われないことが予想されるため、地域住民の不安を解消し民生の安定を図るため、30号通の整備を早期に完成していただきたい。 昭和58年度設計。 昭和59年度着工。 昭和62年度供用開始。
S60. 4	道路舗装 (協和中央線)	自衛隊車両の往来が頻繁な当路線は、未舗装のため粉塵が舞い上がり視界が悪く非常に危険な状態になっており、また沿道の農地・苗畑にも被害がでている状況ですので、舗装工事を早期に着手していただきたい。 昭和60年度から実施設計。
	河川改修	北海道大演習場並びに駐屯地にかかわる河川関係障害防止対策事業について、一層のご高配を賜りたい。 1 勇舞沢川及び内別川流域の調査について 2 勇舞沢排水路工事の事業促進及び河川公園計画に基づく改修工事の実施について 3 ムシ川改修工事における下流未改修区間の事業採択および上流市街地地区の計画変更について 4 勘加川の流れ調査について 5 北斗地区の排水整備について
		2 河川公園昭和62年から実施。 4 昭和61年度全体計画調査。 5 昭和62年度全体計画調査。
	基地対策	廃棄物焼却処理施設の採択について
S61. 3	基地対策	国有提供施設(防衛施設)の価格改定に関して隣接の地域開発の状況をご配慮のうえ、特段のご高配を賜りますようご要望申し上げます。
S61. 6	基地対策	市民の国防に対する理解は深いところでありますが、基地が所在することによって生じる諸障害を解消していただくことが、基地の安定使用につながるものと確信いたしております。つきましては、千歳市が当面の緊急課題として次の対策について特段のご高配を賜りたく謹んでお願い申し上げます。 1 国有提供施設(防衛施設)の価格改定について 2 市道4線大通(C経路)の泥土・粉塵及び騒音・振動対策について 3(専)日本航空大学校併行工事の採択について 4(仮称)平和地区学習等供用施設の建設について
S61. 8	污水対策	千歳基地からマツ川に放流されている排水は、流量の減少などから直接放流するのではなく、当市の公共下水道に接続されるよう特段のご高配を賜りたく、ご要望申し上げます。 昭和63年度接続。
S61.10	市民生活の安全確保に関する要望	9月15日のF-15、9月25日のRF-4E偵察機の相次ぎ発生したパンク事故にともない、次の諸点について要望する。 1 原因が究明されるまでは飛行を自粛していただきたい。 2 安全性と定時性確保のため万全な体制を確保していただきたい。
	基地対策	特定防衛施設周辺整備調整交付金の配分にあたり、千歳市域の防衛施設の運用等について、ご配慮のうえ特段のご高配を賜りますよう要望いたします。 1 千歳飛行場から生ずる騒音障害について ・日米共同訓練の実施状況 ・航空自衛隊各種演習 ・他基地所属戦闘機の千歳基地展開 ・領空侵犯に対する発進 2 千歳基地の態様の変更について ・F-15戦闘機における2個飛行隊の編成 ・基地防空群の編成 ・日米共同訓練(陸)の拡大 3 基地対策に係る要望事項 ・北海道大演習場の特定防衛施設関連市町村としての指定、もしくは交付金算定要領に加えること。 ・安定飛行による基地の運用
S62. 7	事故防止対策の確立に関する要望	7月1日千歳基地において発生した「ジェット燃料タンクの爆発、炎上事故」は、多くの市民を震撼させ不安に陥れた。誠に遺憾であります。今後とも基地内におけるあらゆる事故の未然防止のため、万全の対策を確立されますよう強く要望いたします。
S62. 9	基地対策	特定防衛施設周辺整備調整交付金の配分にあたり、千歳市域の防衛施設の運用等についてご配慮のうえ、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。 1 千歳飛行場から生じる騒音障害について ・日米共同訓練(空)の拡大 ・航空自衛隊の各種演習 ・他基地所属戦闘機の千歳基地展開 ・領空侵犯に対する緊急発進

(「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
S62. 9	基地対策	2 千歳基地における態様の変更について ・航空自衛隊の各種演習と日米共同訓練の同時実施 ・基地防空群の編成 ・第8移動警戒隊の編成 ・日米共同訓練(陸)の拡大 ・化学防護小隊の編成 3 基地対策に係る要望事項 ・北海道大演習場千歳地区を特定防衛施設関連市町村としての指定、もしくは交付金算定要領に加えること。 ・航空機事故絶無と安全飛行による基地運用。 ・ジェット燃料タンク爆発炎上等、基地内におけるあらゆる事故の未然防止と万全の方策の確保。
S62. 10	異常接近に係る申し入れ	8月18日千歳上空において発生したF-15と民間航空機との間の異常接近により市民に不安を与えたことは誠に遺憾であります。2度とこのような事態が起こらないよう、万全な体制を確立されるよう申し入れいたします。
S63. 9	基地対策	特定防衛施設周辺整備調整交付金の配分にあたり、千歳市域の防衛施設の運用等についてご配慮のうえ、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。 1 千歳飛行場から生ずる騒音障害 ・千歳基地所属部隊(第2航空団)の演習枠拡大 ・航空自衛隊の各種演習 ・日米共同演習(空)の拡大 ・他基地所属戦闘機の千歳基地展開 ・領空侵犯に対する緊急発進 2 千歳基地等における態様変更について ・千歳飛行場の追加提供及び使用期間の大幅拡大 ・第3高射群改編とペトリオット配備について ・日米共同救難訓練の実施について ・電子偵察小隊の編成 ・化学防護小隊の編成 ・日米共同演習の拡大 3 基地対策に係る要望事項 ・北海道大演習場千歳地区を特定防衛施設関連市町村としての指定、もしくは交付金算定要領に加えること。 ・航空機事故絶無と安全飛行による基地運用 ・ジェット燃料タンク爆発炎上等、基地内におけるあらゆる事故の未然防止と万全の方策の確立。
S63. 9	演習に係る申し入れ	来る9月29日から10月15日まで航空総隊総合演習及び日米共同演習が予定されておりますが、市民生活の安全の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れをします。 1 民航機の定時性、安全性の確保 2 西側旋回をしないような配慮 3 航空機事故のないよう安全性への配慮 4 早朝、深夜の演習の回避 5 米軍外出時のトラブルの防止 6 10月9日は予備日となっておりますが、日曜日という事で回避を
S63. 10	基地対策	千歳市域における防衛施設の設置及び運用等に係わるまちづくりのため、当面の緊急課題について特段のご高配を賜りたい。 1 千歳飛行場周辺等地域整備計画の推進 2 新千歳空港周辺地域開発計画の推進
H 1. 8	演習に係わる申し入れ	来る8月29日から8月31日まで千歳基地を含めて展開される北部航空方面の演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れをします。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 9月1日は予備日となっておりますが、千歳神社秋季大祭ということで避けられたい。
H 1. 9	演習に係る申し入れ	来る9月21日から10月12日まで千歳基地を含めて展開される航空総隊総合演習及び日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れをします。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 早朝、深夜、土曜日の午後、日曜日の演習は避けられたい 5 米軍の外出時のトラブルがないように配慮していただきたい。
	基地対策	特定防衛施設周辺整備調整交付金の配分にあたり、千歳市域の防衛施設の運用等についてご配慮のうえ、特段のご高配を賜りますよう要望いたします。 1 千歳飛行場から生ずる騒音障害 ・千歳基地所在部隊(第2航空団)の演習枠拡大 ・航空自衛隊の各種演習 ・日米共同演習(空)の拡大 ・他基地所属戦闘機の千歳基地展開 ・領空侵犯に対する緊急発進

第4章 基地対策と周辺地域との調和

「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H 1. 9	基地対策	2 千歳基地等における態様変更について ・第3移動通信隊の新設について ・第3高射群改編とペトリオット配備について ・入間ヘリコプター空輸隊の移動訓練について ・三沢ヘリコプター空輸隊の移動訓練について ・北海道大演習場の使用期間の変更について ・第7師団の増強について ・第1特科団の第102特科大隊の編成について ・日米共同訓練の拡大について 3 基地対策に係る要望事項 ・北海道大演習場千歳地区を特定防衛施設関連市町村としての指定もしくは交付金算定要領に加えること。 ・航空機事故絶無と安全飛行による基地運用 ・ジェット燃料タンク爆発炎上等、基地内におけるあらゆる事故の未然防止と万全の方策の確立。
H 1. 10	日米共同訓練に係る申し入れ	来る10月6日から10月13日まで千歳基地を含めて展開されます日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るために、次のとおり申し入れします。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 土曜日の午後、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。 5 米軍の外出時のトラブルがないように配慮していただきたい。
H 2. 5	日米共同訓練に係る申し入れ	来る5月11日に、千歳基地を含めて展開されます日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るために、次のとおり申し入れします。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。
H 2. 6	日米共同訓練に係る申し入れ	来る6月21日、22日の両日に、千歳基地を含めて展開されます日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るために、次のとおり申し入れします。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。
H 2. 7	早朝飛行訓練に係る申し入れについて	来る7月17・18日のいずれかに、千歳基地で展開されます態勢移行訓練に連繋する早朝飛行訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るために、次のとおり申し入れします 1 訓練の時間帯については、昭和51年3月30日文書回答における自主規制を守った中で実施されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。
H 2. 11	日米共同訓練(実動訓練)に係る申し入れ	11月30日に、千歳基地を含めて展開される日米共同訓練(実動訓練)について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るために、次のとおり申し入れします。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。
H 3. 9	演習に係る申し入れ	来る9月27日から10月12日まで、千歳基地を含めて展開される航空総隊総合演習及び日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れをします。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 早朝、深夜、土曜日の午後、日曜日の演習は避けられたい。 5 米軍の外出時のトラブルがないように配慮されたい。
H 3. 10	日米共同訓練(実動訓練)に係る申し入れ	来る10月14日から10月18日まで、千歳基地を含めて展開される日米共同訓練(実動訓練)について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るために次のとおり申し入れをします。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないように安全性には特に留意されたい。 4 米軍の外出時のトラブルがないように配慮されたい。
	F-15標的機のけん引ワイヤーによる事故について	平成3年10月22日9時45分頃、対空射撃訓練を終えた第2航空団のF-15標的機が、標的けん引ワイヤーの離脱を確認しないまま着陸したため、着陸コース直下にある家屋、車両、電線等に多大なる損害と市民に脅威感を与えたことは誠に遺憾であります。千歳市としては、あらゆる事故・不安を排除し、市民生活の安全確保を図ることが緊要でありますので、次の事項を申し入れします。 1 このたびの事故の原因究明がなされるまでF-15戦闘機による標的えい航機の飛行訓練を中止すること。 2 原因をただちに究明し、再発防止策等を含めて市へ報告すること。 3 被害状況はすべて明確にするとともに、補償には万全を期すこと。
H 4. 9	演習に係る申し入れ	来る9月8日から9月9日まで千歳基地を含めて展開される北部航空方面隊総合演習及び日米共同訓練について、市民生活の安全の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れします。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。

(「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H 4. 9	演習に係る申し入れ	3 航空機事故のないよう安全性には特に留意されたい。 4 早朝、深夜の演習は避けられたい。
	演習に係る申し入れ	来る10月1日から10月16日まで千歳基地を含めて展開される航空総隊総合演習について、市民生活の安全の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れます。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう安全性には特に留意されたい。 4 早朝、深夜、土曜日の午後、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。
H 4. 11	日米共同統合演習(実動演習)に係る申し入れ	来る11月4日から6日までの日米共同訓練及び11月7日から16日までの日米共同統合演習(実動演習)がともに千歳基地を含めて展開されますが、市民生活の安全の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れます。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 百里基地のF-15の事故に鑑み、原因究明結果及び再発防止策を含めて市に報告するとともに、今後とも航空機事故のないよう安全性には特に留意されたい。 4 日米共同統合演習(実動演習)に係わる早朝、深夜、土曜日の午後、日曜日の演習は避けられたい。
H 5. 9	自衛隊統合演習(実動演習)に係る申し入れについて	来る9月29日から10月12日まで、千歳基地を含めて展開される自衛隊統合演習(実動演習)について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れます。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう安全性には特に留意されたい。 4 早朝、深夜、土曜日の午後、日曜日等演習は避けられたい。
H 5. 10	自衛隊統合演習に関する申し入れ	平成5年度自衛隊統合演習において、千歳基地から発進したF-15DJ [※] 戦闘機1機が、10月6日(水)午前8時18分頃、帰還途中海上に墜落した事故に関し、千歳市といたしましては、市民の事故に対する不安を解消し、市民生活の安全を確保するためつぎの事項について申し入れます。 1 速やかに事故原因を究明するとともに、航空機の安全が確認されるまでは、訓練飛行を中止していただきたい。 2 事故原因が判明次第、再発防止策等を含めて早急に、市に報告していただきたい。
H 5. 10	日米共同訓練に係る申し入れについて	来る11月1日から11月13日まで、千歳基地を含めて展開される日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れます。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう安全性には特に留意されたい。 4 祝日の訓練は避けられたい。
H 6. 5	桂木地区崖地対策について	北海道大演習場千歳地区の南側は延長約1.6km、高低差20~25m、最大斜度約34度の崖地の形状をなしており、そのうち約3分の2が住宅地に近接しております。 崖地法面の現状は大部分が植生、雑木により安定状態にあると推察されますが、局所的、主に法尻部に中小規模の法面崩壊が確認されており、土質、形状、経年等から更に崩壊が進行すると住宅地に被害が及ぶことも予想されます。 つきましては、地域住民の不安解消のためにも一日も早い崖地の安定対策を講じて頂きたくご要望申し上げますので、特段のご高配をお願いします。
H 6. 10	航空総隊総合演習及び日米共同統合演習(実動演習)に係る申し入れについて	来る11月1日から11月25日まで、千歳基地を含めて展開される航空総隊総合演習及び日米共同統合演習(実動演習)について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れます。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 西側旋回をしないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう安全性には特に留意されたい。 4 早朝、深夜、土曜日、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。
H 6. 12	C経路対策について	千歳市祝梅根志越線ほか3路線等からなる通称C経路の装軌車通行に伴う諸障害の緩和或いは軽減については、この度その検討結果を取りまとめ、市のC経路対策の基本として、沿線地域住民の理解を求めてまいりたいと考えております。つきましては、この対策の計画を実施するにあたり、何よりも貴職のご支援が必要でありますので、特段のご高配を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。
H 7. 9	航空総隊総合演習に係る申し入れについて	来る9月28日から10月12日まで、千歳基地を含めて展開される航空総隊総合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れます。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 早朝、夜間、土曜日、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。 3 航空機事故のないよう安全性には特に留意されたい。 4 西側旋回をしないように配慮されたい。
H 7. 10	日米共同訓練延期の申し入れについて	10月6日に石川県小松基地で発生したF-15のオーバーラン炎上事故、及び10月18日には沖縄県嘉手納基地所属のF-15が海上に墜落する事故等、F-15に関する事故・トラブルが発生しております。事故機と同型の機種が配備されている千歳基地において、また、11月2日から18日まで、事故機と同型の沖縄米空軍嘉手納基地所属のF-15が、千歳基地を中心に展開予定の日米共同訓練についても、事故やトラブルの原因が究明されないまま訓練が実施されることは、市民の理解と協力が得られず、また、市民に与える不安は多大なものがあります。つきましては、市民生活の安

第4章 基地対策と周辺地域との調和

「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H 7. 10	日米共同訓練延期の申し入れについて	全性を確保するためにも、次の事項について申し入れをします。 1 速やかに各事故の原因を究明されると共に、航空機の安全性が確認されるまでは、11月2日から11月18日までの間の実施予定の、日米共同訓練を延期していただきたい。 2 事故原因が判明次第、再発防止策を含めて、早急に市に報告していただきたい。
	千歳基地における訓練等の自粛の申し入れについて	10月6日に石川県小松基地で発生したF-15のオーバーラン炎上事故、及び10月18日には沖縄県嘉手納基地所属のF-15が海上に墜落する事故等、F-15に関する事故・トラブルが発生しております。事故機と同型の機種が配備されている千歳基地において、事故やトラブルの原因が究明されないまま訓練が実施されることは、市民の理解と協力が得られず、より一層、市民に不安を与える事となり、市民生活の安全性を確保するためにも、次の事項について申し入れします。 1 速やかに各事故の原因を究明されると共に、千歳基地における訓練を自粛していただきたい。 2 事故原因が判明次第、再発防止策を含めて、早急に市に報告していただきたい。
	日米共同訓練に係る申し入れについて	来る10月31日から11月18日まで、千歳基地を含めて展開される日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れします。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 航空機事故のないように整備点検の徹底を図り、安全には特に留意されたい。 3 西側旋回をしないように配慮されたい。
H 8. 10	日米共同訓練に係る申し入れについて	来る11月4日から11月17日まで、千歳基地を含めて展開される日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れします。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 航空機事故のないように整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 3 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 4 戦闘機・偵察機等の西側滑走路の使用を自粛し、騒音の軽減を図られたい。 5 米軍人等の外出にあたっては、十分に配慮されたい。
H 8. 11	航空自衛隊総合演習に係る申し入れについて	来る11月26日から12月10日まで、千歳基地を含めて展開される航空自衛隊総合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れします。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 早朝、夜間、土曜日、日曜日の演習は避けられたい。 3 航空機事故のないように整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。
H 9. 2	長都川濁水対策に係る要望について	北海道大演習場千歳地区・恵庭地区に源流を発し、延長約13kmに及び千歳川の支流長都川につきましては、かねてより流域住民から環境保全、濁水対策、洪水・砂防対策等について、原因調査並びに各々対策の実施について要請されておりました。 対策の樹立にあたっては、流域が演習場内と言う特殊性と、流域上流部が戦車等の訓練により相当地形が変化している事など、基本的調査に相当の時間を要する事が考えられます。 したがって、演習場を管理しております貴職におかれましては、次の事項につきまして早急に応急対策を講じられ、流域住民の民生安定が図られますように要望いたします。 1 源流部の保全及び流域の環境保全 1) 7線橋より下流の長都川周辺の森林保全、及び保全のための車両乗り入れ等の制限措置。 2) 湧き壺周辺の荒廃防止並びに環境整備。 2 洪水及び砂防対策 1) 沢地を流下する水の流速を抑え、土砂等の流出を抑える施設、工作物の設置。 3 濁水対策 1) 演習場内道路側溝の濁水について、河川への直接放流をさけ、大型の沈砂池等の設置
H 9. 9	航空総隊総合演習及び日米共同訓練に係る申し入れについて	来る9月16日から10月6日まで、千歳基地を含めて展開される航空総隊総合演習及び日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい 2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 早朝、深夜、土、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。
H 9. 10	日米共同訓練に係る申し入れについて	来る11月3日から11月14日まで、千歳基地を含めて展開される日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 早朝、祝日の訓練は避けられたい。 5 米軍人等の外出にあたっては、十分に配慮されたい。
H10. 5	航空総隊戦技競技会に係る申し入れについて	来る5月25日から6月5日まで、千歳基地を含めて実施される平成10年度航空総隊戦技競技会について、他基地から多くの航空機が飛来することから、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。

(「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H10. 5	航空総隊戦技競技会に係る申し入れについて	2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 早朝、深夜、土曜日及び日曜日の飛行訓練は避けられたい。
H10. 9	航空総隊総合演習に係る申し入れについて	来る9月24日から10月13日まで、千歳基地を含めて行われる航空総隊総合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。 1 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 早朝、土、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。
H10. 10	日米共同統合演習に係る申し入れについて	来る11月2日から11月13日(実動)まで、千歳基地を含めて行われる日米共同統合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。 1 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り安全対策には特に留意されたい。 2 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 3 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 4 早朝、土、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。 5 米軍人等の外出にあたっては、十分に配慮されたい。
	航空総隊総合演習中の事故に係る申し入れについて	航空総隊総合演習のため千歳基地に展開していた青森県三沢基地所属のF4-EJ改機が、10月9日に千歳基地から撤収する際、消息を絶ち、行方不明になるという事故が発生しております。事故機と同型機は、航空総隊総合演習や移動訓練等において年に何度となく千歳基地へ展開してきており、かかる事故の原因が究明されないまま訓練が実施されることは、市民に大きな不安を与えております。 ついては、市民生活の安全性確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れをします。 1 事故の原因について、すみやかに調査、究明し公表されたい。また、事故原因が究明されるまでは、F4-EJ改機の千歳基地への展開を行わないでいただきたい。 2 二度と事故のおきることのないよう、再発防止策に万全を期するとともに千歳基地所属航空機の安全飛行と整備点検の徹底を図っていただきたい。
H11. 11	日米共同訓練に係る申し入れについて	来る11月8日から11月19日(実動)まで、千歳基地を含めて行われる日米共同訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。 1 早朝、土、日曜日及び祝日の演習は避けられたい。 2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り安全対策には特に留意されたい。 4 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 5 米軍人等の外出にあたっては、十分に配慮されたい。
	航空総隊総合演習に係る申し入れについて	来る11月15日から11月29日(千歳基地参加:11月22日~11月25日)まで、千歳基地を含めて行われる航空総隊総合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。 1 早朝及び祝日の飛行は避けられたい。 2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り安全対策には特に留意されたい。 4 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい 航空自衛隊機墜落事故(入間基地)のため中止
H12. 6	航空総隊戦技競技会に係る申し入れについて	次の事項について申し入れをします。 1 訓練の通知は、相当事前に説明されたい。 2 早朝・深夜及び土・日曜日の飛行は避けられたい。 3 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 4 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 5 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。
	航空総隊戦技競技会に係る申し入れについて	来る7月12日から7月20日まで、千歳基地を含めて実施される平成12年度航空総隊戦技競技会について、他基地から多くの航空機が飛来することから、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次の事項について申し入れをします。 1 今回の戦技競技会においては7月15日(土)も競技会を実施するとの通知がありましたが、国民の週休日制定着の中、土曜日の飛行は、真に遺憾であります。土・日曜日及び祝日の飛行は避けられたい。 2 訓練の通知について、市民等への対応から2週間前には説明されたい。 3 早朝の飛行は避けられたい。 4 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 5 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 6 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 航空自衛隊機墜落事故(美保基地、松島基地)のため中止

第4章 基地対策と周辺地域との調和

「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H12. 10	航空自衛隊総合演習に係る申し入れについて	来る11月6日から11月20日まで、千歳基地を含めて行われる航空自衛隊総合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。 1 早朝及び土・日曜日の飛行は避けられたい。 2 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 3 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 5 訓練の通知は、相当事前に説明されたい。
H13. 6	島松空対地射撃場を使用した訓練に関する事故について	平成13年6月25日10時55分頃、第83航空隊(那覇)所属のF-4EJ改戦闘機が、島松爆撃訓練中、20mm訓練弾が不時に発射され、民間施設へ撃ち込まれるという事項が発生しました。 千歳市といたしましては、かねてより、市民生活の安全性の確保について要請を行っていたところですが、今回、かかる事故が発生したことは、誠に遺憾であります。 つきましては、事故原因の早急な究明と安全管理の徹底を図られるまで訓練の中止を強く求めます。 1 事故原因を早急に究明すること 2 安全管理の徹底が図られるまで訓練を中止すること
H13. 9	事故再発防止策の履行と安全対策について(申し入れ)	去る6月25日に、島松空対地射撃場において訓練中に発生した航空自衛隊F-4型機機関砲誤発射事故は、整備ミスが原因との調査結果が9月3日本市に報告されました。今回の事故は、一歩間違えば人的被害を引き起こし、あってはならない事故であり、市民に大きな不安感を与えた事については、真に遺憾であります。従いまして、事の重大性に鑑み、二度と整備ミスを起こさない様、示された再発防止策の徹底履行と安全対策には、今までにまして万全を期されるよう申し入れます。
	航空総隊総合演習に係る申し入れについて	来る10月1日から10月15日までの期間、千歳基地を含めて行われる航空総隊総合演習について、他基地から多くの航空機が飛来することから、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 訓練の通知は、相当事前に説明されたい。 2 航空機事故のないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 3 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。 4 早朝及び土・日曜日の飛行は避けられたい。 5 民航機の定時性、安全性の確保に留意されたい。 米国同時多発テロにより中止
H14. 5	航空総隊戦技競技会参加に伴う土曜日の飛行訓練実施に係る申し入れについて	来る5月16日(木)から5月29日(水)まで、航空自衛隊小松基地で実施される平成14年度航空総隊戦技競技会参加に伴う土曜日の飛行訓練実施について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れます。 1 航空自衛隊千歳基地から、今回の戦技競技会参加に伴う事前訓練として、5月11日(土)に飛行訓練を実施するとの通知がありましたが、本市は、これまでも土・日曜日及び祝日の訓練自粛を申し入れており、貴隷下部隊が予定している飛行訓練は、真に遺憾であります。よって、土曜日実施となっている今回の飛行訓練は避けられたい。
H14. 10	日米共同統合演習及び航空総隊総合演習に係る申し入れについて	来る11月11日から11月22日までの期間行われる日米共同統合演習及び航空総隊総合演習について、市民の生活環境を守るため、次のとおり申し入れます。 1 航空自衛隊千歳基地から、今回の日米共同統合演習及び航空総隊総合演習として、11月16日(土)と17日(日)に演習のため自衛隊機の飛行を実施するとの通知がありましたが、本市はこれまでも土・日曜日及び祝日の飛行自粛を申し入れております。よって、土・日曜日実施となっている今回の飛行訓練は避けられたい。
H15. 10	平成15年度航空自衛隊総合演習に係る申し入れ	来る10月6日から10月17日まで千歳基地を含めて行われる航空自衛隊総合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 早朝、夜間、土曜日、日曜日及び祝日の飛行は避けられたい。 2 訓練の通知は市民周知等の対応が確保可能な期間をもって行っていただきたい。 3 航空機事故がないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。
H16. 11	日米共同統合演習に係る申し入れ	来る11月10日から11月19日まで千歳基地を含めて行われる日米共同統合演習について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日及び祝日並びに深夜・早朝の飛行を自粛していただきたい。 2 航空機事故がないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意していただきたい。 3 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないように配慮されたい。
H17. 3	早期の事故原因究明と安全対策について(申し入れ)	去る3月5日に、北海道大演習場島松地区において発生した、96式自走120mm迫撃砲の演習場外への弾着の可能性の事態は、あってはならないことであり、市民に大きな不安と不信感を与える結果となりました。千歳市といたしましては、かねてから各種訓練の実施にあたっては、安全対策の徹底を求めてきたところであり、このような事態については、誠に遺憾であります。つきましては、事の重大性に鑑み、次のとおり申し入れを行います。 1 徹底した捜索を行うこと。 2 早期に原因究明を行うこと。 3 再発防止策、安全対策の確立を行うこと。

(「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H17. 3	早期の事故原因究明と安全対策について(申し入れ)	4 原因究明、再発防止策及び安全対策が確立するまでの間、実弾訓練を行わないこと 5 事故発生の際には、地元自治体等に対し、速やかに通報すること。
H17. 9	早期の事故原因究明と安全対策について(申し入れ)	本日、北海道北西海上訓練空域において発生した、第2航空団所属のF-15戦闘機の接触事故は、あってはならないことであり、市民に大きな不安を与える結果となりました。千歳市といたしましては、かねてから各種訓練の実施にあたっては、安全対策の徹底を求めてきたところであり、このような事態については、誠に遺憾であります。つきましては、事の重大性に鑑み、次のとおり申し入れを行います。 1 早期に原因究明を行うこと。 2 再発防止策、安全対策の確立を行うこと。 3 原因究明、再発防止策及び安全対策が確立するまでの間、F-15戦闘機による事故の要因となった同種の訓練を行わないこと。 4 事故発生の際には、地元自治体に対し、速やかに通報すること。
H17.11	平成17年度航空総隊総合演習に係る申し入れ	来る11月14日から25日に千歳基地を含めて行われる、平成17年度航空総隊総合演習(実動演習)について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 深夜早朝、土・日曜日及び祝日の飛行は避けられたい。 2 訓練の通知は市民周知等の対応が確保可能な期間をもって行っていただきたい。 3 航空機事故がないよう整備点検の徹底を図り、安全対策には特に留意されたい。 4 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。
H18. 9	平成18年度航空パレード及び三沢航空祭における展示飛行等に係る申し入れ	来る9月10日に行われる航空パレード及び三沢航空祭における展示飛行について、騒音軽減の観点から、次のとおり申し入れを行います。 1 騒音直下の住民に対する影響を考慮し、土・日曜日、祝日の騒音軽減のため十分な配慮を願いたい。 2 行事の開催日が重なったことが、日曜日における離着陸回数の増加につながったことから、各行事の開催日については、上級部隊等とも事前に十分な調整を図っていただきたい。 3 地域住民への周知などのために、十分な時間的余裕を持って通知いただきたい。
H18.10	平成18年度航空総隊総合訓練に係る申し入れ	平成18年11月6日から17日までの間、千歳基地を含めて行われる平成18年度航空総隊総合訓練(実動訓練)について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 訓練期間中の土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練は、騒音直下の住民に対する影響を考慮し飛行を避けられたい。 2 訓練日程の通知は、かねてから市民周知が可能な十分な余裕をもって行うことを申し入れており、市民生活への影響を十分考慮し、今後は早期に訓練日程を通知されたい。 3 訓練に際しては、騒音軽減に配慮した飛行を徹底するとともに、安全対策には特に留意されたい。 4 安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。
H19.10	平成19年度日米共同統合演習(実動演習)に係る申し入れ	11月5日から11月16日までの期間に行われる日米共同統合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 統合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、今後も可能な限り早期に情報提示されたい。
H20.11	平成20年度自衛隊統合演習(実動演習)に係る申し入れ	11月10日から11月17日までの期間に行われる自衛隊統合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 統合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、今後も可能な限り早期に情報提示されたい。
H21.10	平成21年度自衛隊統合演習(実動演習)に係る申し入れ	11月5日(木)から11月11日(水)までの期間に行われる自衛隊統合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 統合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、今後も可能な限り早期に情報提示されたい。
H21.12	F15戦闘機の安全確保についての申し入れ	去る11月25日に千歳基地所属F15戦闘機のエンジン構成品の一部不時落下、11月29日には築城基地所属F15戦闘機の水平尾翼一部の不時落下、更に12月4日には小松基地所属F15戦闘機の胴体着陸と、F15戦闘機に関してトラブルが連続して発生しております。 千歳市といたしましては、かねてから各種訓練の実施にあたっては安全対策の徹底を求めてきたところであり、このような事態については大変重く受け止めております。 このことから市民の安全・安心を守る観点から、次のとおり強く申し入れを行います。 1 同型機の安全確保のため、徹底した点検を実施すること。

第4章 基地対策と周辺地域との調和

「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H21. 12	F15 戦闘機の安全確保についての申し入れ	2 安全が確保されるまで、訓練飛行の自粛をすること。 3 各自案について、原因の究明に努め適切な時期に情報を公表すること。
H22. 5	平成22年度航空総隊戦技競技会に係る申し入れ	5月29日(土)及び30日(日)に行われる飛行について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり強く申し入れをいたします。 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練など、市民生活への影響を考慮して避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練情報は、速やかに市民周知するため、周知期間を考慮し早期に情報の提示をされたい。
H22. 11	平成22年度日米共同統合演習(実動演習)に係る申し入れ	12月3日(金)から12月10日(金)までの期間に行われる日米共同統合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 統合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、今後も可能な限り早期に情報提示されたい。
H23. 2	ゲ7Mにおける日米共同訓練の実施に係る申し入れ	1月19日(水)から3月7日(月)までの期間に行われる日米共同訓練の実施について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 共同訓練に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 共同訓練に係る情報は、市民周知を速やかに行うため、今後も可能な限り早期に情報提示されたい。
H24. 2	F-15戦闘機の部品落下についての申し入れ	平成19年4月から平成23年12月末までの間に、航空自衛隊の主力戦闘機であるF-15が部品落下を起こした全国の発生件数は113件あり、このうち、地方自治体に通知された件数は9件であったと防衛省航空幕僚監部が公表し、新聞報道がされたところであります。 このことについて、貴基地に内容などを確認したところ、この5年間に発生した件数は14件であり、このうち、平成21年11月25日(木)に発生した「エンジン部品の一部落下」の1件は、千歳市に通知したとの回答がありました。 一連の報道から、貴基地をはじめ、F-15戦闘機の配備されているほとんどの基地において、同機の部品落下について地方自治体に通知されていなかったことが明らかとなりましたが、当市としては、市民の安全・安心を守る観点から、次の点について、強く申し入れをいたします。 1 航空機の部品落下については、発生後速やかに当市に通知すること。 2 通知にあたっては、できる限り情報の提供を行うこと。 3 安全確保のための点検をより徹底すること。 4 発生した部品落下については、早期に原因の究明を図るとともに、結果を速やかに公表すること。 5 部品落下を起こした同型機の安全が確保されるまで訓練飛行の自粛をすること。
H24. 10	北部航空方面隊総合演習(実動演習)に係る申し入れ	平成24年10月22日から10月25日までの期間に行われる北部航空方面隊総合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 早朝・深夜の飛行訓練など、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 総合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、可能な限り早期に情報提示されたい。
H24. 11	平成24年度日米共同統合演習(実動演習)に係る申し入れ	平成24年11月5日から11月16日までの期間に行われる平成24年度日米共同統合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練など、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 統合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、可能な限り早期に情報提示されたい。
H25. 5	北部航空方面隊総合演習(実動演習)に係る申し入れ	平成25年6月3日から6月5日までの期間に行われる北部航空方面隊総合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 早朝・深夜の飛行訓練など、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 総合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。

(「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H25. 9	平成25年度航空総隊戦技競技会に係る申し入れ	平成25年9月21日から9月23日までの期間に行われる平成25年度航空総隊戦技競技会に係る事前飛行訓練について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日、祝日及び深夜・早朝の飛行訓練など、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練の情報は、速やかに市民周知するため周知期間を考慮し、早期に情報の提示をされたい。
H25. 10	平成25年度自衛隊統合演習(実動演習)に係る申し入れ	平成25年11月1日から11月18日までの間に行われる平成25年度自衛隊統合演習(実動演習)について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 統合演習に際しては、騒音低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
H26. 5	米空軍演習(レッド・フラッグ・アスカ)への参加に係る申し入れ	平成26年6月17日から6月28日までの期間に行われる米空軍演習(レッド・フラッグ・アスカ)への参加について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 早朝・深夜の飛行訓練など、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
H26. 10	平成26年度日米共同統合演習(実動演習)に係る申し入れ	平成26年11月8日から11月19日までの期間に行われる平成26年度日米共同統合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練については、市民生活への影響を考慮し、避けられたい 2 統合演習に際しては、騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、可能な限り早期に情報提示されたい。
H27. 7	米空軍演習(レッド・フラッグ・アスカ)への参加に係る申し入れ	平成27年8月7日から8月22日までの期間に行われる米空軍演習(レッド・フラッグ・アスカ)への参加について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 早朝・深夜の飛行訓練については、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
H27. 10	平成27年度自衛隊統合演習(実動演習)に係る申し入れ	平成27年10月23日から11月13日までの間に行われる平成27年度自衛隊統合演習(実動演習)について、市民生活の安全性の確保と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
	交通渋滞緩和に係る要望書	航空自衛隊千歳基地行事及び訓練等に伴う市街地の交通渋滞により生じる市民生活の混乱を避けるため、次のとおり要望いたします。 1 毎年、千歳基地航空祭において、車両による来場者が正門付近に集中することにより、市街地に交通渋滞が生じ、市民生活や新千歳空港の利用者などに混乱を来しております。そのため、千歳基地北側の市街地を回避した車両誘導経路を確保するなど対策を検討していただきたい。 2 千歳基地正門付近の出勤時間帯は、臨空工業団地(68社操業)の従業員の出勤時間と重なることによる慢性的な交通渋滞が生じておりますことから、出勤隊員の車両が正門に集中しないよう対策を検討していただきたい。 3 千歳基地に所在する部隊の訓練等において、大型車両の長い車列による走行に伴い、市街地及び国道36号が渋滞することを避けるため、千歳基地北側の市街地を回避した走行経路を検討していただきたい。
H28. 5	米空軍演習(レッド・フラッグ・アスカ)への参加に係る申し入れ	平成28年5月24日から6月24日までの期間に行われる米空軍演習(レッド・フラッグ・アスカ)への参加について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練については、市民生活への影響を考慮し、避けられたい 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
H28. 10	平成28年度日米共同統合演習(実動演習)に係る申し入れ	平成28年10月30日から11月11日までの期間に行われる平成28年度日米共同統合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・祝日及び早朝・深夜の飛行訓練については、市民生活への影響を考慮し、避けられたい 2 統合演習に際しては、騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、可能な限り早期に情報提示されたい。

第4章 基地対策と周辺地域との調和

「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H29. 5	米空軍演習(レッド・フラッグ・アスカ)への参加に係る申し入れ	平成29年5月25日から7月1日までの期間に行われる米空軍演習(レッド・フラッグ・アスカ)への参加について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日及び早朝・深夜の飛行訓練については、市民生活への影響を考慮し、避けられたい 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
H29. 7	米軍再編に係る訓練移転(回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転)に関する要望	我が国を取り巻く安全保障環境は、不安定な状況にあります。こうしたなか、我が国の平和と安全のためご尽力されていることに敬意を表します。さて、先般、北部方面隊と米海兵隊との実働訓練が第2四半期以降に計画されていることが発表されました。本共同訓練については、MV-22オスプレイの参加も調整されているとのことですが、オスプレイの参加する日米共同訓練は、北海道内において初めてでありますことから、住民生活に支障をきたすことのないよう、次の事項など新たな対応について特段のご配慮をくださいますようお願いいたします。 (1) 訓練計画について事前に公表・説明するとともに関係自治体への連絡及び情報提供を十分に行うこと。 (2) 訓練にあたっては、地域住民の安心・安全の確保を図るとともに、特に、オスプレイの訓練に際しては、国の責任において徹底した安全対策を講じ、住民に対して丁寧な説明を行うこと (千歳市長、恵庭市長、北広島市長、上富良野町長の連名)
H29. 8	日米共同訓練(ノースウイング)に関する要請	本年8月10日から8月28日まで予定されている日米共同訓練(ノースウイング)におきましては、8月5日にオーストラリア東海岸沖で訓練中に発生したMV-22オスプレイの事故に対する事故原因の究明と再発防止を行い、国の責任において安全確認が図られるまで、オスプレイの参加の自粛を要請します。
H29. 8	平成29年度日米共同訓練に関する緊急要請	昨年の日米合同委員会合意に基づき、沖縄の負担軽減を図るため、オスプレイを使用する日米共同訓練が、本道において、本年8月10日から8月28日まで予定されております。訓練の実施にあたりましては、国による十分な説明のほか、安全管理を徹底し、移動や訓練中の事故防止及び規律の維持に万全を期されるとともに、地域の実情に留意し、道民の生活に不安や支障を与えることがないよう、最大限のご配慮をお願いしているところです。こうした中、8月5日に沖縄県の普天間飛行場所所属のオスプレイがオーストラリア東海岸での訓練中に事故を起こし、翌日、貴省において事故原因の究明など、米側に求めるとともに、国内におけるオスプレイの参加の取扱について米側と調整をしたい旨の考えが示されたところであります。北海道としても、何にも増して道民の安全・安心を確保するという観点から、オスプレイの飛行自粛をはじめ、日米共同訓練に対し国の責任において、適切に対応するよう強く求めます。 (北海道知事、札幌市長、千歳市長、恵庭市長、北広島市長、富良野市長、上富良野町長、中富良野町長の連名)
H29. 10	平成29年度自衛隊統合演習(実動演習)に係る申し入れ	平成29年11月6日から11月24日までの間に行われる平成29年度自衛隊統合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
H30. 8	平成30年度日米共同訓練(ノースウイング)について	MV-22(オスプレイ)の参加が予定されている平成30年度日米共同訓練の実施にあたりましては、国による十分な説明のほか、安全管理を徹底し、移動や訓練中の事故防止及び規律の維持に万全を期されるとともに、地域の実情に留意し、道民の生活に不安や支障を与えることがないよう、最大限の配慮をお願いします。 (北海道知事ほか12自治体)
H30. 9	平成30年度日豪共同訓練に係る申し入れ	平成30年9月5日から9月30日までの期間に行われる日豪共同訓練について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日・祝日及び早朝・深夜の飛行訓練については、市民生活への影響を考慮し、避けられたい 2 共同訓練に際しては、騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、可能な限り早期に情報提示されたい。
H30. 10	平成30年度航空総隊総合訓練(実動訓練)及び平成30年度日米共同統合演習(実動演習)に係る申し入れ	平成30年10月18日から10月26日までの間に行われる「平成30年度航空総隊総合訓練(実動訓練)」及び10月29日から11月8日までの間に行われる「平成30年度日米共同統合演習(実動演習)」について、市民の安全・安心を確保し生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
H30. 11	平成30年度日米共同方面隊指揮所演習(日本)(YS-75)に関する申し入れ	平成30年12月3日から12月17日までの期間に行われる日米共同方面隊指揮所演習(日本)(YS-75)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 市民の安全・安心の確保 ①共同演習期間中における事件・事故に適切に対応するため、所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めていただきたい。

(「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
H30.11	平成30年度日米共同方面隊指揮所演習(日本)(YS-75)に関する申入れ	②共同演習に際し、事故・事件等の未然防止に向け、米軍に対して安全管理や綱紀肅正の徹底を求めるとともに、市民からの問い合わせ窓口を充実するなど、対応に万全を期していただきたい。 ③万が一、共同演習期間中の事故及び米軍人等の事件が発生した場合や、米国人と住民との間にトラブルが発生した際には、速やかに関係機関に対し事実を詳細に通報するとともに、責任をもって対応していただきたい。 ④周辺住民の不安を解消するため、共同演習期間中における行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期していただきたい。 2 地元への情報提供 ①共同演習に係る情報は、速やかに市民周知するため、可能な限り早期に情報提供していただきたい。 ②市が開催する調整会議への参加など、訓練に関する情報を住民、自治体報道機関に詳細に提供していただきたい。
R 1. 9	令和元年度日豪共同訓練に係る申入れ	日豪共同訓練が千歳基地において実施されるとの計画が発表されましたが、市民生活に支障をきたすことのないよう、次の事項について特段のご配慮をくださいますようお願いいたします。 1 市民の安全・安心の確保 ①共同訓練期間中における事件・事故に適切に対応するため、関係機関との間で所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めていただきたい。 ②共同訓練時の事故及び豪軍人等の事件が発生した場合は、速やかに関係機関に対し事実を詳細に通報するとともに、国が責任をもって対応していただきたい。 ③周辺住民の不安を解消するため、共同訓練期間中における行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期していただきたい。 ④訓練の安全管理及び参加する戦闘機の整備・点検など安全管理に万全を期していただきたい。 ⑤訓練終了後には「検証」を行っていただきたい。 2 豪軍機の訓練態様 共同訓練に参加する豪軍機については、航空自衛隊と同様の態様としていただきたい。 ①土曜日、日曜日、祝日及び早朝・深夜の訓練を実施しないこと。 ②自衛隊が通常使用している訓練空域や飛行経路、飛行方法によること。 3 地元への情報提供 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、可能な限り早期に情報提供していただきたい。また、市が開催する調整会議への参加など、訓練に関する情報を住民、自治体、報道機関に詳細に提供していただきたい。 4 共同訓練対応窓口の充実 共同訓練に際し、事故・事件等の未然防止に向け、豪国側に対して安全管理や綱紀肅正の徹底を求めるとともに、訓練期間中は北海道防衛局職員を現地に配置し、市民からの問い合わせ電話を設置するなど、対応に万全を期していただきたい。また、万が一豪国人と住民との間にトラブルが発生した際には、迅速に対処できるよう対応窓口を充実するとともに、英語や事故処理に堪能な職員を配置していただきたい。 5 騒音測定局の設置 豪空軍機の騒音の状況を確認するため、固定局に加え、臨時局を設置し、できる限り早期に結果を公表していただきたい。 6 財政負担への配慮 共同訓練が行われた際には、市民への騒音の加重が増加するほか、様々な財政負担が生じることから、特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額に配慮していただきたい。
R 1.11	令和元年度自衛隊統合演習(実動演習)に係る申入れ	令和元年11月11日から11月21日までの間に行われる令和元年度自衛隊統合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため次のとおり申入れを行います。 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
R 1.12	令和元年度日米共同訓練(ノザンウァイパ-)について	MV-22(オスプレイ)の参加が予定されている平成30年度日米共同訓練の実施にあたりましては、国による十分な説明のほか、安全管理を徹底し、移動や訓練中の事故防止及び規律の維持に万全を期されるとともに、地域の実情に留意し、道民の生活に不安や支障を与えることがないよう、最大限の配慮をお願いいたします。(北海道知事ほか10自治体)
R 1.12	令和元年度日米共同訓練(国内における米海兵隊との実動訓練(ノザンウァイパ-))に関する要請	日米共同訓練(ノザンウァイパ-)が北海道大演習場及び矢臼別演習場で実施され、米軍MV-22オスプレイが航空自衛隊千歳基地を拠点に展開し訓練をするとの計画が発表されたことから、共同訓練及び米軍MV-22オスプレイの飛行に際し、市民生活に支障をきたすことのないよう、次の事項について要請します。 1 市民の安全・安心の確保 ①共同訓練期間中における事件・事故に適切に対応するため、関係機関との間で所要の連絡体制を構築するとともに、安全対策等に努めていただきたい。 ②共同訓練に際し、事故・事件等の未然防止に向け、米軍に対して安全管理や綱紀肅正の徹底を求めるとともに、市民からの問い合わせ窓口を設置するなど、対応に万全を期していただきたい。

第4章 基地対策と周辺地域との調和

「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
R 1. 12	令和元年度日米共同訓練(国内における米海兵隊との実動訓練(ノースウイングアイランド))に関する要請	③万が一、共同訓練期間中の事故及び米軍人等の事件が発生した場合や住民との間にトラブルが発生した際には、速やかに関係機関に対し事実を詳細に通報するとともに、責任をもって対応していただきたい。 ④周辺住民の不安を解消するため、共同訓練期間中における行政機関への連絡や周辺住民への説明などに万全を期していただきたい。 2 米軍MV-22オスプレイの飛行について ①市民生活への影響を考慮し、土日・祝日及び早朝・深夜の飛行を避けるよう米軍に求めている。
	令和元年度日米共同訓練(国内における米海兵隊との実動訓練(ノースウイングアイランド))に関する要請	②飛行に際しては、騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど、安全管理を徹底するよう米軍に求めている。 ③飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を避けて飛行するよう米軍に求めている。 3 地元への情報提供 ①共同訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、可能な限り早期に情報提供していただきたい。 ②市が開催する調整会議への参加など、訓練に関する情報を住民、自治体報道機関に詳細に提供していただきたい。
R 2. 8	令和2年度国内における米空軍機を使用した降下訓練(日米共同訓練)	我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すなか、我が国の平和と安全のためにご尽力されていることに敬意を表します。 さて、このたび、米空軍機を使用した陸上総隊第1空挺団による降下訓練を北海道大演習場、航空自衛隊千歳基地において実施するとの計画が発表されましたが、市民の安全と安心を確保するとともに、生活環境に支障をきたすことのないよう、次の事項について特段のご配慮をくださいますようお願いいたします。 また、本日要請内容につきましては、陸上総隊第1空挺団にも周知をお願いいたします。 1 市民の安全・安心の確保 2 米軍機の訓練態様 3 地元への情報提供 4 共同訓練対応窓口の設置 5 騒音状況の把握 天候不良のため中止
R 2. 9	米空軍 CV-22オスプレイ飛来に関する要請	我が国を取り巻く安全保障環境が厳しさを増すなか、我が国の平和と安全のためにご尽力されていることに敬意を表します。 先月、8月4日に事前の情報提供なく米空軍CV-22オスプレイが飛来しており、その際、貴局に対し、「事前の情報提供」と「安全管理の徹底」について要請したところであります。 こうした中、昨日、9月15日に再び事前の情報提供なく、米空軍CV-22オスプレイが航空自衛隊千歳基地に飛来したことに対し、市といたしましては、市民の不安を与えることのないよう、改めて以下のとおり要請しますので、最大限のご配慮をいただきますようお願いいたします。 1 米軍オスプレイが飛来する際は、市民に不安を与えないよう、事前に情報提供していただきたい 2 米軍オスプレイの安全管理について万全を期していただきたい。
R 2. 10	令和2年度日米共同統合演習(実動演習)に係る要請	令和2年10月26日から11月5日までの期間で行われる「令和2年度 日米共同統合演習(実動演習)」について、市民の安全・安心を確保し生活環境を守るため、次のとおり要請します。 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
R 3. 1	ユフ・ノース21における日米豪共同訓練に係る要請	令和3年2月3日から2月19日の期間で、米国グアム島で実施する日米豪共同訓練について、市民の安全・安心を確保し生活環境を守るため、次のとおり要請します。 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。 5 共同訓練期間中、自衛隊員の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策及び帰還した自衛隊員の検疫を徹底していただきたい。
R 3. 5	米空軍演習(レッド・フラッグ・アラスカ)への参加に係る要請	令和3年6月1日から7月3日までの期間に行われる米空軍演習(レッド・フラッグ・アラスカ)への参加について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。 5 訓練参加期間中、自衛隊員の新型コロナウイルス感染症の感染防止対策及び帰還した自衛隊員の検疫を徹底していただきたい。

(「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き)

年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
R 3. 11	令和3年度自衛隊統合演習(実動演習)に係る要請	令和3年11月19日から11月30日までの間に行われる「令和3年度自衛隊統合演習(実動演習)」について、市民の安全・安心を確保し生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
R 4. 10	令和4年度日米共同統合演習(実動演習)に係る要請	令和4年11月に日米共同統合演習(実動演習)の一環として、千歳基地を使用した共同訓練の実施、さらには米空軍CV-22オスプレイを展開するとの計画が発表されました。 つきましては、当該訓練の実施及びオスプレイの飛行に際し、市民生活に支障をきたすことのないよう、次の事項について要請します。 1 市民の安全・安心の確保 ①日米共同統合演習の実施に当たっては、「在日米軍再編に係る訓練移転」と同様の対応を行うこと。 ②共同訓練に際し、事故・事件等の未然防止に向け、米国側に対して安全管理や綱紀粛正の徹底を求めること。 ③市民の不安を解消するため、現地連絡本部や市民からの問い合わせ窓口を設置するなど、共同訓練期間中における行政機関への連絡や周辺住民への説明などに万全を期すこと ④共同訓練期間中における事件・事故に適切に対応するため、関係機関との間で所要の連絡体制を構築すること。 ⑤訓練参加者は、PCR検査の実施や国や北海道等が求める新型コロナウイルス感染症対策の徹底など感染症対策に万全を期すこと。 2 共同訓練に参加する航空機の飛行について ①市民生活への影響を考慮し、展開・撤収を含め、土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行を行わないこと。 ②騒音や振動の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど、安全管理を徹底すること ③離着陸時などやむを得ない場合を除き、市街地上空の飛行は行わないこと。 ④米空軍がCV-22オスプレイの飛行運用を一時停止したことを踏まえ、国の責任において、安全性について丁寧に説明すること。 ⑤オスプレイの飛行経路や飛行予定を事前に情報提供すること。 3 地元への情報提供 ①共同訓練やオスプレイに関する情報は、早期に提供すること。 ②説明会や米軍ブリーフィングの開催など、訓練に関する情報を市民、自治体、報道機関に提供すること。 4 騒音測定局の設置 米空軍CV-22オスプレイの騒音の状況を確認すること。その際、固定局に加え、臨時局を設置するとともに、結果を早期に公表すること。
	令和4年度日米共同統合演習(実動演習)について	11月10日から19日まで実施される令和4年度日米共同統合演習(実動演習)では、千歳基地において米陸軍高射部隊や米空軍CV-22オスプレイの展開が予定されております。 この訓練の実施に当たりましては、国による十分な説明のほか、安全管理の徹底、移動や訓練中の事故防止及び規律の維持並びに新型コロナウイルス感染防止対策の徹底に万全を期されたいと、地域の実情に留意し、道民の生活に不安や支障を与えることがないよう、最大限の配慮をお願いします。 (北海道知事、千歳市長、苫小牧市長の連名)
R 5. 6	米空軍演習(レッド・フラッグ・アラスカ)への参加に係る要請	令和5年5月26日から7月1日までの期間に行われる米空軍演習(レッド・フラッグ・アラスカ)への参加について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
R 5. 10	令和5年度自衛隊統合演習(実動演習)に係る要請	令和5年11月10日から11月20日までの間に行われる「令和5年度自衛隊統合演習(実動演習)」について、市民の安全・安心を確保し生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
R 5. 11	令和5年度自衛隊統合演習(実動演習)に係る要請(再要請)	令和5年11月10日から11月20日までの間に行われている「令和5年度自衛隊統合演習(実動演習)」において、11月19日(日曜日)及び11月20日(月曜日)の早朝に飛行訓練が予定されていることから、市民の安全・安心を確保し生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行訓練は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。

第4章 基地対策と周辺地域との調和

「(3) 基地対策に関する要望事項概要」の続き

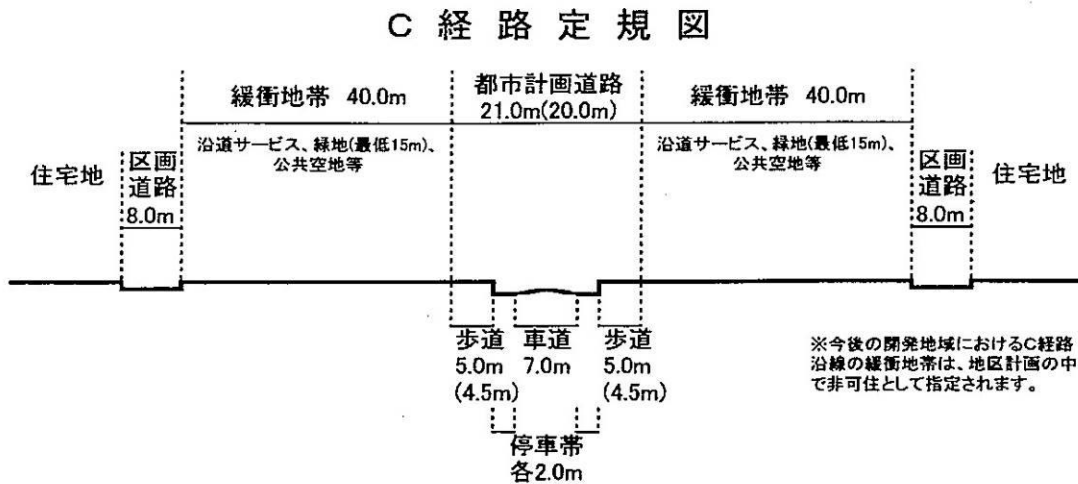
年月日	項目	要望(陳情)内容
		対応・結果
R 6. 6	令和6年度日独西共同訓練及び日独共同訓練に係る要請	令和6年7月19日から7月25日までの期間に行われる日独西共同訓練及び日独共同訓練について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり要請します。 1 土日・祝日及び早朝・深夜の飛行訓練については、市民生活への影響を考慮し、避けられたい 2 共同訓練に際しては、騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、可能な限り早期に情報提示されたい。
R 6. 10	米軍再編に係る訓練移転及び令和6年度日米共同統合演習(実動演習)に係る要請	令和6年10月21日から11月1日までの期間に行われる米軍再編に係る千歳基地への訓練移転、及び令和6年10月23日から11月1日までの期間に行われる日米共同統合演習について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり要請します。 1 土日及び早朝・深夜の飛行訓練については、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 訓練に際しては、騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど、安全対策には特に留意されたい。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、可能な限り早期に情報提示されたい。
R 7. 5	千歳基地における訓練等の自衛隊に関する要請	5月14日に新田原基地所属のT-4が小牧基地から離陸後に墜落する事故が発生しております。事故機と同型の機種が配備されている千歳基地において、事故やトラブルの原因が究明されないまま訓練が実施されることは、市民の理解と協力が得られず、より一層、市民に不安を与える事となりますので、市民生活の安全性を確保するためにも、次の事項について申し入れます。 1 T-4の安全が確認されるまで、千歳基地におけるT-4の訓練を自粛していただきたい。 2 速やかに事故原因を究明するとともに、事故原因が判明次第、再発防止策を含め、早急に市に報告していただきたい。
R 7. 6	米空軍演習(RED FLAG ALASKA25-2)に係る要請	令和7年6月12日から6月28日までの期間に行われる米空軍演習(RED FLAG ALASKA25-2)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり申し入れを行います。 1 土・日曜日、祝日及び早朝・深夜の飛行は、市民生活への影響を考慮し、避けられたい。 2 騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど安全対策には特に留意されたい 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮されたい。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示されたい。
R 7. 7	米軍主催イベント・フォース・パシフィックに関する要請	令和7年7月25日から8月4日までの期間に行われる日米共同訓練について、市民の安全・安心を確保するため、次のとおり要請します。 1 訓練期間中の事件・事故の未然防止に向け、米国側に対して安全管理や綱紀粛正の徹底を求めること。 2 市民の不安を解消するため、市民からの問い合わせ窓口を設置するなど、訓練期間中における行政機関への連絡や周辺住民への説明に万全を期すること。 3 訓練期間中の事件・事故に適切に対応するため、関係機関との間で所要の連絡体制を構築すること。 4 訓練に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提供すること。 5 市が開催する調整会議への参加など、訓練に関する情報を住民、自治体、報道機関に詳細に提供すること。
R 7. 10	令和7年度自衛隊統合演習(実動演習)に関する要請	令和7年10月20日から10月31日までの期間に行われる自衛隊統合演習(実動演習)について、市民の安全と生活環境を守るため、次のとおり要請します。 1 土日及び早朝・深夜の飛行訓練については、市民生活への影響を考慮し、避けること。 2 演習の実施に際しては、騒音の低減に配慮した飛行に徹し、点検を十分に行うなど、安全対策には特に留意すること。 3 飛行の安全上やむを得ない場合を除き、市街地上空を横切る西側旋回を行わないよう配慮すること。 4 演習に係る情報は、速やかに市民周知するため、早期に情報提示すること。

(文書による要望事項について掲載)

2 周辺地域との調和

(1) まちづくりとの調和

- ・市は、C経路対策委員会報告書（平成6年11月30日）に基づく諸対策をC経路整備事業等により講じてきました。
- ・また、装軌車が通行するC経路沿線地域に、防災学習交流施設の建設や体験型野外広場の整備などを行う「北海道大演習場等周辺まちづくり事業」を平成17年度から着手し、平成22年度に事業を完了しています。



※（ ）は旧基準



防災学習交流施設「そなえる」 鳥瞰図

(2) 移転跡地の有効利用

千歳飛行場周辺の騒音地区では、移転事業により住民が立ち退いた土地を国が緑地として管理する移転跡地があり、この土地について、市又は町内会等が環境整備法や国有財産法に基づき土地の使用許可を受け、地域住民のふれあい広場や町内会が管理する花壇敷地等として有効に活用しています。

(表 4-1) 移転跡地使用許可状況 (千歳市所管分)

使用目的 (施設名)	住所	面積 (㎡)	立木竹 (㎡)
スポーツ広場 (住吉ソフトボール場)	住吉1丁目3-1、2、3	19,082.34	14.633
スポーツ広場 (あずまソフトボール場)	青葉2丁目5-23	6,092.59	—
スポーツ広場 (清水町スポーツ広場)	清水町6丁目24-1	3,632.35	4.513
交通安全教育施設 (交通公園)	花園1丁目27、28	20,625.08	189.321
児童遊園広場 (朝日町青空広場)	朝日町8丁目1206-94	339.37	—
児童遊園広場 (青葉遊園広場)	青葉2丁目3-68、98、99	1,191.26	0.450
多目的広場 (アンカレジパーク)	青葉丘2018-41ほか72筆	43,583.98	16.536
多目的広場 (アンカレジパーク駐車場)	青葉丘1461-87、91	1,873.00	0.630
花壇敷地	東雲町5丁目18-9ほか15筆	1,464.27	0.280
花壇敷地	住吉2丁目7-14	297.01	—
花壇敷地	青葉4丁目4-10ほか1筆	277.20	0.030
花壇敷地	住吉4丁目1-17	234.00	0.200
多目的広場	住吉1丁目1-1、2丁目2-2	12,657.68	—
多目的公園 (鉄東広場)	住吉5丁目2-1、9、11、12、13	10,743.66	—
多目的公園 (青葉ふれあい広場)	青葉3丁目10-2、26、30、31、32	2,128.80	—
多目的公園 (青葉丘ふれあい広場)	青葉8丁目2018-4、2018-6～11	1,653.05	0.213
多目的公園 (日の出丘ふれあい広場)	日の出丘2019-131	588.99	0.350
多目的公園 (青葉6丁目ふれあい広場)	青葉6丁目942-86～91	1,610.86	1.330
多目的公園 (住吉4丁目ふれあい広場)	住吉4丁目8-2、5、61、63、64	2,019.92	0.750
調整池	流通1丁目5-1他	13,851.32	—
下水道	青葉1丁目62-2他	613.84	—
街区案内板	青葉2丁目5-23	0.45	—
防災行政無線設備	清水町6丁目24-1	10.25	—
防災行政無線設備	青葉丘2198-27	40.74	—

(表 4-2) 移転跡地使用許可状況 (町内会所管分)

使用目的 (施設名)	住所	面積 (㎡)	立木竹 (㎡)
再生資源回収施設	東雲町5丁目34の内	14.25	—
再生資源回収施設	住吉4丁目8-64の内	31.18	—
再生資源回収施設	青葉7丁目4-19ほか3筆の内	45.26	—
再生資源回収施設	青葉丘2015-50のうち	9.24	—
ごみ集積所	東雲町5丁目18-15のうち	3.50	—
ごみ集積所	青葉6丁目942-292のうち	0.48	—
ごみ集積所	青葉8丁目2364-6のうち	1.62	—

(3) 市民と自衛隊の交流

自衛隊は、市民と自衛隊との交流を目的に、色々な行事を開催・支援しています。

駐屯地・部隊名			行 事 名	備 考
陸上自衛隊 東千歳駐屯地			師団創隊・駐屯地創立記念 東千歳駐屯地夏祭り 千歳市民夏まつり支援 スノーバスターズ	一般開放 一般開放
	第7師団		千歳音楽祭り ヘリ体験搭乗 定期演奏会	演奏会 演奏会
		第11普通科連隊	千歳JAL国際マラソン大会 ちとせホルメンコーレンマーチ 千歳市民夏まつり支援 スカイピア&YOSAKOI祭 インディアン水車まつり 奴道中振り 支笏湖湖水まつり 千歳音楽まつり 千歳市消防出初式	大会運営支援 大会運営支援 太鼓演奏 太鼓演奏 太鼓演奏 伝統芸能支援 太鼓演奏 太鼓演奏 太鼓演奏
陸上自衛隊 北千歳駐屯地 第1特科団			特科団創隊・駐屯地開庁記念 音楽演奏会「ユーカラコンサート」 北部隊夏まつり 駐屯地年末行事 駐屯地二十歳の集い スキー訓練場一般開放 千歳市民花火大会特別協力 千歳市民夏まつり支援 スカイピア&YOSAKOI祭 千歳音楽まつり インディアン水車まつり スノーバスターズ	駐屯地開放 一般公開 駐屯地開放 スキー訓練場解放 駐屯地解放
航空自衛隊 千歳基地			千歳基地航空祭 千歳基地クリスマスコンサート 基地周辺環境整備 千歳ウェルカム花ロード支援 千歳市民夏まつり支援 基地年末行事もちつき会 基地年始行事（成人祝賀会） スノーバスターズ	一般開放 演奏会

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

かつて防衛施設に起因する損失・損害は、昭和28年8月に制定された「日本国に駐留するアメリカ合衆国軍隊等の行為による特別損失の補償に関する法律」（昭和28年法律第246号）等により処理されておりましたが、この法律は、米軍の行為に起因する農業・漁業・林業など特定の事業の経営上の損失を補償することなどを定めたものであり、防衛施設の設置・運用に起因する諸障害の防止や軽減・緩和を目的とするものではなかったことから、これらの施策は予算措置により行われてきました。

その後、わが国の経済発展や都市化が進展したことに伴い、防衛施設と住民生活との競合、住民意識の変化などから、昭和41年7月に「防衛施設周辺の整備等に関する法律」（昭和41年法律第135号）が公布・施行され、自衛隊及び米軍の特定の行為に起因する諸障害の防止、軽減・緩和措置と民生安定事業などに対する助成措置が制度化されました。

その後、昭和49年6月には、防衛施設周辺の住民等の生活環境の向上に資するため、特定防衛施設周辺整備調整交付金制度と航空機による住民への騒音対策として住宅防音の制度等を新たに盛り込んだ「防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律」（昭和49年法律第101号、以下「環境整備法」）が公布・施行され、現在に至っています。

国（防衛省）が実施した事業や、千歳市が令和6年度までに国の補助事業などにより、実施した事業は次のとおりです。

（表 5-1）千歳市の基地対策関係補助金等

単位：千円（千円未満切捨）

事業種別	R 2 年度	R 3 年度	R 4 年度	R 5 年度	R 6 年度
障害防止事業	48,365	70,227	117,068	83,211	93,578
騒音防止事業	224,157	281,367	77,180	119,667	70,183
民生安定事業	73,914	118,981	73,627	134,482	308,739
道路改修事業	6,731	4,806	31,267	50,772	20,209
調整交付金（防衛省）	816,176	829,857	844,296	873,090	873,129
再編関連訓練移転等交付金	352,997	330,689	310,307	226,504	206,122
防音関連事業維持費	7,302	9,561	15,963	16,274	15,029
基地交付金等（総務省）	498,232	492,501	503,569	494,890	484,592
合 計	2,027,874	2,137,989	1,973,277	1,998,890	2,071,581
一般会計歳出割合（％）	3.03	3.57	3.71	3.66	3.29
一般会計 歳出決算額	66,949,533	59,920,757	53,211,942	54,590,145	62,991,918

※直近5年分のみ掲載。

1 国（防衛省）実施事業

(1) 住宅防音工事の助成

国は、環境整備法第4条により自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生じる音響に起因する障害が著しい区域を定めて、住宅防音工事の助成を行っており、防音工事の種類は次の通りです。

(ア) 一挙防音工事

初めて行う住宅防音工事で、5居室を限度として、世帯人員＋1居室までを対象として行います。

※平成19年度から新たに住宅防音工事の助成を希望する居室に暖房機が設置されている場合、当該居室への暖房機の補助はありません。

世帯人員	1人	2人	3人	4人以上
居室数	2居室	3居室	4居室	5居室

(イ) 追加防音工事

従前の新規防音工事※を実施した住宅を対象に行う住宅防音工事で、5居室を限度として、新規防音工事を実施した居室を除いた居室数以内の居室を対象として行います。 ※初めて行う住宅防音工事で、2居室以内の居室を対象としていたものです。

(ウ) 防音区画改善工事

バリアフリー対応住宅等を対象として、世帯人員が4人以下のときは5居室まで、5人以上のときは世帯人員に1を加えた居室数の範囲内で行う住宅防音工事です。

(エ) 外郭防音工事

住宅全体を対象として行う住宅防音工事です。85W（Lden70デシベル）以上の区域に所在する住宅及び75W（Lden62デシベル）以上85W（Lden70デシベル）未満の区域に所在し、初めて住宅防音工事を行う鉄筋コンクリート造の集合住宅が対象となります。

(オ) 空気調和機器機能復旧工事

住宅防音工事で設置した冷暖房機、換気扇、レンジフードファンが、設置後10年以上経過し、その機能の一部または全部を保持していない場合に対象となります。

(カ) 防音建具機能復旧工事

住宅防音工事で設置した樹脂サッシ、アルミサッシが、設置後10年以上経過し、その機能の一部または全部を保持していない場合に対象となります。

(表 5-2) 住宅防音工事の実施状況

〔 世帯数…単位：戸
金 額…単位：百万円 〕

年度	防音工事		機能復旧工事			
			空気調和機器		防音建具	
	世帯数	金額	世帯数	金額	世帯数	金額
S49	8	10				
S50	135	185				
S51	408	602				
S52	835	1,257				
S53	1,846	2,601				
S54	2,009	2,893				
S55	1,263	2,202				
S56	998	1,792				
S57	1,134	1,847				
S58	656	936				
S59	412	752				
S60	561	1,078				
S61	645	1,135				
S62	782	1,331				
S63	669	1,292				
H 1	643	1,400	48	10		
H 2	764	1,897	171	26		
H 3	928	2,178	149	28		
H 4	789	2,032	183	26		
H 5	589	1,374	237	37		
H 6	570	1,143	154	25		
H 7	379	758	138	25		
H 8	315	670	133	25		
H 9	326	501	113	20		
H10	246	438	309	62		
H11	208	615	467	103		
H12	152	423	518	90	2	1
H13	266	693	413	82	17	19
H14	177	517	455	80	68	126
H15	128	559	482	90	188	334
H16	107	532	399	88	137	295
H17	102	494	498	129	170	407
H18	114	489	398	89	225	525
H19	96	531	284	57	616	1,392
H20	131	569	200	55	973	2,286
H21	286	1,418	162	51	493	1,096
H22	53	273	533	164	509	1,194
H23	80	333	308	92	211	485
H24	102	545	430	129	206	463
H25	75	304	358	109	542	1,280
H26	50	308	278	88	425	1,138
H27	51	296	226	71	215	642
H28	48	259	238	78	187	540
H29	51	277	248	71	212	600
H30	110	508	309	93	175	566
R 1	112	410	311	103	65	214
R 2	97	484	170	57	25	108
R 3	55	196	129	47	33	104
R 4	62	235	209	73	73	250
R 5	26	71	190	74	115	436
R 6	25	113	179	67	59	283
合計	20,674	43,756	10,027	2,514	5,941	14,784

(2) 千歳飛行場周辺移転措置事業

国は、環境整備法第5条により、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生じる音響に起因する障害が特に著しい区域を定めて、当該区域にある建物等を区域外へ移転又は除却する場合において、予算の範囲内でその損失を補償しています。

(表 5-3) 土地買取状況

(単位：㎡、千円)

年度	自 由 移 転		集 団 移 転		合 計	
	面 積	金 額	面 積	金 額	面 積	金 額
S39	764	1,156			764	1,156
S45	37,786	100,253			37,786	100,253
S46	42,761	108,662			42,761	108,662
S47	25,730	101,158			25,730	101,158
S48	24,022	189,237			24,022	189,237
S49	39,833	400,827			39,833	400,827
S50	71,010	173,154			71,010	173,154
S51	43,102	146,962			43,102	146,962
S52	39,714	168,931			39,714	168,931
S53	31,833	220,045			31,833	220,045
S54	16,530	156,317			16,530	156,317
S55	13,561	148,665			13,561	148,665
S56	17,629	274,857			17,629	274,857
S57	34,017	441,395			34,017	441,395
S58	21,565	287,548	23,549	321,220	45,114	608,768
S59	31,873	521,441	10,295	197,730	42,168	719,171
S60	21,962	360,525	3,706	73,403	25,668	433,928
S61	25,042	405,555	5,205	147,453	30,247	553,008
S62	18,851	389,012	2,387	42,518	21,238	431,530
S63	18,337	424,127			18,337	424,127
H 1	15,332	367,497	653	16,636	15,985	384,133
H 2	9,327	265,240			9,327	265,240
H 3	11,292	703,766	1,706	47,017	12,998	750,783
H 4	2,760	105,794	1,543	69,221	4,303	175,015
H 5	498	34,774	2,861	126,463	3,359	161,237
H 6	1,993	84,240	2,857	155,400	4,850	239,640
H 7	1,678	75,600	3,200	129,470	4,878	205,070
H 8	4,714	222,902			4,714	222,902
H 9	5,572	235,444			5,572	235,444
H10	3,609	125,888			3,609	125,888
H11	8,011	256,312			8,011	256,312
H12	5,288	207,373			5,288	207,373
H13	6,717	243,495			6,717	243,495
H14	8,190	306,014			8,190	306,014
H15	7,356	205,470			7,356	205,470
H16	6,751	189,460			6,751	189,460
H17	6,288	169,009			6,288	169,009
H18	4,835	145,168			4,835	145,168
H19	3,499	112,596			3,499	112,596
H20	2,617	93,702			2,617	93,702
H21	8,419	224,017			8,419	224,017
H22	3,579	114,687			3,579	114,687
H23	15,651	297,270			15,651	297,270
H24	4,533	155,390			4,533	155,390
H25	8,158	257,160			8,158	257,160
H26	3,353	104,010			3,353	104,010
H27	2,631	50,620			2,631	50,620
H28	3,022	41,358			3,022	41,358
H29	1,386	37,540			1,386	37,540
H30	1,143	35,750			1,143	35,750
R 2	485	23,050			485	23,050
R 3	1,224	41,770			1,224	41,770
R 4	1,498	59,400			1,498	59,400
R 5	576	20,410			576	20,410
R 6	269	28,900			269	28,900
合計	748,176	10,660,903	57,962	1,326,531	806,138	11,987,434

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

(表 5-4) 家屋補償の状況、移転補償費の合計額

(単位:千円)

年度	自由移転		集団移転		計		移転補償合計額 土地+家屋
	戸数	金額	戸数	金額	戸数	金額	
S39	6	2,667			6	2,667	3,823
S45	6	8,533			6	8,533	108,786
S46	10	14,623			10	14,623	123,285
S47	21	157,868			21	157,868	259,026
S48	15	251,300			15	251,300	440,537
S49	18	138,526			18	138,526	539,353
S50	17	116,631			17	116,631	289,785
S51	24	132,002			24	132,002	278,964
S52	19	127,243			19	127,243	296,174
S53	28	137,231			28	137,231	357,276
S54	39	209,153			39	209,153	365,470
S55	40	278,645			40	278,645	427,310
S56	50	404,508			50	404,508	679,365
S57	54	465,156			54	465,156	906,551
S58	32	225,930	56	572,462	88	798,392	1,407,160
S59	39	240,302	68	612,887	107	853,189	1,572,360
S60	74	387,362	18	166,978	92	554,340	988,268
S61	41	275,203	26	260,155	67	535,358	1,088,366
S62	79	490,419	11	82,037	90	572,456	1,003,986
S63	74	505,445			74	505,445	929,572
H 1	74	457,934	8	56,207	82	514,141	898,274
H 2	26	235,530			26	235,530	500,770
H 3	7	524,636	8	109,289	15	633,925	1,384,708
H 4	6	60,086	6	73,698	12	133,784	308,799
H 5	1	10,127	16	235,559	17	245,686	406,923
H 6	1	6,560	20	254,920	21	261,480	501,120
H 7	5	52,840	13	205,310	18	258,150	463,220
H 8	18	183,338			18	183,338	406,240
H 9	8	116,073			8	116,073	351,517
H10	2	553,232			2	553,232	679,120
H11	5	86,597			5	86,597	342,909
H12	5	67,448			5	67,448	274,821
H13	6	66,951			6	66,951	310,446
H14	16	98,908			16	98,908	404,922
H15	6	131,905			6	131,905	337,375
H16	8	85,744			8	85,744	275,204
H17	6	32,767			6	32,767	201,776
H18	7	51,273			7	51,273	196,441
H19	5	61,621			5	61,621	174,217
H20	3	61,722			3	61,722	155,424
H21	8	84,959			8	84,959	308,976
H22	3	38,717			3	38,717	153,404
H23	55	231,450			55	231,450	528,720
H24	3	170,513			3	170,513	325,903
H25	11	138,982			11	138,982	396,142
H26	3	47,373			3	47,373	151,383
H27	1	19,235			1	19,235	69,855
H28	7	54,739			7	54,739	96,097
H29	4	99,404			4	99,404	136,944
H30	2	36,050			2	36,050	71,800
R 2	2	28,622			2	28,622	51,672
R 3	1	17,436			1	17,436	59,206
R 4	4	102,002			4	102,002	161,402
R 5	2	37,127			2	37,127	57,537
R 6	1	20,297			1	20,297	49,197
合計	1,008	8,640,945	250	2,629,502	1,258	11,270,447	23,257,881

※家屋の複数所有者についても各戸数で記載

(表 5-5) 移転先地の造成状況

(単位：㎡、千円)

年度	造成面積	区画数	事業費	補助金額
S57	31,150	54	449,550	271,048
S58	32,891	65	424,477	201,824
S60	15,576	33	230,417	84,955
S63	設 計		7,672	4,341
H 1	10,821	23	211,892	160,298
H 5	26,286	65	84,054	84,054
合計	116,724	240	1,408,062	806,520

事業概要：用地買収、上下水道、ガス、道路、公園工事

(3) テレビ・ラジオ放送受信料の助成

昭和39年からNHKが、自衛隊等の航空機の離陸、着陸等の頻繁な実施により生じる音響に起因してテレビ、ラジオ放送の聞き取りが困難になる状況を踏まえ、日本放送協会放送受信料免除規準の中で、「基地周辺受信者」に対して、受信料を半額免除する措置をとっていましたが、昭和57年に(財)防衛施設周辺整備協会が「放送受信障害対策助成金」として、受信料の半額を視聴者に助成する制度を引き継ぎ、同協会が国(防衛省)に「放送受信障害対策助成金」として補助請求を行い、NHKに対して支払っていました。その後、平成18年4月には、(財)防衛施設周辺整備協会による助成措置が廃止されたことから、国が直接、助成金を交付するようになっていきます。(NHKに諸手続の代行を委任した場合を除く。)

この助成制度については、平成30年に会計検査院から、「飛行場等周辺の社会状況や騒音状況が変化しているにもかかわらず、当制度が長期間見直しされていない。」との指摘を受けたことから、国は、事業所、助成区域への新規転入者及び住宅防音工事が完了した世帯の助成を終了し、一部防音工事実施した世帯については、平成30年9月1日から助成の額を減額し、令和6年3月31日をもって終了する等の見直しを実施しています。

(表5-6) テレビ・ラジオ放送受信料助成状況

(単位：千円)

年度	テレビ受信契約台数			ラジオ受信契約数	テレビ助成台数			ラジオ助成台数	助成額
	白黒	カラー	合計		白黒	カラー	合計		
S39	9,242		9,242	694	8,275		8,275	330	16,580
S40	9,662		9,662	1,164	9,301		9,301	162	18,510
S41	11,047		11,047	1,191	9,918		9,918	162	19,730
S42	11,714		11,714	529	10,499		10,499	162	20,890
S43	11,284	1,089	12,373		10,200	1,027	11,227		22,140
S44	9,782	2,526	12,308		9,054	2,424	11,478		23,880
S45	8,071	5,119	13,190		7,206	4,849	12,055		27,150
S46	5,632	8,052	13,684		4,919	7,606	12,525		30,520
S47	3,715	10,432	14,147		3,111	9,858	12,969		33,380
S48	2,400	11,800	14,200		1,900	11,400	13,300		35,400
S49	1,519	13,010	14,529		1,347	12,379	13,726		39,200
S50	1,046	13,763	14,809		912	13,062	13,974		40,400
S51	1,090	14,219	15,309		850	13,370	14,220		53,483
S52	822	15,082	15,904		570	14,040	14,610		58,291
S53	702	15,588	16,290		840	14,350	15,190		59,936
S54	637	15,833	16,470		430	15,100	15,530		62,478
S55	563	16,723	17,286		340	15,220	15,560		76,896
S56	520	17,241	17,761		300	15,860	16,160		89,273
S57	299	17,487	17,786		233	15,837	16,070		78,340
S58	258	18,069	18,327		192	16,272	16,464		83,624
S59	260	18,991	19,251		168	16,501	16,669		97,883
S60	236	19,845	20,081		158	16,970	17,128		99,284
S61									101,470
S62									103,500
S63									106,500
H 1									112,500
H 2									143,500

(「(表 5-6) テレビ・ラジオ放送受信料助成状況」の続き)

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

H3									148,500
H4									148,300
H5									153,060
H6									156,000
H7									158,000
H8									160,274
H9									166,539
H10									170,322
H11									171,698
H12									173,075
H13									176,538
H14									180,394
H15									182,329
H16									173,708
H17									158,927
H18									134,393
H19									162,051
H20									153,038
H21									160,458
H22									165,512
H23									167,463
H24									160,424
H25									153,086
H26									168,349
H27									157,051
H28									171,056
H29									186,047
H30									147,701
R1									127,794
R2									116,620
R3									110,843
R4									107,387
R5									99,053
R6									91,532

※台数、金額ともに参考資料

(4) その他

(表5-7) 農耕阻害補償等

(単位：人、円)

年度	地区名	被害対象者	補償額	被害の原因
S35	根志越	613	2,274,379	米軍1、2、3基地からの汚水被害
S41	中央	15	1,771,824	ママチ川汚濁による水稻減収
S42	青葉丘	9	6,652	航空機騒音による農耕被害
S43	青葉丘	9	12,734	"
S44	青葉丘	9	16,134	"
S45	青葉丘	8	21,865	"
S46	青葉丘	8	26,204	"
S46	C経路沿線	28	3,260,323	砂塵による農業被害に対する見舞金
S47	青葉丘	7	13,576	航空機騒音による農耕被害
S48	青葉丘	3	9,767	"

(表5-8) 騒音用電話機設置事業

(単位：千円)

年度	事業主体	台数	事業費	補助金
S46	日本電信電話公社	100	500	500
S47	日本電信電話公社	520	2,600	2,600
S48	日本電信電話公社	510	2,550	2,550
S49	日本電信電話公社	1,800	9,000	9,000
S50	日本電信電話公社	3,780	18,690	18,690
S51	日本電信電話公社	3,290	16,256	16,256
S52	日本電信電話公社	1,400	6,962	6,962
S53	日本電信電話公社	600	2,987	2,987
S54	日本電信電話公社	363	1,802	1,802

2 主に千歳市が実施した事業

(1) 障害防止事業（河川関係事業）

(単位：千円)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
S41	北海道	ルル客土 ルル(施設整備費) マフ川改修 遠浅川改修	14,378 530 4,718 4,969	14,378 530 4,718 4,969
S42	北海道	長都川砂防 遠浅川改修	24,091 21,865	24,091 21,865
S43	北海道	勇舞沢砂防工事 遠浅川改修 マフ川改修	 21,865 1,634	10,318 19,942 1,634
S44	北海道	勇舞川砂防 苗別川砂防 マフ川改修 勇舞沢排水路 遠浅川改修	16,864 3,472 4,291 14,399	16,829 500 3,472 4,291 14,399
S45	北海道 千歳市	遠浅川改修 マフ川改修 苗別川水源汚濁防止	15,239 1,999	15,184 53,412 1,999
S46	北海道 千歳市	遠浅川改修 マフ川改修 勇舞川改修 苗別川水源汚濁防止	33,425 24,405 1,400 54,308	33,269 24,405 1,400 54,308
S47	北海道	遠浅川改修 マフ川改修 勇舞沢排水路 千歳基地排水路	19,946 50,000 27,871 1,984	19,929 49,988 27,843 1,984
S48	北海道	遠浅川改修 マフ川改修 勇舞沢排水路	21,953 123,000 31,955	21,953 123,000 31,955
S49	北海道	遠浅川改修 マフ川改修 勇舞沢排水路	28,346 23,011	28,346 70,590 23,011
S50	北海道 千歳市	遠浅川改修 マフ川改修 勇舞沢改修 梅川改修 蘭越排水路	28,878 68,670 68,407 19,893 3,789	28,878 68,669 68,407 19,893 3,789
S51	北海道 千歳市	遠浅川改修 マフ川改修 勇舞沢排水路 梅川改修 蘭越排水路	53,489 79,999 39,805 42,887 20,321	53,489 79,999 39,805 42,887 20,321
S52	北海道 千歳市	遠浅川改修 マフ川改修 勇舞沢排水路 蘭越排水路 日の出地区排水調査 ルル川改修	19,415 84,996 39,860 34,708 6,993 3,250	19,415 84,996 39,860 34,708 6,993 3,250
S53	北海道 千歳市	マフ川改修 勇舞沢排水路 蘭越排水路 日の出地区排水調査 ルル川改修	 44,957 10,223 10,910 5,455	89,999 44,957 10,223 10,910 5,455
S54	北海道 千歳市	マフ川改修 勇舞沢排水路 ルル川改修 ムシ川改修	119,999 49,960 6,472 9,000	119,999 49,960 6,472 9,000
S55	北海道 千歳市	マフ川改修 勇舞沢排水路 ルル川改修 ムシ川改修	 73,780 9,850 13,200	119,999 73,780 9,850 9,846
S56	北海道 千歳市	マフ川改修 勇舞沢排水路 ムシ川改修	120,000 98,759 43,920	120,000 98,759 32,940

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

(「(1) 障害防止事業(河川関係事業)」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
S57	北海道 千歳市	ママチ川改修	109,999	109,999
		勇舞沢排水路	69,357	69,357
		ムシ川改修	38,356	28,767
S58	北海道 千歳市	ママチ川改修	209,999	209,999
		勇舞川排水路	73,305	73,305
		ムシ川改修	3,640	2,730
		ムシ川改修その2	56,139	42,104
		勇舞沢排水路	10,053	10,053
S59	北海道 千歳市	ママチ川改修	199,990	199,990
		ムシ川改修	86,056	64,541
		勇舞沢排水路	148,210	148,210
S60	千歳市	ムシ川改修	65,602	49,200
		勇舞沢排水路	175,901	175,901
S61	千歳市	ムシ川改修	93,960	65,355
		勇舞沢排水路	86,140	68,912
		ホソカニ川改修	12,187	12,187
		勇舞川砂防	10,714	10,714
S62	千歳市	勇舞沢排水路	93,620	74,896
		ホソカニ川改修	53,500	53,500
		ムシ川改修	5,397	4,047
		勇舞川砂防	5,566	5,566
		北斗地区排水路	6,619	6,619
S63	千歳市	勇舞沢排水路	55,795	44,634
		ホソカニ川改修	72,572	72,572
		勇舞川砂防	7,719	7,719
		北斗地区排水路	23,323	23,323
		遠浅川砂防	18,028	18,028
H1	千歳市	勇舞沢排水路	46,886	37,507
		ホソカニ川改修	35,896	35,896
		北斗地区排水路	7,310	7,310
		勇舞川砂防	133,222	133,222
		遠浅川砂防		7,589
H2	千歳市	勇舞川砂防	99,968	99,968
		遠浅川砂防	53,587	53,587
		勇舞沢排水路	60,891	48,711
		ホソカニ川改修	59,594	59,594
		北斗地区排水路	94,980	94,980
H3	千歳市	勇舞沢排水路	62,231	49,784
		ホソカニ川改修	39,432	39,432
		勇舞川砂防	144,463	144,463
		遠浅川砂防	50,370	50,370
H4	千歳市	ホソカニ川改修	47,524	47,524
		勇舞川砂防	72,900	72,900
		北斗地区洪水対策	7,873	7,873
		遠浅川砂防	53,333	53,333
		ホソカニ川障害防止	10,694	10,694
H5	千歳市	ホソカニ川改修	50,172	50,172
		勇舞川砂防	32,689	32,689
		北斗地区洪水対策	22,053	22,053
		遠浅川砂防	69,035	69,035
		ホソカニ川障害防止	17,990	17,990
H6	千歳市	ホソカニ川改修	67,624	67,624
		北斗地区洪水対策(受託事業)	127,879	127,879
		北斗地区洪水対策その2(受託事業)	3,465	3,465
		北斗地区洪水対策その3(受託事業)	35,291	35,291
		ホソカニ川障害防止	22,142	22,142
H7	千歳市	ホソカニ川改修	80,208	80,208
		北斗地区洪水対策(受託事業)	86,410	86,410
		ホソカニ川障害防止	19,052	18,099
H8	千歳市	ホソカニ川改修	59,333	56,365
		北斗地区洪水対策(受託事業)	45,653	45,653
		北斗地区洪水対策その2(受託事業)	18,838	18,838
H9	千歳市	ホソカニ川改修	23,972	22,771
		ホソカニ川改修その2	52,237	49,624
H10	千歳市	ホソカニ川改修	18,914	17,967
		ホソカニ川改修その2	51,039	48,486
		ホソカニ川改修その3	5,040	4,788

(「(1) 障害防止事業(河川関係事業)」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
H11	千歳市	ルッ川改修 ルッ川改修その2	13,249 120,663	12,586 114,629
H12	千歳市	ルッ川改修 長都川砂防工事(受託事業)	39,904 20,463	37,906 20,463
H13	千歳市	ルッ川改修 長都川砂防工事(受託事業)	17,998 7,842	17,097 7,842
H14	千歳市	ルッ川改修工事 長都川砂防対策事業	30,040 94,137	28,537 94,137
H15	千歳市	ルッ川改修工事 長都川砂防対策事業	28,050 96,839	26,644 96,839
H16	千歳市	ルッ川洪水防止事業 長都川砂防濁水対策事業	21,478 105,724	20,401 105,724
H17	千歳市	ルッ川洪水防止事業 長都川砂防濁水対策事業	35,932 12,340	34,131 12,340
H18	千歳市	ルッ川洪水防止事業 長都川砂防濁水対策事業	68,797 66,286	65,356 66,286

(2) 障害防止事業(急傾斜地対策受託事業)

(単位:千円)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
H22	千歳市	北千歳駐屯地急傾斜地対策受託事業 (環境・地質・予備設計及び立木調査委託、環境調査・現況測量及び境界測量委託)	58,746	58,746
H23	千歳市	北千歳駐屯地急傾斜地対策受託事業 (環境調査・現況測量及び境界測量委託、予備設計委託)	90,183	90,183
H24	千歳市	北千歳駐屯地急傾斜地対策受託事業 (急傾斜地対策工事 L=637m、詳細設計・地質調査委託)	194,778	194,778
H25	千歳市	北千歳駐屯地急傾斜地対策受託事業 (急傾斜地対策工事 L=474、地山補強土工)	688,094	688,094
H26	千歳市	北千歳駐屯地急傾斜地対策受託事業 (急傾斜地対策工事 L=78m、地山補強土工)	531,800	531,800
H27	千歳市	北千歳駐屯地急傾斜地対策受託事業 (急傾斜地対策工事 L=147m、地山補強土工)	260,106	260,106

(3) 農業用施設・水道施設設置事業

(単位:千円)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
S44	開拓農協	農業用施設(養鶏)	55,807	37,201
S45	開拓農協	農業用施設(養鶏・機械)	48,037	32,021
S46	開拓農協 千歳市	農協用施設(養鶏・機械) 長都・釜加地区水道 駒里専用水道	69,318 5,521 17,308	46,210 3,282 9,818
S47	千歳市 開拓農協	長都・釜加地区水道 駒里専用水道 農業用施設(養豚・機械)	41,331 65,797 25,799	24,800 55,297 17,198
S48	千歳市 開拓農協	長都・釜加地区水道 農業用施設(養豚・機械)	32,276 41,256	19,007 27,502
S49	千歳市	長都・釜加地区水道 農業用施設(機械)	30,628 49,361	17,845 32,900
S50	千歳市	農業用施設(牛乳冷却施設) 農業用施設(機械) 長都・釜加地区水道	46,181 54,196 51,809	30,786 35,895 31,084
S51	千歳市	農業用施設(牛乳冷却施設) 農業用施設(機械)	28,249 37,625	18,832 25,004
S52	千歳市	農業用施設(機械)	36,196	24,130
S53	千歳市	農業用施設(機械) 農業用施設(農民研修施設) 水道設置(中央泉郷地区送水管、配水管整備)	52,239 2,522 45,021	34,420 1,350 27,011
S54	千歳市	農業用施設(機械) 農業用施設(育苗施設) 農業用施設(農民研修施設)	44,163 63,088 101,405	29,441 42,058 43,650

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

「(3) 農業用施設・水道施設設置事業」の続き

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
S54	千歳市	水道設置 (中央泉郷地区送水管、配水管整備、祝梅ホップ 場建設、ホップ設備設置)	84,547	50,727
S55	千歳市	農業用施設(集出荷施設) 水道設置 (中央泉郷地区配水管整備、中央増圧ホップ場建 設、ホップ設備設置)	2,310 82,315	1,540 49,388
S56	千歳市	農業用施設(集出荷施設) 農業用施設(真空冷却施設)	118,267 35,200	78,844 23,466
S57	千歳市	水道設置 (祝梅幹線水道施設整備(東千歳駐屯地等周辺 水道設置助成事業)実施設計)	9,100	5,460
S58	千歳市	水道設置 (祝梅幹線水道施設整備(東千歳駐屯地等周辺 水道設置助成事業))	133,404	80,042
S59	千歳市	水道設置 (祝梅幹線水道施設整備(東千歳駐屯地等周辺 水道設置助成事業))	135,713	81,426
S60	千歳市	水道設置 (祝梅幹線水道施設整備(東千歳駐屯地等周辺 水道設置助成事業)) 内別川水道施設 (蘭越浄水場2号、3号沈殿池設備実施設計及び2 号沈殿池施設建設)	55,480 73,077	33,287 73,077
S61	千歳市	内別川水道施設 (蘭越浄水場2号、3号沈殿池設備(フキェレタ、傾斜 板)設置、3号沈殿池施設建設)	111,360	111,360
S62	千歳市	内別川水道施設 (蘭越浄水場3号沈殿池設備設置)	34,040	34,040
S63	千歳市	内別川水道施設 (蘭越浄水場天日乾燥ろ床設置)	23,250	23,250
H14	千歳市	内別川水道施設 (蘭越浄水場沈殿池上屋及び1号沈殿池設備実 地設計)	7,297	7,297
H15	千歳市	内別川水道施設 (蘭越浄水場1~3号沈殿池上屋設置、1号沈殿池 設備(フキェレタ、傾斜版)更新)	48,307	48,307
H16	千歳市	内別川水道施設 (蘭越浄水場1~3号沈殿池上屋設置、1号沈殿池 設備(フキェレタ、傾斜版)更新、内別川堆積土砂 撤去及び実施設計)	229,443	229,443
H23	千歳市	内別川水道施設 (蘭越浄水場2号沈殿池設備(フキェレタ、傾斜板) 更新及び実施設計)	30,631	30,631
H24	千歳市	内別川水道施設 (蘭越浄水場2号、3号沈殿池設備(フキェレタ、傾斜 板)更新)	118,832	118,832
H25	千歳市	内別川水道施設 (蘭越浄水場3号沈殿池設備(フキェレタ、傾斜板) 更新)	70,979	70,979

(4) テレビ共同受信施設設置事業

(単位：千円)

年度	実績	事業費	補助金
S49	新設 74台	3,445	3,445
S50	新設 190台	8,957	8,957
S51	新設 293台 新設 300台	14,227 14,439	14,227 14,439
S52	新設 773台 新設 348台	38,629 15,054	38,629 15,054
S53	新設 1,393台	74,262	74,262
S54	新設 1,709台	124,113	124,113
S55	実施計画 新設 1,289台	2,420 101,110	2,420 101,110

(「(4) テレビ共同受信施設設置事業」の続き)

年度	実績	事業費	補助金
S56	実施計画 新設 995台	2,000 83,259	2,000 83,259
S57	実施計画 新設 1,328台	2,570 107,209	2,570 107,209
S58	実施計画 新設 1,000台	2,400 100,639	2,400 100,639
S59	実施計画 増幅器 44台、保安器 872台	4,230 102,777	4,230 102,777
S60	実施計画 新設 992台、更新 221台	5,000 107,586	5,000 107,586
S61	実施計画 新設 752台、更新 521台	4,350 118,420	4,350 118,420
S62	実施計画 新設 742台、更新 891台	1,470 120,054	1,470 120,054
S63	実施計画 新設 637台、更新 798台	4,500 115,217	4,500 115,217
H 1	実施計画 新設 1,010台、更新 519台	4,220 119,543	4,220 119,543
H 2	実施計画 新設 663台、更新 645台	4,838 124,297	4,838 124,297
H 3	実施計画 新設 551台、更新 998台	4,632 126,870	4,632 126,870
H 4	実施計画 新設 683台、更新 567台	4,735 147,661	4,735 147,661
H 5	実施計画 新設 24台、更新 961台	2,881 98,076	2,881 98,076
H 6	実施計画 新設 828台	1,821 88,144	1,821 88,144
H 7	実施計画 新設 29台、更新 794台	2,366 90,482	2,366 90,482
H 8	実施計画 新設 21台、更新 889台	3,499 101,176	3,499 101,176
H 9	実施計画 新設 1,164台	3,227 111,049	3,227 111,049
H10	実施計画 新設 928台	8,480 96,054	8,480 96,054
H11	実施計画 新設 541台、受信点設置	3,945 99,779	3,945 99,779
H12	実施計画 新設 1,067台	2,467 107,859	2,467 107,859
H13	実施計画 新設 767台、再更新 228台	3,549 99,086	3,549 99,086
H14	実施設計等 更新 544戸、再更新 322戸	12,456 90,163	12,456 90,163
H15	実施設計等 更新 608戸、再更新 295戸	12,878 91,770	12,878 91,770
H16	実施設計等 更新 37戸、再更新 891戸	17,119 110,407	17,119 110,407
H17	実施設計等 再更新 743戸	11,940 91,245	11,940 91,245
H18	実施設計等 再更新 583戸	11,497 67,452	11,497 67,452
H19	実施設計等 更新 21戸、再更新 773戸	10,554 88,732	10,554 88,732
H20	再更新 17戸	3,254	3,254
H21	実施設計等 再更新 361戸、ミッドバンド受信装置設置	8,810 77,331	8,810 77,331
H22	実施設計等 再更新 1,640戸	15,756 194,513	15,756 194,513
H23	実施設計等 更新3期工事 36戸	23,248 4,534	23,248 4,534
H24	実施設計等 更新3期工事 334戸、受信点施設更新工事	6,677 52,195	6,677 52,195
H25	実施設計等 更新3期工事 311戸	3,927 103,213	3,927 103,213

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

（「(4) テレビ共同受信施設設置事業」の続き）

年度	実績	事業費	補助金
H26	実施設計等 更新3期工事 376戸	3,743 123,959	3,743 123,959
H27	実施設計等 更新3期工事 307戸	4,085 124,204	4,085 124,204
H28	更新3期工事 343戸	106,429	106,429
H29	実施設計等 更新3期工事 337戸	6,351 64,621	6,351 64,621
H30	実施設計等 更新3期工事 332戸	6,446 65,464	6,446 65,464
R1	実施設計等 更新3期工事 380戸	7,665 65,991	7,665 65,991
R2	実施設計等 更新3期工事 232戸	5,997 42,368	5,997 42,368
R3	実施設計等 更新3期工事 328戸	5,770 64,457	5,770 64,457
R4	実施設計等 更新3期工事 436戸	7,370 109,698	7,370 109,698
R5	実施設計等 更新3期工事 309戸	14,382 68,829	14,382 68,829
R6	実施設計等 更新3期工事 326戸	3,511 90,067	3,511 90,067

(5) 教育施設騒音防止対策事業

(単位：千円)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
S30	千歳市	千歳小学校	7,385	7,299
S31	千歳市 北海道	千歳中学校 千歳高校	7,187	7,186 5,240
S33	千歳市 北海道	千歳小学校 千歳中学校 青葉中学校 末広小学校 千歳高校		505 505 5,944 8,900 1,245
S34	千歳市	青葉中学校 末広小学校		3,027 2,282
S35	千歳市	青葉中学校 緑小学校 北栄小学校		2,719 7,175 720
S36	千歳市	千歳中学校 青葉中学校		8,089 6,586
S37	千歳市 北海道	千歳小学校 千歳中学校 青葉中学校 末広小学校 緑小学校 北栄小学校 千歳高校		137,330 154,525 2,845 2,692 11,642 44,575 79,088
S38	千歳市 北海道	千歳小・千歳中北栄分校(現北進小中) 千歳高校	37,098	34,961 97,065
S39	千歳市	青葉中学校 末広小学校 緑小学校 千歳第二小学校		28,453 24,507 20,591 25,100
S40	千歳市 北海道	長都小中学校 千歳高校	46,153	44,782 5,724
S41	千歳市	北栄小学校 千歳第二小学校 日の出小学校		4,657 4,788 16,368
S42	千歳市	信濃小学校 日の出小学校		25,597 9,648
S43	千歳市	千歳中学校講堂 信濃小学校 日の出小学校 温度保持機取替 (千中、北小、北進小中、千小)	28,812	1,375 10,379 13,621 25,891
S44	千歳市 北海道 千歳市 北海道	千歳中学校講堂 高台小学校 東小学校 千歳高校 温度保持機取替 温度保持機取替(千歳高校)		44,288 17,969 1,300 5,768 7,969 8,684
S45	千歳市	東小学校 日の出小学校 高台小学校 信濃小学校 温度保持機取替(長都小中)		43,320 12,715 17,682 22,864 3,232
S46	千歳市	信濃小学校 北進小中学校 真町中学校 東小学校 高台小学校 温度保持機取替(末広小、青葉中)	13,400	1,429 4,174 25,472 585 3,477 13,304
S47	千歳市	信濃小学校講堂 日の出小学校 高台小学校講堂 東千歳中学校	13,070 11,765 13,278 1,823	12,766 11,765 12,772 1,326
S48	千歳市	東千歳中学校 青葉中学校講堂 高台小学校 千歳第二小学校 北進小中学校講堂	72,743 80,302 5,399 975 9,377	52,830 72,734 5,337 973 9,315

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

(「(5) 教育施設騒音防止対策事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
S48	千歳市	末広小学校	2,495	1,411
S49	千歳市	末広小学校	73,128	66,481
		富丘中学校	49,531	49,479
		真町中学校講堂	20,734	20,734
S50	千歳市	東千歳中学校	102,298	37,059
		千歳第二小学校	29,642	4,677
		富丘中学校講堂	153,686	24,153
		日の出小学校分離校	440,540	48,633
S51	千歳市	北海道 千歳北陽高校	663,270	77,796
		末広小学校	114,624	18,077
		信濃小学校	67,272	12,635
		長都小中学校	30,875	4,629
		北栄小学校	14,853	12,635
S52	千歳市	北栄小学校講堂	4,138	2,986
		北栄小学校	155,378	155,378
		桜木小学校	53,801	53,801
S53	千歳市	祝梅小学校講堂	22,500	22,500
		北栄小学校	229,744	156,866
		祝梅小学校	103,343	22,983
		富丘小学校	189,752	29,554
S54	千歳市	駒里小学校	6,023	1,993
		北栄小学校	175,553	114,564
		北栄小学校講堂	152,249	98,066
		駒里小中学校	200,379	68,251
		駒里小中学校講堂	3,983	1,085
		桜木小学校講堂	161,943	22,213
S55	千歳市	駒里小中学校講堂	144,995	38,997
		桜木小学校	158,150	23,577
		末広小学校	177,483	22,378
		青葉中学校	187,859	23,648
		支笏湖小学校	5,892	1,691
		支笏湖小学校講堂	4,269	1,097
S56	千歳市	支笏湖小学校	306,737	84,831
		向陽台小学校	45,701	45,701
S57	千歳市	緑小学校	565,192	144,950
S58	千歳市	緑小学校	228,640	205,826
		緑小学校講堂	4,569	4,130
		北斗中学校	68,505	68,505
		向陽台小学校講堂	23,029	23,029
S59	千歳市	緑小学校講堂	117,486	106,309
		祝梅小学校	27,122	27,122
		北斗中学校講堂	32,692	32,692
		北海道 千歳高校	1,017	1,017
S60	千歳市	北斗中学校	18,136	18,136
		向陽台小学校	22,918	22,918
		千歳中学校	16,192	14,570
		千歳小学校	25,750	23,172
		日の出小学校	6,543	5,887
		高台小学校	7,875	7,085
		北海道 千歳高校	38,954	38,954
S61	千歳市	向陽台中学校	57,100	57,100
		千歳中学校	151,095	135,980
		千歳小学校	2,389	2,150
		東小学校	7,889	5,915
		北進小中学校	7,915	7,122
		千歳第二小学校	6,465	5,817
		日の出小学校	6,154	5,537
		長都小中学校	8,653	7,786
S62	千歳市	向陽台中学校講堂	34,386	34,386
		千歳小学校講堂	95,339	85,801
		日の出小学校	2,102	1,891
		高台小学校	17,248	15,521
		信濃小学校	32,431	29,187
		末広小学校	18,395	16,553
		青葉中学校	29,581	26,620
		千歳中学校講堂	2,042	1,836
		日の出小学校	1,432	1,288
		北海道 千歳高校	4,036	3,632

(「(5) 教育施設騒音防止対策事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
S63	千歳市	長都小中学校	6,296	5,708
		千歳中学校	50,790	45,708
		千歳中学校講堂	11,423	10,280
		日の出小学校	85,541	76,985
		日の出小学校講堂	49,232	44,307
		信濃小学校	2,312	2,257
		北進小中学校	380	380
		千歳小学校講堂	210,024	189,020
		千歳高校	149,569	134,609
	北海道			
H1	千歳市	長都小中学校	153,786	140,041
		北進小中学校	22,631	22,631
		北進小中学校講堂	840	840
		向陽台中学校	26,713	26,713
		千歳第二小学校	4,333	3,945
		信濃小学校	84,958	76,458
		信濃小学校講堂	10,047	9,040
		青葉中学校講堂	36,261	32,630
		高台小学校講堂	2,015	1,811
		真町中学校	752	676
		真町中学校講堂	1,168	1,049
		東千歳中学校	708	529
H2	千歳市	千歳第二小学校	4,266	4,266
		千歳第二小学校講堂	113,989	103,881
		東小学校講堂	4,936	3,792
		向陽台小学校	28,707	28,707
		北進小中学校	415	373
		北進小中学校講堂	24,604	24,542
		高台小学校講堂	57,512	51,753
		真町中学校	21,959	19,761
		真町中学校講堂	35,797	32,214
		東千歳中学校	14,752	11,062
H3	千歳市	東小学校講堂	102,287	80,560
		北進小中学校	10,501	9,450
		北進小中学校講堂	14,968	13,469
		末広小学校	5,685	5,114
		末広小学校講堂	36,335	32,697
		富丘中学校	875	787
		富丘中学校講堂	1,201	1,079
		東千歳中学校講堂	1,104	828
		千歳第二小学校	1,216	1,092
H4	千歳市	北陽小学校	1,617	1,617
		千歳第二小学校	31,461	28,311
		富丘中学校	26,789	24,109
		富丘中学校講堂	38,347	34,511
		東千歳中学校講堂	28,392	21,292
		長都小中学校	1,192	1,072
		末広小学校	429	385
		信濃小学校	388	348
H5	千歳市	北陽小学校校舎	72,740	72,740
		北陽小学校講堂	979	979
		東千歳中学校校舎	892	892
		長都小中学校校舎	33,030	29,725
		末広小学校校舎	10,584	9,525
		信濃小学校校舎	8,972	8,074
		北進小中学校校舎	1,189	1,069
H6	千歳市	北陽小学校	41,760	41,760
		東千歳中学校	21,585	21,585
		日の出小学校	966	966
		東小学校	3,941	2,990
		祝梅小学校	1,265	1,138
		祝梅小学校講堂	582	523
		富丘中学校	755	678
		北進小中学校	28,865	25,977
H7	千歳市	日の出小学校	26,960	26,960
		東小学校	2,519	2,519
		祝梅小学校	33,948	30,552
		祝梅小学校講堂	13,650	12,284
		富丘中学校	16,077	14,468

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

「(5) 教育施設騒音防止対策事業」の続き

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
H7	千歳市	北栄小学校 北栄小学校講堂 泉沢小学校	1,262 488 1,806	1,135 439 1,806
H8	千歳市	北栄小学校 北栄小学校講堂 桜木小学校 桜木小学校講堂 泉沢小学校 泉沢小学校講堂	39,307 10,749 40,065 15,686 77,955 1,253	35,375 9,674 36,056 14,571 77,955 1,253
H9	千歳市	北陽小学校 泉沢小学校講堂 千歳第二小学校 駒里小中学校 駒里小中学校講堂	683 41,423 1,038 643 549	683 41,423 1,038 482 411
H10	千歳市	千歳第二小学校 北陽小学校 駒里小中学校 駒里小中学校講堂 支笏湖小学校 支笏湖小学校講堂	50,961 22,967 14,236 11,606 496 364	50,961 22,967 10,675 8,702 371 273
H11	千歳市	支笏湖小学校 支笏湖小学校講堂 末広小学校 青葉中学校	10,113 7,198 620 558	7,583 5,397 557 501
H12	千歳市	末広小学校 青葉中学校 向陽台小学校校舎 向陽台小学校講堂	11,267 9,491 745 511	10,139 8,540 558 383
H13	千歳市	向陽台小学校校舎 向陽台小学校講堂 緑小学校 富丘中学校 青葉中学校 青葉中学校講堂	17,848 12,285 1,246 9,488 8,612 1,549	13,385 9,213 1,121 8,537 7,749 1,392
H14	千歳市	緑小学校 北斗中学校(設計) 末広小学校(復建) 真町中学校(復建) 千歳第二小学校(増築設計)	30,017 1,458 8,641 8,749 512	27,720 1,091 7,777 7,871 512
H15	千歳市	千歳第二小学校(増築) 北斗中学校(校舎・講堂復温)	214,843 36,600	20,477 27,447
H16	千歳市	祝梅小学校(校舎復温設計) 日の出小学校(校舎復温設計)	675 651	607 585
H17	千歳市	祝梅小学校(校舎復温工事) 日の出小学校(校舎復温工事)	13,180 13,256	11,861 11,930
H18	千歳市	千歳小学校(校舎復温設計) 緑小学校(講堂復温設計) 向陽台小学校(校舎復温設計) 北陽小学校(校舎復温設計)	1,364 694 630 595	1,228 624 472 595
H19	千歳市	緑小学校(講堂復温工事) 千歳小学校(校舎復温工事) 向陽台小学校(校舎復温工事) 東小学校(校舎復温設計) 北進小中学校(校舎復温設計) 北陽小学校(増築併行工事)	13,790 49,068 11,094 680 1,054 20,087	12,410 44,160 8,319 442 948 20,087
H20	千歳市	信濃小学校(校舎復温設計) 千歳中学校(校舎復温設計) 北進小中学校(校舎復温工事) 東小学校(校舎復温工事)	1,358 1,468 25,453 15,587	1,221 1,321 22,906 10,131
H21	千歳市	日の出小学校(校舎復温設計) 信濃小学校(校舎復温工事) 千歳中学校(校舎復温工事)	2,327 46,767 60,554	2,093 42,089 54,496
H22	千歳市	高台小学校(校舎復温設計) 青葉中学校(校舎復温設計) 富丘中学校分離校(校舎・講堂併行設計) 富丘中学校分離校(校舎併行工事) 日の出小学校(校舎復温工事)	2,322 2,227 1,343 33,498 45,655	2,089 2,003 1,343 33,498 41,089

(「(5) 教育施設騒音防止対策事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
H23	千歳市	高台小学校(校舎復温工事)	48,872	43,983
		青葉中学校(校舎復温工事)	45,031	40,526
		勇舞中学校(校舎・講堂併行工事)	168,889	135,391
		千歳中学校(講堂復温設計・工事)	23,251	20,847
		千歳第二小学校(校舎・講堂復温設計)	1,550	1,393
H24	千歳市	千歳第二小学校(校舎・講堂復温工事)	38,565	34,706
		末広小学校(校舎復温設計)	1,289	1,159
		日の出小学校(講堂復温設計)	721	649
		千歳小学校(講堂復温設計)	785	705
		北斗中学校(校舎復温設計)	827	619
H25	千歳市	末広小学校(校舎復温工事)	45,999	41,398
		北斗中学校(校舎復温工事)	13,586	10,188
		日の出小学校(講堂復温工事)	18,582	16,723
		千歳小学校(講堂復温工事)	26,623	23,960
		向陽台中学校(校舎復温設計)	2,038	1,527
		向陽台中学校(講堂復温設計)	878	658
		高台小学校(講堂復温設計)	835	750
H26	千歳市	高台小学校(講堂復温工事)	18,510	16,658
		向陽台中学校(校舎復温工事)	59,718	44,787
		向陽台中学校(講堂復温工事)	23,559	17,669
		向陽台小学校(校舎復温設計)	1,032	773
		東千歳中学校(校舎復温設計)	1,764	1,146
		東千歳中学校(講堂復温設計)	859	557
		道立高等支援学校(校舎復温設計)	1,364	1,211
		道立高等支援学校(講堂復温設計)	931	836
H27	千歳市	向陽台小学校(校舎復温工事)	19,764	14,822
		東千歳中学校(校舎復温工事)	27,288	17,736
		東千歳中学校(講堂復温工事)	14,260	9,267
		道立高等支援学校(校舎復温工事)	22,992	20,692
		道立高等支援学校(講堂復温工事)	25,582	23,022
		千歳第二小学校(校舎復温設計)	883	794
		北進小中学校(校舎復温設計)	851	765
		北進小中学校(講堂復温設計)	1,653	1,487
H28	千歳市	東小学校(講堂復温設計)	936	607
		千歳第二小学校(校舎復温工事)	15,721	14,148
		北進小中学校(校舎復温工事)	12,525	11,270
		北進小中学校(講堂復温工事)	32,794	29,513
		東小学校(講堂復温工事)	19,147	12,444
		末広小学校(校舎復温設計)	1,092	982
		末広小学校(講堂復温設計)	698	627
		富丘中学校(校舎復温設計)	2,426	2,183
H29	千歳市	富丘中学校(講堂復温設計)	895	804
		末広小学校(校舎復温工事)	17,919	16,125
		末広小学校(講堂復温工事)	23,838	21,453
		富丘中学校(校舎復温工事)	57,762	51,985
		富丘中学校(講堂復温工事)	27,272	24,543
		信濃小学校(校舎復温設計)	1,217	1,095
		信濃小学校(講堂復温設計)	1,143	1,028
		青葉中学校(講堂復温設計)	1,168	1,051
H30	千歳市	北陽小学校(校舎復温設計)	1,561	1,404
		北陽小学校(講堂復温設計)	1,215	1,092
		信濃小学校(校舎復温工事)	27,884	25,093
		信濃小学校(講堂復温工事)	30,875	27,786
		青葉中学校(講堂復温工事)	34,415	30,972
		日の出小学校(校舎復温設計)	1,220	1,097
		祝梅小学校(校舎復温設計)	4,478	4,029
		祝梅小学校(講堂復温設計)	1,232	1,107
R 1	千歳市	北栄小学校(校舎復温設計)	2,406	2,165
		北栄小学校(講堂復温設計)	1,058	952
		日の出小学校(校舎復温工事)	19,370	17,432
		祝梅小学校(講堂復温工事)	29,655	26,689
		桜木小学校(校舎復温設計)	2,242	1,681
		桜木小学校(講堂復温設計)	1,896	1,422
		北陽小学校(校舎復温工事)	62,863	56,576
R 2	千歳市	北陽小学校(講堂復温工事)	33,480	30,131
		北栄小学校(講堂復温工事)	22,109	19,898
		北栄小学校(校舎復温工事)	71,691	64,521
		祝梅小学校(校舎復温工事)	99,084	89,175

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

(「(5) 教育施設騒音防止対策事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
R2	千歳市	北陽小学校(校舎復温設計)	1,553	1,397
		(仮称)みどり台小学校校舎建設工事	37,219	37,219
		(仮称)みどり台小学校講堂建設工事	11,947	11,947
R3	千歳市	泉沢小学校(校舎復温工事)	59,302	44,476
		北陽小学校(校舎復温工事)	36,956	33,258
		桜木小学校(校舎復温工事)	55,089	41,315
		桜木小学校(講堂復温工事)	45,465	34,098
		千歳第二小学校(校舎復温設計)	1,623	1,460
		泉沢小学校(校舎復温設計)	1,603	1,202
		泉沢小学校(講堂復温設計)	1,699	1,273
		みどり台小学校校舎建設工事	76,032	76,032
		みどり台小学校講堂建設工事	48,253	48,253
R4	千歳市	駒里小中学校(校舎復温設計)	1,654	1,240
		駒里小中学校(講堂復温設計)	2,421	1,815
		末広小学校(校舎復温設計)	2,537	2,282
		泉沢小学校(講堂復温工事)	28,692	21,517
		千歳第二小学校(校舎復温工事)	55,920	50,326
R5	千歳市	青葉中学校(設計:校舎防音機能復旧)	2,868	2,580
		北斗中学校(設計:校舎/講堂防音機能復旧)	5,537	4,151
		駒里小中学校(工事:校舎/講堂防音機能復旧)	90,618	67,961
		末広小学校(工事:校舎防音機能復旧)	44,013	33,009
R6	千歳市	千歳第二小学校(設計:除湿設備/校舎防音機能復旧)	7,402	6,660
		千歳第二小学校(工事:除湿設備設置)	13,928	12,534
		日の出小学校(設計:除湿設備)	4,864	4,377
		日の出小学校(工事:除湿設備設置)	24,726	22,253
		祝梅小学校(設計:除湿設備)	4,506	4,055
		祝梅小学校(工事:除湿設備設置)	22,560	20,304

(H14以降、千歳市が事業主体となる事業を掲載)

(6) 医療施設騒音防止対策事業

(単位：千円)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
S37	北海道	千歳病院		45,258
S39	北海道	千歳市隔離病院		13,357
S47	千歳市	市立病院増築	12,093	9,021
S48	千歳市	市立病院増築	231,683	84,748
S49	北海道	千歳保健所		2,088
		北栄保健所		11,586
	千歳市	市立病院	1,058,318	237,097
S50	千歳市	市立病院	341,279	78,451
S52	北海道	千歳保健所	78,365	66,732
S55	千歳市	保健相談センター	7,902	3,810
S56	千歳市	保健相談センター	96,304	39,897
S57	千歳市	保健相談センター	244,009	98,537
H1	千歳市	支笏湖診療所	2,492	1,767
H2	千歳市	支笏湖診療所	45,441	32,531

(H14以降、千歳市が事業主体となる事業を掲載)

(7) 保育所等騒音防止対策事業

(単位：千円)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
S43	千歳市	北栄保育所	19,630	10,414
S45	千歳市	真々地保育所	636	560
S46	千歳市	真々地保育所	28,510	23,971
		千歳保育所	1,326	1,158
S47	千歳市	千歳保育所	49,363	41,361
S49	千歳市	北栄保育所	11,664	11,586
S50	千歳市	末広保育所	2,474	1,395
S51	千歳市	末広保育所	73,010	42,946
S52	学校法人	青葉幼稚園	2,886	2,886
S53	学校法人	青葉幼稚園	99,113	78,899
		第二刈-幼稚園	7,223	2,971
S54	学校法人	第二刈-幼稚園	149,323	70,898
		千歳つくし幼稚園	3,306	1,777
S55	学校法人	千歳つくし幼稚園	62,960	56,711
		千歳第二幼稚園	3,209	3,209
S56	学校法人	千歳第二幼稚園	118,055	106,247
		千歳わかば幼稚園	2,166	1,962
S57	学校法人	千歳わかば幼稚園	68,446	62,236
S59	学校法人	くるみ幼稚園	4,446	4,014
S60	学校法人	くるみ幼稚園	90,589	85,110
S61	学校法人	千歳幼稚園	5,886	5,296
	福祉法人	住吉保育園	3,964	3,566
S62	千歳市	真々地保育所(機能復旧)	4,352	3,914
	学校法人	千歳幼稚園	104,606	94,143
	福祉法人	住吉保育園	86,575	77,922
S63	千歳市	千歳保育所(機能復旧)	12,009	10,807
H3	千歳市	北栄保育所	17,964	16,165
H4	千歳市	末広保育所	434	389
	学校法人	刈-幼稚園	391,287	352,268
H5	千歳市	末広保育所	12,260	11,032
H9	学校法人	青葉幼稚園(機能復旧)	15,508	13,953
H10	学校法人	千歳つくし幼稚園	593	533
H11	学校法人	千歳つくし幼稚園	10,080	9,124
		第二刈-幼稚園	693	623
H12	学校法人	第二刈-幼稚園	10,496	9,446
		千歳第二幼稚園	527	473
H13	学校法人	千歳第二幼稚園	10,709	9,637
		千歳わかば幼稚園	563	505
H15	千歳市	真々地保育所(機能復旧)	376	338
H16	千歳市	真々地保育所(復温工事)	7,545	6,790

(H14以降、千歳市が事業主体となる事業を掲載)

(8) その他公共施設騒音防止対策事業

(単位：千円)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
H21	千歳市	市営住宅防音機能復旧事業 (空気換気扇・レンジ用換気装置)	11,289	10,160
H22	千歳市	市営住宅防音機能復旧事業 (空気換気扇・レンジ用換気装置)	9,299	8,369
H23	千歳市	市営住宅防音機能復旧事業 (空気換気扇・レンジ用換気装置)	5,510	4,959
H24	千歳市	市営住宅防音機能復旧事業 (空気換気扇・レンジ用換気装置)	2,499	2,249

(9) 民生安定助成事業

(単位：千円)

年度	事業名	事業費	補助金
S42	東雲会館	26,269	13,000
S44	中央公民館	2,670	1,309
S45	千歳公民館 消防ポンプ車 北栄プール	102,392 16,960 9,953	49,579 1,590 6,300
S46	末広会館	27,110	10,500
S47	日の出プール	14,040	7,560
S48	北新コミュニティ(北栄会館)	61,408	19,400
S49	有線ラジオ放送施設 庁舎建設事業 除雪機械	1,197 437,797 9,360	957 40,923 7,488
S50	総合スポーツセンター 庁舎建設事業	25,120 1,687,117	6,280 173,055
S51	総合スポーツセンター 消防庁舎 商工業研修施設	158,062 13,481 7,251	72,000 3,042 3,671
S52	総合スポーツセンター 消防庁舎 商工業研修施設	898,799 311,387 83,637	216,179 33,531 38,438
S53	消防庁舎 商工業研修施設	226,281 167,896	58,471 99,967
S54	末広プール 消防施設	49,527 6,960	13,770 3,160
S55	行政無線 学習等供用施設(鉄東コミセン) 市民文化センター	5,200 222,271 51,772	3,900 108,500 8,997
S56	行政無線 福祉センター 市民文化センター	110,919 151,987 1,525,864	82,431 32,550 104,633
S57	行政無線 福祉センター 市民文化センター	119,982 455,222 2,231,291	89,985 80,290 253,020
S58	公共空地 ごみ処理施設 市民文化センター	44,355 19,828 1,270,232	29,569 9,914 160,890
S59	公共空地 ごみ処理施設 学習等供用施設(支笏湖市民センター)	875,391 434,014 5,590	583,592 217,007 438
S60	ごみ処理施設 図書館 学習等共用施設(支笏湖市民センター) 公共空地	127,958 21,652 164,305 848,144	63,979 2,682 14,162 565,427
S61	ごみ処理施設 図書館 公共空地 学習等共用施設(祝梅コミセン)	100,384 418,943 546,858 105,842	48,373 43,359 364,571 47,520
S62	公共空地その1 公共空地その2 図書館 学習等共用施設(祝梅コミセン) ごみ処理施設	290,758 421,648 503,422 147,781 673,902	193,837 87,257 43,359 87,480 336,950

(「(9) 民生安定助成事業」の続き)

年度	事業名	事業費	補助金
S62	公園設置(勇舞川)	8,230	5,486
S63	ごみ処理施設	618,155	271,842
	ごみ処理施設その2	114,529	50,078
	除雪施設設置	22,570	18,056
	公園設置(勇舞川)	78,782	52,520
H1	ごみ処理施設	460,722	202,028
	ごみ処理施設その2	154,216	77,106
	ごみ処理施設その3	73,790	36,893
	学習等供用施設(北桜コミセン)	11,148	4,230
	公園設置(勇舞川)	89,537	59,689
H2	消防自動車	48,564	19,106
	学習等供用施設(北桜コミセン)	128,664	45,288
	除雪施設設置	14,059	11,247
	公園設置(勇舞川)	8,015	5,342
	公園設置その2	37,005	24,669
H3	学習等供用施設(北桜コミセン)	152,917	91,482
	公園設置(勇舞さわやか)	85,094	47,932
	ごみ処理施設	47,787	23,893
	行政無線	6,173	4,629
	公園設置(マチ川親水)	13,450	8,966
H4	公園設置(勇舞さわやか)	60,196	40,130
	公園設置その2(マチ川親水)	33,517	16,758
	ごみ処理施設	404,202	191,992
H5	公園設置(勇舞さわやか)	64,577	43,049
	公園設置その2(マチ川親水)	56,196	37,463
	ごみ処理施設	133,511	66,755
	ごみ処理施設その2	161,201	80,599
	ごみ処理施設その3	90,824	45,412
H6	公園設置(勇舞すこやか)	16,597	11,064
	公園設置その2(マチ川親水)	75,421	50,280
	公園設置その3(勇舞すこやか)	119,846	59,922
	ごみ処理施設	334,649	158,957
	ごみ処理施設その2	3,118	1,480
H7	公園設置(マチ川親水)	70,082	46,720
	公園設置その2(勇舞すこやか)	127,734	63,867
H8	公園設置その1(マチ川親水)	89,200	44,600
	公園設置その2(マチ川親水)	12,721	8,480
	公園設置その3(勇舞すこやか)	55,400	27,699
	公園設置その4(勇舞すこやか)	44,794	29,862
	公園設置その5(勇舞すこやか)	24,823	16,548
H9	公園設置(マチ川親水)	59,533	39,702
	公園設置(勇舞すこやか)	92,079	61,386
	消防ポンプ車	30,975	9,148
	まちづくり計画(総合計画策定)	8,358	5,572
	北新コミュニティ(機能復旧)	727	135
H10	無線放送施設	34,589	25,940
	緑地設置事業(マチ川河川緑地)	21,347	14,231
	緑地設置事業(青葉丘緑地)	129,612	86,408
	緑地設置事業その2(青葉丘緑地)	42,369	28,246
	公園設置事業(勇舞すこやか)	251,474	167,649
	公園設置事業(勇舞やすらぎ)	110,253	55,423
	ごみ処理施設(リサイクルセンター)	33,907	16,953
	学習等供用施設(中央コミセン)	178,265	65,800
	北新コミュニティ	13,312	4,413
	まちづくり計画(住民意向調査)	6,080	4,053
	まちづくり計画(地図情報のシステム構築)	2,289	1,526
H11	無線放送施設	4,001	3,000
	緑地設置事業(マチ川河川緑地)	52,341	34,894
	公園設置事業(勇舞やすらぎ)	8,822	5,881
	ごみ処理施設(リサイクルセンター)	313,529	156,764
	ごみ処理施設(ゴミイキシン対策)	49,910	24,955
	消防自動車	29,526	9,870
	祝梅サービスセンター	16,085	16,085
	祝梅在宅介護支援センター	4,186	4,186
	まちづくり計画(計画策定業務)	6,548	4,365
	まちづくり計画(地図情報のシステム作成)	4,379	2,919
H12	無線放送施設	87,953	65,964
	緑地設置事業(マチ川河川緑地)	27,290	18,193

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

「(9) 民生安定助成事業」の続き

年度	事業名	事業費	補助金
H12	公園設置事業(勇舞やすらぎ) ごみ処理施設(リサイクルセンター) ごみ処理施設(ダ・イキン対策)	57,554 694,235 1,186,500	38,369 347,117 593,250
H13	無線放送施設 緑地設置事業(マチ川河川緑地) 公園設置事業(勇舞やすらぎ) ごみ処理施設(ダ・イキン対策) ごみ処理施設(最終処分場整備)	153,332 22,890 78,928 250,000 77,349	114,991 11,445 52,618 125,000 34,386
H14	マチ川河川公園整備事業 北海道大演習場等周辺まちづくり支援構想策定事業 市民文化センターリニューアル調査事業 消防施設設置助成事業(消防ポンプ自動車1台) ごみ処理施設設置助成事業(焼却処理場ダ・イキン対策) ごみ処理施設設置助成事業(最終処分場等整備事業)	28,500 9,497 30,618 15,753 1,062,500 258,962	14,249 8,547 30,618 10,502 531,250 129,480
H15	高規格救急自動車整備事業 除雪トラック購入(10t級、1台) 北海道大演習場等周辺まちづくり支援構想策定事業 ごみ処理施設設置助成事業(廃家電・収集袋等保管施設) ごみ処理施設設置助成事業(第3侵出水処理施設・最終処分場) ごみ処理施設設置助成事業(焼却処理場ダ・イキン対策) マチ川河川公園整備事業	26,560 26,250 18,476 30,450 128,542 80,000 31,916	17,676 21,000 16,628 15,225 64,319 40,000 21,277
H16	焼却処理場ダ・イキン対策事業(2号炉改造) 最終処分場整備事業(埋立地、浸出水処理施設工事) マチ川河川公園整備事業 大和近隣公園整備事業(実施設計、用地購入等) C経路まちづくり構想策定事業 防災行政無線整備事業(子局3局、調査設計) 市民文化センターリニューアル事業(基本・実施設計)	340,000 674,503 127,937 85,911 7,182 9,238 22,010	170,000 337,251 85,291 45,616 6,463 6,926 10,810
H17	最終処分場整備事業(埋立地、遮水シート布設等) 大和近隣公園整備事業(敷地造成、用地購入等) 高規格救急自動車購入事業(救急車1台、高度救命処置用資機 材一式、自動体外式除細動器一式) 市民文化センターリニューアル事業(建築改修、空調設備改修、電気設備 改修等)	586,013 167,187 27,510 670,800	293,006 87,093 18,075 349,550
H18	最終処分場整備事業(埋立地遮水シート布設) 大和近隣公園整備事業(敷地造成、施設整備) C経路まちづくり事業(防災学習交流センター設計、用地購入等)	163,823 94,770 451,634	81,911 63,180 338,720
H19	大和近隣公園整備事業(給水設備、パークゴルフ場等整備) C経路まちづくり事業(防災学習交流センター建設、敷地造成、調整 池整備等) 除雪車両等購入事業(除雪ゲレータ1台) 臨空工業団地配水池設置助成事業(配水池実施設計) コミュニティ施設防音機能復旧事業(祝梅ミセン設計) コミュニティ施設防音機能復旧事業(鉄東ミセン工事)	126,465 488,226 24,360 25,688 1,290 21,822	84,310 366,168 17,713 12,844 241 7,625
H20	臨空工業団地配水池設置助成事業(配水管実施設計、用地買収 等) C経路まちづくり事業(防災学習交流センター建設、誘導路設計、C y・ン管理棟設計等) 破碎処理施設整備事業(実施設計、プラント工事等) 水槽付消防ポンプ自動車購入事業	198,842 498,868 125,762 43,050	99,421 374,151 62,880 11,829
H21	臨空工業団地配水池設置助成事業(配水池、配水管工事) C経路まちづくり事業(防災学習交流センター建設A・B・y・ン敷地造 成、Cy・ン管理棟建設等) 破碎処理施設整備事業(プラント工事、建築工事等) 高機能消防指令センター更新事業(本部工事) スポーツセンターリニューアル事業(リニューアル調査、耐震診断) コミュニティ施設防音機能復旧事業(末広会館工事) コミュニティ施設防音機能復旧事業(北桜ミセン実施設計)	489,342 550,674 375,498 78,344 16,956 10,032 1,166	244,671 413,005 187,749 34,914 15,239 1,985 246
H22	破碎処理施設整備事業(プラント工事、建築工事等) 臨空工業団地配水池設置助成事業(配水池、配水管工事) 高機能消防指令センター更新事業(本部工事) C経路まちづくり事業(Cy・ン管理棟建設、緑地整備等) コミュニティ施設防音機能復旧事業(北桜ミセン工事) コミュニティ施設防音機能復旧事業(東雲会館設計、工事)	1,195,485 310,704 173,278 193,231 28,238 12,193	597,741 155,352 100,058 144,922 7,964 3,689
H23	破碎処理施設整備事業(プラント工事、電気工事等) 臨空工業団地配水池設置助成事業(配水池、配水管工事) スポーツセンターリニューアル事業(実施設計等) 図書館改修事業(実施設計)	216,680 169,600 9,519 1,048	108,340 84,800 8,197 393

(「(9) 民生安定助成事業」の続き)

年度	事業名	事業費	補助金
H23	(仮称)花園地区コミュニティセンター整備事業	85,357	27,485
	コミュニティ施設防音機能復旧事業(花園コミセン工事)	88,588	3,695
H24	花園地区コミュニティセンター整備事業(実施設計、工事)	337,686	121,365
	臨空工業団地配水池設置助成事業(配水池、配水管工事)	243,146	121,572
	スポーツセンターリニューアル事業(耐震、リニューアル)	129,485	60,157
	図書館改修事業(外壁、屋根改修)	14,700	11,417
	総合福祉センター改修事業(外壁、空調設備改修工事)	65,043	48,782
	市役所本庁舎改修事業(温度保持設備更新)	9,571	6,803
H25	第2埋立処分地嵩上げ事業(実施設計)	8,979	4,489
	総合福祉センター改修事業(昇降機設備更新、防水改修工事)	43,208	32,405
	スポーツセンターリニューアル事業(耐震、リニューアル)	491,586	255,669
	コミュニティセンター施設整備事業(祝梅コミセン、北桜コミセン:実施設計、リニューアル)	6,731	4,393
	市役所本庁舎改修事業(温度保持設備更新)	149,667	28,913
H26	第2埋立処分地嵩上げ事業(工事)	46,400	23,200
	コミュニティセンター施設整備事業(祝梅コミセン:工事)	109,914	74,496
	除雪車両等購入事業(歩道用ローリ除雪車)	16,200	12,150
H27	第2埋立処分地嵩上げ事業(工事)	178,541	89,270
	コミュニティセンター施設整備事業(北桜コミセン:工事)	123,545	74,711
	除雪車両等購入事業(歩道用ローリ除雪車)	25,661	19,245
	高規格救急自動車設置事業	25,435	14,060
H28	除雪車両等購入事業(融雪剤散布車)	23,080	17,309
	庁舎整備助成事業(設計)	26,899	19,675
H29	庁舎整備助成事業(第2庁舎建設工事)	420,369	86,180
	防災行政無線デジタル化整備事業	9,145	6,859
	避難用車両等整備事業(避難用車両)	26,784	20,088
	避難用車両等整備事業(避難用待避所)	11,758	8,819
H30	庁舎整備助成事業(第2庁舎建設工事)	1,605,029	531,937
	庁舎整備助成事業(本庁舎改修実施設計)	15,272	11,882
	防災行政無線デジタル化整備事業	77,439	58,079
	避難用車両等整備事業(避難用車両)	51,624	38,718
	避難用車両等整備事業(避難用待避所)	12,107	9,080
R1	庁舎整備助成事業(本庁舎改修工事)	601,230	438,560
	第3埋立処分地嵩上げ事業	22,442	11,221
	防災行政無線デジタル化整備事業	523,072	392,304
	避難用車両等整備事業(避難用車両)	55,990	41,992
	避難用車両等整備事業(避難用待避所)	9,170	6,877
R2	第3埋立処分地嵩上げ事業	59,998	29,999
	避難用車両等整備事業(避難用車両)	28,050	21,037
	避難用車両等整備事業(避難用待避所)	30,507	22,878
R3	第3埋立処分地嵩上げ事業	221,680	110,839
	避難用車両等整備事業(避難用待避所)	11,198	8,142
R4	避難用車両等整備事業(避難用車両)	66,990	50,242
	避難用車両等整備事業(避難用待避所)	31,182	23,385
	消防総合庁舎大規模改修事業	14,748	7,373
R5	避難用車両等整備事業(避難用車両)	70,290	52,717
	避難用車両等整備事業(避難用待避所)	55,460	41,593
	消防総合庁舎大規模改修事業	80,365	40,172
R6	除雪車両等購入事業(歩道ローリ除雪車)	51,216	38,412
	避難用車両等整備事業(避難用車両)	62,700	47,025
	避難用車両等整備事業(避難用待避所)	62,183	46,635
	消防総合庁舎大規模改修事業	353,313	176,667

(H14以降、千歳市が事業主体となる事業を掲載)

(10) 道路舗装・改良・橋梁整備事業

(単位：千円)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
S35	千歳市	蘭越線(返還道路)		718
S37	千歳市	蘭越線(建設省移替)	20,091	14,925
S38	千歳市	蘭越線	12,074	8,955
S39	千歳市	支笏湖街道改良(返還道路)	1,004	904
S40	千歳市	礼文官林道路 美々橋架替 新橋架替	24,270 614 14,213	21,504 551 10,316
S41	千歳市	新橋道路舗装 駒里第2道路舗装 C経路改良(施設整備費)	23,943 18,550 -	17,844 18,509 11,890
S42	千歳市	由仁街道拡張舗装 マツ橋架替	4,710 1,945	3,257 1,943
S43	千歳市 北海道	由仁街道拡幅舗装 道道千歳由仁線舗装(建設省移替)	8,990 20,094	6,712 15,075
S44	千歳市	由仁街道拡幅舗装 東4線28号外1改良	9,905 35,320	7,400 35,320
S45	千歳市 東郊区画 千歳市 北海道	由仁街道拡幅舗装 東4線28号新設外 救難道路新設 由仁街道舗装嵩上 根志越橋	8,602 148,800 36,857 6,144 1,512	6,417 48,800 18,424 4,090 1,512
S46	千歳市 東郊区画 北海道	由仁街道舗装嵩上 東4線28号新設外1 救難道路新設 根志越橋舗装	12,493 58,552 36,857 32,698	8,310 58,552 29,484 32,698
S47	千歳市 北海道 千歳市	東4線28号新設外2 根志越橋舗装 北自衛隊道路舗装(建設省移替)	63,173 43,543 14,252	35,235 36,391 10,689
S48	千歳市 北海道	東4線28号新設外2改良 市場通舗装(建設省移替) 道道千歳由仁線舗装	57,334 9,866 4,402	40,250 7,399 4,402
S49	千歳市	市場通舗装(建設省移替) 南28号道路外1舗装 南33号道路外1舗装	86,603 42,400 10,551	64,383 31,000 7,875
S50	千歳市	市場通舗装(建設省移替) 南28号道路外1舗装 南33号道路外1舗装	35,083 53,936 14,710	26,312 40,452 11,032
S51	千歳市	南28号道路外1舗装 南33号道路外1舗装 平和通(平和橋)改良(建設省移替)	48,988 15,980 28,245	36,741 11,985 22,596
S52	千歳市	南28号道路外1舗装 南33号道路外1舗装 平和通(平和橋)その1(建設省移替) 平和通(平和橋)その2(建設省移替)	56,048 18,472 46,055 23,782	42,036 13,854 36,844 19,025
S53	千歳市	南28号道路外1舗装 南33号道路舗装 平和通(平和橋)(建設省移替)	61,128 21,258 26,624	45,846 15,943 21,314
S54	千歳市	南28号道路外1舗装 東大通補修 南33号道路舗装 東10号道路舗装 平和通(平和橋)	50,300 18,003 26,687 7,560 39,159	37,725 12,002 20,015 6,047 29,369
S55	千歳市	南28号道路外1舗装 南33号道路外1舗装 東大通オーパレイ 東10号道路舗装	53,808 33,375 29,723 41,581	40,356 25,031 19,815 31,186
S56	千歳市	南28号道路外2舗装 南33号道路外2舗装 東大通オーパレイ 東10号道路舗装	49,223 35,900 14,750 95,633	43,289 26,925 9,833 76,507
S57	千歳市	南28号道路外2舗装 南33号道路外2舗装 東大通オーパレイ 東10号道路舗装 東大通道舗装	39,410 43,820 34,941 42,853 1,943	39,410 32,865 23,294 32,140 1,457

(「(10) 道路舗装・改良・橋梁整備事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
S58	千歳市	祝梅根志越線外2舗装 東大通外1舗装 祝梅第2道路改良 30号通(30号橋)改良	105,974 39,744 7,147 13,533	105,974 26,496 5,716 10,824
S59	千歳市	祝梅第2道路舗装 祝梅第2道路舗装その2 30号通(30号橋)改良	46,930 13,300 33,313	31,286 9,975 26,648
S60	千歳市	駒里・柏台線改良 祝梅第2道路改良 協和中央線改良 30号通(30号橋)改良	7,150 28,636 6,666 60,899	5,362 22,908 4,999 48,718
S61	千歳市	祝梅第2道路舗装 30号通(30号橋)橋梁 協和中央線 駒里柏台線外1舗装	10,974 137,830 9,324 11,162	8,230 110,264 6,993 8,370
S62	千歳市	祝梅第2道路舗装 協和中央線改良舗装 駒里柏台線外1舗装 進入路改良舗装(受託) 30号通(30号橋)舗装	20,701 33,968 34,859 23,056 82,403	15,524 25,474 26,143 23,056 65,691
S63	千歳市	駒里柏台線外1舗装 協和中央線舗装 30号通(30号橋)舗装	49,196 51,247 44,260	36,895 38,435 33,193
H1	千歳市	C経路舗装(東4線測量設計) 協和中央線舗装 舗装L=520.0m、W=5.5m、用地購入11,682.45㎡ 駒里柏台線外1舗装 舗装L=431.4m、W=5.5m 美々泉沢線付替(図上設計)	11,933 61,794 43,919 3,757	11,933 46,343 32,938 3,757
H2	千歳市	C経路舗装 東4線工事L=330.0m、W=11.0m 協和中央線舗装 改良L=600.3m、W=5.5m、舗装L=148.45m、W=5.5m 駒里柏台線外1舗装 舗装L=250.0m、W=5.5m、用地購入573.8㎡	29,396 60,663 45,026	26,598 54,496 33,768
H3	千歳市	協和中央線舗装 舗装L=916.93m、W=5.5m、用地購入1,485.99㎡ 駒里柏台線外1舗装 改良L=345.0m、W=5.5m、舗装L=453.0m、W=5.5m C経路補修(東4線調査設計) 東大通舗装(測量調査設計)	105,525 61,974 2,116 13,450	79,143 46,478 2,116 8,966
H4	千歳市	協和中央線舗装 改良L=510.45m、W=5.5m、舗装L=510.45m、W=5.5m 排水管布設L=284.13m C経路補修 東4線路面調査L=330.0m 駒里柏台線外1舗装 改良L=351.07m、W=5.5m、舗装L=351.07m、W=5.5m 東大通舗装(建設省移替) 物件調査測量、用地購入等	89,526 2,734 59,360 62,916	67,144 2,734 44,518 47,187
H5	千歳市	協和中央線舗装 改良L=427.82m、W=5.5m、舗装L=220.00m、W=5.5m 駒里柏台線外1舗装 舗装L=315.15m、W=5.5m C経路補修 東4線路面調査L=330.0m 東大通舗装(建設省移替) 物件調査、用地購入等	76,926 50,587 2,734 54,764	57,692 37,939 2,734 41,073
H6	千歳市	協和中央線舗装 舗装L=730m、W=5.5m 駒里柏台線外1舗装 舗装L=345m、W=5.5m C経路舗装補修 東4線工事L=300m、W=11m 東大通舗装(建設省移替) 改良L=120.0m、W=7.5m、舗装L=120.0m、W=18.5m	56,797 16,531 54,728 54,300	42,596 12,397 48,072 40,725
H7	千歳市	駒里柏台線外1舗装 改良L=277.62m、W=5.5m、舗装L=277.62m、W=5.5m C経路舗装補修 東4線工事L=284.0m、W=11.0m 南28号工事L=240.0m、W=4.0m 東大通舗装(建設省移替) 舗装L=125.0m、W=18.5m	48,834 75,036 51,800	36,625 64,159 38,850
H8	千歳市	駒里柏台線外1改良舗装 改良L=670.0m、W=5.5m、舗装L=670.0m、W=5.5m C経路整備事業 南28号工事L=504.0m、W=4.0m 東4線工事L=280.0m、W=11.0m	59,455 108,102	44,583 89,641

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

(「(10) 道路舗装・改良・橋梁整備事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
H8	千歳市	東大通舗装(建設省移替) 舗装L=205.0m、W=18.5m	56,479	39,606
H9	千歳市	駒里柏台線外1改良舗装 改良L=790.0m、W=5.5m 舗装L=960.0m、W=5.5m C経路整備事業 東4線工事L=358.0m、W=11.0m 南28号工事L=904.0m、W=4.0m 東大通舗装(建設省移替) 改良L=129.4m、W=7.5m 舗装L=129.4m、W=7.5m	74,451 113,035 57,808	55,838 101,362 39,624
H10	千歳市	C経路整備事業 南28号 改良舗装工事L=904.0m、W=4.0m 排水工事L=507.0m 東大通改良舗装(建設省移替) 改良L=260.0m、W=10.5m 舗装L=520.0m、W=7.5m	245,600 74,460	226,871 55,845
H11	千歳市	C経路整備事業 南28号改良舗装工事L=1068.73m、W=4.0m 東大通改良舗装(建設省移替) 改良L=275.59m、W=4.0~7.5m 舗装L=200.0m、W=18.5m	119,254 89,108	113,119 66,831
H12	千歳市	C経路改良 東4線工事L=120.0m、W=11.0m C経路改良舗装 南28号工事L=1401.2m、W=4.0m 東大通改良舗装(国土交通省移替) 改良L=260.0m、W=10.5m、舗装L=520.0m、W=7.5m	231,529 267,281 27,496	225,889 254,000 20,622
H13	千歳市	C経路改良 測量調査、実施設計等 C経路改良舗装 東4線工事L=284.1m、W=11.0m 東大通改良舗装(国土交通省移替) 改良L=260.0m、W=5.5~15.0m 舗装L=260.0m、W=15.0m、函渠L=19.6m	445,017 189,689 88,437	435,709 178,896 66,327
H14	千歳市	東大通改良舗装L=383.0m、W=20.0m 33号大通(実施設計) C経路改良舗装 南28号工事L=886.7m、W=11.0m 東4線工事L=139.0m、W=5.5~12.0m 祝梅根志越線予備設計	98,024 8,890 746,090	73,518 6,667 711,244
H15	千歳市	C経路改良舗装 南28号工事 車道L=145.5m、W=11.0m 歩道L=572.9m、W=5.0m 東4線工事 L=196.0m、W=11.0 33号大通 工事L=130.0m、W=18.0m	917,851 31,935	848,815 23,951
H16	千歳市	C経路整備事業 東4線 用地購入等 南28号工事L=175.0m、W=3.5m 祝梅根志越線 第1ムシ橋予備設計 33号大通整備事業 工事L=105.0m、H=1.5~6.0m	804,325 53,763	773,967 40,321
H17	千歳市	C経路整備事業 南28号 用地購入、東4線 用地購入 祝梅根志越線 第1ムシ橋設計、 第2祝梅橋旧橋解体設計 33号大通整備事業 歩道改良舗装L=310.7m、W=3.5m 車道パaving舗装L=421.8m、W=11.0m	79,729 55,761	77,476 41,819
H18	千歳市	C経路整備事業 南28号工事L=460m、W=11.0m+5.0m 東4線工事L=280m、W=11.0m+5.0m 祝梅根志越線L=110m、W=11.0m+3.5m	932,177	893,879
H19	千歳市	C経路整備事業 東4線工事L=220m、W=11.0m+5.0m 祝梅根志越線工事L=880m、W=11.0m+3.5m 東4線、南28号植栽工事	438,496	421,572
H20	千歳市	C経路整備事業 祝梅根志越線工事L=731m、W=11.0m+3.5m 南28号調査設計 祝梅根志越線、南28号、東4線石標埋設	224,341	216,647

(「(10) 道路舗装・改良・橋梁整備事業」の続き)

年度	事業主体	事業名	事業費	補助金
H21	千歳市	C経路整備事業 南28号L=850m、W=11.0m+4.5m×2 祝梅根志越線L=688m、W=3.5m	156,135	144,421
H22	千歳市	C経路整備事業 南28号L=1,074m、W=11.0m	97,167	97,167
H23	千歳市	C経路整備事業 南28号 路肩整正L=1,080m、W=11.0m 舗装L=1,100m、W=11.0m	105,941	105,941
H25	千歳市	33号大通整備事業 実施設計L=550m	6,432	4,501
H26	千歳市	33号大通整備事業 工事L=279m、W=11.5m	48,040	30,252
H27	千歳市	33号大通整備事業 工事L=284m、W=11.5m C経路舗装補修事業 実施設計L=1,404m、工事(2国)L=702m、W=11m	53,426 31,487	32,905 31,487
H28	千歳市	C経路舗装補修事業 工事(2国)L=442m、W=11m	116,278	116,278
H29	千歳市	C経路舗装補修事業 実施設計L=312m、工事(2国)L=234m、W=11m	84,161	84,161
H30	千歳市	C経路舗装補修事業 工事(2国)L=428m、W=11m	47,129	47,129
R 1	千歳市	C経路舗装補修事業 工事(2国)L=428m、W=11m	27,676	27,676
R 2	千歳市	C経路舗装補修事業 実施設計L=585m	6,731	6,731
R 3	千歳市	C経路舗装補修事業 工事(2国)L=249m、W=11m	4,806	4,806
R 4	千歳市	C経路舗装補修事業 工事(2国)L=249m、W=11m 工事(2国)L=310m、W=11m 駒里柏台線外1舗装補修事業 実施設計L=700m	26,994 7,122	26,994 4,273
R 5	千歳市	C経路舗装補修事業 工事(2国)L=310m、W=11m、工事L=26m、W=11m 実施設計L=430m 駒里柏台線外1舗装補修事業 工事L=737m、W=5.5m	34,899 26,457	34,899 15,873
R 6	千歳市	C経路舗装補修事業 工事(2国)L=165m、W=11m、実施設計N=2橋 駒里柏台線外1舗装補修事業 実施設計L=800m、W=5.5m	14,750 9,099	14,750 5,459

(11) 防音事業関連維持費助成事業

(単位：千円)

年度	対象施設	事業費	補助金
S50	千歳小学校 外15施設	14,784	7,096
S51	千歳小学校 外19施設	16,232	5,666
S53	千歳小学校 外21施設	22,769	7,575
S54	千歳小学校 外21施設 青葉幼稚園	24,080 269	7,951 85
S55	千歳小学校 外22施設 私立幼稚園等2施設	33,470 797	10,214 199
S56	千歳小学校 外22施設 私立幼稚園等3施設	38,756 652	12,172 432
S57	千歳小学校 外23施設 私立幼稚園等4施設	44,464 813	12,374 524
S58	千歳小学校 外24施設 私立幼稚園等5施設	45,463 924	13,683 587
S59	千歳小学校 外25施設 私立幼稚園等5施設	55,776 986	14,652 621
S60	千歳小学校 外25施設 私立幼稚園等5施設	56,669 954	14,618 611
S61	千歳小学校 外25施設 私立幼稚園等6施設	54,995 1,263	14,183 814
S62	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等6施設	57,906 1,202	14,648 763
S63	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等7施設	56,529 1,421	14,081 861
H 1	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等7施設	54,875 1,439	13,987 861
H 2	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等7施設	52,007 1,446	12,906 824
H 3	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等7施設	55,556 1,534	13,507 790
H 4	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等6施設	18,521 954	12,234 614
H 5	千歳小学校 外26施設 私立幼稚園等7施設	17,562 1,388	11,599 875
H 6	千歳小学校 外27施設 私立幼稚園等7施設	19,186 1,376	12,543 892
H 7	千歳小学校 外27施設 私立幼稚園等7施設	19,548 1,354	12,536 858
H 8	千歳小学校 外27施設 私立幼稚園等7施設	19,284 1,262	12,211 818
H 9	千歳小学校 外28施設 私立幼稚園等7施設	21,369 1,485	14,121 947
H10	千歳小学校 外28施設 私立幼稚園等7施設	19,178 1,455	12,640 938
H11	千歳小学校 外28施設 私立幼稚園等7施設	20,639 1,488	13,494 961
H12	千歳小学校 外28施設 私立幼稚園等7施設	21,286 1,470	14,027 945
H13	千歳小学校 外28施設 私立幼稚園等7施設	21,126 1,458	13,968 944
H14	千歳小学校 外27施設	20,545	13,499
H15	千歳小学校 外27施設	20,000	13,211
H16	千歳小学校 外27施設	20,033	13,235
H17	千歳小学校 外26施設	16,940	11,199
H18	千歳小学校 外26施設	18,628	12,029
H19	千歳中学校 外26施設	17,857	10,938
H20	千歳中学校 外24施設	18,249	11,260
H21	千歳中学校 外24施設	16,678	10,296
H22	千歳中学校 外24施設	17,288	10,656
H23	千歳中学校 外24施設	16,008	9,927
H24	千歳中学校 外23施設	16,156	9,657
H25	千歳中学校 外23施設	17,111	10,232
H26	千歳中学校 外22施設	16,597	10,273
H27	千歳中学校 外22施設	17,517	10,246
H28	千歳中学校 外22施設	16,478	9,389
H29	千歳中学校 外22施設	16,307	9,229

(「(11) 防音事業関連維持費助成事業」の続き)

年度	対象施設	事業費	補助金
H30	千歳中学校 外22施設	15,055	8,416
R 1	千歳中学校 外22施設	14,775	8,267
R 2	千歳中学校 外22施設	12,903	7,302
R 3	千歳中学校 外22施設	16,997	9,561
R 4	千歳中学校 外23施設	27,624	15,963
R 5	千歳中学校 外23施設	27,401	16,274
R 6	千歳中学校 外23施設	25,381	15,029

(H14以降、千歳市が事業主体となる事業を掲載)

(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業（防衛省所管）

特定防衛施設周辺整備調整交付金は、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律第9条に基づき、特定防衛施設が所在する特定防衛施設関連市町村に対して、公共用の施設の整備等を行うための費用として交付されるものです。

(単位：千円)

年度	事業名	事業費	交付金
S49	50年度へ繰り越し		17,663
S50	朝日町道路舗装(49年度繰越分)	17,736	17,663
	青葉丘1号道路外舗装	64,767	64,754
	51年度へ繰越		30,000
S51	塵芥収集車購入	8,200	8,200
	汚泥給排水車購入	5,300	5,300
	東6号道路外舗装	44,078	44,074
	青葉排水路	5,600	5,600
	末広東地区下水道	27,568	27,568
	南17号道路外舗装	42,634	42,633
	除雪車購入	24,490	24,490
	水槽車購入	12,000	12,000
	塵芥収集車購入	12,900	12,900
	街路樹植栽	1,414	1,414
	TV放送施設	580	580
	橋梁拡幅	3,797	3,797
	交通標識設置	1,316	1,316
	52年度へ繰越		7,000
S52	労働センター	59,422	57,000
	北進通外3歩道舗装	10,887	10,872
	日の出大踊外2歩道舗装	7,017	7,000
	南16号道路舗装	10,296	10,174
	交通安全教育施設	6,148	6,040
	南13号道路外13舗装	53,446	53,433
	南8線道路改良	30,789	30,753
	除雪車購入	7,500	7,500
	公衆便所設置	1,000	1,000
	研修センター食品庫	2,400	2,400
	市営プール更衣室増築	2,500	2,500
	給食運搬車購入	2,370	2,370
	街路樹植栽	2,750	2,749
S52	フェンス設置	527	527
	寿の家住吉会館	6,700	4,240
S53	30号道路外7舗装	43,870	43,870
	ショベルカー購入	14,400	14,400
	下水道(末広、新富、高台地区)	20,286	20,000
	交通安全教育施設	18,385	18,300
	街路樹植栽	10,300	10,300
	住吉南5号道路舗装	5,294	5,288
	東10号線外9改良	82,141	81,833
	塵芥収集車購入	11,430	11,400
	フェンス設置	1,436	1,400
	公衆便所設置	3,050	3,000
	道路標識設置	3,495	3,150
	寿の家錦町会館	8,085	5,000
S54	住吉通外9舗装	36,061	36,000
	32号通外4舗装	42,096	42,000
	下水道整備(北栄地区)	105,075	100,000
	住吉集会所	24,750	20,000
	仲の橋通外7舗装	42,299	42,000
	ごみ収集車購入	5,880	3,162
S55	下水道(新富地区)	105,560	100,000
	北新通舗装	35,600	35,600
	鉄北通外4舗装	63,760	63,760
	上長都橋架換(工事)	29,120	29,120
	上長都橋架換(実施設計)	4,600	4,600
	除雪車購入	8,550	8,000
	塵芥収集車購入	5,990	5,500
	福祉バス購入	5,880	5,000
	救急車購入	4,000	4,000
	環境測定車購入	1,475	1,274

(「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	交付金
S55	野犬掃討車購入	1,650	1,500
S56	仲の橋通外1舗装補修	30,200	30,200
	市場通外1舗装	30,439	30,300
	新富地区下水道	105,599	90,000
	塵芥収集車購入	6,528	5,682
	信濃地区下水道	126,968	110,000
	寿の家幌加会館	12,000	10,000
	道路パトロール車購入	2,490	2,490
	交通安全指導車購入	2,520	2,450
S57	寿の家東丘会館	14,200	10,000
	北斗1下水道	115,784	110,000
	北斗2下水道	39,881	36,000
	ひばりヶ丘下水道	114,491	104,000
	富士3下水道	24,886	21,000
	塵芥収集車購入	6,579	5,853
	塵芥収集車購入	10,279	10,000
	東千歳7-1新設	21,050	20,000
S58	東4線長都橋整備(工事)	40,400	40,400
	東4線長都橋整備(実施設計)	2,680	2,680
	川南通り外舗装補修	17,200	17,200
	東3線道路改良	20,480	19,720
	北斗4下水道	104,582	91,300
	北斗1・3下水道	108,672	90,500
	富士4下水道	53,469	43,200
	川南通り排水路	13,500	12,204
S59	北斗、富士舗装復旧	33,740	30,500
	富丘1下水道	27,854	25,000
	富士4、桂木下水道	84,544	62,400
	桂木3、住吉1、青葉3・5下水道	101,245	82,100
	市場通舗装	50,700	50,100
	東3線道路改良	15,400	15,000
	塵芥収集車購入	6,880	6,880
	根志越地区排水路	34,000	32,562
	新橋通舗装	5,800	4,900
S60	東3線道路改良	6,100	6,000
	南13号道路舗装	34,600	33,800
	東4線道路照明灯設置	12,500	10,500
	塵芥収集車購入	14,000	13,800
	東6線道路舗装	14,800	14,390
	青葉6下水道	34,761	29,000
	日の出丘下水道	46,416	44,500
	桂木5・6下水道	80,349	72,000
	住吉3・5下水道	26,847	20,000
	塵芥収集車購入	15,100	14,680
	住吉5、青葉2・3、東郊1下水道	44,598	41,500
	根志越地区排水路	11,300	11,000
	工業団地緩衝緑地整備	9,040	8,320
S61	除雪車購入	22,895	22,895
	救急車購入	6,099	6,000
	東10線道路舗装	24,100	23,500
	東11線道路舗装(改良)	12,300	11,800
	32号通外1舗装	35,500	35,000
	末広大通照明灯設置	8,200	7,800
	南11号道路舗装	8,300	7,900
	住吉5下水道	31,331	28,000
	日の出5その1外5下水道	187,657	175,000
	青葉5下水道	2,930	1,902
	給食運搬車購入	2,185	2,170
S62	塵芥収集車購入	15,100	15,000
	東11線道路舗装	21,600	21,400
	除雪車購入	9,745	9,745
	青葉5外2下水道	25,888	23,000
	住吉5下水道	31,188	28,000
	青葉6下水道	24,198	22,000
	自由ヶ丘1・2下水道	31,080	27,000
	自由ヶ丘4・5下水道	30,870	26,000
	桜木5下水道	22,130	19,000
	自由ヶ丘2下水道	28,820	25,700

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

(「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	交付金
S62	自由ヶ丘3下水道	33,170	29,400
	自由ヶ丘3外2下水道	28,070	24,400
	桜木1外1下水道	20,860	18,300
	給食運搬車購入	2,140	2,140
	桜木4下水道	35,660	31,667
S63	東11線道路舗装	5,500	5,400
	塵芥収集車購入	7,800	7,700
	自由ヶ丘3・4下水道	14,710	13,000
	自由ヶ丘3・6下水道	14,750	13,000
	自由ヶ丘6下水道	15,770	14,000
	桜木1・4・5下水道	11,240	10,000
	長都駅前下水道その1	30,910	28,000
	梅ヶ丘1下水道その1	12,080	10,400
	梅ヶ丘1下水道その2	10,140	9,300
	長都駅前下水道その2	23,090	20,200
	長都駅前下水道その3	18,460	17,000
	長都駅前下水道その4	19,160	17,100
	寿1・2下水道	14,290	13,100
	弥生2下水道	29,010	26,200
	寿2下水道	24,070	21,700
	寿3下水道	25,120	22,300
	東郊1下水道	10,586	9,500
	梅ヶ丘1下水道その3	14,010	12,500
	梅ヶ丘2・3、弥生2下水道	16,050	13,500
	弥生1、寿1下水道	16,550	13,000
	弥生1下水道	14,340	13,500
	環境パトロール車購入	2,378	2,200
	消防広報車購入	2,134	2,000
	給食運搬車購入	4,580	4,560
	寿2下水道その2	6,460	4,151
H1	公園通歩道舗装 (L=751.0m、W=3.0m)	11,845	11,330
	除雪車購入 (ロータリー除雪車1台)	11,093	10,000
	東13号道路舗装 (L=304.8m、W=6.0m)	30,179	21,000
	下水道整備 (管渠布設工事: 梅ヶ丘L=680.5m、寿L=1,699.43m、弥生L=1,339.89m、旭ヶ丘L=4,490.67m)	310,168	271,738
	美々貝塚外溝 (石粉舗装、階段工等)	10,146	10,000
H2	下水道整備 (管渠布設工事: 弥生・寿L=2,956.88m、旭ヶ丘・日の出L=2,026.87m、梅ヶ丘L=484.12m、豊里L=1,503.30m)	296,631	266,347
	東13号道路舗装 (L=304.8m、W=15.0m、植栽540本)	42,075	41,000
	除雪車購入 (小型ロータリー車1台)	1,627	1,500
	塵芥収集車購入 (7°スローター車2台)	16,541	16,500
H3	塵芥収集車購入 (7°スローター車2台)	17,534	17,200
	川南通・仲の橋通歩道改修 (仲の橋通L=462.7m、W=3.0m、川南通L=149.14m、W=3.0m)	17,973	17,000
	33号大通・東7号道路街路灯設置 (照明30灯)	11,742	11,000
	除雪車購入 (小型ロータリー車1台)	6,471	5,800
	環境測定車購入 (1台)	5,415	5,000
	下水道整備 (管渠布設工事: 旭ヶ丘L=275.07m、青葉L=234.94m、豊里L=2,596.75m)	296,633	264,198
	春日公園公衆便所設置	38,625	4,000
H4	塵芥収集車購入 (7°スローター車2台)	17,893	17,400
	除雪車購入 (小型ロータリー車1台)	10,856	10,000
	川南通歩道改修 (L=494.0m、W=3.0m、照明12灯)	25,207	20,000
	南3号道路舗装 (舗装:L=183.45m、W=6.0m、歩道造成:L=690.9m、W=2.0m 照明18灯)	51,294	47,518
	南2号道路舗装 (舗装:L=179.2m、W=6.0m、歩道造成:L=332.6m、W=3.5m 照明5灯 植栽423本)	38,213	35,440
	末広高台通り道路改修 (歩道インターロッキング A=836.0㎡、車道ロートヒートンク L=55.0m、W=6.0m)	34,711	33,000
	救急車購入 (1台)	29,046	15,000
	市内公園公衆便所設置 (希望公園他8箇所)	22,526	22,000
	青葉スポーツ広場 (ソフトボール場整備、フェンス工等)	23,845	23,076
	下水道整備事業 (豊里: 管渠布設工事L=1,830.32m)	171,865	155,000
H5	交通安全指導車購入 (1台)	2,727	2,700
	北桜ミゼン駐車場舗装整備 (1,088㎡)	11,794	11,000
	交通安全教育施設教材保管施設設置	10,712	10,000
	塵芥収集車購入 (7°スローター車2台)	19,305	18,700
	小動物焼却施設設置	13,390	12,500

(「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	交付金
H5	千歳市末広霊園休憩所設置 富丘3下水道(管渠布設工事L=787.45m) 道路維持管理車購入(小型ロータリー車1台、草刈装置1台) 東10線道路舗装(改良:L=491.46m、W=5.5m、舗装:L=553.10m、W=5.5~8.0m) 東4線道路舗装(L=569.69m、W=5.5m) 市内公園公衆便所設置(あすなろ公園他4箇所) 道路パトロール車購入(1台) 川南通歩道改修(インターロッキングL=466.0m、W=3.0m、照明11灯) 消防用指揮本部車購入(1台) 青葉スポーツ広場整備(グラント舗装、駐車場整備等) 市営青葉プール便所設置 移動図書館車購入(1台) リフト付きワゴン車購入(1台) 緊急通報パトロール機購入	2,060 46,783 16,027 105,853 43,672 12,226 3,039 29,458 33,547 19,570 16,583 11,289 4,079 7,414	1,800 40,000 15,230 98,348 41,856 10,000 2,800 28,000 30,000 19,000 15,500 10,299 3,900 7,000
H6	住吉グラント整備(フェンス設置等) 千歳公民館長都開拓分館設置 千歳中学校昇降機設置(間接油圧式車椅子用エレベーター) 市内公園公衆便所設置(長都4号公園他6箇所) 富丘3下水道(管渠布設工事L=683.97m) 東10線道路舗装(改良:L=715.4m、W=5.5m、舗装:L=567.41m、W=5.5m) 川南通歩道改修(インターロッキング舗装L=148.99m、W=3.0m×2、照明5灯) 救急車購入(準高規格救急車1台) 除雪車購入(小型ロータリー車1台) 塵芥収集車購入(フレックスローダー車2台)	42,230 29,956 49,337 22,794 38,934 127,092 29,613 29,613 12,463 20,748	42,000 23,000 46,000 22,000 36,000 120,842 28,000 29,000 11,890 20,000
H7	住吉グラント整備(グラント舗装A=7,550㎡、透水コンクリート管L=972m) 千歳市民文化センター昇降機設置(交流中速度エレベーター増設1基) 参拝者休憩施設設置 破碎処理場増築整備 市内公園公衆便所設置(長都3号公園他8箇所) 東10線道路舗装(車道:L=715.4m、W=5.5m、歩道:L=1,226.92m、W=2.5~3.5m) 駒里祝梅線舗装(改良L=925.0m、W=5.5m) 公園通及び仲の橋通歩道改修(公園通り:照明26灯、仲の橋通り:タイル舗装L=50m、W=3.0m、照明4灯) 市街地中心街路歩道改修 除雪車購入(小型ロータリー車1台) 塵芥収集車購入(フレックスローダー車1台)	15,965 26,780 81,739 43,950 34,711 85,786 59,297 41,612 6,901 11,845 10,993	15,000 25,500 80,000 42,000 33,000 79,600 55,828 39,774 6,226 11,000 10,400
H8	環境衛生対策車購入(1台) 塵芥収集車購入(フレックスローダー車1台) 除雪車購入(小型ロータリー車2台) 公園通歩道改修(L=250m、W=3.0×2、照明6灯) 東10線道路整備(車道:L=397.0m、W=5.5m、歩道:L=548.11m、W=2.5m) 駒里祝梅線舗装(改良:L=181.4m、W=5.5m、舗装:L=996.4m、W=5.5m) 美々公園歩道橋整備 市内公園公衆便所設置(すずめ公園他7箇所) 千歳市葬斎場整備	2,736 11,412 25,122 41,561 53,869 41,538 69,010 34,814 483,379	2,500 11,000 23,000 40,000 49,000 37,000 63,000 33,000 153,370
H9	塵芥収集車購入(フレックスローダー1台) 除雪車購入(小型ロータリー車1台) 公園通及び新橋通歩道改修(公園通り:インターロッキング舗装L=250m、W=3.0m×2、新橋通り:街路灯4灯) 東10線道路舗装(L=108.0m、W=5.5m) 駒里祝梅線舗装(L=250.0m、W=5.5m) 美々公園歩道橋整備(上部工:L=54m、W=2.5m、歩行者用取付道路:L=268m、W=2.5m) 市内公園公衆便所設置(うぐいす公園他2箇所)	11,900 17,955 46,410 12,905 15,750 69,930 735,437	11,000 16,300 44,600 12,000 14,000 63,000 231,188
H10	農業用排水路清掃車両購入(パワショベル1台) 焼却場CO濃度計購入(2台) 祝梅排水路調査設計 祝梅排水路整備(函渠工2基 河道掘削工 L=100.0m) 青葉水泳プール簡易温水化 除雪車購入(小型ロータリー車3台) サモロト照明灯設置(26灯)	13,440 6,678 3,885 179,981 50,505 32,886 18,270	12,500 6,400 3,000 168,000 48,500 32,300 17,100

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

(「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	交付金
H10	市内公園公衆便所設置(長都2号公園他8箇所) 東10線道路舗装(L=100.0m、W=5.5m) 駒里祝梅線舗装(L=207.15m、W=5.5m) 公園通及び新橋通歩道改修(L=288.0m、W=6.0m)	50,400 13,965 18,900 43,008	46,032 12,000 18,000 41,300
H11	祝梅排水路埋文調査 祝梅排水路調査設計 祝梅排水路整備(河道掘削工 L=381.4m) 市内公園設計整備 市内公園施設整備(あずさ1号公園、あずさ2号公園、つばさ公園、コオロギ公園、北信濃地区ハークス球場) 北信濃スポーツコート整備 青葉多目的広場管理棟建設(管理棟、器具保管庫) 除雪車ほか購入(小型ロータリー車1台、凍結防止薬剤散布車1台) 市内公園公衆便所設置(さくらぎ1号公園他7箇所) 東10線道路改良舗装(L=330.0m、W=5.5m) 新橋通改良舗装(歩道インガブロック舗装 L=300.0m、W=4.0m) 南2号道路改良	39,746 8,642 95,221 9,450 89,250 18,690 32,340 31,017 35,490 35,490 41,822 7,550	37,000 7,900 93,400 8,500 84,200 16,700 30,300 31,000 34,625 34,000 41,500 7,500
H12	除雪車購入(小型ロータリー車:増車2台、更新1台) 千歳チャミグロード整備(南2号舗装L=325.0m、W=6.0m、照明30灯) 学校水泳プール温水化整備事業(長都小水泳プール、東小水泳プール) 青空公園スケート場製氷車購入 市内公園整備(北信濃地区:敷地造成工A=980㎡等) 祝梅川河川整備(河道掘削工L=127.6m、護岸工L=82.0m) 再資源化施設備品購入(フォークリフト1台、ショベルローダー1台、搭乗式清掃機1台)	38,892 67,405 124,593 9,975 27,300 158,828 16,760	35,200 63,740 116,123 8,977 26,400 153,245 16,760
H13	緊急システムセンター機更新(受信センター設備一式) 除雪車購入(大型ロータリー車1台、小型ロータリー車1台) スタッドレスタイヤ対策 30号中通外2改良(実施設計) 千歳チャミグロード整備(東2号4号) 祝梅川河川整備 市内公園整備(北信濃地区敷地造成工A=2,900㎡等) 市内公園トイレ整備(あけぼの公園、セミ公園、アトボン公園)	5,128 61,320 5,460 151,409 31,954 154,113 29,085 12,810	4,500 56,150 5,000 150,000 30,000 152,300 27,600 12,500
H14	除雪車(100PS級1台) 千歳チャミグロード整備(東1号) スタッドレスタイヤ対策 祝梅川河川整備 市内公園整備(勇舞1号公園、あずさ3号公園他1箇所) 30号中通り舗装(L=457.4m、W=16.0m) 大型掘削機(ハークスショベル1台) 青空公園トイレ 公園トイレ(信濃草笛公園) 耐震性貯水槽(新設1箇所)	14,259 48,257 5,932 196,750 63,123 99,225 13,009 19,950 4,129 8,540	12,800 46,500 5,300 182,500 60,899 95,200 12,350 18,600 3,835 7,500
H15	千歳チャミグロード整備(東4号、東1号) スタッドレスタイヤ対策(定置式凍結防止剤自動散布装置) 祝梅川河川整備 市内公園整備(勇舞1号公園、あずさ3号公園他14箇所) 30号中通り舗装(30号中通L=322.0m、W=16.0m、9線通L=74.0m、W=14.0m) 市道整備事業(工事L=1,758.4m、W=5.0~10.9m) 公園トイレ(流通2号緑地、若草ヒツジ公園) 学校水泳プール更新(日の出小)	44,293 5,722 69,157 47,544 90,300 173,701 8,977 35,905	41,900 4,950 64,400 44,046 89,100 161,200 8,500 34,100
H16	破碎処理施設重機整備事業(ショベルローダー1台) 市道整備事業(工事L=2,813.1m、5.4~9.1m) 祝梅川河川整備事業 市内公園整備事業(真町公園、花園公園他13箇所) 公園トイレ整備事業(里美コア公園) 水槽付消防ポンプ車購入事業	10,479 227,902 105,000 101,423 4,200 40,742	10,000 219,089 100,800 97,000 4,000 37,500
H17	市道整備事業(工事L=2,377.8m、W=7.3~10.0m) C経路緑地整備事業(実施設計、用地購入) 市内公園整備事業(ミツバチ公園、しなの第2公園他5箇所) 公園トイレ整備事業(富士3号公園、遺跡公園) 教育用コンピュータ整備事業(千歳中、青葉中) 陸上競技場走路整備事業	235,626 118,367 98,333 9,691 13,096 39,049	203,000 117,600 97,400 9,500 9,111 38,500
H18	ロータリー除雪車購入事業(250PS級) 市道整備事業(工事L=1,701m、W=7.3~9.1m) チャミグロード整備事業(東3号測量調査設計)	29,329 232,654 3,840	25,000 151,300 3,800

(「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	交付金
H18	C経路緑地整備事業(敷地造成、施設整備)	147,917	142,720
	市内公園整備事業(しんとみ公園、桜木4号公園他4箇所)	93,049	83,252
	公園トイレ整備事業(桂木5号公園)	5,229	4,000
	教育用コンピュータ整備事業(北進中、東千歳中、真町中、富丘中他3校)	31,485	31,000
	向陽台公園庭球場整備事業	42,115	36,800
H19	除雪車両等購入事業(ローリー除雪車1台)	6,019	5,300
	市道整備事業(工事L=1,682m、W=6.0~11.0m)	246,996	155,500
	チャージングロード整備事業(東3号工事L=390m、W=5.5m+2.75m×2)	79,243	72,000
	C経路緑地整備事業(敷地造成、施設整備)	40,950	39,600
	市内公園整備事業(勇舞2号公園、シマウ公園、青葉公園)	93,238	32,700
	公園トイレ整備事業(里美村公園)	4,368	4,200
	教育用コンピュータ整備事業(千歳小、北栄小、末広小、緑小他11校)	85,923	68,569
	市民球場整備事業(フェンス、看板設置、観覧席改)	83,874	79,000
	救助工作車購入事業	77,720	70,000
	陸上競技場写真判定装置更新事業	9,786	7,500
	スポーツセンター非常照明用蓄電池更新事業	11,760	11,600
H20	第3埋立処分地監視設備設置事業(監視カメラ2台、モニター1台、屋外スピーカー2台)	15,960	13,300
	公園トイレ整備事業(ハルニレ公園)	5,040	4,500
	移動図書館車更新事業	17,340	14,000
	市道整備事業(工事L=2,018m、W=7.3~9.1m)	325,731	180,000
	農業用掘削機更新事業	14,127	11,700
	市内公園整備事業(青葉公園、豊里くるみ公園、長都4号公園、新星公園)	42,899	40,000
	C経路緑地整備事業(用地購入、実施設計委託)	241,436	237,767
	青葉球場整備事業	20,727	13,000
H21	図書館冷暖房設備更新事業(空調設備工事実施設計、冷暖房設備工事)	80,934	77,700
	除雪車両等購入事業(ローリー除雪車2台、除雪トラック1台)	52,020	51,000
	市道整備事業(工事L=1,887m、W=6.0~8.0m)	220,486	218,000
	C経路緑地整備事業(みどり台緑地:整備工事、用地購入)	58,828	57,900
	市内公園整備事業(ナール公園、北斗すみれ公園他15箇所)	81,095	77,773
	しゅくぶ公園庭球場整備事業	29,925	29,000
	緊急通報システムセンター機更新事業(情報処理装置一式、受信装置一式、無停電電源装置一式)	2,658	2,300
	公園トイレ整備事業(青葉公園ビッケンク広場)	6,226	6,100
H22	除雪車両等購入事業(除雪ショベルロードザ13t級2台)	27,720	27,300
	市道整備事業(工事L=2,611m、W=6.0~8.5m)	268,184	249,200
	千歳駅周辺交通ハリアフリー地区整備事業	4,326	4,300
	C経路緑地整備事業(みどり台緑地:施設整備、用地購入)	90,818	88,700
	市内公園整備事業(勇舞3号公園、桂木5号公園、向陽台公園、ハヤサ公園、とみおか4号公園、桂木1号公園、せせらぎさわやか公園)	65,301	60,100
	医療機器整備事業(磁気共鳴断層撮影装置一式)	177,562	126,000
	小中学校机・椅子購入事業(机(新JIS規格)4,020台、椅子(新JIS規格)4,020脚)	48,035	37,872
	小中学校書架購入事業(93台)	11,871	6,544
	市民文化センター備品整備事業(MDレコーダー、メモリーレコーダー、ワイヤレスアンテナ、マイク、展示用パネル等)	4,665	4,000
H23	除雪車両等購入事業(ローリー除雪車2台、手押しローリー除雪機2台)	29,108	28,600
	市道整備事業(工事L=1,874m、W=6.0~10.0m)	200,008	196,000
	千歳駅周辺交通ハリアフリー地区整備事業(工事L=143m、W=9.0m+6.0m)	28,938	26,100
	道路舗装補修事業(路面性状調査L=43.9km)	5,460	5,300
	千歳駅連絡通路エスカレーター修繕事業	1,775	1,700
	C経路緑地整備事業(みどり台緑地:施設整備)	51,240	51,200
	市内公園整備事業(スズラン公園、白樺公園、太陽公園、白樺パンドラ公園、里美ターザン公園、若草ゴリラ公園、青葉公園)	65,111	64,500
	公園トイレ整備事業(トイレ設置1基:青葉球場駐車場横)	14,312	14,300
	青葉公園庭球場改修事業(テニスコート休憩所建設工事)	17,168	17,000
	総合武道館柔道用畳改修事業	5,844	3,500
	小学校高圧受変電設備更新事業(千歳小)	4,442	3,081
	中学校高圧受変電設備更新事業(向陽台中)	5,218	3,619
	消防車両等更新事業(化学消防ポンプ自動車更新1台)	80,588	79,830
	陽圧式化学防護服更新事業(5着)	3,213	2,100

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き

年度	事業名	事業費	交付金
H23	被服・消防備品購入(人名救助用資器材1式)	554	400
	公設地方卸売市場電力設備更新事業	8,915	5,500
	中学校パソコン教室用パーソナルコンピュータ整備事業(勇舞中)	8,331	7,650
	市民ギャラリー設備改修事業(避難器具等備品購入、非常灯バッテリー交換修繕)	1,491	1,200
	葬斎場改修事業(火葬炉修繕、自動ドア部品交換修繕等)	14,212	11,808
	こども通園センター給食調理用機器等更新事業	1,365	900
	はしご付消防自動車整備事業(基金積立)	50,000	50,000
	千歳市民文化センター音響・照明設備整備事業(基金積立)	290,000	290,000
H24	除雪車両等購入事業(手押しロータリ除雪機 22PS 2台)	3,612	3,600
	防雪柵整備事業(南26号道路L=122.5m)	22,573	22,300
	市道整備事業(工事L=1,309m、W=8.0~11.0m)	168,854	157,200
	千歳駅周辺交通パリアフリー地区整備事業(工事L=210m、W=9.0m+6.0m)	39,491	36,850
	道路舗装補修事業(幹線道路補修L=587m)	15,719	15,700
	市道ロードヒーティング設備修繕事業(高台ロードヒーティングガスメイラーの修繕)	5,859	4,900
	C経路緑地整備事業(実施設計委託、用地購入)	33,643	33,630
	市内公園整備事業(工事:ちようちよう公園、北斗3号公園、桜ヶ丘公園、とみおか公園、むつみ公園、長都3号公園、新富おおぞら公園/実施設計委託:とみおか2号公園)	56,326	51,370
	住吉ソフボール場改修事業(タックアウト設置4基)	11,834	9,100
	北栄プール上屋シート更新事業(上屋シート1式)	4,473	3,200
	被服・消防備品購入(山岳・水難活動装備ほか1式)	2,211	1,410
	花園地区コミュニティセンター整備事業(外構整備工事、備品購入:折りたたみテーブル等)	38,463	36,900
	中学校パソコン教室用パーソナルコンピュータ整備事業(千歳中、青葉中)	15,362	15,300
	小学校備品等整備事業(机・椅子(新JIS規格)購入 1,247セット:信濃小、千歳第二小、祝梅小、向陽台小、泉沢小)	14,907	11,620
	中学校備品等整備事業(机・椅子(新JIS規格)購入 862セット:千歳中、北斗中、向陽台中)	10,300	7,483
	特別支援学級設置事業(間仕切壁設置工事、備品購入:祝梅小、富丘中、向陽台中)	11,735	10,500
	焼却処理施設外壁改修事業	5,135	4,800
	葬斎場改修事業(火葬炉台車修繕2台)	593	479
	こども通園センター等備品整備事業(こども通園センター:ガスレンジ1台/障害児相談支援事業所:モノコレザーフリンタ1台、テーブル・椅子等1式、和什ボート1台)	791	520
	災害応急対策用品等整備事業(発電機付投光器、フェンソー、携帯拡声器1式)	1,963	1,450
	埋蔵文化財センター屋上防水改修事業	13,524	11,130
	総合武道館改修事業(バレーボール床修繕)	2,730	2,340
	はしご付消防自動車整備事業(基金積立)	132,000	132,000
	小中学校パソコン教室用パーソナルコンピュータ等整備事業(基金積立)	110,000	110,000
	千歳市民文化センター音響・照明設備整備事業(基金積立)	130,000	130,000
H25	市道整備事業(工事L=1,568m、W=5.5~11.0m)	170,853	165,161
	道路舗装補修事業(幹線道路補修L=1,030m)	30,347	28,620
	千歳駅周辺交通パリアフリー地区整備事業(測量調査・実施設計委託)	3,581	3,200
	防雪柵整備事業(南26号道路L=126m)	22,260	21,600
	道路パトロール車購入事業(1台)	2,813	2,800
	除雪車両等購入事業(ロータリ除雪車 1.3m/700t 2台、手押しロータリ除雪機 22PS 2台)	29,127	29,100
	スクールゾーン標識看板設置事業(10箇所)	1,265	1,000
	市民スキー場スノーモビル購入事業(一式)	1,386	1,380
	スポーツセンターリニューアル事業(備品購入:トレーニングマシン、遮光カーテン等)	21,167	20,475
	C経路緑地整備事業(緑地・施設整備工事)	38,388	37,200
	千歳川河川緑地整備事業(河川緑地工事)	6,720	5,900
	市内公園整備事業(工事:豊里ハスカップ公園、すみよし2号公園、栄町公園、つばさ公園外1、桜ヶ丘公園、とみおか2号公園、稲穂公園、白樺らいおん公園外1/トイレ改修:向陽台公園等/実施設計委託:青葉公園)	102,979	94,800
	小学校大規模改修事業(工事:祝梅小、千歳小、桜木小、向陽台小)	87,728	81,000
	中学校大規模改修事業(工事:青葉中)	26,513	25,400
	集会所改修事業(泉郷集会所:実施設計・耐震診断等委託)	1,764	1,500

(「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	交付金
H25	コミュニティセンター施設整備事業(中央コン備品購入:会議用テーブル等)	2,057	1,700
	給食センター施設整備事業(蒸気式攪拌装置付回転釜 3台、保温食缶 800個)	54,578	51,050
	長都開拓分館改修事業(工事:長都開拓分館)	3,538	3,330
	小中学校ICT機器等整備事業(小中学校備品購入:電子黒板、実物投影機等/小学校:8校、中学校:4)	81,912	61,241
	小中学校パソコン教室用パソコン用モニター等整備事業(基金積立)	20,000	20,000
	防犯灯LED化促進事業(町内会等防犯灯設置工事費交付金:町内会等 88団体/新規 66灯、更新 904灯)	63,639	56,860
	消防車両等更新事業(水槽付消防ポンプ自動車更新 1台)	54,317	52,250
	被服・消防備品購入(消防車両整備用、消防活動用等)	2,196	1,400
	はしご付消防自動車整備事業(基金積立)	32,000	32,000
	共同受信施設設置事業(テレビ 共同受信施設修繕)	2,803	2,680
	葬斎場改修事業(火葬炉改修修繕等)	4,882	4,880
	中学校運営管理業務(AED購入)	1,258	1,200
	災害応急対策用品等整備事業(救助工具等:移動式ストーブ 25台等、/非常用食料品等:長期保存非常食 3,600食等)	3,212	3,176
	青少年会館改修事業(屋根・鉄骨梁修繕)	1,050	1,050
	農業用大型掘削機購入事業(コンボハートショベル 1台)	22,699	16,000
	千歳市民文化センター音響・照明設備整備事業(基金積立)	20,000	20,000
H26	医療機器購入事業(千歳小学校 外16施設 AED17台)	1,414	1,400
	情報提供施設整備事業(多目的メッセージ表示機器等一式)	29,288	28,596
	スクールゾーン標識設置事業(12箇所)	1,771	1,600
	共同受信装置維持・運営(テレビ 共同受信施設修繕)	2,069	2,030
	集会所改修事業(泉郷集会所:改修工事)	36,105	32,000
	コミュニティセンター施設整備事業(千歳コン備品購入:会議用テーブル)	864	600
	葬斎場改修事業(火葬台車耐火物打替等)	8,230	8,200
	農民研修センター改修事業(実施設計)	2,462	2,000
	千歳川河川緑地改修事業(照明灯、休憩施設設置)	51,462	51,300
	防犯灯LED化促進事業(町内会等防犯灯設置工事費交付金:町内会等 99団体/新規 60灯、更新 1,339灯)	77,158	77,158
	防雪柵整備事業(南26号道路L=108.5m)	20,066	20,000
	市道整備事業(用地購入、工事 L=1,034m、W=5.5m~6.0m)	101,433	99,500
	千歳駅周辺交通ハリアフリー地区整備事業(工事L=140m、W=4.0m×2)	41,170	37,900
	道路舗装補修事業(幹線道路補修L=650m)	22,324	22,310
	図書館備品購入(ライブラリーカート等)	524	400
	総合武道館改修事業(工事:屋根改修)	35,208	34,400
	市営牧場用機械購入事業(トラクター1台)	7,560	7,500
	排水路用草刈機購入事業(草刈機1台)	2,527	2,000
	市内公園整備事業(工事:勇舞さわやか公園、青葉公園、桂木5号公園北斗の丸公園、北栄1号公園)	103,831	99,600
	消防備品購入事業(山岳救助用装備品、水難救助用装備品等)	731	500
	災害応急対策用品等整備事業(発電機付投光機9台、災害時用毛布1,300枚等)	7,470	6,000
	消防車輛等更新事業(指揮車更新 1台)	12,096	12,090
	小中学校備品購入事業(除雪機、実習用テーブル等/小学校:4校、中学校:2校)	6,725	5,400
	小中学校ICT機器等整備事業(小中学校備品購入:電子黒板、実物投影機、無線ネットワーク機器等/小学校:8校、中学校:4校)	103,185	80,209
	小学校大規模改修事業(工事:北進小中、北栄小、末広小、信濃小)	66,797	63,500
	中学校大規模改修事業(工事:青葉中、千歳中)	96,940	89,080
	給食センター施設整備事業(蒸気式攪拌装置付回転釜 3台、食材運搬車15台等)	33,878	31,600
	スポーツ施設備品購入事業(市民球場スコアボード制御装置、光波距離測定装置、青葉陸上競技場備品等)	4,742	4,000
	学校水泳プール上屋シート整備事業(上屋シート購入:北斗プール、東プール)	8,694	7,500
H27	災害応急対策用品等整備事業(災害時用毛布2,000枚等、移動式石油ストーブ等)	4,288	3,800
	農民研修センター改修整備事業(建築・給排水設備・電気設備)	38,232	35,200
	農民研修センター備品整備事業(テーブル、イス等)	4,956	4,600
	医療機器購入事業(北新コン 外9施設 AED10台)	950	950
	葬斎場改修事業(台車受金物耐火物取替等)	8,424	7,200

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き

年度	事業名	事業費	交付金
H27	スケールン標識設置事業(19箇所)	2,449	2,000
	社会福祉施設冷房装置整備事業	8,197	8,000
	緊急通報システムセンター装置購入整備事業	3,715	2,600
	児童館備品購入整備事業(エンゼルチェア等)	4,035	3,200
	休日夜間急病センター(測量)整備事業	4,007	1,800
	休日夜間急病センター整備事業(基金積立)	97,000	97,000
	市営牧場用機械購入整備事業(サイロアンローダー・モーターコンベヤー等)	8,602	7,332
	総合武道館改修整備事業(工事:屋根改修)	31,309	30,000
	総合武道館放送設備購入整備事業	3,834	3,400
	末広プール改修整備事業(工事:上屋シート、鉄骨等)	42,120	40,400
	市民スキー場改修整備事業(工事:上水道管敷設)	3,186	2,300
	青空公園スケート場管理棟整備事業(工事:管理棟新設)	8,068	4,900
	市民球場改修整備事業(工事:土入替、フェンス前ラバー設置等)	6,610	6,300
	青葉公園サッカー場整備事業(工事:芝張替え、観客席設置)	32,000	30,500
	ふれあいセンター暖房機更新整備事業	4,860	4,100
	スポーツ施設備品購入整備事業(空手用デジタルタイマー等)	2,466	1,800
	道路舗装補修事業(幹線道路補修L=853m)	30,418	28,700
	協和幌加線防雪柵整備事業(実施設計)	3,618	3,600
	長都駅前広場整備事業(工事:施設改修)	11,524	10,700
	防犯灯LED化促進事業(基金造成)	85,000	85,000
	市道整備事業(工事:L=231.22m、W=6.0m)	65,686	64,600
	上長都南1号道路改良整備事業(調査、実施設計)	5,083	4,800
	千歳駅周辺交通ハリアフリー地区整備事業(鉄北通:工事L=180m、W=18m、仲の橋通:実施設計)	42,999	41,800
	市内公園整備事業(工事:青葉公園、タヌキ公園、向陽台公園)	65,524	63,700
	千歳川河川緑地改修事業(照明灯、休憩施設設置)	10,584	9,900
	小学校デジタル教科書購入整備事業	21,006	21,000
	小中学校備品購入整備事業(除雪機)	1,335	1,200
	小学校大規模改修事業(工事:向陽台小、緑小、日の出小)	138,799	128,772
	中学校大規模改修事業(工事:北斗中、向陽台中)	21,708	21,428
H28	葬斎場改修事業(3、4、5号炉改修、駐車場整備)	12,593	11,900
	焼却処理施設クレーン整備事業	44,572	42,342
	第2埋立処分地排水路整備事業	2,084	1,900
	防雪柵整備事業(協和幌加線 L=87m)	20,671	19,800
	市道整備事業(工事:L=393m、W=8.0~16.0m)	77,587	74,600
	千歳駅周辺交通ハリアフリー地区整備事業(工事:L=110.1m、W=16.0m)	26,827	25,000
	道路舗装補修事業(幹線道路補修 L=567m)	37,183	33,500
	道路ストック整備事業(工事:街路灯更新 33基)	22,561	20,200
	駅周辺LED照明整備事業(南千歳駅連絡通路95基)	4,644	4,050
	市内公園整備事業(工事:とみおか6号公園、里美サンプラザ公園、桜木2号公園、泉沢自然の森)	37,778	35,600
	防災行政無線デジタル化整備事業(基本設計)	5,828	5,800
	消防車両等更新事業	25,304	25,300
	中学校デジタル教科書購入	8,912	8,331
	小中学校デジタル機器購入(16校)	36,738	34,802
	小学校大規模改修事業(工事:高台小、東小)	104,209	100,100
	小中学校放送設備改修(工事:東小、北陽小、東千歳中)	20,304	19,700
	中学校大規模改修事業(委託:青葉中、工事:青葉中)	13,165	12,600
	公民館分館改修事業(工事:長都分館)	2,614	2,000
	埋蔵文化財センター外壁改修事業(工事)	5,303	4,900
	市民球場改修事業(放送設備更新)	2,074	2,000
	総合武道館改修事業(屋根改修、暖房機更新、トレッドミル購入)	32,095	30,500
	青葉球場改修事業(BS0表示器修繕)	2,052	1,900
	青葉陸上競技場改修事業(備品購入)	4,059	3,300
	青葉公園庭球場改修事業(工事:A、Bコート)	26,104	24,800
	温水プール改修事業(屋根防水)	27,551	27,500
	AED更新事業	3,378	2,040
	小中学校備品購入事業	2,494	2,166
	災害応急対策用品等整備事業	3,415	2,700
	防災学習交流施設改修事業	924	500
	長都駅前広場改修事業	2,117	2,115
	市民文化センター改修事業	17,496	15,220
	牧場(機械等)整備事業(ロータリーハロー1台)	1,256	1,006
	北陽プール改修事業(上屋シート更新)	4,417	3,060
	スタッドレス対策事業(凍結防止剤散布装置)	3,186	3,000
	防犯灯LED化促進事業(基金造成)	80,000	80,000
	千歳市休日夜間急病センター(基金造成)	101,774	101,774

(「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	交付金
H29	葬斎場改修事業(火葬炉修繕)	5,378	4,900
	休日夜間急病センター整備事業(AED外)	27,054	23,884
	牧場施設改修事業(サイロシュター、アンローター改修)	7,344	7,000
	武道館改修事業(真空式温水器更新)	9,828	9,000
	温水プール改修事業(ITV設備購入)	7,290	7,000
	青葉公園サッカー場改修事業(芝張替え)	34,052	31,900
	青葉公園庭球場改修事業(Gコート)	25,499	25,000
	北陽プール改修事業(塗装修繕)	3,280	2,900
	青葉陸上競技場改修事業(トラック整備)	78,083	77,514
	スタッドステイ対策事業(特殊舗装)	4,860	4,500
	防雪柵設置事業(協和幌加線)	15,034	13,670
	道路舗装補修事業(幹線道路L=621m)	30,121	28,170
	道路排水施設整備事業(排水ポンプ)	6,739	6,600
	駅周辺施設LED照明整備事業(千歳駅連絡通路、駐輪場照明)	11,988	11,100
	道路ストック整備事業(街路灯更新47基)	32,951	31,000
	長都駅前広場再整備事業(実施設計)	7,808	7,200
	千歳駅周辺交通バリアフリー地区整備事業(工事:仲の橋通 L=145.6m、バースシールド)	42,476	39,800
	市道整備事業(工事:L=296m、W=6m)	66,830	64,500
	市内公園整備事業(工事:里見ターザン、桜木1号、北信濃3号)	54,605	52,100
	千歳市グリーンベルト地下駐車場施設更新事業(エレベーター更新)	15,638	15,000
	消防車両等更新事業(支援車1台)	4,274	3,900
	空気呼吸器等更新整備事業(30組)	8,132	7,200
	小中学校ICT機器等整備事業(電子黒板外)	32,429	30,361
	小学校改修事業(工事:北栄小)	55,562	54,000
	小中学校放送設備改修(工事:駒里小中、支笏湖小、泉沢小)	24,127	23,000
	中学校改修事業(工事:千歳中)	49,194	44,930
	埋蔵文化財センター外壁改修事業	15,358	15,000
	休日夜間急病センター整備事業(基金造成)	5,200	5,200
	防犯灯LED化促進事業(基金造成)	93,224	93,224
	災害応急対策用品等整備事業(発電機付投光器等)	4,818	4,000
	防災学習交流施設改修事業(修繕)	1,827	1,430
	スポーツ施設備品整備(遠赤外線ストーブ)	2,570	2,500
	小中学校備品等購入(除雪機、書架)	3,543	2,881
	市民文化センター改修(舞台関係機材修繕)	15,053	12,500
	図書館改修事業(放送設備等更新等)	4,941	4,020
	半自動式除細動器更新事業	5,292	5,000
	公民館管理運営業務経費(備品購入)	3,706	2,180
	信濃プール改修事業(上屋シート購入)	4,768	3,700
	日の出プール改修事業(上屋シート購入)	4,558	3,700
	青葉陸上競技場改修事業(スニーカー更新)	2,030	1,400
	青葉陸上競技場改修事業(備品購入)	6,385	4,400
	牧場(機械等)整備事業費(ホイルローター)	8,597	8,000
H30	葬斎場改修事業(中央監視システム更新外)	13,217	12,152
	在宅福祉総合センター空調設備整備事業	2,970	2,231
	総合福祉センター非常用階段改修事業	21,366	20,600
	スポーツセンター汚水ポンプ更新事業	3,942	3,575
	青葉公園庭球場改修事業(E・F・Gコート)	35,532	35,000
	青葉陸上競技場改修事業(助走路舗装改修)	13,091	13,000
	若草公園野球場改修事業(グラウンド土入替外)	7,765	6,989
	駒里プール改修事業(プール槽修繕)	4,771	4,520
	市民スキー場改修事業(簡易リフト新設外)	26,395	25,330
	道路施設修繕事業(向陽台地区遊歩道外)	18,436	18,400
	長都駅前広場再整備事業(路盤改良・舗装)	65,567	59,599
	市道整備事業(工事:L=609.18m、W=6.0m~9.0m)	114,145	110,000
	東大通拡幅事業(工事:L=1,110m W=13.25m)	24,086	22,100
	千歳駅周辺交通バリアフリー地区整備事業(工事:仲の橋通 L=145.5m、w=15.0m)	43,049	38,200
	市内公園整備事業(工事:北信濃4号公園、加公園、富士1号 公園、桂木2号公園・青葉公園)	93,312	90,600
	半自動式除細動器更新事業	2,657	2,595
	高機能消防指令センター設備更新事業	100,440	99,847
	小中学校用コンピュータ教室用パソコン等整備事業	131,328	126,373
	中学校改修事業(工事:東千歳中)	42,671	40,000
	災害応急対策用品等整備事業(発電機付投光器等)	4,989	4,900
	防災学習交流施設修繕	777	720
	東雲会館・末広会館備品購入	3,548	3,482
	小学校備品購入(除雪機)	653	650

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

〔(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業〕の続き

年度	事業名	事業費	交付金
H30	市民文化センター改修(大ホール修繕)	16,967	14,800
	市民文化センター備品購入	2,931	2,692
	公民館長都分館備品購入	568	517
	駅周辺LED照明整備事業	2,160	2,100
	スポーツセンター備品購入	4,536	4,500
R1	AED(自動体外式除細動器)整備	1,320	1,300
	防犯灯LED化促進事業(基金造成)	10,181	10,181
	総合福祉センターインターホンの設備更新	2,627	2,365
	葬斎場改修事業	13,516	12,569
	市道整備事業(工事:富丘地区、新富地区、北斗地区、測量調査、実施設計)	170,665	164,925
	千歳駅周辺交通バリアフリー地区整備事業(仲の橋通舗装工事、千歳駅周辺交通バリアフリー地区実施設計)	47,784	44,100
	道路施設修繕事業(街路灯更新15基)	15,356	14,620
	長都駅前広場再整備事業(路盤改良、アスファルト舗装)	48,728	46,610
	市内公園整備事業(工事:富士2号公園、自由ヶ丘公園、北斗2号公園、北斗3号公園、春日2号公園)	75,625	72,987
	青葉公園整備事業	45,738	42,750
	林東公園整備事業	7,557	7,000
	災害応急対策用品等整備事業(発電機付投光機の購入)	418	331
	避難所非常用発電機等整備事業(ハイブリッド式発電機外の購入)	12,026	12,000
	高機能消防指令センター設備更新事業	1,620	1,542
	小学校運営管理業務経費(除雪機の購入)	661	573
	小中学校コンピュータ教室用パソコン等更新事業	125,092	125,000
	小学校トイレ更新整備事業	5,445	5,000
	小中学校改修(工事:末広小、北陽小、千歳中)	80,938	75,600
	公民館管理運営業務経費(会議用テーブルの購入)	2,504	2,361
	公民館分館管理運営業務経費(工事:千歳公民館協和分館)	1,443	1,408
	図書館施設管理事業(閲覧室用椅子の購入)	1,645	1,456
	市民文化センター施設管理事業(会議用テーブル外の購入、空調機器外修繕)	15,067	12,900
	市民文化センター施設更新事業	18,491	17,082
	給食栄養管理システム更新事業	4,763	4,554
	給食用牛乳保冷库整備事業	6,578	6,220
	給食衛生設備整備事業(モーターシンクの購入)	880	850
	スポーツ施設備品整備事業(芝生管理用機械外購入)	12,650	10,844
	温水プール施設管理事業(スポーツ施設備品の購入)	1,764	1,692
	青空公園サッカー場改修事業	5,346	4,950
	青葉陸上競技場改修事業	8,058	7,196
	北斗プール改修事業	4,180	3,801
	向陽台プール改修事業	6,490	5,841
R2	除雪機更新事業(市内小中学校ほか除雪機購入)	1,243	1,200
	防犯灯LED化促進事業(基金造成)	5,324	5,324
	環境保全測定機器整備事業(大気中SO2・SPM測定装置の購入)	6,622	6,224
	在宅福祉総合センター空調設備整備事業	8,884	7,722
	在宅福祉総合センター施設修繕事業	6,358	5,742
	総合福祉センター自動火災報知設備更新事業	5,019	4,639
	児童館改修事業(しなの児童館)	8,360	7,821
	葬斎場改修事業(真空式温水機更新修繕ほか)	19,434	17,697
	牧場(機械等)整備事業(千歳市営牧場リハーシブルハウスの購入)	1,430	1,300
	牧場施設改修事業(育成畜舎屋根外壁等修繕)	15,895	15,055
	市道整備事業(工事:新富地区・桂木地区・自由ヶ丘地区・富丘地区、測量調査、実施設計)	215,996	203,538
	東13号道路改良舗装工事(歩道W=2.5m、L=382.75m)	18,513	17,200
	街路灯更新工事(34基)	38,786	36,472
	景観計画策定業務事業	4,917	4,722
	市内公園整備事業(工事:北斗かおり公園・なかよし公園・信濃草笛公園・若草ヒツジ公園・静和公園・若草公園)	94,582	90,300
	青葉公園整備事業(工事:管理施設整備ほか)	9,119	8,800
	林東公園整備事業(実施設計)	9,790	9,700
	グリーンベルト地下駐車場施設更新事業(調査)	8,580	8,500
	グリーンベルト地下駐車場消防設備改修事業	6,149	6,029
	避難所非常用発電機等整備事業(ハイブリッド式発電機外の購入)	16,342	16,300
	高機能消防指令センター設備更新事業(指令サーバ更新)	3,190	2,918
	特別支援学級教室等改修事業(工事:信濃小学校・東小学校)	5,907	5,583

(「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	交付金
R2	小学校ビブア/更新整備事業(緑小学校・支笏湖小学校)	2,475	2,470
	ICT機器整備事業(小中学校電子黒板用コンピュータ等の購入)	24,717	24,700
	小学校デジタル教科書整備事業(市内小学校全17校 デジタル教科書一式)	24,698	23,218
	小中学校校内ネットワーク整備事業(北陽小学校・勇舞中学校 校内無線ネットワーク機器一式の購入)	19,305	19,300
	学習者用コンピュータ整備事業(学習者用コンピュータ北陽小・勇舞中の購入)	42,581	42,500
	中学校デジタル教科書整備事業(市内中学校全9校 デジタル教科書一式)	9,582	9,488
	小学校改修事業(工事:千歳第二小学校放送設備)	13,882	12,800
	中学校改修事業(工事:富丘中講堂・体育館)	61,963	61,743
	公民館分館管理運営業務経費(千歳公民館長都開拓分館修繕)	2,805	2,500
	市民文化センター・市民ギャラリー施設管理経費(空調自動制御機器・吊物ワイヤー・高圧区分閉器・加圧給水ユニット・制御盤)	12,904	12,400
	給食用牛乳保冷库整備事業(大型牛乳保冷库・小型冷蔵庫の購入)	6,640	6,600
	給食衛生設備整備事業(靴類殺菌保管庫の購入)	3,300	3,226
	給食用調理機器更新事業(移動式高速ミキサーの購入)	1,540	1,470
	給食用調理機器更新事業(さいの目切り機の購入)	4,510	3,300
	スポーツ施設備品整備事業(遠赤外線ヒーターの購入ほかの購入)	1,281	899
	上長都明星公園庭球場改修事業(工事:上長都明星公園テニスコート)	15,741	15,700
	青葉陸上競技場改修事業(障害物競走用固定障害物ほかの購入)	3,069	2,767
	温水プール改修事業(千歳市温水プール改修工事設計委託)	4,125	4,100
	信濃プール改修事業(真空式温水機)	4,400	4,009
	向陽台プール改修事業(真空式温水機)	4,389	3,200
	駒里プール改修事業(真空式温水機修繕・上屋シート一式の購入)	9,581	7,000
	高度医療機器等整備事業(血管造影撮影装置の購入)	100,000	70,000
R3	AED(自動体外式除細動器)整備事業	2,287	2,268
	防犯灯LED化促進事業(基金造成)	3,136	3,136
	市道整備事業(工事:北斗地区・新富地区・緑町地区・自由ヶ丘地区・富士地区・測量調査、実施設計)	202,378	189,668
	街路灯更新工事(25基)	28,259	27,384
	葬斎場改修事業(空調設備改修工事ほか)	35,596	32,593
	市内公園整備事業(工事:ひばりが丘3号公園・里美ターザン緑地・勇舞公園)	56,991	55,201
	青葉公園整備事業(工事:管理施設整備ほか)	9,988	9,960
	林東公園整備事業(工事:園路広場整備ほか)	19,360	19,000
	東13号道路歩道舗装工事(歩道L=382.71m)	23,738	23,400
	グリーンベルト地下駐車場施設更新事業(長寿命化計画策定)	6,237	6,230
	みどり台小学校建設事業(備品整備)	61,775	59,868
	小中学校改修事業(工事:千歳小、日の出小、北進小中、千歳中)	172,288	162,000
	市民文化センター・市民ギャラリー施設管理経費(空調自動制御機器・吊物ワイヤー交換)	7,081	6,375
	中学校ビブア/更新整備事業(東千歳中学校・向陽台中学校)	3,509	3,500
	温水プール改修事業(千歳市温水プール改修工事)	113,652	111,611
	在宅福祉総合センター施設修繕事業	3,766	3,760
	半自動式除細動器更新事業	2,761	2,686
	祝梅在宅福祉センター施設修繕事業	919	800
	スポーツ施設備品整備事業(棒高跳び用マットほかの購入)	4,516	4,400
	環境保全測定機器整備事業(大気中SO2・SPM測定装置ほかの購入)	24,737	23,369
	点字図書室等運営事業(点字プリンターの購入)	5,170	4,653
	牧場(機械等)整備事業(千歳市営牧場ジャイロテックの購入)	2,497	2,470
	市営・学校水泳プール改修事業(北陽・末広・青葉)	17,050	11,252
	体育施設備品整備事業(移動式バスケットゴールほか購入)	11,849	10,521
	自動心臓マッサージシステム整備事業	14,960	13,752
	高度医療機器等整備事業(デジタルX線TV装置ほかの購入)	45,500	40,000
R4	AED(自動体外式除細動器)整備事業	1,716	1,379
	防犯灯LED化促進事業(基金造成)	2,536	2,536
	街路灯LED化促進事業(基金造成)	194,936	194,936
	環境保全測定機器整備事業(大気中窒素酸化物測定装置の購入)	4,510	4,128
	在宅福祉総合センター施設修繕事業(ナースコールの購入)	473	470

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き

年度	事業名	事業費	交付金
R 4	児童館改修事業(床面張替修繕ほか)	2,592	2,514
	葬祭場改修事業(火葬炉修繕ほか)	30,521	28,262
	計量施設整備事業	2,948	2,560
	牧場(機械等)整備事業(千歳市営牧場トラクターの購入)	9,867	9,860
	牧場施設改修事業(千歳市営牧場防油堤増設)	1,254	1,180
	市道整備事業(工事:新富地区・桂木地区・自由ヶ丘地区・長都駅前地区・富士地区、測量調査、実施設計)	224,125	206,460
	千歳駅前周辺交通パブリックフリー地区整備事業(実施設計)	13,156	13,150
	道路施設修繕事業(街路灯更新)	14,512	14,390
	9線中通外1整備事業(実施設計)	480	410
	29号通整備事業(調査設計)	5,775	5,770
	市内公園整備事業(工事:里美公園・長都1号公園・ひばりが丘1号公園・しなの公園・流通団地公園外1)	62,216	60,100
	青葉公園整備事業(工事:園路広場整備ほか)	9,097	9,000
	林東公園整備事業(工事:園路広場整備ほか)	49,412	48,500
	グリーンベルト地下駐車場施設更新事業(粉末消火設備更新ほか)	19,008	17,932
	緊急通信指令施設管理業務(NET119緊急通報システム導入業務)	385	350
	小中学校改修事業(工事:信濃小、泉沢小、北栄小、祝梅小、北斗中)	150,896	145,457
	中学校ビル更新整備事業(北斗中)	1,980	1,900
	図書館施設管理事業(トイレ洋式化)	1,947	1,592
	市民文化センター施設管理事業(空調自動制御機器・吊物ワイヤー等交換)	7,673	6,895
	給食用調理機器更新事業(球根皮剥機購入)	2,343	2,150
R 5	つばさ公園庭球場改修事業(工事)	53,471	53,000
	市営・学校水泳プール改修事業(青葉・日の出)	10,065	9,415
	AED(自動体外式除細動器)整備事業	1,954	1,673
	街路灯LED化促進事業(基金造成)	133,090	133,090
	在宅福祉総合センター施設修繕事業	9,240	8,060
	祝梅在宅福祉センター空調設備整備事業	8,460	8,000
	ほくおう児童館改修事業	8,690	6,300
	葬祭場改修事業	16,720	15,147
	ごみ集積所管理事業	2,211	1,884
	家庭ごみ適正排出啓発事業	6,087	4,875
	計量施設整備事業	6,688	6,688
	牧場(機械等)整備	3,229	3,200
	除雪車両等購入	12,078	11,500
	市道整備(工事:富士地区、自由ヶ丘地区、北斗地区、信濃地区外1 委託:桜木地区外)	186,889	171,723
	千歳駅前周辺交通パブリックフリー地区整備事業	10,582	10,500
	道路施設修繕	13,475	11,900
	9線中通外1整備	17,660	17,300
	29号通整備	37,510	36,300
	市内公園整備(工事:ちびっこ公園外2、とんぼ公園外1、上長都公園、長都2号公園外1、リノ公園外1)	112,871	105,700
R 6	青葉公園整備	17,292	16,700
	林東公園整備	21,230	20,200
	公園照明灯LED化整備	22,759	21,800
	グリーンベルト地下駐車場施設更新	6,380	6,039
	災害対応トイレ整備	4,664	3,980
	小学校ビル更新	1,637	1,556
	小中学校改修(工事:緑小、北陽小、信濃小、第二小、小学校保健室エアコン機器購入、北斗中)	192,401	179,800
	市民文化センター施設管理	11,583	10,609
	青葉陸上競技場改修	29,381	566
	医療機器整備事業	31,800	30,000
	AED(自動体外式除細動器)	3,720	3,000
	街路灯LED化促進事業(基金造成)	153,129	153,129
	在宅福祉総合センター施設修繕	13,627	12,263
	祝梅在宅福祉センター特殊浴槽更新	3,058	2,942
R 6	学童クラブ改修	825	600
	しゅくばい児童館改修	11,000	8,526
	葬祭場改修	11,055	9,949
	計量施設整備	79,002	76,190
	排水路用草刈機更新	2,530	2,500
	牧場(機械等)整備	2,310	2,306

(「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」の続き)

年度	事業名	事業費	交付金
R6	市道整備(工事:長都駅前地区、信濃地区 委託:富士地区外)	121,264	114,900
	市内公園整備(工事:さくらぎ4号公園外1、うたが公園、ペンギン公園)	93,379	88,917
	青葉公園整備	27,940	27,000
	林東公園整備	36,850	36,000
	グリーンベルト地下駐車場施設更新	124,718	123,400
	公園照明灯LED化整備	19,932	19,600
	インクルーシブ遊具整備(北光公園)	19,822	18,300
	小学校トイレ更新	1,505	1,500
	小学校除雪機更新	775	708
	小学校改修(工事:北陽小外1、緑小)	50,369	48,555
	中学校トイレ更新	817	813
	中学校除雪機更新	775	708
	中学校改修(工事:東千歳中、北斗中)	117,711	109,500
	市民文化センター施設管理	4,678	3,993
	スポーツセンター改修	8,701	7,830

(13) 特定防衛施設周辺整備調整交付金基金事業

(単位：千円)

事業名	事業期間	事業費	交付金
小中学校パソコン・インターネット等整備事業 (機器設置：21小中学校)	平成24～25年度	149,604	130,000
千歳市民文化センター音響・照明設備整備事業 (リース契約)	平成23～令和5年度	481,723	440,000
はしご付消防自動車整備事業(リース契約)	平成23～令和4年度	281,106	214,000
千歳市休日夜間急病センター整備事業	平成27～29年度	204,839	203,974
防犯灯LED化促進事業	平成27～令和4年度	279,401	279,401

※「(12) 特定防衛施設周辺整備調整交付金事業」のうち、基金事業(事業完了及び造成終了分)について再掲

(表 5-9) 全国の調整交付金の交付状況

(単位：千円)

年度	全国		全道		千歳市		
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率	全道比
S49	504,000	-	44,015	-	17,663	-	40.1
S50	3,008,000	496.8	309,800	603.8	94,754	436.5	30.6
S51	5,013,000	66.7	486,446	57.0	166,872	76.1	34.3
S52	6,516,000	30.0	587,059	20.7	191,558	14.8	32.6
S53	8,019,000	23.1	767,072	30.7	217,941	13.8	28.4
S54	9,521,000	18.7	784,446	2.3	243,162	11.6	31.0
S55	10,123,000	6.3	896,912	14.3	258,354	6.2	28.8
S56	10,675,000	5.4	986,530	10.0	281,122	8.8	28.5
S57	10,675,000	0.0	1,070,314	8.5	316,853	12.7	29.6
S58	10,672,000	0.0	1,066,553	△0.4	317,204	0.1	29.7
S59	10,672,000	0.0	1,105,430	3.6	309,442	△2.4	28.0
S60	10,672,000	0.0	1,109,703	0.4	319,490	3.2	28.8
S61	10,672,000	0.0	1,132,138	△2.0	321,967	0.8	28.4
S62	10,672,000	0.0	1,140,051	0.7	322,752	0.2	28.3
S63	10,672,000	0.0	1,117,791	△2.0	323,311	0.2	28.9
H1	11,174,000	4.7	1,115,475	△0.2	324,068	0.2	29.1
H2	11,150,000	△0.2	1,108,108	△0.7	325,347	0.4	29.4
H3	11,150,000	0.0	1,091,919	△1.5	324,198	△0.3	29.7
H4	11,676,000	4.7	1,260,759	15.5	378,434	16.7	30.0
H5	11,676,000	0.0	1,261,616	0.1	378,633	0.1	30.0
H6	11,676,000	0.0	1,226,590	△2.8	378,732	0.0	30.9
H7	12,027,000	3.0	1,247,698	1.7	398,328	5.2	31.9
H8	12,027,000	0.0	1,303,507	4.5	411,870	3.4	31.6
H9	12,027,000	0.0	1,253,995	△3.8	405,088	△1.6	32.3
H10	12,528,000	4.2	1,296,103	3.4	405,132	0.0	31.3
H11	12,528,000	0.0	1,296,084	0.0	426,625	5.3	32.9
H12	12,528,000	0.0	1,372,858	5.9	420,445	△1.4	30.6
H13	13,029,000	4.0	1,410,575	2.7	438,050	4.2	31.1
H14	13,029,000	0.0	1,432,991	1.6	445,484	1.7	31.1
H15	13,031,000	0.0	1,443,098	0.7	448,196	0.6	31.1
H16	13,532,000	3.8	1,493,634	3.5	468,389	4.5	31.4
H17	13,532,000	0.0	1,488,621	△0.3	475,111	1.4	31.9
H18	13,532,000	0.0	1,473,641	△1.0	477,872	0.6	32.4
H19	13,599,000	0.5	1,516,924	2.9	545,969	14.2	36.0
H20	13,599,000	0.0	1,477,776	△2.5	514,267	△5.8	34.8
H21	13,599,000	0.0	1,490,790	0.9	519,773	1.1	34.9
H22	13,900,000	2.2	1,601,360	7.4	604,016	16.2	37.7
H23	19,460,000	40.0	2,151,595	34.4	864,288	43.1	40.2
H24	19,460,000	0.0	2,078,209	△3.4	813,782	△5.8	39.2
H25	19,460,000	0.0	2,143,723	3.2	847,953	4.2	39.6
H26	19,460,000	0.0	2,059,728	△3.9	828,373	△2.3	40.2
H27	19,460,000	0.0	2,057,317	△0.1	782,582	△5.5	38.0
H28	21,174,000	8.8	2,001,874	△2.7	786,006	4.4	39.3
H29	21,758,200	2.8	2,398,991	19.8	795,264	1.2	33.1
H30	21,758,200	0.0	2,399,061	0.0	765,472	△3.7	31.9
R1	21,758,200	0.0	2,437,246	1.6	720,608	△5.9	29.6
R2	22,758,200	4.6	2,616,544	7.4	816,176	13.3	31.2
R3	22,758,200	0.0	2,635,329	0.7	829,857	1.7	31.5
R4	22,758,200	0.0	2,679,397	1.7	844,296	1.7	31.5
R5	24,378,200	7.1	2,761,025	3.0	873,090	3.4	31.6

((表 5-9) 全国の調整交付金の交付状況」の続き)

R6	25,048,200	2.7	2,810,725	1.8	873,129	0.0	31.6
合計	706,084,600	-	75,499,146	-	24,657,348	-	-

(14) 再編交付金事業 (H19~H28)

再編交付金は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法第6条に基づき、再編関連特定周辺市町村における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響に応じ、再編関連特別事業に係る経費に充てるため交付されるものです。

(単位：千円)

年度	交付対象 事業（※）	事業名	事業費	交付金
H19	(3) (9)	コミュニティセンター共用施設改修事業(耐震診断3件 北新、富丘、鉄東) 市道整備事業 改良舗装 L=285m(2路線) 市道整備事業 実施設計(21路線)	5,182 26,969 21,934	4,400 22,500 17,746
H20	(1) (3) (6) (7) (9) (10) (11)	国際化推進事業(ガイドマップ 6,000部、パンフレット 1,000個) 災害対応強化事業(防災グッズマップ作成、防災備品(雪害対策資材)購入) 避難所標識整備事業(149箇所) 自主防災組織育成事業(防災機材9セット購入) 給食センター屋上防水整備事業 給食センター食器洗浄機更新事業(食器洗浄機、食器自動供給装置、食器自動整理装置ほか) 給食センター食器類更新事業 給食用食器一式 ウォーキングマップ整備事業(ウォーキングマップ/更新 5,000部作成) 中心街コミュニティセンター音響設備整備事業(放送設備一式) 向陽台コミュニティセンター備品整備事業(テーブル、チェアほか) コミュニティセンター視聴覚機器整備事業(プロジェクター、スクリーン、DVDプレーヤー 11セット) コミュニティセンター車いす整備事業(30台) 上長都公園野球場整備事業(ネットフェンス、タックアウト、スコアボードほか) 住吉ソフトボール場フェンス設置事業(ネットフェンス設置) 北栄水泳プール他整備事業(北栄プール、日の出プール) 多目的バス購入事業(大型バス1台) 健康づくり機器等整備事業(自動血圧計、デジタル超音波画像計測装置ほか) ちとせこどもひろば機器等整備事業(乳幼児身長体重計、電動昇降ベッドほか) 医療機器整備事業(電子内視鏡システムほか) 市道整備事業 L=974m W=5.0~8.0m 交通安全教育施設備品整備事業(自転車40台、ゴーカート10台、保管庫1棟) 公園施設更新・バリアフリー化事業(すみよし2号公園) 環境監視車購入事業(1台) 公害測定機器整備事業(二酸化硫黄等測定装置、気象観測装置、風向風速計) 空地対策備品整備事業(電動草刈り機10台、防護ヘルメット) 廃棄物処理施設・搬入路整備事業(改良舗装 L=264m W=7.0m)	2,541 2,380 26,040 2,348 18,784 36,645 24,150 464 1,155 1,873 3,053 465 10,174 10,479 37,264 38,201 3,739 4,923 130,987 325,731 3,453 10,363 2,456 21,220 1,008 17,251	2,300 2,380 24,000 2,340 16,000 36,640 23,000 400 1,000 1,600 3,000 400 9,620 9,000 26,000 38,010 3,200 4,200 111,300 95,000 3,200 8,300 2,300 7,190 1,000 15,000
H21	(3) (4) (6) (7) (9) (10) (11)	防災学習交流施設設備整備事業 自主防災組織育成事業(防災資機材の購入 5町内会) 街路灯整備事業(6町内会 89灯更新) 新千歳市史編さん事業 千歳市民憲章板整備事業(3箇所) 町内会館整備事業(稲穂町内会館新築、東郊町内会館新築) 町内会備品整備事業(44町内会) コミュニティセンター施設整備事業(中心街コミセン、北新コミセン、北信濃コミセン) 伸長記録映画製作事業 給食センター空調設備整備事業 市民文化センター空調設備等整備事業(空調機内軸流型ファン、昇降機油圧ユニット等交換) 青葉プール整備事業 末広プール整備事業 総合福祉センター施設整備事業(屋上防水シート改修) 医療機器整備事業(血管造影撮影装置一式) AED(自動体外式除細動器)整備事業(15台) 市道整備事業(L=659m, W=7.3~8.0m) 公園施設更新・バリアフリー化事業(実施設計:春日公園、末広中公園 工事:梅ヶ丘公園、あけぼの公園、日の出丘2号公園、花園公園) グリーンベルト活性化事業 緑の広場工事 環境衛生車整備事業 環境衛生対策車1台 焼却処理施設煙突整備事業 実施設計委託	37,490 1,335 2,679 9,303 2,888 36,725 34,677 30,322 3,728 29,190 13,167 13,555 10,038 5,733 96,600 3,000 64,659 61,589 26,670 3,908 3,360	30,480 1,300 2,678 9,100 2,500 30,000 33,082 29,800 3,000 28,500 12,000 13,500 10,000 5,700 79,800 3,000 62,000 56,590 26,500 3,500 3,350

(「(14) 再編交付金事業」の続き)

年度	交付対象 事業(※)	事業名	事業費	交付金
H22	(3)	自主防災組織育成事業(防災機材の購入 3町内会) 防災学習交流施設備品購入事業(AED 外、救助器具、指揮台、車椅子、発電機、パソレットラック外、リカー外、はしご兼用脚立、玄関マット外、コードリール外、ワイヤレスソフ外、テント、除雪機の購入)	749 6,670	626 6,648
	(4)	街路灯設置工事費交付事業(24町内会 新設14灯、更新76灯)	2,826	2,826
	(5)	戸籍電算化事業(千歳市戸籍総合システム機器の購入)	9,270	7,000
	(6)	千歳市民憲章板整備事業(3箇所) 市民文化センター改修事業(手すり設置工事) 町内会館整備事業(新富西町内会館新築、北栄東町内会館新築、朝日町東町内会館新築) 町内会等備品整備事業(66町内会) コミュニティセンター施設整備事業(北新ミセン改修、北新ミセン備品:放送機械、フロアマットの購入、北信濃ミセン改修、北信濃ミセン備品:放送機械、講堂暗幕、フロアマットの購入)	3,171 229 43,615 51,390 131,008	3,000 4,600 39,043 49,617 129,370
	(7)	AED(自動体外式除細動器)整備事業(13台)	2,742	2,700
	(9)	市道整備事業(L=454m、W=7.3~8.0m)	41,605	40,000
	(10)	公園施設更新・パリアフリー化事業(工事:春日公園、末広中公園、真町公園) グリーンベルト活性化事業(工事:緑の広場、わんぱく広場、実施設計委託:芝生広場、河畔公園、メロデー広場)	59,813 63,628	59,400 59,050
	(11)	焼却処理施設煙突整備事業(焼却処理場煙突改修) 第3埋立処分地植樹・飛散防止ネット設置事業	42,735 2,783	40,000 2,500
H23	(3)	自主防災組織育成事業(防災機材の購入 3町内会)	860	680
	(4)	街路灯設置工事費交付事業(23町内会 新設8灯、更新69灯)	2,848	2,848
	(6)	町内会館整備事業(栄町西区町内会館改築) 町内会等備品整備事業(50町内会) コミュニティセンター施設整備事業(北新ミセンのボイラー等改修工事、富丘ミセンの耐震・リニューアル実施設計、鉄東ミセンの耐震・リニューアル実施設計、富丘ミセン備品:中折れテーブル、スタッキングチェア、イス用台車の購入、鉄東ミセン備品:中折れテーブル、スタッキングチェア、イス用台車の購入) 給食センター施設整備事業(食缶類洗浄機設置工事、厨芥脱水機等備品購入) 小学校備品等整備事業(北陽小備品:児童用机・椅子、液晶テレビほかの購入) 中学校備品等整備事業(勇舞中備品:生徒用机・椅子、液晶テレビ、講堂暗幕ほかの購入)	15,000 24,210 24,129 31,812 1,322 25,137	15,000 21,934 23,680 29,200 1,000 25,100
	(7)	医療機器等整備事業(十二指腸用内視鏡ほかの購入)	63,924	54,900
	(8)	末広霊園改修事業(末広第一霊園整備工事:駐車場、園路工、ベンチ、車止め、植栽工等、末広第二霊園整備工事:路盤工、舗装工、排水工、給水設備工、汚水排水設備工等)	54,736	54,700
	(9)	市道整備事業(L=860m、W=6.0~10.0m)	92,746	90,967
	(10)	公園施設更新・パリアフリー化事業(工事:しゅくぶ公園、東1号公園、弥生公園、東郊2号公園、栄町公園、寿2号公園、日の出丘1号公園、ねしこし公園、実施設計委託:末広西公園) グリーンベルト活性化事業(工事:わんぱく広場、芝生・メロデー広場、実施設計委託:つどいの広場、おまつり広場)	93,761 40,383	88,171 38,200
	(3)	防災ハンドブック作成事業(全戸配布分 47,000部)	5,145	4,132
	(4)	自主防災組織育成事業(防災機材の購入 3町内会)	830	692
	(6)	街路灯設置工事費交付事業(28町内会 新設19灯、更新84灯) 町内会館整備事業(旭ヶ丘町内会館改築) 町内会等備品整備事業(49町内会) コミュニティセンター施設整備事業(富丘ミセン・鉄東ミセンの耐震・リニューアル工事、泉沢向陽台ミセンのリニューアル実施設計委託、富丘ミセン・鉄東ミセンの備品購入:中折れテーブル、イス用台車、吸水マット等) 給食センター施設整備事業(調理用シンク12台)	3,100 15,000 22,127 205,223 8,996	3,100 15,000 20,547 191,000 8,551
H24	(7)	医療機器等整備事業(手術用患者監視装置ほかの購入)	32,634	28,000
	(9)	市道整備事業(L=297m、W=8.0~11.0m)	40,130	39,100
	(10)	市内公園整備事業(工事:末広西公園、北栄緑地) グリーンベルト活性化事業(工事:芝生広場・河畔公園、メロデー広場、おまつり広場)	45,696 89,419	45,600 86,198
	(11)	環境保全測定機器整備事業(大気汚染監視用微小粒子状物質測定装置(川南局)、大気汚染監視システム親局プログラム改修業務委託)	4,463	4,460
	(3)	避難所看板整備事業(設置12基、再利用・撤去10基)	2,746	1,545
	(6)	自主防災組織育成事業(防災資機材の貸与 3町内会) コミュニティセンター施設整備事業(泉沢ミセンのリニューアル工事、備品購入等) 町内会館改修事業(21町内会) 町内会館整備事業(真々地自治会館新築)	853 137,924 39,085 20,000	626 132,420 32,648 14,999

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

「(14) 再編交付金事業」の続き

年度	交付対象 事業(※)	事業名	事業費	交付金
H25	(6)	町内会等備品整備事業(63町内会)	50,244	43,694
	(7)	まちなかウォーキング推進事業	314	310
	(9)	市道整備事業(L=114m、W=11.0m)	18,522	18,000
	(10)	市内公園整備事業(工事:北栄緑地、東郊1号公園)	12,586	12,400
		グリーンパルク活性化事業(工事:おまつり広場、つどいの広場、ホム広場)	138,852	133,937
H26	(3)	自主防災組織育成事業(防災資機材の貸与 7町内会)	2,070	1,700
	(6)	コミュニティセンター施設整備事業(祝梅コセン、中心街コセンの備品購入)	9,790	8,000
		町内会館改修事業(15町内会)	16,589	13,892
		町内会館等備品整備事業(58町内会)	39,934	34,970
	(9)	市道整備事業(L=357m、W=6.0m~7.0m)	60,448	53,300
	(10)	市内公園整備事業(工事:花園第2公園)	16,146	15,000
		グリーンパルク活性化事業(設計:旅人の森、工事:つどいの広場、ホム広場)	208,138	206,116
	(11)	環境保全測定機器整備事業(振動レベル計2台)	1,112	1,100
		空地対策備品整備事業(充電式刈払機10台)	853	700
H27	(3)	被服・消防備品購入事業(救命講習・隊員訓練用資器材)	2,134	2,000
		防災ハンドブック作成事業(全戸配布分60,000部)	5,184	5,070
		自主防災組織育成事業(防災資機材の貸与 2町内会)	620	500
		防災備蓄倉庫整備事業(市内小中学校外8棟)	7,085	7,000
	(6)	コミュニティセンター備品整備事業(祝梅・北桜・向陽台)	10,015	9,000
		町内会館改修事業(17町内会)	28,713	21,063
		町内会館整備事業(桂木、桜木、福住各町内会館新築)	77,771	45,000
		町内会館等備品整備事業(47町内会)	28,093	25,030
	(7)	総合福祉センター改修事業(トイレ改修)	2,953	2,500
	(9)	市道整備事業(L=663m、W=6.0m)	96,444	93,837
H27	(10)	市内公園整備事業(工事:すみよし1号公園)	17,917	17,000
		グリーンパルク活性化事業(工事:旅人の森)	49,356	48,276
	(11)	環境保全測定機器整備事業(振動レベル計2台)	3,384	2,700
H28	(3)	防災備蓄倉庫整備事業(防災備蓄倉庫11箇所)	9,547	8,700
		防災学習交流施設展示設備更新事業(展示設備更新)	3,201	2,900
		自主防災組織育成事業	653	500
	(6)	コミュニティセンター備品整備事業(北新、北信濃、富丘、鉄東、中心街、泉沢、向陽台、花園)	6,805	6,500
		町内会館整備事業(幸福町内会館新築)	22,600	12,389
		町内会館改修事業(18町内会)	32,032	24,603
		町内会等備品整備事業(54町内会)	27,140	23,627
	(9)	市道整備事業(L=557m、W=7.2~11.0m)	91,940	90,300
	(10)	市内公園整備事業(末広東公園、豊里くすみ公園、豊里ハスカップ公園、とみおか3号公園、公園木橋)	53,914	50,398
	(11)	環境保全測定機器整備事業(窒素酸化物測定装置購入)	3,456	3,200
合計			4,049,876	3,503,996

- ※(1) 住民に対する広報に関する事業
 (2) 国民の保護のための措置に関する事業
 (3) 防災に関する事業
 (4) 住民の生活の安全の向上に関する事業
 (5) 情報通信の高度化に関する事業
 (6) 教育・スポーツ及び文化の振興に関する事業
 (7) 福祉の増進及び医療の確保に関する事業
 (8) 環境衛生の向上に関する事業
 (9) 交通の発達及び改善に関する事業
 (10) 公園及び緑地の整備に関する事業
 (11) 環境の保全に関する事業
 (12) 良好な景観の形成に関する事業
 (13) 企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
 (14) 生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの

(15) 再編関連訓練移転等交付金事業 (H29～)

再編関連訓練移転等交付金は、米軍再編に係る訓練移転等の実施による影響が、再編交付金の交付を終了した後も継続することを考慮し、市民の生活の安定に寄与する事業のために必要な措置を講じたものです。

(単位：千円)

年度	交付対象事業 (※)	事業名	事業費	交付金
H29	(3)	救急備品等整備事業(AEDトレーナー外)	1,055	870
		避難所看板整備事業(避難所看板 176 基)	18,360	13,003
		消火栓更新事業(消火栓 4 基)	3,337	2,800
		自主防災組織育成事業(防災資機材購入)	640	500
	(6)	温水プール改修整備事業費(床張替)	7,214	7,200
	(9)	市道整備事業費 (実施設計一式、工事:L=669m、W=6.0m)	131,918	129,820
		道路舗装補修事業費(実施設計一式、工事:L=1,493.2m、W=6.5~11m、照明 12 基)	151,065	140,530
		道路ストック整備事業費(実施設計一式、工事:L=500m、W=6.5m、街路灯 26 基)	68,666	63,707
	(10)	市内公園整備事業費(末広東公園、すみよし 3 号公園、マツ川河川緑地、稲穂やすらぎ公園、すみよし 2 号公園、ムシ公園)	94,111	87,950
H30	(3)	消防用ホース整備事業	1,335	1,001
	(3)	消防備品等整備事業	2,158	2,054
		自主防災組織育成事業	661	660
	(6)	コミュニティセンター備品整備事業(北コミセン 外)	1,741	1,740
		交通安全教育施設整備事業(調査設計)	18,004	17,437
	(7)	町内会育成事業(町内会連合会事業運営補助)	2,063	1,876
		救急備品当整備事業(多言語翻訳アプリ用端末 外)	812	750
		医療機器等整備事業(鏡視下手術システム 外)	83,592	74,470
	(9)	市道整備事業(L=1,516.9m、W=5.5~11.0m)	286,135	264,800
	(10)	市内公園整備事業(遺跡公園、とみおか 5 号公園、祝梅 1 号公園、しゅくぶ公園)	70,686	63,371
R1	(3)	防災ハンドブック作成事業	5,775	5,700
		自主防災組織育成事業(携帯拡声器、四つ折担架、工具袋外の購入)	697	528
	(6)	消防用ホース整備事業	1,242	1,200
		消防備品等整備事業(空気ボンベ、陽圧式化学防護服外の購入)	3,401	3,300
		交通安全教育施設再整備事業(樹木伐採・コーカコース舗装)	19,558	18,000
		コミュニティセンター備品整備事業(会議用テーブル、駐輪場ラック外の購入)	2,354	2,323
	(7)	町内会活性化事業(町内会連合会事業運営補助)	4,774	4,700
		福祉バス更新事業	32,967	32,900
		乳幼児健康診査用備品購入事業(離乳食フードモデル外の購入)	383	345
		高度医療機器等整備事業(超音波診断装置、静量的視野計外の購入)	18,000	10,000
		高度医療機器等整備事業(その 2)(外科系用超音波診断装置外の購入)	30,500	25,000
	(9)	市道整備事業(工事:清水町地区、日の出地区、根志越第 2 道路、住吉通、測量調査委託、実施設計委託)	175,787	169,900
	(10)	市内公園整備事業(工事:稲穂フレンド公園、稲穂第 2 公園、東郊 1 号公園)	53,471	51,893
	(11)	環境基本計画策定事業	4,928	4,900
R2	(3)	自主防災組織育成事業(剣先スコップ 外の購入)	707	552
		防災交流学習施設展示設備更新事業(防災学習交流施設展示設備更新)	1,807	1,266
		消防用ホース整備事業(消防用ホースの購入)	1,166	1,021
		消防備品等整備事業(水難救助用ドライスーツ外の購入)	131	125
	(6)	空気ボンベ更新整備事業(空気ボンベの購入)	330	273
		救急備品等整備事業(救命講習用人体形の購入)	539	530
		交通安全教育施設再整備事業(千歳市交通安全教育施設整備工事)	75,405	72,891
		コミュニティセンター備品整備事業(ハレホール支柱ほかの購入)	1,806	1,804
	(7)	町内会活性化事業(町内会活性化支援業務)	4,719	4,494
		乳幼児健康診査用備品購入事業(スポットビジョンスクリーンほかの購入)	1,166	1,117
		高度医療機器等整備事業(カンマカメラシステムの購入)	49,600	40,000
	(9)	市内道路改良事業(工事:清水町地区・日の出地区・東雲町地区・朝日町地区・住吉通 委託:栄町地区・日の出地区外・栄町地区外・日の出地区外・末広地区外)	200,805	182,500
		根志越第2道路舗装整備(L=302m W=5.5m)	20,625	16,040
	(10)	市内公園整備事業(工事:希望公園)	27,038	25,900

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

(「(15) 再編関連訓練移転等交付金事業」の続き)

年度	交付対象 事業(※)	事業名	事業費	交付金
R2	(11)	環境基本計画策定事業	4,983	4,484
R3	(3)	自主防災組織育成事業(防災機材の購入)	734	541
		消防用ホース整備事業(消防用ホースの購入)	1,166	951
		消防備品等整備事業(山岳救助隊用ザックの購入)	263	233
		空気ボンベ更新整備事業(空気ボンベの購入)	3,119	2,896
		救急備品等整備事業(ビデオ硬性挿管用喉頭鏡の購入)	353	287
	(6)	交通安全教育施設再整備事業(千歳市交通安全教育施設整備工事)	81,092	78,146
		コミュニティセンター備品整備事業(バレーボール支柱ほかの購入)	2,046	2,035
	(7)	高度医療機器等整備事業(患者搬送用救急自動車ほかの購入)	12,295	10,000
	(9)	市道整備事業(工事:清水町地区・末広地区・北栄地区・東郊地区・梅ヶ丘地区・栄町地区・根志越第2道路 委託:豊里地区外・日の出地区外)	207,614	192,400
	(10)	市内公園整備事業(工事:むつみ公園・あずさ1号公園 設計:しゅくぶ公園)	44,253	43,200
R4	(3)	防災ハンドブック作成業務	6,270	6,048
		自主防災組織育成業務(防災機材の購入)	804	549
		救急備品等整備事業(12誘導心電図伝送システムほかの購入)	5,901	5,383
		消防用ホース整備事業(消防用ホースの購入)	1,210	1,028
		消防備品等整備事業(山岳救助隊用レインウェアの購入)	295	255
		空気ボンベ更新整備事業(空気ボンベの購入)	11,814	10,378
	(6)	コミュニティセンター備品整備事業(バレーボール支柱ほかの購入)	2,136	1,953
	(7)	総合福祉センターｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｰ設備等更新事業(ｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｰ設備修繕)	4,497	4,125
		総合福祉センター3階ﾊﾞﾙｺﾆｰ改修事業(3階ﾊﾞﾙｺﾆｰ防水・床修繕)	4,004	3,732
		乳幼児健康診査事業(新生児用身長体重計の購入)	847	840
		高度医療機器等整備事業(紫外線治療器、電気手術器の購入)	11,280	10,000
	(8)	塵芥収集運搬業務事業(塵芥収集運搬業務委託内容見直し)	3,740	3,190
	(9)	市道整備事業(工事:日の出地区・幸町地区・豊里地区・栄町地区・根志越第2道路 委託:住吉地区外・弥生地区外)	266,860	214,526
	(10)	市内公園整備事業(工事:ｱﾝｶﾚｼﾞﾊﾞｰｸ・ﾏﾏﾁ川緑地・ｸﾞｳｶﾞﾀ公園)	50,215	48,300
R5	(3)	自主防災組織育成事業	868	635
		救急備品等整備事業	890	778
		消防用ホース整備事業	979	850
		消防備品等整備事業	1,684	1,575
		空気ボンベ更新事業	11,724	10,313
	(6)	コミュニティセンター備品整備事業	1,647	1,500
	(7)	医療機器整備事業	230,600	70,000
	(9)	市道整備事業(工事:真々地地区、豊里地区、弥生地区 委託:豊里地区外)	132,957	120,553
	(10)	千歳川河川緑地整備事業	4,686	4,300
		公園照明灯LED化整備事業	17,446	16,000
R6	(3)	救急備品等整備	488	438
		防災備蓄倉庫整備	1,870	1,717
		消防用ホース整備	1,210	1,028
		消防備品等整備	440	420
		空気ボンベ更新	4,865	4,334
	(7)	総合福祉センターｽﾌﾟﾘﾝｸﾞｰ設備等更新	4,614	4,152
		高度医療機器等整備	48,576	35,000
	(9)	市道整備	133,144	115,846
	(10)	市内公園整備	22,308	19,187
		千歳川河川緑地整備	5,566	5,500
		公園照明灯LED化整備事業	18,700	18,500

※交付対象事業の区分は、再編交付金の区分と同様

(表 5-10) 再編関係交付金の年度別事業費及び交付金の推移

(単位：千円)

名称	年度	事業費	交付金
再編交付金	H19	54,085	44,646
	H20	737,147	446,380
	H21	490,616	446,380
	H22	467,234	446,380
	H23	470,868	446,380
	H24	472,763	446,380
	H25	421,126	390,579
	H26	355,080	334,778
	H27	329,669	278,976
	H28	251,288	223,117
	小計	4,049,876	3,503,996
再編関連訓練 移転等交付金	H29	476,366	446,380
	H30	467,186	428,159
	R 1	353,838	330,689
	R 2	390,827	352,997
	R 3	352,935	330,689
	R 4	369,873	310,307
	R 5	403,480	226,504
	R 6	241,782	206,122
	小計	3,056,287	2,631,847
合計		7,106,163	6,135,843

(16) 訓練交付金事業

訓練交付金は、自衛隊又は外国の軍隊が行う訓練が、その訓練のために使用される施設の周辺地域に対する生活環境又は開発に及ぼす影響を考慮し、当該防衛施設等の所在市町村が行う住民の生活環境等の整備に係る事業のために必要な措置を講じ、もって当該訓練の円滑かつ確実な実施を確保するため交付されるものです。

(単位：千円)

年度	事業名	事業費	交付金
R6	救急備品等整備	2,568	2,411
	消防用ホース整備	2,420	2,230
	消防備品等整備	1,373	1,189

(表 5-11) 訓練交付金の年度別事業費及び交付金の推移

(単位：千円)

年度	事業費	交付金
R6	6,361	5,830
合計	6,361	5,830

3 国有提供施設等所在市町村助成交付金及び施設等所在市町村調整交付金（総務省所管）

（1）基地交付金（国有提供施設等所在市町村助成交付金）

基地交付金は、米軍や自衛隊の施設が市町村の区域内に広大な面積を占め、かつ、これらの施設が所在することによって市町村の財政に著しい影響を及ぼしていることを考慮して、固定資産税の代替的性格を基本としながら、これらの施設が所在することによる市町村の財政需要に対処するために、用途の制限のない一般財源として、施設等所在市町村に対して、毎年度交付されるものです。

（2）調整交付金（施設等所在市町村調整交付金）

調整交付金は、基地交付金の対象となる国有財産と対象外である米軍資産との均衡及び米軍に係る市町村民税の非課税措置等による税財政上の影響を考慮して、施設等所在市町村に対して、毎年度交付されるものです。

（表5-12）千歳市への交付額の推移

（単位：千円、％）

年 度	基地交付金		調整交付金		合 計	伸 率	全道 比率	道庁線 市町村数
	金額	伸率	金額	伸率				
S38	79,237				79,237			43
S39	17,043				17,043		30.1	43
S40	18,061	6.0			18,061	6.0	29.9	42
S41	18,561	2.8			18,561	2.8	29.7	42
S42	19,561	5.4			19,561	5.4	25.5	42
S43	23,061	17.9			23,061	17.9	26.8	44
S44	36,158	56.8			36,158	56.8	30.0	44
S45	50,544	39.8	24,617		75,161	107.9	36.2	42
S46	57,596	14.0	29,196	18.6	86,792	15.5	35.7	42
S47	70,975	23.2	36,396	24.7	107,371	23.7	36.0	41
S48	89,134	25.6	42,318	16.3	131,452	22.4	36.8	41
S49	179,920	101.9	42,318	0.0	222,238	69.1	39.3	42
S50	260,299	44.7	44,794	5.9	305,093	37.3	43.0	42
S51	317,881	22.1	49,346	10.2	367,227	20.4	40.7	42
S52	368,935	16.1	54,420	10.3	423,355	15.3	37.7	43
S53	474,191	28.5	54,646	0.4	528,837	24.9	38.3	43
S54	590,818	24.6	37,150	△32.0	627,968	18.7	38.7	43
S55	625,803	5.9	47,637	28.2	673,440	7.2	38.7	43
S56	645,803	3.2	49,024	2.9	694,827	3.2	38.6	43
S57	645,803	0.0	49,024	0.0	694,827	0.0	38.7	43
S58	646,803	0.2	49,024	0.0	695,827	0.1	38.3	43
S59	647,803	0.2	49,024	0.0	696,827	0.1	37.9	44
S60	648,803	0.2	49,024	0.0	697,827	0.1	37.6	44
S61	649,303	0.1	49,024	0.0	698,327	0.1	37.8	45
S62	649,303	0.0	49,724	1.4	699,027	0.1	37.7	48
S63	649,803	0.1	49,724	0.0	699,527	0.1	37.6	49
H 1	675,297	3.9	50,718	2.0	726,015	3.8	37.8	50
H 2	676,297	0.1	51,218	1.0	727,515	0.2	37.4	50
H 3	678,297	0.3	51,218	0.0	729,515	0.3	37.6	50
H 4	701,282	3.4	47,541	△7.2	748,823	2.6	37.4	50
H 5	705,282	0.6	43,689	△8.1	748,971	0.0	37.4	50
H 6	705,282	0.0	39,728	△9.1	745,010	0.0	37.3	50
H 7	717,949	1.8	36,380	△8.4	754,329	1.3	37.0	46
H 8	700,412	△2.4	33,044	△9.2	733,456	△2.8	37.2	46
H 9	688,977	△1.6	21,615	△34.6	710,592	△3.1	36.8	46
H10	652,518	△5.3	21,851	1.1	674,369	△5.1	35.3	46
H11	628,445	△3.7	21,917	0.3	650,362	△3.6	34.1	46
H12	622,757	△0.9	21,676	1.1	644,433	△0.9	36.6	46
H13	586,012	△5.9	21,285	△1.8	607,297	△5.8	36.4	46
H14	583,980	△0.3	21,385	0.5	605,365	△0.3	36.3	47
H15	577,072	△1.2	21,212	△0.8	598,284	△1.2	36.2	47

第5章 防衛施設周辺の生活環境等の整備状況

(「(表5-12) 千歳市への交付額の推移」の続き)

年度	基地交付金		調整交付金		合計	伸率	全道 比率	道内 市町村数
	金額	伸率	金額	伸率				
H16	578,072	0.1	22,060	4.0	600,132	0.3	35.9	47
H17	583,978	1.0	20,957	△5.2	604,935	0.8	34.5	53
H18	580,200	△0.6	20,455	△2.4	600,655	△0.7	34.7	52
H19	594,332	2.4	20,799	1.6	615,131	2.4	34.5	52
H20	584,675	△1.6	19,775	△4.9	604,450	△1.7	34.3	52
H21	565,174	△3.3	18,787	△5.0	583,961	△3.4	34.5	53
H22	568,105	0.5	18,854	0.4	586,959	0.5	34.7	53
H23	548,234	△3.5	17,936	△4.9	566,170	△3.5	34.0	53
H24	549,217	0.2	17,045	△5.0	566,262	0.0	33.3	53
H25	550,333	0.2	17,059	0.1	567,392	0.2	31.7	53
H26	550,622	0.1	16,363	△4.1	566,985	△0.1	32.1	53
H27	550,622	0.0	15,554	△4.9	566,176	△0.1	31.7	53
H28	528,022	△4.1	15,337	△1.4	543,359	△4.0	31.1	53
H29	515,768	△2.3	14,954	△2.5	530,722	△2.3	30.7	53
H30	502,874	△2.5	14,206	△5.0	517,080	△2.6	30.5	53
R1	482,874	△4.0	14,206	0.0	497,080	△3.9	28.3	53
R2	483,876	0.2	14,356	1.0	498,232	0.2	28.6	53
R3	477,315	△1.4	15,186	5.8	492,501	△1.2	28.7	53
R4	486,691	2.0	16,878	11.1	503,569	2.2	28.5	53
R5	477,610	△1.9	17,280	2.4	494,890	△1.7	28.0	53
R6	468,179	△2.0	16,413	△5.0	484,592	△2.0	27.8	53
R7	478,070	2.1	16,620	1.3	494,690	2.1	27.3	53
計	30,085,904	-	1,741,987	-	31,827,891	-	-	-

(表5-13) 全国及び北海道関係自治体への交付額の推移

(単位：%)

年度	全国交付額（億円）						北海道関係自治体交付額（千円）		
	基地交付金		調整交付金		合 計		金額	伸率	全国比率
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率			
S38	69.0				69.0				
S39	13.5				13.5		56,677		4.2
S40	14.0	3.7			14.0	3.7	60,305	6.4	4.3
S41	15.0	7.1			15.0	7.1	62,401	3.5	4.2
S42	17.0	13.3			17.0	13.3	76,699	22.9	4.5
S43	19.0	11.8			19.0	11.8	85,891	12.0	4.5
S44	26.0	36.8			26.0	36.8	120,474	40.3	4.6
S45	31.5	21.2	3.0		34.5	32.7	207,856	72.5	6.0
S46	35.5	12.7	4.0	33.3	39.5	14.5	243,235	17.0	6.2
S47	42.0	18.3	5.0	25.0	47.0	19.0	298,101	22.6	5.0
S48	53.0	26.2	20.1	402.0	73.1	55.5	357,471	19.9	4.9
S49	71.0	34.0	27.0	34.3	98.0	34.1	565,186	58.1	5.8
S50	86.0	21.1	32.0	18.5	118.0	20.4	709,376	25.5	6.0
S51	105.0	22.1	35.5	10.9	140.5	19.1	902,551	27.2	6.4
S52	127.0	21.0	40.0	12.7	167.0	18.9	1,121,825	24.3	6.7
S53	151.5	19.3	44.0	10.0	195.5	17.1	1,380,870	23.1	7.1
S54	175.5	15.8	47.5	8.0	223.0	14.1	1,623,637	17.6	7.3
S55	188.0	7.1	50.0	5.3	238.0	6.7	1,740,190	7.2	7.3
S56	199.5	6.1	52.0	4.0	251.5	5.7	1,798,796	3.4	7.2
S57	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,798,835	△0.2	7.1
S58	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,818,073	1.4	7.2
S59	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,837,712	1.1	7.3
S60	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,857,574	1.1	7.4
S61	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,849,302	△0.4	7.4
S62	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,853,069	0.2	7.4
S63	199.5	0.0	52.0	0.0	251.5	0.0	1,857,991	0.3	7.4
H 1	207.5	4.0	54.0	3.8	261.5	4.0	1,923,023	3.5	7.4
H 2	207.5	0.0	54.0	0.0	261.5	0.0	1,945,524	1.2	7.4
H 3	207.5	0.0	54.0	0.0	261.5	0.0	1,938,633	△0.3	7.4
H 4	215.5	3.9	56.0	3.6	271.5	3.8	2,001,366	3.2	7.4
H 5	215.5	0.0	56.0	0.0	271.5	0.0	2,001,983	0.0	7.4
H 6	215.5	0.0	56.0	0.0	271.5	0.0	1,997,931	△0.2	7.4
H 7	223.5	3.7	58.0	3.6	281.5	3.7	2,036,222	1.9	7.2
H 8	223.5	0.0	58.0	0.0	281.5	0.0	1,971,022	△3.2	7.0
H 9	223.5	0.0	58.0	0.0	281.5	0.0	1,929,744	△2.1	6.9
H10	231.5	3.6	60.0	3.4	291.5	3.6	1,908,977	△1.1	6.5
H11	231.5	0.0	60.0	0.0	291.5	0.0	1,908,053	0.0	6.5
H12	231.5	0.0	60.0	0.0	291.5	0.0	1,760,733	△7.7	6.0
H13	239.5	3.5	62.0	3.3	301.5	3.4	1,668,421	△5.2	5.5
H14	239.5	0.0	62.0	0.0	301.5	0.0	1,667,693	0.0	5.5
H15	239.5	0.0	62.0	0.0	301.5	0.0	1,652,804	△0.9	5.5
H16	247.5	3.3	64.0	3.2	311.5	3.3	1,673,194	1.2	5.4
H17	251.4	1.6	64.0	0.0	315.4	1.3	1,753,958	4.8	5.6
H18	251.4	0.0	64.0	0.0	315.4	0.0	1,729,462	△1.4	5.5
H19	259.4	3.2	66.0	3.1	325.4	3.2	1,781,196	3.0	5.5
H20	259.4	0.0	66.0	0.0	325.4	0.0	1,760,651	△1.1	5.4
H21	259.4	0.0	66.0	0.0	325.4	0.0	1,693,855	△3.8	5.2
H22	267.4	3.1	68.0	3.0	335.4	3.1	1,693,072	0.0	5.0
H23	267.4	0.0	68.0	0.0	335.4	0.0	1,664,777	△1.7	5.0
H24	267.4	0.0	68.0	0.0	335.4	0.0	1,699,553	2.1	5.1
H25	275.4	3.0	70.0	2.9	345.4	3.0	1,792,296	5.5	5.2
H26	275.4	0.0	70.0	0.0	345.4	0.0	1,768,679	△1.3	5.1
H27	275.4	0.0	70.0	0.0	345.4	0.0	1,785,335	0.9	5.2
H28	283.4	2.9	72.0	2.9	355.4	2.9	1,747,108	△2.1	4.9
H29	283.4	0.0	72.0	0.0	355.4	0.0	1,730,467	△1.0	4.9
H30	283.4	0.0	72.0	0.0	355.4	0.0	1,697,960	△1.9	4.8
R 1	291.4	2.8	74.0	2.8	365.4	2.8	1,755,450	3.4	4.8
R 2	291.4	0.0	74.0	0.0	365.4	0.0	1,743,611	△0.7	4.8
R 3	291.4	0.0	74.0	0.0	365.4	0.0	1,715,336	△1.6	4.7
R 4	299.4	2.7	76.0	2.7	375.4	2.7	1,768,618	3.1	4.7
R 5	299.4	0.0	76.0	0.0	375.4	0.0	1,768,134	0.0	4.7

(「(表5-13) 全国及び北海道関係自治体への交付額の推移」の続き)

年度	全国交付額(億円)						北海道関係自治体交付額(千円)		
	基地交付金		調整交付金		合計		金額	伸率	全国比率
	金額	伸率	金額	伸率	金額	伸率			
R 6	299.4	0.0	76.0	0.0	375.4	0.0	1,741,253	△1.5	4.6
R 7	307.4	2.7	78.0	2.6	385.4	2.7	1,810,198	4.0	4.7

<対象資産の範囲>

(1) 基地交付金

国有財産のうち、

- ①米軍に使用させている土地、建物及び工作物
- ②自衛隊が使用する飛行場(航空機の離発着、整備及び格納のため直接必要な施設に限る)、演習場(しょう舎施設を除く)、弾薬庫、燃料庫及び通信施設(航空警戒管制または電波情報の収集整理のため直接必要な施設に限る)の用に供する土地、建物及び工作物

(2) 調整交付金

米軍資産(米軍が建設、設置した建物及び工作物)

		飛行場		演習場		弾薬庫・燃料庫		その他の施設	
米軍 使用基地	土地								
	建物								
	工作物								

		飛行場		演習場		弾薬庫・燃料庫		その他の施設	
自衛隊 使用施設	土地								
	建物		注1		注2			注3	注4
	工作物								

■ … 対象資産 □ … 非対象資産

(注1) 航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設以外の施設(司令部・隊舎・食堂・事務所・倉庫等)

(注2) しょう舎施設

(注3) 通信施設(航空警戒管制または電波情報の収集整理のため直接必要な施設に限る。)

(注4) 駐屯地、港湾施設、補給処(弾薬庫・燃料庫以外のもの)、司令部、倉庫等

4 国有資産等所在市町村交付金（市町村交付金）

国は、国有資産等所在市町村交付金法（昭和31年法律第82号。平成19年9月30日までは国有資産等所在市町村交付金及び納付金に関する法律。）に基づき、国が所有する固定資産で国以外の者が使用している土地、建物等（以下、「貸付財産」という。）について、原則として国有資産等所在市町村交付金（以下、「市町村交付金」という。）を、貸付財産が所在する市町村に対して毎年度交付しています。

この市町村交付金は、国が所有する固定資産については、固定資産税が非課税となっていることから、これに代わるものとして、所在市町村に対して交付されるものであり、交付金の額は、原則として、交付年度の前々年度の末日の国有財産台帳価格を交付金算定標準額として集計し、この合計額に100分の1.4を乗じて得た額としています。

なお、千歳市内の防衛施設等における貸付財産の算定対象には、「自衛隊宿舎」が含まれていますが、国家公務員宿舎法第10条の「公邸」及び第12条の「無料宿舎」に供する固定資産は、市町村交付金の算定に計上しないことと規定しています。

（表5-14）防衛施設等における国有資産等所在市町村交付金の推移（令和元年度以降）

（単位：円）

年度	自衛隊分	周辺財産分	合計
R 1	17,027,400	74,500	17,101,900
R 2	15,519,200	67,400	15,586,600
R 3	13,069,700	70,500	13,140,200
R 4	12,822,300	71,600	12,893,900
R 5	12,713,900	548,500	13,262,400
R 6	12,814,900	1,505,300	14,320,200
R 7	14,015,500	2,059,500	16,075,000

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

1 訓練移転の概要

《移転元の米軍飛行場の概要》

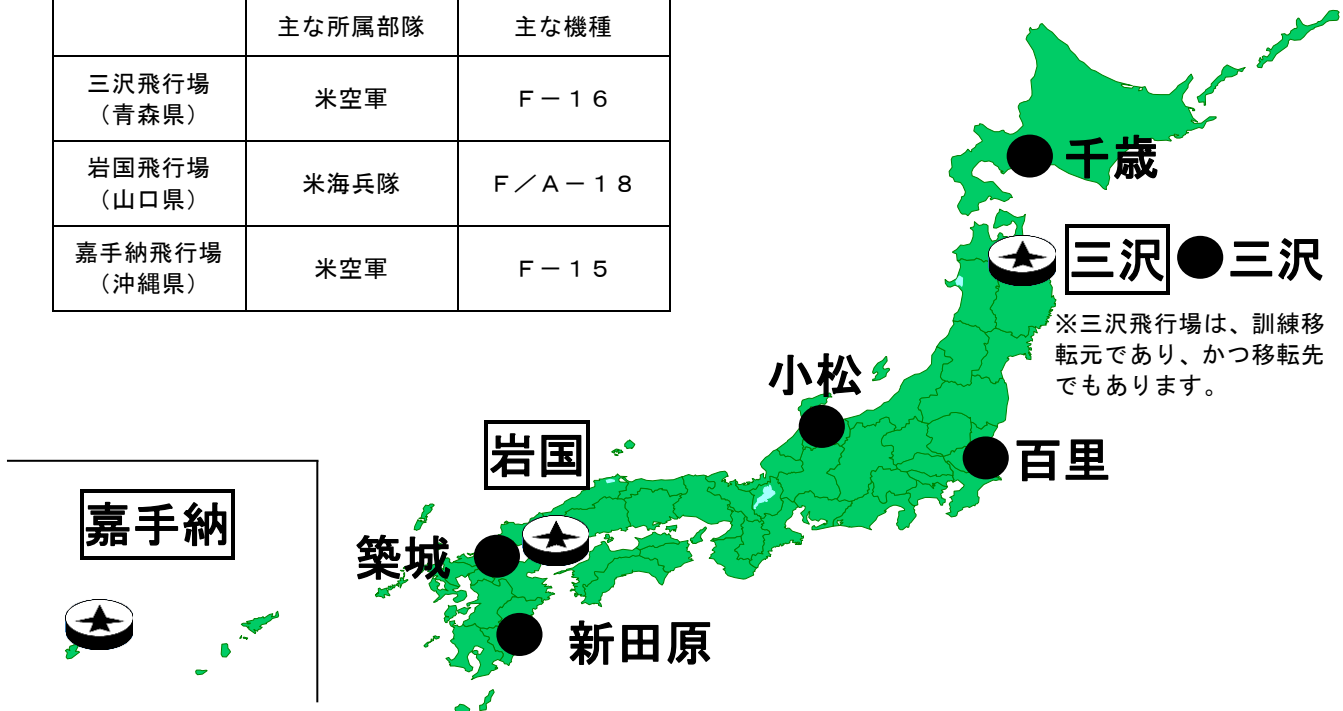
	主な所属部隊	主な機種
三沢飛行場 (青森県)	米空軍	F-16
岩国飛行場 (山口県)	米海兵隊	F/A-18
嘉手納飛行場 (沖縄県)	米空軍	F-15



訓練移転元（3か所）



訓練移転先（6か所）



2 訓練移転問題に対する判断（平成18年7月7日）

在日米軍再編に係る訓練移転問題については、騒音の加重が避けられないなど、誰もが快く歓迎する案件とはなり得ず、受け入れに対する反対意見もあるなかであって、国の専管事項に関するものであり、極めて難しい判断が求められてきたところであります。

また、再編に係る基本方針等は、すでに日米合意を経て、閣議決定され、政府一体となって取り組むとの方針が明確となっており、国は、この着実な実施を目指しているところでありますが、私（市長）としては、この事実を受け止めたうえで、地元自治体が求める対策などが反映されない状況下での訓練実施だけは、避けなければならないものと受け止めてきたところであります。

このようなことから、私（市長）は、市民の皆さんの意見はもとより、議会審議の経過などを踏まえるとともに、国防が国の重要な政策であることを認識した中で判断しなければならないものと考えてきたところであります。

こうした基本認識のもとで、これまで防衛庁、防衛施設庁及び札幌防衛施設局と進めてきた協議において、国と千歳市における協定の締結、騒音対策の推進、事故・事件に対する国の責任ある対応、関係機関による連絡協議会の設置、市の要望を踏まえた地域振興策の実施が確認できたことなどから、訓練移転の受け入れは、やむを得ないものと判断するものであります。

[判断の理由]

- ・ 不安定な国際情勢のなかにあつて、国防に関する基本的な政策に基づくものであり、地方自治体はこれに協力する必要があること
- ・ 沖縄の負担軽減は同じ国民の1人として重く受け止めており、可能な限り負担の軽減に努める必要があること
- ・ 騒音の加重、事故の発生、米軍人による事件など治安面での不安、まちづくりへの影響などの懸念事項に対しては、完全に不安を払拭することは難しいものの、国と千歳市による協定の締結とその順守、各種対策等の実施などにより、一定程度、解消や緩和が図られること
- ・ 自衛隊が駐屯して50年を超える歴史のなかで、防衛施設の安定的な設置運用に理解を示し、国防の一翼を担いながら発展してきたまちづくりの経過を踏まえた判断が求められていること

(1) 国防に関する認識

わが国の防衛力については、自衛のために必要な限度において整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知をしている。

新防衛大綱では、ますます相互依存関係を深めている国際社会の現状を踏まえ、わが国に脅威が及ぶことを防止・排除するとともに、国際的な安全保障環境を改善して、脅威が及ばないようにすることを目標に掲げ、わが国自身の努力、日米安全保障体制を基調とする同盟国との協力、さらには、国際社会との協力を統合的に組み合わせることにより、これらの目標を達成するとしている。

このような国防に対する基本的な政策は、国の専管事項と認識しているところであり、わが国全体を網羅した隙の無い防衛体制を構築するためにも、地方自治体は、防衛施設の設置運用に伴う障害等の解消や緩和策の推進を前提として、こうした政策に協力する必要があるものと受け止めている。

(2) 沖縄の負担軽減に対する認識

このたびの在日米軍の再編については、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとされている。特に沖縄の負担軽減では、主に次のような軽減策を講ずるとしている。

- (ア) 人口密集地の基地を可能な限り返還することを目的として、嘉手納以南の市街地にある基地の全面・一部返還
- (イ) 普天間飛行場の早期返還に向けて、代替施設の建設と緊急時の基地機能を航空自衛隊築城、新田原基地において確保
- (ウ) アメリカ海兵隊司令部等の移転で、8千人の人員をグアムへ移駐
- (エ) 嘉手納飛行場を含む米軍基地での航空機訓練の一部を6箇所の航空自衛隊基地へ移転

現在、在日米軍の専用施設面積の約75%が沖縄県に集中している実態からすると、この負担軽減は国全体として担っていかなければならない課題であると認識している。

(3) 騒音等、懸念事項の対策

(ア) 協定の締結

現在、航空自衛隊は、通常訓練において自主規制措置を講ずるなど、基地周辺市街地に対する騒音の影響を局限するような運用を行っており、このたびの訓練移転においても、この航空自衛隊と同様の態様で実施するとしている。

一方、このたびの訓練移転は、従来の共同訓練とは別事案との見解が示されてきたところであり、また、市民の間には米軍に対する不安感、不信感が強いことなどから、訓練移転に伴う安全・安心対策、騒音対策、地域振興策、さらには、使用条件である年間の使用日数60日以内を維持することなどを明記した協定の締結について国と協議を行ってきたところである。

このたび、概ね、市の意向に沿った内容により、国と協議が整ったことから、今後は、協定の締結により、各種対策の実施が担保されるとともに、将来、仮に使用条件の変更要請があった場合においても、地元協議を要するとしたルールが明確となるものである。

[協定に明記する事項（要約）]

■千歳基地の位置づけ

- ・日米地位協定第2条4項b（国が管理し、米軍が一時使用する）の施設とする。

■市民の安全・安心対策

- ・国は、事故・事件に適切に対処するため、関係機関との間で連絡体制を整備する。
- ・万が一、事故・事件が発生した際には国が責任をもって対応する。
- ・共同訓練の期間中、札幌防衛施設局の職員を千歳市に派遣し、行政機関への連絡や周辺住民への対応にあたる。

■生活環境の整備

- ・国は、騒音対策、地域振興策等について、市の要望を踏まえ、所要の措置を積極的に講ずる。

■訓練の概要

- ・訓練の形式は航空自衛隊との共同訓練とする。
- ・基地使用の態様では、使用条件のうち年間60日以内とするなどの条件を維持する。
- ・その他の態様では航空自衛隊と同様の態様とする。

■地元への情報提供

- ・国は、共同訓練の計画を市に事前に通知する。

(イ) 騒音の加重と対策

[騒音の加重]

訓練移転に伴う騒音の加重については、国からは、これを把握するためには、機種ごとの飛行回数、飛行時間帯、飛行経路、騒音データ等を要するとされており、現時点では、具体的な訓練計画が作成されておらず、しかも実績が無い状況から、1,900回の訓練によるW値（うるささ指数）の変化を予測して示すことはできないとされている。

一方、年間の飛行回数の増減のみに着目して、過去の実績値により比較した場合、自衛隊機の管制回数が約21,000回であった平成16年度と、それより約2,000回多い平成12

年度では、住吉地区（国設置測定局）のW値比較で3ポイントの上昇となっているとの説明を受けている。

[騒音対策]

国は、訓練移転計画を踏まえ、必要に応じて騒音度調査を実施し、その結果を受けて、適切に対処する考えであり、防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律に基づくなど、障害の実態や地元の意向を踏まえ、各種の周辺対策を進めるとしている。

現在のところ、平成19年度以降において、次のような対策を講ずることにより、騒音影響の軽減を図るとしている。

- ・住宅防音工事については、予算枠を増額確保し、その推進を図っていくが、特に防音建具機能復旧工事は、待機状況の早期解消を図る。
- ・告示後住宅については、今後騒音度調査を実施し、この結果に基づいて騒音区域の見直しを行ったうえで、対象住宅について防音工事を実施する。
- ・市民が訓練に伴う騒音発生状況を閲覧するための「騒音情報公開システム」の設置に向けて検討する。

(ウ) 事故・事件の対策

国からは、このたびの訓練移転は航空自衛隊との共同訓練であり、米軍人については訓練期間中の滞在はあるものの常駐は無く、訓練終了後は速やかに撤収するとの内容が示されている。

平成9年から11年にかけて実施された航空自衛隊との日米共同訓練では、約2週間前後にわたり、約120人から250人の米軍人が、また、平成15、17年の陸上自衛隊との日米共同訓練では、2週間から約1か月にわたり、各年約1,500人の米軍人が来千しているが、いずれも事故・事件などの事案は発生していない。

従って、これまでの実績等からも、米軍人による事故・事件が発生する可能性は低いものと想定されるが、次のような対策等を講じ万全を期するものとする。

[国が主体となって実施する対策]

- ・国は、米軍人による事故・事件の抑制については、米国側に対して、さまざまなレベルから安全管理や綱紀粛正の徹底を図るなど、実効性ある措置を講ずるよう求めている。引き続き外務省と連携して強く要請していく。
- ・札幌防衛施設局、北海道、北海道警察本部、千歳市などの地元関係自治体をメンバーとする連絡協議会を組織し、訓練計画に関する情報提供とともに、事故・事件への体制整備等を行う。
- ・万が一、事故・事件が発生した際には、速やかに関係機関に対し事実を詳細に報告するとともに、国が責任を持って対応する。
- ・訓練期間中、札幌防衛施設局職員が常駐し、行政機関への連絡や周辺住民の対応にあたる。

〔市が主体となって実施する対策〕

- ・市が従来から実施している、関係部隊、千歳警察署、医師会、料飲店組合などの市内関係団体による連絡調整会議を引き続き開催し、訓練計画の周知とともにトラブルの未然防止に努める。
- ・米軍人による事件については、その規模や影響を与える範囲がさまざまであることから、事件の一報があった時点において、災害警戒本部に準じた体制をとり事後の対応を決定する。市内の連絡体制についても、緊急連絡対応マニュアルに準ずるものとする。

(エ) まちづくりに対する影響

当市のまちづくりの核をなす新千歳空港の機能拡充に対する影響については、国からは、千歳飛行場及び新千歳空港の管制は、これまででも、安全かつ円滑な運航に寄与する態勢を取ってきており、このたびの訓練移転が、民間航空による新規路線就航や増便、国際線旅客ターミナルビルの新設に影響を与えるものではないと回答されており、影響は無いと判断している。

騒音の加重に伴うまちづくりへの影響については、土地利用の面では、現在の騒音区域の最終告示が、昭和57年3月であり、その後、新千歳空港の開港や、航空機の機種変更などにより、騒音の低減が進んでいることなどから、今後予定されている騒音区域見直しでは、影響範囲の拡大はないものと予想され、土地利用規制への影響は少ないと考えている。

(オ) 地域振興策の推進

国は、閣議決定において再編関連措置を実施する際に、新たな負担を担う地元自治体の要望に配慮し、地域振興策等の措置を実施するものとしており、新たな法制度による交付金の創設を検討するほか、市の周辺対策等の要望を踏まえ、その実現に向けて最大限努力するとしている。

これらの新たな財源を活用することによって、財政の健全性の確保とともに、将来のまちづくりに資する重点事業等の推進が可能となるものと考えている。

また、地域経済に対する影響では、騒音対策として、国の直轄事業である住宅防音工事の促進が明確となっているほか、地域振興策に位置づけた事業の推進などにより、地元企業の受注機会が拡大するなど、活性化が期待できるものと考えている。

(4) 自衛隊と共存共栄のまちづくり

当市には、陸上自衛隊東千歳駐屯地、北千歳駐屯地、航空自衛隊千歳基地が所在し、わが国における北方の防衛拠点として機能するとともに、地域防災への任務などを通じて市民生活を守る大きな存在となっている。

また、自衛隊員及び家族などを含めた総数は、人口の約4分の1を占めており、自衛隊駐屯地・基地の維持管理経費をはじめ、隊員の居住や消費活動、防衛施設周辺整備事業経費、さらには、隊員等の社会活動等により、市財政はもとより、市域経済の活性化、教育文化の振興などに大きく寄与している。

一方で、演習場を含めた防衛施設面積は、市街化区域面積の約1.7倍という広大な面積を占めるとともに、航空機騒音をはじめとして、装軌車両が通行する際の騒音・振動、交通障害などの課題を抱えていることから、これまで騒音防止対策や河川・道路の改修、公園の整備など、障害の防止や緩和、さらには民生安定に資する対策を積極的に講じてき

ている。

このように、当市は、自衛隊が駐屯して50年余を数えるなかで、国防の一翼を担いながら、都市施設の整備等を積極的に推進し、内外から住みよいまちとの評価を得て発展を続けてきたところであり、今後も、こうした歴史を踏まえ、自衛隊と共存共栄したまちづくりを基本姿勢として市政運営にあたっていくものである。

（５）市民、団体等からの意見とその対応

平成17年10月31日に、国から「訓練移転先として、千歳飛行場が候補地となる可能性がある」との説明があり、これが報道で取り上げられて以来、市民等から市に対し、電話、電子メール、手紙、要望書などの形式により意見、要望等が寄せられている。

一方、市としては、平成18年3月21日に、国から訓練移転の概要が示されたことを受けて、この内容をいち早く周知するとともに、市内公共施設に意見箱を設置し、広く市民の意見を聴いたところである。

この意見箱には、429人の方から意見が寄せられ、その主な内容は、騒音の加重、治安悪化や事故に対する不安、国・米軍に対する不信感など、訓練移転に対する不安や抵抗感などを表明するものや、訓練の受け入れに際しては、騒音対策や地域振興策が条件、国防上必要であるなどとなっている。

また、千歳商工会議所をはじめとして、千歳市町内会連合会、陳情団体である米軍移駐に反対し、平和で安全な街づくりを考える会などとの懇談、さらには、女性団体協議会など各種団体の要請による出前講座などにおいて、計12回にわたり、国からの説明経過や訓練計画の概要等を説明したうえで、参加者から意見・要望等を伺ってきたところである。

この意見等の内容については、米軍の訓練そのものに対する反対や、今後の米軍基地化につながるなどの意見のほか、騒音の加重や治安面での不安、騒音対策の充実を求めるもの、市民の不安解消に向けた実効性ある協定締結を求めるものなどさまざまであるが、基本的には、市民の意見箱における内容と類似している状況にある。

私（市長）としては、9万2千市民が、もうこれ以上騒音はいらないとの気持ちを持っていることについては理解しており、このことを受け止めたなかで、市民の皆さんが不安や懸念を持たれている事項に対しては、協定の締結などにより、国の取組方針を明確化したうえで、その実施を確認してきたところである。

なお、市としては、今後、市民説明会を開催するなどして、市民の理解と協力を得るよう取り組んでいく。

3 訓練移転に関する主な経過

年月日	件名・経過
H17. 10. 29	・米国防務省において、日米安全保障協議委員会「27°ラス2」開催（現地時間） （「在日米軍再編に係る中間報告」発表）
10. 31	・札幌防衛施設局から「在日米軍再編に係る中間報告」の説明（中間報告：「日米同盟：未来への変革・再編」） ・総務文教常任委員会（中間報告：「日米同盟：未来への変革・再編」について）
11. 11	・「千歳市在日米軍再編調査委員会」設置（市設置）
11. 21	・総務文教常任委員会（「千歳市在日米軍再編調査委員会」設置について）
11. 28	・米軍嘉手納飛行場の現地調査（11/28～11/30）
11. 30	・在日米軍再編に係る調査特別委員会 設置（市議会設置）
12. 13	・在日米軍再編調査委員会（これまでの経過、米軍嘉手納飛行場の現地調査結果について）
12. 14	・在日米軍再編に係る調査特別委員会（これまでの経過、米軍嘉手納飛行場の現地調査結果について）
12. 15	・米軍三沢飛行場の現地調査（12/15～12/16）
H18. 1. 18	・米軍岩国飛行場の現地調査（1/18～1/20） ・在日米軍再編に係る調査特別委員会 沖縄現地調査（第1班：1/18～1/21、第2班：1/23～1/26）
2. 9	・在日米軍再編調査委員会（これまでの経過と米軍三沢飛行場、岩国飛行場の現地調査結果について）
2. 10	・在日米軍再編に係る調査特別委員会 （これまでの経過と米軍三沢飛行場、岩国飛行場の現地調査結果について）
2. 15	・札幌防衛施設局施設部長来庁（「在日米軍の再編問題についての確認事項」について）
2. 27	・在日米軍再編に係る調査特別委員会（「在日米軍の再編問題についての確認事項」回答について）
3. 15	・「千歳市在日米軍再編問題検討会議」設置（市設置）
3. 21	・札幌防衛施設局長来庁（「訓練移転に関する協議経過」の説明）
3. 22	・千歳市在日米軍再編問題検討会議（「訓練移転に関する協議経過」について）
4. 10	・在日米軍再編に係る調査特別委員会（「訓練移転に関する協議経過」について）
4. 12	・広報ちとせ4月号（号外）全戸配布（訓練移転に関する協議経過、市民の意見聴取、訓練移転の概要）
4. 18	・在日米軍再編に係る調査特別委員会（広報ちとせ4月号（号外）の発行などについて）
4. 18	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 設置（市議会設置）
4. 26	・防衛施設庁次長来庁（「千歳基地における訓練移転に伴う飛行回数の試算」について） ・千歳市在日米軍再編問題検討会議（市の照会事項に対する国からの一部回答、「千歳基地における訓練移転に伴う飛行回数の試算」について）
4. 28	・在日米軍再編に係る対策特別委員会（市の照会事項に対する国からの回答、「千歳基地における訓練移転に伴う飛行回数の試算」について）
5. 1	・米国防務省において、日米安全保障協議委員会「27°ラス2」開催（現地時間） （「再編実施のための日米のロードマップ」発表）
5. 8	・札幌防衛施設局長来庁 （共同発表（日米安全保障協議委員会）、「再編実施のための日米のロードマップ」の説明） ・千歳市在日米軍再編問題検討会議 （共同発表（日米安全保障協議委員会）、「再編実施のための日米のロードマップ」について）
5. 12	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 （共同発表（日米安全保障協議委員会）、「再編実施のための日米のロードマップ」について）
5. 15	・在日米軍再編問題検討会議幹事会 設置（市設置） （協定検討部会、振興策検討部会、事故・事件検討部会、騒音等検討部会）
5. 22	・議員協議会開催
5. 30	・「在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について」閣議決定 ・在日米軍再編に係る対策特別委員会（市の照会事項に対する国からの回答、広報ちとせ4月号（号外）の市民意見集約結果、市民カレンダー6月号（号外）の発行について）
6. 1	・市民カレンダー6月号（号外）全戸配布
6. 20	・在日米軍再編に係る対策特別委員会（陳情案件[13件]の審査）
6. 26	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 （陳情案件[13件]の審査、市の照会事項に対する国からの回答などについて）
6. 28	・札幌防衛施設局長来庁（「訓練移転に関する国の取組方針」について）
6. 29	・千歳市在日米軍再編問題検討会議（経過報告、各検討部会報告、国の取組方針について）
6. 30	・在日米軍再編に係る対策特別委員会（「訓練移転に関する国の取組方針」について）
7. 6	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 （陳情13件について陳情者5人から参考人聴取。陳情13件を不採択とする）
7. 7	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 （市長の態度表明：「訓練移転の受け入れは、やむを得ないものと判断する」）
7. 11	・防衛庁長官、防衛施設庁長官に「訓練移転に関する緊急要望書」を提出
7. 24	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 （訓練移転に関する緊急要望、市民説明会の日程、市民カレンダー8月号（号外）などについて）
7. 26	・平成18年第2回臨時会（市議会） （「在日米軍再編に係る対策特別委員会」委員長報告：陳情13件の審査の結果、不採択とする。）
7. 30	・市民説明会（鉄東コミュニティセンター）
8. 1	・市民カレンダー8月号（号外）全戸配布（市長の態度表明、市民説明会の開催など）
8. 2	・市民説明会（富丘コミュニティセンター）
8. 9	・市民説明会（泉沢向陽台コミュニティセンター）
8. 10	・市民説明会（市民文化センター）
8. 31	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 （市民説明会の実施結果、緊急要望に係る防衛施設周辺整備対策事業補正予算（案）について）
9. 27	・市民説明会の実施結果について町内会回覧

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
H18. 10. 16	・在日米軍再編に係る対策特別委員会による札幌防衛施設局要望 (「在日米軍再編に伴う訓練移転に関する要望」)
10. 24	・在日米軍再編に係る対策特別委員会による他市行政視察、防衛庁、防衛施設庁要望 (10/24~10/26) (「在日米軍再編に伴う訓練移転に関する要望」)
11. 5	・千歳飛行場騒音鉄東地区整備協議会 設立
11. 27	・綾瀬市、小美玉市現地視察(11/27~11/28)
H19. 1. 11	・日米合同委員会合意(米軍再編に係る訓練移転(共同訓練)について)
1. 23	・在日米軍再編に係る対策特別委員会(平成19年度基地周辺対策関係予算案、日米合同委員会合意、米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定などについて)
1. 26	・「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結
1. 29	・千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議 設置(国設置) ・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会 設置(国設置) ・防衛大臣、防衛施設庁長官に「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結に伴う要望書を提出(千歳市単独要望書) ・防衛大臣、防衛施設庁長官に「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結に伴う要望書を提出(千歳市、苫小牧市連名要望書)
1. 31	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (米軍再編に係る訓練移転に関する平成19年度計画について)
2. 7	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議(北海道設置)
2. 10	・広報ちとせ2月号(号外)全戸配布
2. 13	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議(北海道設置)による防衛施設庁要望(「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する要請」)
2. 26	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会幹事会(国設置) (平成18年度共同訓練計画概要(福岡県築城基地)について)
2. 27	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置)」、「千歳基地に係る米軍航空事故等連絡会議(国設置)」、「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議(北海道設置)」の設置、「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議(北海道設置)」による防衛施設庁要望、米軍再編に係る訓練移転に関する平成19年度計画及び平成19年度共同訓練計画概要について)
3. 5	・平成18年度訓練移転視察(福岡県築上町ほか)(3/5~3/7)
3. 13	・市議会による札幌防衛施設局要望 (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結に伴う要望)
3. 20	・在日米軍再編に係る対策特別委員会 調査終了
3. 29	・千歳飛行場騒音地区整備協議会設立(「千歳飛行場騒音鉄東地区整備協議会」の発展的拡大)
4. 13	・FAC-1068千歳飛行場の一部建物の追加提供にかかる日米合同委員会合意(建物約240㎡)
5. 9	・訓練移転地元通知(石川県小松基地 5/16~5/23)
5. 10	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(住宅防音工事概要説明、町内会要望とりまとめなど) ・総務文教常任委員会 (FAC-1068千歳飛行場の一部建物の追加提供にかかる日米合同委員会合意などについて)
5. 30	・駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法 公布
6. 7	・基地対策特別委員会 設置
6. 13	・訓練移転地元通知(福岡県築城基地 6/18~6/22)
7. 10	・訓練移転地元通知(青森県三沢基地 7/16~7/21)
7. 23	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議(道設置)による札幌防衛施設局要望 (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する要請」)
8. 6	・訓練移転に係る千歳基地における現地調査(8/6~8/10) ・基地対策特別委員会(米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議(道設置)による札幌防衛施設局要望、訓練移転に係る千歳基地における現地調査について)
8. 28	・訓練移転地元通知(宮城県新田原基地 9/3~9/5)
8. 29	・駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法 施行
9. 3	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議 設置(市設置)
9. 13	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議 ・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(千歳飛行場騒音地区要望など)
9. 19	・基地対策特別委員会(「千歳市日米共同訓練に関する庁内会議」の設置、再編交付金の概要について)
9. 25	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要望
10. 5	・訓練移転地元通知(茨城県百里基地 10/15~10/19)
10. 26	・訓練移転地元通知(石川県小松基地:ﾀｲﾌﾟⅡ訓練 11/5~11/16) ※後日、訓練中止
10. 31	・駐留軍等の再編に係る再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村の指定
11. 2	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
11. 6	・基地対策特別委員会(駐留軍等の再編に係る再編関連特定防衛施設及び再編関連特定周辺市町村の指定について)
11. 7	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要望
11. 18	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(要望活動結果、再編交付金の概要など)
11. 22	・平成19年度再編交付金内定通知(交付額:44,646千円)
11. 29	・「平成19年12月までの訓練計画は予定されていない」旨の通知
12. 3	・基地対策特別委員会(再編交付金の内定通知などについて)
12. 4	・再編交付金に関する町内会(75W~80W区域)説明会
12. 13	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(地域振興策意向調査とりまとめ、新加入町内会(75W~80W)など)

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

「3 訓練移転に関する主な経過」の続き

年月日	件名・経過
H20. 1. 8	・平成19年度訓練移転地元通知(茨城県百里基地 1/15~1/18)
1. 30	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(市への地域振興策意向調査の提出など)
2. 4	・基地対策特別委員会(F-15の飛行問題について)
2. 6	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)について」)【概略公表】
2. 15	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
2. 19	・訓練移転地元通知(宮崎県新田原基地 2/12~2/15)
2. 23	・訓練移転地元通知(北海道千歳基地 2/25~2/28)
2. 25	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)について」)【具体的訓練計画の公表】
2. 26	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
2. 27	・基地対策特別委員会(「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練)に関する訓練計画概要について」などについて)
2. 28	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体)(「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について」、「訓練時における緊急連絡体制について」)
2. 29	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
3. 6	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転 1日目(輸送機:AM展開、FA-18(3機):PM展開)
3. 7	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転 2日目(FA-18(1機):AM展開、訓練:AM1回)
3. 28	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(「地域振興策」、「訓練移転に係る市民周知、騒音測定」など)
4. 23	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転 3日目(訓練:AM1回)
6. 20	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転 4日目(FA-18(4機):PM帰還)
7. 2	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還
7. 15	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
7. 23	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
7. 25	・基地対策特別委員会
7. 26	(「在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転(訓練の実施状況、騒音測定の状況)について」)
7. 28	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (千歳基地における訓練移転に伴う騒音状況等について)
8. 26	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(平成19年度経過報告、平成20年度事業計画などについて)
9. 10	・「米軍再編に係る訓練移転(共同訓練)に関する平成20年度計画について」の通知
11. 13	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(要望の実施、市からの報告事項などについて)
11. 17	・訓練移転地元通知(青森県三沢基地:タイフーン II 訓練 7/23~7/30)
11. 21	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要望
11. 28	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要望
12. 2	・訓練移転地元通知(宮崎県新田原基地 9/2~9/4)
12. 5	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(再編交付金を活用した地域振興策などについて)
12. 8	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(町内会等備品整備事業などについて)
12. 9	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)について」)【概略公表】
12. 10	・訓練移転地元通知(石川県小松基地:タイフーン II 訓練 12/1~12/5)
12. 11	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
12. 12	・訓練移転地元通知(北海道千歳基地:タイフーン I 訓練 12/8~12/12)
12. 15	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)について」)【具体的訓練計画の公表】
12. 17	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
12. 18	・基地対策特別委員会(「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転(共同訓練)について」などについて)
12. 19	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について」、「訓練時における緊急連絡体制について」)
12. 20	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
12. 21	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 1日目(輸送機(C-17)、F-15(5機):PM展開)
12. 22	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 2日目(訓練:AM1回・PM1回)
12. 23	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 3日目(訓練:AM1回・PM1回)
12. 24	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 4日目(訓練:AM1回・PM天候不良により中止)
12. 25	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 5日目(F-15(5機):AM帰還)
12. 26	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還
12. 27	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
12. 28	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
12. 29	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (千歳基地における訓練移転に伴う騒音状況等について)
12. 30	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「訓練移転実施に関する報告」について)
H21. 1. 20	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)などについて)
2. 12	・基地対策特別委員会(「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転の結果について」などについて)
2. 13	・訓練移転地元通知(宮崎県新田原基地:タイフーン I 2/23~2/27)
2. 24	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(再編交付金に係る地域振興策事業について)

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
H21. 3. 30	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)について)【概略公表】
4. 13	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議 ・訓練移転地元通知(北海道千歳基地 4/20~4/23) ・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置)('米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練)について)【具体的訓練計画の公表】 ・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体)('米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について'、'訓練時における緊急連絡体制について') ・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
4. 19	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
4. 20	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 1日目(FA-18(5機):PM展開)
4. 21	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 2日目(訓練:天候不良により中止)
4. 22	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 3日目(訓練:AM天候不良により中止・PM1回)
4. 23	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 4日目(FA-18(5機):AM帰還)
4. 24	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議 ・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還 ・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
4. 27	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (千歳基地における訓練移転に伴う騒音状況等について)
4. 28	・千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会(平成20年度経過報告、平成21年度事業計画などについて)
4. 30	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「訓練移転実施に関する報告」について)
7. 17	・訓練移転地元通知(青森県三沢基地:タイプⅡ訓練 7/25~8/1)
7. 22	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(要望書(案)、市からの報告事項などについて)
8. 21	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要望
8. 27	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要望
9. 15	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(新相談役の紹介、市からの報告事項などについて)
9. 25	・訓練移転地元通知(茨城県百里基地:タイプⅠ訓練 10/2~10/9)
11. 6	・訓練移転地元通知(石川県小松基地:タイプⅡ訓練 11/14~11/20)
11. 11	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (市からの報告事項「共同受信施設の地上デジタル放送の対応」などについて)
H22. 1. 22	・訓練移転地元通知(茨城県百里基地:タイプⅡ訓練 1/29~2/5)
1. 27	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(住宅防音工事の取り組みなどについて)
2. 19	・訓練移転地元通知(青森県三沢基地:タイプⅡ訓練 2/27~3/12)
2. 24	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(平成22年度再編交付金に係る地域振興策事業などについて)
3. 1	・訓練移転地元通知(福岡県築城基地:タイプⅠ訓練 3/5~3/12)
5. 28	・訓練移転地元通知(石川県小松基地:タイプⅡ訓練 6/5~6/18)
7. 14	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(平成22年度要望(案)についてなど)
9. 1	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要望
9. 7	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要望
10. 8	・訓練移転地元通知(青森県三沢基地:タイプⅡ訓練 10/15~23)
10. 18	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)について)【概略公表】 ・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
10. 20	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(平成22~24年度再編交付金に係る地域振興策事業案の説明、訓練移転概略公表の説明など)
11. 1	・訓練移転地元通知(北海道千歳基地:タイプⅡ訓練 11/8~11/19) ・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置)('米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練)について)【具体的訓練計画の公表】 ・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
11. 2	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について'、'訓練時における緊急連絡体制について')
11. 5	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
11. 8	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 1日目(F-15(6機):PM展開)
11. 9	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 2日目(訓練:中止)
11. 10	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 3日目(訓練:中止)
11. 11	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 4日目(訓練:PM1回、F-15(6機):PM展開)
11. 12	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 5日目(訓練:PM1回)
11. 15	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 6日目(訓練:AM1回、PM1回)
11. 16	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 7日目(訓練:AM1回、PM1回)
11. 17	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 8日目(訓練:AM1回、PM1回)
11. 18	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 9日目(訓練:AM1回)
11. 19	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 10日目(F-15(10機):PM帰還)
11. 20	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地における訓練移転 11日目(F-15(2機):PM帰還)
11. 22	・訓練移転地元通知(石川県小松基地:タイプⅡ訓練 12/1~12/11)
11. 24	・「在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会」設立
11. 25	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による民主党、自民党、道内選出国会議員要望

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

（「3 訓練移転に関する主な経過」の続き）

年月日	件名・経過
H22. 11. 29	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議（市内関係団体） （「訓練移転の千歳市からの報告」、「訓練移転の国からの報告」）
H23. 1. 20	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会（在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転などについて）
3. 2	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会（平成23年度再編交付金に係る地域振興策事業などについて）
4. 28	・千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会（平成22年度事業報告、平成23年度事業計画などについて）
6. 24	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 （平成23年度要請活動、再編交付金を活用した地域振興策などについて）
7. 1	・訓練移転地元通知（福岡県築城基地：タイプⅡ訓練 7/8~7/15）
8. 24	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会（防音工事推進要請署名活動などについて）
10. 4	・訓練移転地元通知（クアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ島 10/10~10/31）
10. 26	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要望
11. 8	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局、民主党北海道要望
11. 17	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要望（防衛省、民主党、自民党、道内選出議員）
11. 25	・訓練移転地元通知（クアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ島 12/1~12/18）
H24. 1. 19	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会（要請活動結果などについて）
1. 31	・訓練移転地元通知（クアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 2/6~2/24）
2. 3	・訓練移転地元通知（茨城県百里基地：タイプⅡ訓練 2/13~2/24）
3. 1	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会（平成24年度再編交付金に係る地域振興策事業などについて）
4. 26	・千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会（平成23年度事業報告、平成24年度事業計画などについて）
5. 7	・訓練移転地元通知（クアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ島 5/14~6/8）
8. 2	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会（平成24年度要請（案）などについて）
8. 10	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置）（「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転（共同訓練）について」）【概略公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議（第1回）
8. 21	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要望
8. 27	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置）（「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転（共同訓練）について」）【具体的訓練計画の公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議（第2回）
8. 28	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議（市内関係団体）（「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要」、「北海道防衛局訓練移転現地対策本部について」、「市民からの問い合わせ用電話について」、「訓練移転実施時における米軍の事故発生時の連絡系統」）
9. 4	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
9. 5	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 1日目（FA-18（4機）：PM展開/訓練：PM1回）
9. 6	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 2日目（訓練：AM1回、PM1回）
9. 7	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 3日目 （訓練：AM1回、PM1回/FA-18（4機）：PM帰還）
9. 8	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還
	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
9. 18	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議（第3回）
9. 19	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議（市内関係団体） （「訓練移転の千歳市からの報告」、「訓練移転の国からの報告」）
9. 20	・訓練移転地元通知（クアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 9/27~10/25）
9. 25	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局、民主党北海道要望
10. 15	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置）（「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転（共同訓練）について」）【千歳基地における訓練移転の結果について】
10. 22	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会（平成24年度要請活動、米軍再編に係る千歳基地への訓練移転の報告、再編交付金を活用した地域振興策などについて）
11. 15	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要望（防衛省、民主党、自民党、道内選出議員）
11. 22	・訓練移転地元通知（クアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 11/29~12/18）
H25. 1. 7	・訓練移転地元通知（宮崎県新田原基地：タイプⅡ訓練 1/14~1/18）
1. 15	・訓練移転地元通知（クアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 1/21~1/30）
1. 23	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会（要請活動結果などについて）
	・訓練移転地元通知（クアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 1/29~2/15）
2. 19	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要望（防衛省、自民党、道内選出議員）
2. 26	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会（平成25年度再編交付金に係る地域振興策事業などについて）
4. 26	・千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会（平成24年度事業報告、平成25年度事業計画などについて）
6. 10	・訓練移転地元通知（宮崎県新田原基地：タイプⅡ訓練 6/17~6/21）
6. 17	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置） （「米軍再編に係る千歳基地における訓練移転（共同訓練）について」）【概略公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議（第1回）
7. 1	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置）（「米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転（共同訓練）について」）【具体的訓練計画の公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議（第2回）
7. 3	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議（市内関係団体） （「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要」、「北海道防衛局訓練移転現地連絡本部について」、「市民からの問い合わせ用電話について」、「訓練移転実施時における米軍の事故発生時の連絡系統」）
	・訓練移転地元通知（クアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 7/10~8/2）

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
H25. 7. 6	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
7. 8	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地における訓練移転 1日目(F-16(6機):AM展開/訓練:PM1回)
7. 9	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地における訓練移転 2日目(訓練:AM1回、PM1回)
7.10	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地における訓練移転 3日目(訓練:AM1回、PM1回)
7.11	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地における訓練移転 4日目(訓練:AM1回、PM1回)
7.12	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地における訓練移転 5日目(訓練:AM1回/F-16(6機):AM帰還)
7.13	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還
	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
7.24	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第3回)
7.25	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(平成25年度千歳飛行場騒音地区に関する要請書、米軍再編に係る千歳基地への訓練移転の結果などについて)
7.29	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置)(「米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練)について」【千歳基地における訓練移転の結果について】)
8. 1	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「訓練移転の千歳市からの報告」、「訓練移転の国からの報告」)
8. 6	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 8/12~8/23)
8.30	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要請
9.17	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要請
10.21	・訓練移転地元通知 (グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 10/28~11/8)
11. 7	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(中央要請(案)、再編交付金を活用した地域振興策などについて)
11.19	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要請(防衛省、自民党、道内選出議員)
11.26	・訓練移転地元通知 (グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 12/2~12/20)
	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 12/2~12/20)
	・訓練移転地元通知(石川県小松基地:タイプⅡ訓練 12/7~12/14)
H26. 1.21	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (防衛省他要請活動報告、米軍再編に係る訓練移転の拡充について)
2. 3	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 2/10~2/28)
	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 2/10~2/28)
2.24	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(平成26年度再編交付金に係る地域振興策事業などについて)
4.25	・千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会(平成25年度事業報告、平成26年度事業計画などについて)
6. 5	・訓練移転地元通知(青森県三沢基地:タイプⅡ訓練 6/12~6/24)
	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 6/19~7/10)
8. 5	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(平成26年度千歳飛行場騒音地区に関する要請書について)
8.29	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 9/5~9/26)
	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 9/15~10/7)
9. 8	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要請
	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要請
10.10	・訓練移転地元通知(宮崎県新田原基地:タイプⅡ訓練 10/18~10/31)
10.21	・訓練移転地元通知(石川県小松基地:タイプⅡ訓練 11/7~11/20)
11.18	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要請(防衛省、自民党、道内選出議員)
11.26	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 12/3~12/19)
12.19	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 (防衛省他要請活動報告、再編交付金に係る3年間のローリング事業等について)
H27. 1.27	・訓練移転地元通知 (グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場その周辺区域 2/2~2/28)
	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 2/9~2/28)
2.27	・訓練移転地元通知(茨城県百里基地:タイプⅡ訓練 3/9~3/21)
4.30	・千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会(平成26年度事業報告、平成27年度事業計画などについて)
7. 6	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 7/13~8/7)
8. 7	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 8/17~9/4)
	・訓練移転地元通知(福岡県築城基地:タイプⅡ訓練 8/21~9/3)
8.11	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会(平成27年度千歳飛行場騒音地区に関する要請書について)
8.31	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要請
	・訓練移転地元通知(茨城県百里基地:タイプⅡ訓練 9/7~9/18)
9. 4	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 9/11~10/8)
9. 9	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要請
11.13	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要請(防衛省、自民党、道内選出議員)
11.24	・訓練移転地元通知(青森県三沢基地:タイプⅡ訓練 12/1~12/18)
	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 12/2~12/18)
11.27	・訓練移転地元通知(宮崎県新田原基地:タイプⅠ訓練 12/8~12/11)
12.22	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)について」【概略公表】)
12.22	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第1回)
H28. 1. 5	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置)(「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練)について」【具体的訓練計画の公表】)
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第2回)

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

（「3 訓練移転に関する主な経過」の続き）

年月日	件名・経過
H28. 1. 7	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議（市内関係団体）（「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要」、「北海道防衛局訓練移転現地連絡本部について」、「市民からの問い合わせ用電話について」、「訓練移転実施時における米軍の事故発生時の連絡系統」） ・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
1. 12	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 1日目（FA-18（5機）：PM展開）
1. 13	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 2日目（訓練：AM1回、PM1回）
1. 14	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 3日目（訓練：AM中止、PM1回）
1. 15	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 4日目（訓練：AM1回、PM1回）
1. 18	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 5日目（訓練：AM1回、PM中止）
1. 19	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 6日目（訓練：中止）
1. 20	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 7日目（訓練：AM1回、PM1回）
1. 21	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 8日目（訓練：中止）
1. 22	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 9日目（訓練：AM1回/FA-18（5機）：PM帰還）
1. 23	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還 ・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
1. 27	・訓練移転地元通知（千歳島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 2/1~2/28） ・訓練移転地元通知（千歳島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 2/7~2/28）
2. 4	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議（第3回）
2. 5	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置）（「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転（共同訓練）について」）【千歳基地における訓練移転の結果について】
2. 19	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議（市内関係団体） （「訓練移転の千歳市からの報告」、「訓練移転の国からの報告」）
2. 21	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会 （防衛省他要請活動報告、米軍再編に係る千歳基地への訓練移転の結果などについて）
2. 24	・訓練移転地元通知（石川県小松基地：タイプⅡ訓練 3/7~3/18）
4. 28	・千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会（平成27年度事業報告、平成28年度事業計画などについて）
7. 13	・訓練移転地元通知（千歳島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 7/19~8/12） ・訓練移転地元通知（石川県小松基地：タイプⅠ訓練）（7/25~7/29）
8. 17	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会（平成28年度千歳飛行場騒音地区に関する要請書について）
8. 30	・訓練移転地元通知（千歳島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 9/2~10/5）
9. 1	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知 （千歳島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のテアン島の訓練場等、9/12~10/5）
9. 2	・訓練移転地元通知（千歳島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 9/8~9/23） ・訓練移転地元通知（千歳島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 9/8~9/27）
9. 13	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要請
9. 15	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要請
11. 14	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置） （「米軍再編に係る千歳基地における訓練移転（共同訓練）について」）【概略公表】
11. 15	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要請（防衛省、自民党、道内選出議員） ・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議（第1回）
11. 28	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置）（「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転（共同訓練）について」）【具体的訓練計画の公表】 ・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議（第2回）
11. 30	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議（市内関係団体）（「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要」、「北海道防衛局訓練移転現地連絡本部について」、「市民からの問い合わせ用電話について」、「訓練移転実施時における米軍の事故発生時の連絡系統」）
12. 2	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
12. 5	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 1日目（AV-8B（4機）：PM展開）
12. 6	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 2日目（訓練：中止）
12. 7	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 3日目（訓練：AM1回、PM1回）
12. 8	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 4日目（訓練：AM1回、PM1回）
12. 9	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 5日目（訓練：中止）
12. 12	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 6日目（訓練：AM中止、PM1回）
12. 13	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 7日目（訓練：中止）
12. 14	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 8日目（訓練：AM1回、PM1回）
12. 15	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 9日目（訓練：AM1回、PM1回）
12. 16	・米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地における訓練移転 10日目（AV-8B（2機）：PM帰還）
12. 19	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還（12/22）
12. 20	・訓練移転 AV-8B（2機）：PM帰還
12. 22	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
12. 27	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会（国設置）（「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転（共同訓練）について」）【千歳基地における訓練移転の結果について】
12. 28	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議（第3回）
H29. 1. 6	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議（市内関係団体） （「訓練移転の千歳市からの報告」、「訓練移転の国からの報告」）
2. 8	・訓練移転地元通知（千歳島のアンダーセン空軍基地及び北マリア諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射場 2/15~3/3） ・訓練移転地元通知（千歳島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 2/15~3/3）

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
H29. 2. 23	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知 (関山演習場、相馬原演習場及び相馬原駐屯地3/6~3/17)
4. 12	・訓練移転地元通知(グアム島のアンタール空軍基地及びその周辺区域 4/20~5/8)
6. 27	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会
6. 28	・訓練移転地元通知(青森県三沢基地:タイプⅡ訓練 7/7~7/14)
	・訓練移転地元通知(茨城県百里基地:タイプⅡ訓練 7/7~7/21)
7. 28	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知 (北海道大演習場、矢臼別演習場、上富良野演習場等 8/10~8/28)
8. 9	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会
9. 19	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要請
9. 22	・訓練移転地元通知(福岡県築城基地:タイプⅡ訓練 9/30~10/7)
10. 24	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要請
11. 9	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知(大矢野原演習場 12/8~12/20)
11. 17	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要請(防衛省、道内選出議員)
12. 19	・千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会
H30. 2. 1	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知(王城寺原演習場 2/15~3/2)
2. 2	・訓練移転地元通知(グアム島のアンタール空軍基地及び周辺地域、2/8~3/6)
	・訓練移転地元通知 (グアム島のアンタール空軍基地及び北マリアナ諸島のファロン・デ・マテニア空対地射爆撃場 2/12~3/9)
3. 26	・訓練移転地元通知(茨城県百里基地:タイプⅠ訓練)(4/6~4/12)
4. 2	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る千歳基地における訓練移転(共同訓練)について」)【概略公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第1回)
4. 13	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置)(「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練)について」)【具体的訓練計画の公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第2回)
4. 19	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要」、「北海道防衛局訓練移転現地連絡本部について」、「市民からの問い合わせ用電話について」、「訓練移転実施時における米軍の事故発生時の連絡系統」)
4. 20	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
4. 23	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地における訓練移転 1日目(F-16(6機):AM展開/訓練:PM1回)
	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地における訓練移転 2日目(訓練:AM1回、PM1回)
	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地における訓練移転 3日目(訓練:AM1回、PM1回)
	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地における訓練移転 4日目(訓練:AM1回、PM1回)
	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地における訓練移転 5日目(訓練:AM1回/F-16(6機):PM帰還)
4. 24	・平成30年度千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会
4. 27	・訓練移転地元通知(青森県三沢基地:タイプⅡ訓練 5/9~5/24)
4. 30	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還
	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
5. 15	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会幹事会(国設置)(「米軍再編に係る岩国飛行場から千歳基地への訓練移転(共同訓練)について」)【訓練実施結果、騒音測定結果】
5. 21	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第3回)
6. 4	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議 (市内関係団体へ資料配布:「訓練移転の千歳市からの報告」、「訓練移転の国からの報告」)
7. 9	・訓練移転地元通知(石川県小松基地:タイプⅡ訓練)(7/16~7/20)
8. 23	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知 (北海道大演習場、矢臼別演習場、上富良野演習場等 9/10~9/29) ※胆振東部地震により中止(9/6)
	・千歳飛行場騒音地区整備協議会第1回理事総会
8. 29	・訓練移転地元通知(グアム島のアンタール空軍基地及び周辺区域 9/4~9/30)
	・訓練移転地元通知 (グアム島のアンタール空軍基地及び北マリアナ諸島のファロン・デ・マテニア空対地射爆撃場 9/4~9/30)
	・訓練移転地元通知(グアム島のアンタール空軍基地及び周辺区域 9/10~9/21)
10. 19	・訓練移転地元通知(宮崎県新田原基地:タイプⅡ訓練 10/27~11/9)
	・訓練移転地元通知(福岡県築城基地:タイプⅡ訓練 11/5~11/8)
10. 30	・千歳飛行場騒音地区整備協議会第2回理事総会
11. 13	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要請
	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要請
11. 27	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要請(防衛省、道内選出国会議員)
H31. 2. 4	・訓練移転地元通知 (グアム島のアンタール空軍基地及び北マリアナ諸島のファロン・デ・マテニア空対地射爆撃場 2/11~3/7)
	・訓練移転地元通知(グアム島のアンタール空軍基地及び周辺空域 2/13~3/12)
3. 4	・訓練移転地元通知 (グアム島のアンタール空軍基地及び北マリアナ諸島のファロン・デ・マテニア空対地射爆撃場 3/11~3/29)
4. 15	・訓練移転地元通知(グアム島のアンタール空軍基地及び周辺空域4/22~4/27)
R 1. 5. 14	・令和元年度千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会
5. 27	・訓練移転地元通知(グアム島のアンタール空軍基地及び周辺空域6/3~6/28)
8. 27	・令和元年度千歳飛行場騒音地区整備協議会第1回理事総会

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

（「3 訓練移転に関する主な経過」の続き）

年月日	件名・経過
R 1. 9. 20	・訓練移転地元通知(石川県小松基地:タイフ II 訓練 10/1~10/4)
	・訓練移転地元通知(青森県三沢基地:タイフ II 訓練 10/10~11/4)
11. 14	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知 (饗庭野演習場、国分台演習場 12/1~12/13)
11. 27	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要請
	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要請
11. 28	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による中央要請(防衛省、道内選出国会議員)
12. 12	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知(大矢野原演習場、霧島演習場 1/18~1/30)
	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知 (北海道大演習場、矢臼別演習場、千歳基地等 R2. 1/22~2/8)
R 2. 1. 17	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及び周辺空域1/27~2/6)
	・訓練移転地元通知 (グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射爆撃場 1/31~3/6)
	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及び周辺空域2/4~3/11)
1. 22	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転(~2/8) (2/4 MV-22オスプレイ機 千歳基地到着) (2/5~2/7 MV-22オスプレイ機 離着陸訓練) (2/7 MV-22オスプレイ機 千歳基地出発) (2/10 MV-22オスプレイ機 千歳基地出発)
2. 12	・令和元年度千歳飛行場騒音地区整備協議会第2回理事総会
2. 25	・訓練移転地元通知 (グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射爆撃場 3/2~3/31)
5. 22	・令和2年度千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会(書面)
8. 3	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「千歳基地における米軍再編に係る訓練移転(共同訓練)について」)【概略公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第1回)
8. 17	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る嘉手納飛行場及び三沢飛行場から千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について」)【具体的訓練計画の公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第2回)
8. 18	・在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転における「新型コロナウイルス感染症」対策に関する要請
	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要」、「北海道防衛局訓練移転現地連絡本部について」、「市民からの問い合わせ用電話について」、「訓練移転実施時における米軍の事故発生時の連絡系統」、「新型コロナウイルス感染症対策」)
8. 19	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
8. 21	・F-15(6機):午後展開
	・米軍再編に係る嘉手納飛行場及び三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 1日目 (F-16(6機):午後展開/訓練:AM1回、PM1回)
	・米軍再編に係る嘉手納飛行場及び三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 2日目(訓練:AM1回、PM1回)
	・米軍再編に係る嘉手納飛行場及び三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 3日目(訓練:AM1回、PM1回)
	・米軍再編に係る嘉手納飛行場及び三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 4日目 (訓練:AM1回、PM1回/F-16(6機):午後帰還)
	・米軍再編に係る嘉手納飛行場及び三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 5日目 (訓練:AM1回/F-15(6機):午後帰還)
9. 3	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還
	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
9. 8	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会幹事会(国設置) (「米軍再編に係る嘉手納飛行場及び三沢飛行場から千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について」)【訓練実施結果、騒音測定結果】
9. 10	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第3回)
9. 25	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知(臥蛇島及び同周辺海空域 10/26~11/5)
10. 16	・訓練移転地元通知(宮崎県新田原基地:タイフ II 訓練 10/26~11/5)
11. 13	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知(関山演習場、相馬原演習場等 12/7~12/18)
11. 25	・令和2年度千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会
11. 27	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市、千歳市議会要請
12. 22	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要請
12. 23	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による書面要請(防衛省、道内選出国会議員)
R 3. 1. 25	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射爆撃場 2/1~2/28)
	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地及びその周辺区域 2/3~3/9)
5. 10	・令和3年度千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会(書面)
6. 30	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知(三沢対地射爆撃場等 7/14~7/24)
7. 26	・訓練移転地元通知 (グアム島のアンダーセン空軍基地北マリアナ諸島のファロン・デ・メーニウ空対地射爆撃場 8/4~9/3)
8. 23	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「千歳基地における米軍再編に係る訓練移転(共同訓練)について」)【概略公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第1回)

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
R 3. 9. 6	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について」)【具体的訓練計画の公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第2回)
	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
9. 7	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要」、「北海道防衛局訓練移転現地連絡本部について」、「市民からの問い合わせ用電話について」、「訓練移転実施時における米軍の事故発生時の連絡系統」、「新型コロナウイルス感染症対策」)
9. 9	・F-15(12機):午後展開
9. 13	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転 1日目(訓練:AM1回、PM1回)
9. 14	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転 2日目(訓練:AM1回、PM1回)
9. 15	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転 3日目(訓練:AM1回、PM1回)
9. 16	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転 4日目(訓練:AM1回、PM1回)
9. 17	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転 5日目(訓練:AM1回)
9. 21	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転 6日目(訓練:AM1回、PM1回)
9. 22	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転 7日目(訓練:AM1回、PM1回)
9. 27	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還
	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
10. 11	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会幹事会(国設置) (「米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について」)【訓練実施結果、騒音測定結果】
10. 21	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第3回)
11. 10	・令和3年度千歳飛行場騒音地区整備協議会理事総会
11. 11	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知(王城寺原演習場、岩手山演習場、八戸演習場、霞目駐屯地、矢臼別演習場 等 12/4~12/17)
11. 15	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市要請
11. 16	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要請
11. 26	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による要請(防衛省、道内選出国会議員)
12. 1	・訓練移転地元通知(茨城県百里基地:タイプⅡ訓練 12/13~12/17)
R 4. 1. 21	・訓練移転地元通知 (グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファロン・デ・マティニ空対地射場 1/24~2/24)
	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地 1/31~2/18)
2. 24	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知(東富士演習場、沼津海浜訓練場 3/4~3/25)
3. 4	・訓練移転地元通知 (グアム島のアンダーセン空軍基地及び北マリアナ諸島のファロン・デ・マティニ空対地射場 3/11~3/31)
3. 11	・訓練移転地元通知(福岡県築城基地:タイプⅡ訓練 3/22~3/25)
5. 27	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地 5/30~6/17)
5. 31	・令和4年度千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会
7. 29	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地 8/1~9/2)
8. 18	・訓練移転地元通知(石川県小松基地:タイプⅡ訓練 8/29~9/2)
9. 2	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知(矢臼別演習場、上富良野演習場、然別演習場、静内対空射撃場、計根別場外離着陸場 等 10/1~10/14)
10. 21	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知 (陸上自衛隊相浦駐屯地、奄美駐屯地、津多羅島及び徳之島 11/10~11/19)
10. 24	・訓練移転地元通知(宮崎県新田原基地:タイプⅡ訓練 11/8~11/18)
	・訓練移転地元通知(福岡県築城基地:タイプⅡ訓練 11/10~11/18)
11. 1	・訓練移転地元通知(茨城県百里基地:タイプⅡ訓練 11/10~11/18)
11. 7	・令和4年度千歳飛行場騒音地区整備協議会第1回理事総会
11. 14	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市要請
11. 18	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要請
11. 21	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による要請(防衛省、道内選出国会議員)
R 5. 1. 23	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地 1/24~2/27)
1. 27	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知 (日出生台演習場、高遊原分屯地、徳之島 2/16~3/12)
2. 3	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地 2/6~2/24)
	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地 2/8~3/2)
2. 6	・令和4年度千歳飛行場騒音地区整備協議会第2回理事総会
3. 8	・訓練移転地元通知(グアム島のアンダーセン空軍基地 3/13~3/27)
6. 16	・令和5年度千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会
8. 29	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知 (日出生台演習場、十文字原演習場、霧島演習場 10/14~10/31)
9. 4	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「千歳基地における米軍再編に係る訓練移転(共同訓練)について」)【概略公表】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第1回)
9. 14	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会(国設置) (「米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について」)【具体的訓練計画の公表】

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

「3 訓練移転に関する主な経過」の続き

年月日	件名・経過
R 5. 9. 15	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第2回)
9. 18	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
R 5. 9. 19	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体) (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要」、「北海道防衛局訓練移転現地連絡本部について」、「市民からの問い合わせ用電話について」、「訓練移転実施時における米軍の事故発生時の連絡系統」)
9. 25	・F-16(6機):午後展開
9. 26	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 1日目(訓練:AM1回、PM2回)
R 5. 9. 27	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 2日目(訓練:AM1回、PM2回)
9. 28	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 3日目(訓練:AM1回、PM2回)
9. 29	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 4日目(訓練:AM1回、PM1回)
10. 2	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 5日目(訓練:AM1回、PM2回)
10. 3	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 6日目(訓練:AM2回、PM1回)
10. 4	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 7日目(訓練:AM1回、PM1回)
10. 7	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還
10. 14	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
10. 19	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会幹事会(国設置) (「米軍再編に係る嘉手納飛行場から千歳基地への訓練移転に関する訓練計画概要について」)【訓練実施結果、騒音測定結果】
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議(第3回)
10. 25	・令和5年度千歳飛行場騒音地区整備協議会第1回理事総会
11. 2	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市要請
11. 15	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要請
11. 21	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による要請(防衛省、道内選出国會議員)
11. 22	・訓練移転地元通知(福岡県築城基地:タイフ II 訓練 12/5~12/15)
	・訓練移転地元通知(宮崎県新田原基地:タイフ II 訓練 12/8~12/20)
R 6. 1. 18	・訓練移転地元通知(茨城県百里基地:タイフ II 訓練 1/29~2/8)
1. 24	・訓練移転地元通知(グアム等 1/25~3/1)
2. 2	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知(相浦駐屯地、沖永良部島 2/25~3/17)
2. 8	・令和5年度千歳飛行場騒音地区整備協議会第2回理事総会
3. 7	・訓練移転地元通知(グアム等 3/11~3/24)
5. 8	・訓練移転地元通知(米国アラバマ州 5/13~6/14)
5. 10	・訓練移転地元通知(グアム等 5/17~6/21)
6. 6	・訓練移転地元通知(グアム等 6/7~6/18)
6. 20	・令和6年度千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会
6. 21	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知 (日出生台演習場及び大矢野原演習場 7/28~8/7)
7. 26	・訓練移転地元通知(米国アラバマ州 7/31~8/30)
9. 25	・訓練移転地元通知(宮崎県新田原基地:タイフ II 10/21~11/1)
9. 26	・回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転通知(九州周辺洋上の空域 10/23~11/1)
	・訓練移転地元通知(北海道千歳基地:タイフ II 10/21~11/1)(石川県小松基地:タイフ II 10/28~11/1)(福岡県築城基地:タイフ II 10/21~11/1)
9. 27	・米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡協議会幹事会(国設置)
	・千歳市日米共同訓練に関する庁内会議
10. 11	・米軍再編に係る千歳基地における訓練移転に伴う調整会議(市内関係団体)
10. 17	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 設置
10. 21	・F-16(12機)展開
	・米軍及び北海道防衛局によるブリーフィングの開催(訓練概要説明、質疑応答 等)
10. 22	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 1日目(AM1回、PM1回) ※日米共同統合演習(実動演習)と同時に実施につき、訓練の回数には同演習の回数も含む。以下、11/1実施分まで同じ。
10. 23	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 2日目(訓練:AM中止、PM1回)
10. 24	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 3日目(訓練:AM1回、PM2回)
10. 25	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 4日目(訓練:AM1回、PM2回)
10. 28	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 5日目(訓練:AM1回、PM2回)
10. 29	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 6日目(訓練:AM1回、PM1回)
10. 30	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 7日目(訓練:AM1回、PM1回)
10. 31	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 8日目(訓練:AM1回、PM1回)
11. 1	・米軍再編に係る三沢飛行場から千歳基地への訓練移転 9日目(訓練:AM1回)
	・訓練移転に係る整備要員、連絡要員帰還
11. 2	・北海道防衛局訓練移転現地連絡本部 閉所
11. 6	・令和6年度千歳飛行場騒音地区整備協議会第1回理事総会
11. 15	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市要請
	・令和6年度訓練移転地元通知(青森県三沢基地:タイフ II 12/2~12/13)
11. 19	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による北海道防衛局要請
11. 20	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による要請(防衛省、道内選出国會議員)
R 7. 1. 16	・米軍再編に係るグアム等への航空機訓練移転 通知(グアム等 1/20~2/26)
1. 24	・米軍再編に係る回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転 通知(相浦駐屯地 2/19~3/7)

(「3 訓練移転に関する主な経過」の続き)

年月日	件名・経過
R 7. 3. 7	・米軍再編に係るグアム等への航空機訓練移転 通知(グアム等 3/11~3/30)
6. 27	・令和7年度千歳飛行場騒音地区整備協議会通常総会
7. 11	・米軍再編に係るグアム等への航空機訓練移転 通知(グアム等 7/15~8/8)
8. 5	・米軍再編に係る回転翼機及びティルト・ローター機等の沖縄県外への訓練移転 通知(丘珠駐屯地、北海道大演習場、計根別着陸場、矢臼別演習場、日出生台演習場、大矢野原演習場、十文字原演習場 9/11~9/25)
8. 22	・米軍再編に係るグアム等への航空機訓練移転 通知(グアム等 8/27~9/1)
9. 5	・米軍再編に係る嘉手納飛行場から三沢基地への訓練移転 通知(青森県三沢基地:タイフーン II 9/25~10/10)
10. 27	・令和7年度千歳飛行場騒音地区整備協議会第1回理事総会
10. 31	・米軍再編に係る三沢飛行場から小松基地への訓練移転 通知(石川県小松基地:タイフーン II 訓練 11/10~11/19)
11. 14	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による千歳市要請
11. 17	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による要請(北海道防衛局)
11. 20	・千歳飛行場騒音地区整備協議会による要請(防衛省、道内選出国會議員)

4 在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転の実施状況

NO	期 間	参 加 部 隊		訓練の種類
		日本側	米軍側	
1	平成20年2月25日～ 平成20年2月28日	第2航空団 北部航空警戒管制団 F-15×4機	海兵第12飛行大隊所属 派遣海軍部隊(岩国) FA-18×4機、米軍要員13名	ﾀｲﾌﾟⅠ
2	平成20年12月8日～ 平成20年12月12日	第2航空団 北部航空警戒管制団 F-15×6機	第18航空団(嘉手納) F-15×5機 米軍要員74名	ﾀｲﾌﾟⅠ
3	平成21年4月20日～ 平成21年4月23日	第2航空団 北部航空警戒管制団 F-15×5機	海兵第12飛行大隊所属 派遣海軍部隊(岩国) FA-18×5機、米軍要員32名	ﾀｲﾌﾟⅠ
4	平成22年11月8日～ 平成22年11月19日	第2航空団 第3航空団(三沢) 北部航空警戒管制団 F-15×8機、F-2×6機	第18航空団(嘉手納) F-15×12機 米軍要員約170名	ﾀｲﾌﾟⅡ
5	平成24年9月5日～ 平成24年9月7日	第2航空団 北部航空警戒管制団 F-15×8機	第12海兵航空群(岩国) FA-18×4機 米軍要員約20名	ﾀｲﾌﾟⅠ
6	平成25年7月8日～ 平成25年7月12日	第2航空団 北部航空警戒管制団 F-15×6機	第35戦闘航空団(三沢) F-16×6機 米軍要員約80名	ﾀｲﾌﾟⅡ
7	平成28年1月12日～ 平成28年1月22日	第2航空団 北部航空警戒管制団 警戒航空隊 F-15×6機、E-2C×1機	第12海兵航空群(岩国) FA-18×5機 米軍要員約70名	ﾀｲﾌﾟⅡ
8	平成28年12月5日～ 平成28年12月16日	第2航空団 北部航空警戒管制団 F-15×4機	第12海兵航空群(岩国) AV-8B×4機 米軍要員約81名	ﾀｲﾌﾟⅡ
9	平成30年4月23日～ 平成30年4月27日	第2航空団、 北部航空警戒管制団 F-15×4機	第35戦闘航空団(三沢) F-16×6機 米軍要員約100名	ﾀｲﾌﾟⅡ
10	令和2年8月24日～ 令和2年8月28日	第2航空団、第1輸送航空隊、第2輸 送航空隊、第3輸送航空隊 F-15×8機、C-130×1機、 C-1×1機、C-2×1機	第18航空団(嘉手納) 第35戦闘航空団(三沢) F-15×6機、F-16×6機 米軍要員約200名	ﾀｲﾌﾟⅡ
11	令和3年9月13日～ 令和3年9月22日	第2航空団、航空救難団F-15×12 機、U-125A×1機 UH-60J×1機	第18航空団(嘉手納) F-15×12機、E-3C×1機 米軍要員約240名	ﾀｲﾌﾟⅡ
12	令和5年9月26日～ 令和5年10月4日	第2航空団 F-15×12機	第18航空団(嘉手納) 第35戦闘航空団(三沢) F-16×12機、E-3G×1機 米軍要員約220名	ﾀｲﾌﾟⅡ
13	令和6年10月21日～ 令和6年11月1日	第2航空団 F-15×12機程度	第35戦闘航空団(三沢) F-16×12機程度 米軍要員約180名	ﾀｲﾌﾟⅡ

5 訓練移転に関する主な要望内容

年月日	要望内容
H18. 7. 11	在日米軍再編に伴う訓練移転に関する緊急要望について 在日米軍再編にかかる千歳飛行場への訓練移転につきましては、7月7日(金)、「訓練移転の受け入れはやむを得ない」と判断したものであります。 今後、この判断を以って市民説明会を行います。国との協定締結や騒音対策の推進、地域振興策などの実施が、市民の理解を得るための大変重要なポイントと考えております。 つきましては、国におかれましては、住民の不安や懸念を払拭するための協定の締結と、平成19年度の予算編成に向けた事業として、次の各種事項の実現について、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 1 協定の締結 2 住宅防音工事(新規・追加)の待機世帯の解消 3 防音建具機能復旧工事の待機世帯を3ヶ年で解消 4 訓練に伴う騒音値の情報提供のための騒音情報公開システムの設置検討 5 青葉地区の騒音測定局の新設 6 訓練移転対応窓口の充実 7 各種周辺整備対策事業の実施 8 再編交付金の創設 9 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額 10 現行の基地周辺対策予算の確保 (要請項目) 1 協定の締結 これまで協議してきた訓練移転に伴う安全・安心対策、騒音対策、地域振興策、さらには、使用条件である年間の使用日数60日以内を維持することなどを明記した協定の締結を確実に実行していただきたい。 なお、平成20年度以降の予算編成にかかる地域振興策については、協定締結までに協議をさせていただきたい。 2 住宅防音工事(新規・追加)の待機世帯の解消 住宅防音工事は、騒音軽減対策として最も有効な対策であり、重点課題としてとらえておりますが、平成17年度末現在で、約350件の待機が発生しています。これらの待機状況を早急に解消していただきたい。 3 防音建具機能復旧工事の待機世帯を3ヶ年で解消 防音建具機能復旧工事については、平成17年度末現在で、約1,800件の待機が発生しております。 これまでの工事対象は、昭和54年頃までに実施している家屋となっており、建物の老朽化に加え、建具の製造年が古く交換部品が生産中止となっている場合もあり、早急な対応が必要でありますことから、平成19年度から3年間を目途としてこの待機状況を解消していただきたい。 4 訓練に伴う騒音値の情報提供のための騒音情報公開システムの設置検討 行政情報の公開は、現在の行政運営上必要不可欠でありますことから、市民が訓練に伴う騒音発生状況などをリアルタイムで公開できる情報公開システムを構築していただきたい。 5 青葉地区の騒音測定局の設置 航空機騒音の把握に向けて、騒音直下地域である青葉地区に騒音測定局を設置していただきたい。 6 訓練移転対応窓口の充実 このたびの訓練移転に際しては、事故、事件等の未然防止に向け、米国側に対して引き続き安全管理や綱紀肅正の徹底を求めていくとしており、あわせて、訓練期間中、局職員を現地に配置し対応に万全を期していくとしておりますが、万が一米軍人と住民との間にトラブルが発生した際には、迅速に対処できるよう対応窓口を充実するとともに、英語や事故処理に堪能な職員を配置していただきたい。 7 各種周辺整備対策事業の実施 平成19年度重点事業として、次の事業を採択していただきたい。 ・水道施設整備事業 ・破碎処理場改修(更新)事業 ・北陽小学校増築事業 8 再編交付金の創設 現在、国においては、在日米軍再編にかかる関係自治体に対する「再編交付金」の創設を検討されていると仄聞しております。逼迫する地方財政において防衛施設の安定的な運用を維持するうえからも、地域振興策等に充当可能な財源となるよう、相応額の確保とともに、用途についても緩和を図っていただきたい。 9 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額 在日米軍再編に伴う訓練移転が行われた場合には、様々な財政負担が生ずることから、特定防衛施設周辺整備調整交付金を増額していただきたい。さらに、平成14・15年度の東側滑走路の改良と改良後の不具合により、市街地に近い西側滑走路の使用頻度が高くなっており、騒音被害が甚大となっておりますことから、引き続き、ご配慮をいただきたい。 10 現行の基地周辺対策予算の確保 先の閣議決定においては、在日米軍の再編に関し、「法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずる」としてありますが、他方、「政府全体として一層の経費節減・合理化を行う中で、防衛関係費においても思い切った合理化・効率化を行う」としてあります。現行の基地周辺対策予算は、防衛施設周辺住民の生活環境の整備に大きく寄与しておりますことから、在日米軍の再編に伴い減額されることのないよう、所要額の確保についてご配慮をいただきたい。

〔5 訓練移転に関する主な要望内容〕の続き

年月日	要望内容
H19. 1. 29	「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結に伴う要望(千歳市) 平素より、千歳市の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転につきましては、平成18年7月7日に、千歳市は他の自治体に先駆けて受け入れを容認し、7月11日に10項目の緊急要望を行い、更に、当市市議会におきましても10月25日に要望を行っているところであります。 このような中で、去る1月26日には、騒音対策や地域振興策等の生活環境の整備、市民の安全・安心対策などを内容とする「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」を札幌防衛施設局長との間で締結をいたしました。 つきましては、今後、市民の不安や懸念を払拭するためには当該協定を確実に順守するとともに、騒音対策や地域振興策の推進が必要不可欠と考えておりますので、次の要望事項につきまして、特段のご高配を賜りますようお願い申し上げます。 (要請項目) 1 協定の確実な順守 防衛施設の安定的・継続的な使用のためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠でありますことから、協定の順守をお願いいたします。 2 騒音対策について (1) 住宅防音工事(新規・追加)の待機世帯の解消と現騒音区域内の告示後住宅を対象とした防音工事の実施 住宅防音工事は、騒音軽減対策として最も有効な対策であり、重点課題としてとらえておりますが、平成17年度末現在で、約350件の待機が発生しております。これらの待機状況を早急に解消していただきたい。また、騒音激甚地区における告示後住宅への防音工事につきましては、新たな騒音度調査の結果を待つのではなく、早急に対応をされますようお願いいたします。 (2) 防音建具機能復旧工事の待機世帯を3ヶ年で解消 防音建具機能復旧工事については、平成17年度末現在で、約1,800件の待機が発生しております。これまでの工事対象は、昭和54年頃までに実施している家屋となっており、建物の老朽化に加え、建具の製造年が古く交換部品が生産中止となっている場合もあり、早急な対応が必要でありますことから、平成19年度から3年間を目途としてこの待機状況を解消していただきたい。 (3) エアコンを助成対象とすること 夏季に窓を閉め切った場合は、北海道においても室温が著しく上昇すること、また、冬季には結露が見られることから、エアコンを助成対象としていただきたい。 (4) 訓練に伴う騒音値の情報提供に向けた騒音情報公開システムの設置 行政情報の公開は、現在の行政運営上必要不可欠でありますことから、市民が訓練に伴う騒音発生状況などをリアルタイムで公開できる情報公開システムを構築していただきたい。 (5) 青葉地区の騒音測定局の新設 航空機騒音の把握に向けて、騒音直下地域である青葉地区に騒音測定局を設置していただきたい。 (6) 訓練移転対応窓口の充実 このたびの訓練移転に際しては、事故、事件等の未然防止に向け、米国側に対して引き続き安全管理や綱紀粛正の徹底を求めているとしており、あわせて、訓練期間中、局職員を千歳市に配置し対応に万全を期していくとしておりますが、万が一米軍人と住民との間にトラブルが発生した際には、迅速に対処できるよう対応窓口を充実するとともに、英語や事故処理に堪能な職員を配置していただきたい。 3 各種交付金の増額配分について (1) 各種地域振興策の推進 平成20年度以降の予算編成にかかる地域振興策については、今後、協議をさせていただきたい。 (2) 再編交付金の創設 現在、国においては、在日米軍再編にかかる関係自治体に対する「再編交付金」の創設を検討されていると仄聞しております。逼迫する地方財政において防衛施設の安定的な運用を維持するうえからも、地域振興策等に充当可能な財源となるよう用途の制限緩和とともに、所要額の配分にご配慮をいただきたい。 (3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金の増額 在日米軍再編に伴う訓練移転が行われた場合には、様々な財政負担が生ずることから、特定防衛施設周辺整備調整交付金を増額していただきたい。さらに、平成14・15年度の東側滑走路の改良と改良後の不具合により、市街地に近い西側滑走路の使用頻度が高くなっており、今後も滑走路の改修工事に伴い騒音被害が長期に亘ることから、引き続き、ご配慮をいただきたい。 (4) 現行の基地周辺対策予算の確保 在日米軍の再編に関し、「法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずる」としてありますが、他方、「政府全体として一層の経費節減・合理化を行う中で、防衛関係費においても思い切った合理化・効率化を行う」としてあります。現行の基地周辺対策予算は、防衛施設周辺住民の生活環境の整備に大きく寄与しておりますことから、在日米軍の再編に伴い減額されることのないよう、所要額の確保についてご配慮をいただきたい。
H19. 1. 29	「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結に伴う要望(千歳市・苫小牧市連名) 平素より、千歳市、苫小牧市の行政運営に対しまして、格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。 さて、在日米軍再編に係る千歳基地への訓練移転につきましては、既に両市共に受け入れを容認しておりますが、去る1月26日に、騒音対策や地域振興策等の生活環境の整備、市民の安全・安心対策などを内容とする「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」を札幌防衛施設局長との間で締結したところであります。

(「5 訓練移転に関する主な要望内容」の続き)

年月日	要望内容
H19. 1. 29	つきましては、防衛施設の安定的・継続的な使用のためには、地域住民の理解と協力が必要不可欠でありますことから、協定の順守とともに騒音対策や地域振興策などの基地周辺対策の推進につきまして、地元の実情を十分ご理解いただき、特段のご配慮をお願い申し上げます。
H19. 2. 13	米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する要請について (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議(北海道設置)」要望)」 米軍再編に係る千歳基地への訓練移転につきましては、全国に先駆けて千歳市が昨年7月に、また、苫小牧市が同年8月に受け入れを容認し、本年1月26日には、その内容等を確認する協定を、札幌防衛施設局との間で締結したところであります。 地元としては、訓練移転に伴う地域住民の不安や懸念を解消するためには、早期に具体的な訓練内容の説明を行うことが重要と考えておりますが、1月31日に防衛施設庁から発表された訓練計画には、具体的な基地名などが示されておらず、地域住民に説明する内容としては十分であるとは言えないものと考えております。 特に、最も関心の高まる訓練初年度における住民への対応は、非常に重要なものと考えます。 つきましては、次の事項について要請いたしますので、国におかれましては、地元の意向を十分に配慮していただくようお願いいたします。 1 協定の遵守について 訓練の実施にあたっては、千歳市・苫小牧市が札幌防衛施設局と締結した「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」を確実に遵守すること。 2 訓練情報について 住民の不安や懸念を解消するためには、訓練に関する様々な情報をできるだけ早く周知することが重要であり、訓練の実施時期や規模など、住民生活に密接に関連する情報については、早期に提示すること。 3 地域振興策について 米軍再編推進特別措置法が2月9日に閣議決定されたところであるが、具体的な内容の決定にあたっては、地元の意向を十分に反映すること。
H19. 7. 23	米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する要請について (「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する連絡会議(北海道設置)」要望)」 米軍再編に係る千歳基地への訓練移転につきましては、本年1月26日に貴局と千歳市、苫小牧市の間で協定が締結され、2月13日には連絡会議として協定の遵守などについて、防衛省、防衛施設庁へ要請を行ったところであります。 私どもとしては、訓練移転に伴う地域住民の不安や懸念を解消するためには、訓練計画が早期に地元へ通知されることが重要と考えております。 また、米軍再編特措法が5月30日に公布されましたが、再編交付金の内容が示される政令については、未だ公布されておられません。 つきましては、今回、次の項目について要請いたしますので、国におかれましては、これら地元の切実な要望に対し、ご配慮いただけますようお願いいたします。 1 訓練計画の早期提示について 住民の不安や懸念に応えるためには、訓練の実施時期など、訓練に関する様々な情報をできるだけ早く住民に対して周知することが重要であり、訓練計画を可能な限り早期に提示すること。 2 地域振興策について 各種周辺整備対策事業の着実な実施を図るとともに、米軍再編特措法に基づく再編交付金に関する政令の制定にあたっては、地元の意向に十分に配慮すること。 3 騒音対策について 住宅防音工事に対する助成の拡充など、これまで地元が要望している騒音対策について、十分に配慮すること。
H23. 11. 24	在日米軍再編の訓練移転に関する要望(在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会) わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、基地周辺の住民生活に、戦闘機による騒音など、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう理解と協力をしておりますが、国においては、訓練移転が安全・安心して行われるよう十分な対策を講じるとともに、住民の福祉と生活環境の改善のため、次の事項について要望いたします。 (要望項目) 1 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に順守していただきたい。 (2) 訓練移転においては、米軍人の綱紀粛正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

（「5 訓練移転に関する主な要望内容」の続き）

年月日	要望内容
H23. 11. 24	2 再編交付金について (1) 再編交付金については、自治体の弾力的運用が図れる「一般財源化」に向けた関係法令の改正を行っていただきたい。 (2) 現行措置法においては、再編交付金の効力が平成29年3月31日までとなっているが、これまで行われた在日米軍再編に係る訓練移転では、6基地において計画的に実施され、相応の負担と貢献を果たしていることから、再編交付金の交付期間を当分の間延長をしていただきたい。
H24. 11. 29	在日米軍再編の訓練移転に関する要望（在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会） わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、基地周辺の住民生活に、戦闘機による騒音など、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう理解と協力をしておりますが、国においては、訓練移転が安全・安心して行われるよう十分な対策を講じるとともに、住民の福祉と生活環境の改善のため、次の事項について要望いたします。 （要望項目） 1 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に順守していただきたい。 (2) 訓練移転においては、米軍人の綱紀粛正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 2 再編交付金について (1) 再編交付金については、自治体の弾力的運用が図れる「一般財源化」に向けた関係法令の改正を行っていただきたい。 (2) 現行措置法においては、再編交付金の効力が平成29年3月31日までとなっているが、これまで行われた在日米軍再編に係る訓練移転では、6基地において計画的に実施され、相応の負担と貢献を果たしていることから、再編交付金の交付期間を当分の間延長をしていただきたい。 3 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W区域まで拡大していただきたい。
H25. 1. 31	在日米軍再編の訓練移転に関する要望（在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会） わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、基地周辺の住民生活に、戦闘機による騒音など、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう理解と協力をしておりますが、国においては、訓練移転が安全・安心して行われるよう十分な対策を講じるとともに、住民の福祉と生活環境の改善のため、次の事項について要望いたします。 （要望項目） 1 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に順守していただきたい。 (2) 訓練移転においては、米軍人の綱紀粛正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 2 再編交付金について (1) 再編交付金については、自治体の弾力的運用が図れる「一般財源化」に向けた関係法令の改正を行っていただきたい。 (2) 現行措置法においては、再編交付金の効力が平成29年3月31日までとなっているが、これまで行われた在日米軍再編に係る訓練移転では、6基地において計画的に実施され、相応の負担と貢献を果たしていることから、再編交付金の交付期間を当分の間延長をしていただきたい。 3 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W区域まで拡大していただきたい。
H25. 11. 28	在日米軍再編の訓練移転に関する要望（在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会） わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。

(「5 訓練移転に関する主な要望内容」の続き)

年月日	要望内容
H25. 11. 28	在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、基地周辺の住民生活に、戦闘機による騒音など、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう理解と協力をしておりますが、国においては、訓練移転が安全・安心して行われるよう十分な対策を講じるとともに、住民の福祉と生活環境の改善のため、次の事項について要望いたします。 (要望項目) 1 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に順守していただきたい。 (2) 訓練移転においては、米軍人の綱紀肅正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 2 再編交付金について (1) 現行措置法においては、再編交付金の効力が平成29年3月31日までとなっているが、これまで行われた在日米軍再編に係る訓練移転では、6基地において計画的に実施され、相応の負担と貢献を果たしていることから、再編交付金の交付期間を当分の間延長をしていただきたい。 (2) 再編交付金については、既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等への使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。 3 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden57dB)区域まで拡大していただきたい。 (3) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。
H26. 11. 26	在日米軍再編の訓練移転に関する要望(在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会) わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、基地周辺の住民生活に、戦闘機による騒音など、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう理解と協力をしておりますが、国においては、訓練移転が安全・安心して行われるよう十分な対策を講じるとともに、住民の福祉と生活環境の改善のため、次の事項について要望いたします。 (要望項目) 1 再編交付金について (1) 現行特措法においては、再編交付金の効力が平成29年3月31日までとなっているが、これまで行われた36回の在日米軍再編に係る訓練移転では、6基地において計画的に実施され、相応の負担と貢献を果たしております。 平成29年度以降においても訓練移転が継続される場合については、再編交付金の交付期間を延長していただきたい。 (2) 再編交付金について、現在、都道府県への交付拡大を検討されているが基地周辺住民の理解を得るため日頃より対応している市町村への交付額が減額されることのないよう所要額の確保を図っていただきたい。 (3) 再編交付金については、既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等への使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。 2 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に順守していただきたい。 (2) 訓練移転においては、米軍人の綱紀肅正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 3 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden57dB)区域まで拡大していただきたい。 (3) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。 (4) 空気調和機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事の希望から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。
H27. 11. 26	在日米軍再編の訓練移転に関する要望(在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会) わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

（「5 訓練移転に関する主な要望内容」の続き）

年月日	要望内容
	在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、基地周辺の住民生活に、戦闘機による騒音など、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう理解と協力をして おりますが、国においては、訓練移転が安全・安心して行われるよう十分な対策を講じるとともに、住民の福祉と生活環境の改善のため、次の事項について要望いたします。 （要望項目） 1 再編交付金について (1) 現行特措法においては、再編交付金の効力が平成29年3月31日までとなっているが、これまで行われた39回の在日米軍再編に係る訓練移転では、6基地において計画的に実施され、相応の負担と貢献を果たしております。平成29年度以降においても訓練移転が継続される場合については、現行特措法の延長により、再編交付金の交付期間を延長していただきたい。 (2) 再編交付金については、既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等への使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。 2 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に順守していただきたい。 (2) 訓練移転においては、米軍人の綱紀肅正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 3 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden57dB)区域まで拡大していただきたい。 (3) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。 (4) 空気調和機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事の希望から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。
H28. 1. 22	在日米軍再編の訓練移転に関する要望（在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会） わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、基地周辺の住民生活に、戦闘機による騒音など、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう理解と協力をして おりますが、国においては、訓練移転が安全・安心して行われるよう十分な対策を講じるとともに、住民の福祉と生活環境の改善のため、次の事項について要望いたします。 （要望項目） 1 再編交付金について (1) 現行特措法においては、再編交付金の効力が平成29年3月31日までとなっているが、これまで行われた42回の在日米軍再編に係る訓練移転では、6基地において計画的に実施され、相応の負担と貢献を果たしております。平成29年度以降においても訓練移転が継続される場合については、現行特措法の延長により、再編交付金の交付期間を延長していただきたい。 (2) 再編交付金については、既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等への使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。 2 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に順守していただきたい。 (2) 訓練移転においては、米軍人の綱紀肅正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 3 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden57dB)区域まで拡大していただきたい。 (3) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。 (4) 空気調和機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事の希望から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。
H28. 5. 30 ～ H28. 5. 31	再編交付金の継続に関する特別要望（在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会） 再編特措法に基づく再編交付金の効力が平成29年3月31日をもって失効しますが、失効後も再編訓練の実施が予想され、基地周辺住民は、引き続き訓練移転により生じる諸障害の影響を受けることになります。このため、国は、騒音対策及び周辺対策はもとより、地域住民から理解を得るための諸対策を積極的に講じていく必要があるものと考えております。

(「5 訓練移転に関する主な要望内容」の続き)

年月日	要望内容
H28. 5. 30 ～ H28. 5. 31	6基地関係自治体は住民に対し、再編訓練は日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄の負担軽減を目的としており、従来の共同訓練とは別事案であるとの説明を行ってきております。 また、再編交付金を恒久法である環境整備法等に規定した場合、自衛隊が通常行う共同訓練と同列の位置付けとなり、住民から再編訓練の常態化を容認したものと受け取られることが懸念されることから、時限法などにより、その時点での新たな情勢に対する議論の余地を担保することが必要です。 これらの主旨をご理解いただき、再編特措法の効力失効後は、新たな法律に基づく制度の創設等により、これまでと同様、再編訓練を特別の措置として位置付け、再編交付金を継続していただきたい。
H28. 10. 26	在日米軍再編の訓練移転に関する要望(在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会) わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、基地周辺の住民生活に、戦闘機による騒音など、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう理解と協力をしておりますが、国においては、訓練移転が安全・安心して行われるよう十分な対策を講じるとともに、住民の福祉と生活環境の改善のため、次の事項について要望いたします。 (要望事項) 1 再編交付金について (1) 再編特措法に基づく再編交付金の効力が平成29年3月31日をもって失効しますが、失効後も再編訓練の実施が予想され、基地周辺住民は、引き続き訓練移転により生じる諸障害の影響を受けることとなります。国は、地域住民から理解を得るための諸対策を積極的に講じていく必要があるものと考えておりますが、再編交付金を継続するにあたり、恒久法である環境整備法等に規定した場合、住民から再編訓練の常態化を容認したものと受け取られることが懸念されるため、時限法などにより、その時点での新たな情勢に対する議論の余地を担保することが必要です。このため、新たな法律に基づく制度の創設等により、これまでと同様、再編訓練を特別の措置として位置付け、再編交付金を継続していただきたい。 (2) 再編交付金については、既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等への使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。 2 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に順守していただきたい。 (2) 訓練移転においては、米軍人の綱紀粛正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 3 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden57dB)区域まで拡大していただきたい。 (3) 業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。 (4) 空気調和機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事希望届の提出から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。
H29. 11. 29	在日米軍再編の訓練移転に関する要望(在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会) わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進めその維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、戦闘機による騒音など、基地周辺の住民生活に、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう、地域住民の理解と協力を得るべく努力をしておりますが、国においては、引き続き訓練移転が安全・安心して行われるよう十分な対策を講じるとともに、関係自治体と十分に協議を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策が実現できるよう、次の事項について、強く要望いたします。 (要望事項) 1 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に順守していただきたい。 (2) 訓練移転においては、米軍人の綱紀粛正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 2 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden 57dB)区域まで拡大していただきたい。 (3) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

「5 訓練移転に関する主な要望内容」の続き

年月日	要望内容
H29. 11. 29	(4) 空気調和機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事希望届の提出から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。 3 再編関連訓練移転等交付金について (1) 平成29年より交付された再編関連訓練移転等交付金は平成38年度までの10年間、毎年度ごとの予算措置により交付されますが、再編訓練は今後も実施されることから、基地周辺住民は、引き続き訓練移転による諸障害の影響を受けることになります。ついては、住民の生活の安定に及ぼす影響が継続されることを考慮し、再編関連訓練移転交付金について、所要額の確保及び安定的な交付を行っていただきたい。 (2) 再編関連訓練移転等交付金については、既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等への使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。
H30. 11. 27	在日米軍再編の訓練移転に関する要望(在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会) わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進めその維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、戦闘機による騒音など、基地周辺の住民生活に、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう、地域住民の理解と協力を得るべく努力をしておりますが、国においては、引き続き訓練移転が安全に行われ、住民が安心して生活できるよう十分な対策を講じるとともに、関係自治体と十分に協議を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策が実現できるよう、次の事項について、強く要望いたします。 1 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に遵守していただきたい。 (2) 訓練移転実施の際は、米軍人の綱紀粛正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 2 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden57dB)区域まで拡大していただきたい。 (3) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。 (4) 空気調和機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事希望届の提出から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。 3 再編関連訓練移転等交付金について (1) 再編関連訓練移転等交付金は平成29年度から平成38年度までの10年間、毎年度ごとの予算措置により交付されますが、再編訓練は今後も実施されることから、基地周辺住民は、引き続き訓練移転による諸障害の影響を受けることになります。ついては、住民の生活の安定に及ぼす影響が継続されることを考慮し、再編関連訓練移転等交付金について所要額を確保するとともに、実績分の早期交付など、安定的な交付を行っていただきたい。 (2) 再編関連訓練移転等交付金については、既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等、自治体の弾力的運用が可能となるよう、使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。
R1. 11. 8	在日米軍再編の訓練移転に関する要望(在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会) わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進めその維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、戦闘機による騒音など、基地周辺の住民生活に、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう、地域住民の理解と協力を得るべく努力をしておりますが、国においては、引き続き訓練移転が安全に行われ、住民が安心して生活できるよう十分な対策を講じるとともに、関係自治体と十分に協議を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策が実現できるよう、次の事項について、強く要望いたします。 1 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に遵守していただきたい。 (2) 訓練移転実施の際は、米軍人の綱紀粛正の徹底など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 2 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden 57dB)区域まで拡大していただきたい。 (3) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。

(「5 訓練移転に関する主な要望内容」の続き)

年月日	要望内容
R1. 11. 8	(4) 空調調和機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事希望届の提出から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。 3 再編関連訓練移転等交付金について (1) 再編関連訓練移転等交付金は平成29年度から令和8年度までの10年間、毎年度ごとの予算措置により交付されますが、再編訓練は今後も実施されることから、基地周辺住民は、引き続き訓練移転による諸障害の影響を受けることになります。ついては、住民の生活の安定に及ぼす影響が継続されることを考慮し、再編関連訓練移転等交付金について所要額を確保するとともに、交付金を活用した事業計画の促進のため、実績分の早期交付など、安定的な交付を行っていただきたい。 (2) 再編関連訓練移転等交付金については、既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等、自治体の弾力的運用が可能となるよう、使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。
R2. 11. 25	在日米軍再編の訓練移転に関する要望(在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会) わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進めその維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、戦闘機による騒音など、基地周辺の住民生活に、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう、地域住民の理解と協力を得るべく努力をしておりますが、国においては、引き続き訓練移転が安全に行われ、住民が安心して生活できるよう十分な対策を講じるとともに、関係自治体と十分に協議を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策が実現できるよう、次の事項について、強く要望いたします。 1 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定を確実に遵守していただきたい。 (2) 訓練移転実施の際は、米軍人の綱紀粛正の徹底、事前の情報提供、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (4) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 2 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden 57dB)区域まで拡大していただきたい。 (3) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。 (4) 空調調和機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事希望届の提出から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。 3 再編関連訓練移転等交付金について (1) 再編関連訓練移転等交付金は平成29年度から令和8年度までの10年間、毎年度ごとの予算措置により交付されますが、再編訓練は今後も実施されることから、基地周辺住民は、引き続き訓練移転による諸障害の影響を受けることになります。ついては、住民生活に及ぼす影響が継続されることを考慮し、再編関連訓練移転等交付金について所要額を確保するとともに、交付金を活用した事業計画の促進のため、実績分の早期交付など、安定的な交付を行っていただきたい。 (2) 再編関連訓練移転等交付金については、既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等、自治体の弾力的運用が可能となるよう、使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。
R3. 11. 25	在日米軍再編の訓練移転に関する要望(在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会) わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、戦闘機による騒音など、基地周辺の住民生活に、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう、地域住民の理解と協力を得るべく努力をしておりますが、国においては、引き続き訓練移転が安全に行われ、住民が安心して生活できるよう十分な対策を講じるとともに、関係自治体と十分に協議を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策が実現できるよう、次の事項について、強く要望いたします。 1 訓練移転について (1) 訓練移転の実施にあたっては、協定等を確実に遵守していただきたい。 (2) 訓練移転実施の際は、米軍人の綱紀粛正の徹底、事前の情報提供、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 住民の良好な生活環境の確保や負担軽減のため、土曜日、日曜日、祝日および早朝・深夜に訓練を実施しないでいただきたい。 (4) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (5) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 2 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

「5 訓練移転に関する主な要望内容」の続き

年月日	要望内容
R3. 11. 25	(2) 対象区域を70W(Lden 57dB) 区域まで拡大していただきたい。 (3) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。 (4) 空気調和機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事希望届の提出から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。 3 再編関連訓練移転等交付金について (1) 再編関連訓練移転等交付金は平成29年度から令和8年度までの10年間、毎年度ごとの予算措置により交付されますが、再編訓練は今後も実施されることから、基地周辺住民は、引き続き訓練移転による諸障害の影響を受けることになります。ついては、住民生活に及ぼす影響が継続されることを考慮し、再編関連訓練移転等交付金について所要額を確保するとともに、交付金を活用した事業計画の促進のため、実績分の早期交付など、安定的な交付を行っていただきたい。 (2) 再編関連訓練移転等交付金については、既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等、自治体の弾力的運用が可能となるよう、使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。
R4. 11. 15	在日米軍再編の訓練移転に関する要望（在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会） わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、戦闘機による騒音など、基地周辺の住民生活に、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう、地域住民の理解と協力を得るべく努力をしておりますが、国においては、引き続き訓練移転が安全に行われ、住民が安心して生活できるよう十分な対策を講じるとともに、関係自治体と十分に協議を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策が実現できるよう、次の事項について、強く要望いたします。 1 訓練移転について (1) 協定等を確実に遵守していただきたい。 (2) 米軍人の綱紀粛正の徹底、事前の情報提供、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 住民の良好な生活環境の確保や負担軽減のため、土曜日、日曜日、祝日および早朝・深夜に訓練を実施しないでいただきたい。 (4) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (5) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 2 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden 57dB) 区域まで拡大していただきたい。 (3) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。 (4) 空気調和機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事希望届の提出から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。 (5) 住宅防音工事の待機世帯については、現在も相当数の希望者がいることから、所要額を確保し、早急に解消していただきたい。 3 再編関連訓練移転等交付金について (1) 再編関連訓練移転等交付金は、令和8年度までの時限措置とされておりますが、今後も在日米軍再編に係る訓練移転の実施が想定されることから、住民の福祉と生活環境の改善を図るため、交付金を継続していただきたい。 (2) 訓練移転が、住民生活に及ぼす影響を考慮し、再編関連訓練移転等の所要額を確保するとともに、交付金を活用した事業計画の促進のため、実績分を早期に交付していただきたい。 (3) 既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等、自治体の弾力的運用が可能となるよう、使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。
R5. 11. 14	在日米軍再編の訓練移転に関する要望（在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会） わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、戦闘機による騒音など、基地周辺の住民生活に、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう、地域住民の理解と協力を得るべく努力をしておりますが、国においては、引き続き訓練移転が安全に行われ、住民が安心して生活できるよう十分な対策を講じるとともに、関係自治体と十分に協議を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策が実現できるよう、次の事項について、強く要望いたします。 1 訓練移転について (1) 協定等を確実に遵守していただきたい。 (2) 米軍人の綱紀粛正の徹底、事前の情報提供など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。

(「5 訓練移転に関する主な要望内容」の続き)

年月日	要望内容
R5. 11. 14	(3) 住民の良好な生活環境の確保や負担軽減のため、土曜日、日曜日、祝日および早期・深夜に訓練を実施しないでいただきたい。 (4) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (5) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 2 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden 57dB)区域まで拡大していただきたい。 (3) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。 (4) 空調機と機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事希望届の提出から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。 (5) 住宅防音工事の待機世帯については、現在も相当数の希望者がいることから、所要額を確保し、早急に解消していただきたい。 3 再編関連訓練移転等交付金について (1) 再編関連訓練移転等交付金は、令和8年度までの時限措置とされておりますが、今後も在日米軍再編に係る訓練移転の実施が想定されることから、住民の福祉と生活環境の改善を図るため、訓練移転等交付金の延長や新たな交付金制度の創設など訓練移転に係る交付金を継続していただきたい。 (2) 訓練移転が、住民生活に及ぼす影響を考慮し、再編関連訓練移転等交付金の所要額を確保していただきたい。 (3) 既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等、自治体の弾力的運用が可能となるよう、使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。
R6. 11. 12	在日米軍再編の訓練移転に関する要望(在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会) 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、戦闘機による騒音など、基地周辺の住民生活に、少なからず影響を与えているのが実態であります。 各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう、地域住民の理解と協力を得るべく努力をしておりますが、国においては、引き続き訓練移転が安全に行われ、住民が安心して生活できるよう十分な対策を講じるとともに、関係自治体と十分に協議を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策が実現できるよう、次の事項について、強く要望いたします。 1 訓練移転について (1) 協定等を確実に遵守していただきたい。 (2) 米軍人の綱紀粛正の徹底、事前の情報提供など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 住民の良好な生活環境の確保や負担軽減のため、土曜日、日曜日、祝日および早期・深夜に訓練を実施しないでいただきたい。 (4) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (5) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 2 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden 57dB)区域まで拡大していただきたい。 (3) 騒音区域の見直しを実施する際には、解除区域内に所在する告示後住宅に対し、救済措置を実施していただきたい。 (4) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。 (5) 空調機と機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事希望届の提出から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。 (6) 住宅防音工事の待機世帯については、現在も相当数の希望者がいることから、所要額を確保し、早急に解消していただきたい。 3 再編関連訓練移転等交付金について (1) 再編関連訓練移転等交付金は、令和8年度までの時限措置とされておりますが、今後も在日米軍再編に係る訓練移転の実施が想定されることから、住民の福祉と生活環境の改善を図るため、訓練移転等交付金の延長や新たな交付金制度の創設など訓練移転に係る交付金を継続していただきたい。 (2) 訓練移転が、住民生活に及ぼす影響を考慮し、再編関連訓練移転等交付金の所要額を確保していただきたい。 (3) 既存公共施設の管理委託料などの維持管理費等、自治体の弾力的運用が可能となるよう、使途の制限緩和・拡大を図っていただきたい。
R7. 7. 15	在日米軍再編の訓練移転に関する要望(在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会) わが国の防衛力は、自衛のために必要な限度において装備や施設等の整備を進め、その維持・運用を図るとともに、日米安全保障体制を基調とした日米同盟に基づく抑止力をもって対処することを基本姿勢としてきたものと承知しております。 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、平成19年から千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されてきたところであります。 これまで各基地において行われた訓練移転では、戦闘機による騒音など、基地周辺の住民生活に、少なからず影響を与えているのが実態であります。

第6章 在日米軍再編に係る訓練移転

（「5 訓練移転に関する主な要望内容」の続き）

年月日	要望内容
R7. 7. 15	各基地の関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう、地域住民の理解と協力を得るべく努力をしておりますが、国においては、引き続き訓練移転が安全に行われ、住民が安心して生活できるよう十分な対策を講じるとともに、関係自治体と十分に協議を行い、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策が実現できるよう、次の事項について、強く要望いたします。 1 訓練移転について (1) 協定等を確実に遵守していただきたい。 (2) 米軍人の綱紀粛正の徹底、事前の情報提供など、住民に対する安全、安心対策に万全を期していただきたい。 (3) 住民の良好な生活環境の確保や負担軽減のため、土曜日、日曜日、祝日および早朝・深夜に訓練を実施しないでいただきたい。 (4) 訓練移転の目的のひとつである沖縄の負担軽減について、明確な形で示すようにしていただきたい。 (5) 訓練移転の実施に係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。 2 住宅防音工事の助成について (1) 告示後に建築された住宅についても防音工事の対象としていただきたい。 (2) 対象区域を70W(Lden 57dB)区域まで拡大していただきたい。 (3) 騒音区域の見直しを実施する際には、解除区域内に所在する告示後住宅に対し、救済措置を実施していただきたい。 (4) 事業所、事務所、店舗等も防音工事の対象施設に加えていただきたい。 (5) 空気調和機器及び防音建具の更新等については、機能復旧工事希望届の提出から着手までの期間を短縮し、迅速に対応していただきたい。 (6) 住宅防音工事の待機世帯については、現在も相当数の希望者がいることから、所要額を確保し、早急に解消していただきたい。係る通知は、早期に通知するようにしていただきたい。
R7. 11. 11	在日米軍再編の訓練移転に関する要望（在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会） 在日米軍の再編では、日米安全保障体制のもとで、抑止力の維持と沖縄等の負担軽減を図るものとし、千歳、三沢、小松、百里、築城及び新田原の6基地において、訓練移転が実施されております。 6基地関係自治体は、防衛施設が安定的に使用できるよう、地域住民の理解と協力を得るべく努力をしておりますが、国は、自らの責務として、防衛施設と周辺地域との調和を図るための施策を講じる必要があるものと考えております。 そうした中、再編関連訓練移転等交付金は、令和9年3月31日をもって効力を失いますが、令和9年度以降も訓練移転の実施が想定され、基地周辺住民は、引き続き、訓練移転により生じる諸障害の影響を受けることになるため、交付金の継続について、特段のご配慮を賜りますようお願い申し上げます。 また、令和8年度の基地周辺対策経費として、前年度予算額より201億円増の1,657億円、米軍再編関係経費として、事項要求を概算要求されておりますが、本事業は補償的性格の強い事業であることから、所要額が必ず確保されますよう要望します。 1 再編関連訓練移転等交付金の延長や新たな交付金制度の創設など訓練移転に係る交付金を継続していただきたい。 2 令和8年度予算における基地周辺対策経費及び米軍再編関係経費について所要額を確保していただきたい。

6 再編交付金の継続に向けた取組

再編交付金は「駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法」（再編特措法）に基づき、平成19年度から交付されましたが、交付根拠となる再編特措法が平成29年3月31日までの時限立法であったことから、当初から法律失効後の取り扱いについて懸念がありました。このため、市では再編交付金について法律の延長もしくは新たな形で継続を求め、国（防衛省）に対し要望活動を実施してきました。

また、訓練移転先の6基地（千歳・三沢・百里・小松・築城・新田原）の関係自治体で平成22年に設立された「在日米軍再編に係る訓練移転先6基地関係自治体連絡協議会（再編協）」においても、設立当初から同法失効後の再編交付金の継続を求め、国（防衛省・財務省）に対し要望活動を実施してきました。

千歳市や再編協、訓練移転先の基地を抱える多くの自治体、さらには関係団体からの要望が続く中、自由民主党国会議員もこの問題を取り上げ、平成27年11月に「自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟」が設立され、再編交付金の継続など防衛施設に起因する諸問題について、防衛省に対し多くの提言を行いました。

このように、関係自治体と国会議員による精力的な活動の成果として、戦闘機等の訓練移転等が実施され、騒音等の影響に配慮が特に必要な自治体に対し、新たな交付金（再編関連訓練移転等交付金）制度が平成29年度から創設されました。

再編関連訓練移転等交付金は、これまでの再編交付金と同様、「公共用施設の整備」「その他の利便性の向上のための事業」が対象となり、単年度ごとの予算により訓練の実施状況等を勘案し交付されることとなりましたが、交付期間が平成29年度から令和8年度までの10年間であることから、期間終了後の交付金の取り扱いが課題となっています。

年月日	件名・経過
H27. 11. 11	在日米軍再編の訓練移転に関する世話人会 （自由民主党国会議員との再編交付金の継続に関する協議）
11. 26	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟設立総会 （再編協要望実施：再編交付金の継続等について）
H28. 1. 22	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第2回総会 （再編協・再編6基地議会協要望実施：再編交付金の継続等について）
2. 24	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第3回総会（再編協幹事出席：傍聴）
3. 30	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第4回総会 （再編協会員出席：再編交付金の継続について）
5. 30	再編協特別要望運動（財務省・防衛省）
5. 31	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第5回総会 （再編協要望実施：再編交付金の継続について）
12. 22	平成29年度政府予算閣議決定（再編関連訓練移転等交付金予算措置※予算補助）
H29. 1. 23	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第6回総会 （再編協会長出席：再編関連訓練移転等交付金創設等）
4. 13	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第7回総会 （再編協会長ほか：防衛省訓練移転等交付金報告）
12. 11	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第8回総会（再編協事務局長出席：H30予算案）
H30. 11. 9	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第9回総会（再編協事務局長出席：H31予算案）
R 1. 11. 6	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第10回総会（再編協会長出席：R2予算案）
R 2. 11. 11	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第11回総会（再編協会長出席：R3予算案）
R 3. 11. 26	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第12回総会（再編協会長出席：R4予算案）
R 4. 8. 10	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第13回総会（再編協会長出席：R5予算案）
R 5. 11. 7	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第14回総会（再編協会長出席：R6予算案）
R 7. 7. 15	再編協：再編関連訓練移転等交付金の継続に関する要望特別要望運動（財務省、防衛省）
10. 31	千歳市：再編関連訓練移転等交付金の継続に関する要望特別要望運動（北海道防衛局）
11. 11	自由民主党防衛施設問題に関する議員連盟第15回総会 （再編協会員出席：再編関連訓練移転等交付金の継続について ほか）

7 在日米軍再編に係る訓練移転 <資料編>

(1) 日米同盟：未来のための変革と再編（仮訳）（平成17年10月29日）

I. 概観

日米安全保障体制を中核とする日米同盟は、日本の安全とアジア太平洋地域の平和と安定のために不可欠な基礎である。同盟に基づいた緊密かつ協力的な関係は、世界における課題に効果的に対処する上で重要な役割を果たしており、安全保障環境の変化に応じて発展しなければならない。以上を踏まえ、2002年12月の安全保障協議委員会以降、日本及び米国は、日米同盟の方向性を検証し、地域及び世界の安全保障環境の変化に同盟を適応させるための選択肢を作成するため、日米それぞれの安全保障及び防衛政策について精力的に協議した。

2005年2月19日の安全保障協議委員会において、閣僚は、共通の戦略目標についての理解に到達し、それらの目標を追求する上での自衛隊及び米軍の役割・任務・能力に関する検討を継続する必要性を強調した。また、閣僚は、在日米軍の兵力構成見直しに関する協議を強化することとし、事務当局に対して、これらの協議の結果について速やかに報告するよう指示した。

本日、安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、新たに発生している脅威が、日本及び米国を含む世界中の国々の安全に影響を及ぼし得る共通の課題として浮き上がってきた、安全保障環境に関する共通の見解を再確認した。また、閣僚は、アジア太平洋地域において不透明性や不確実性を生み出す課題が引き続き存在していることを改めて強調し、地域における軍事力の近代化に注意を払う必要があることを強調した。この文脈で、双方は、2005年2月19日の共同発表において確認された地域及び世界における共通の戦略目標を追求するために緊密に協力するとのコミットメントを改めて強調した。

閣僚は、役割・任務・能力に関する検討内容及び勧告を承認した。また、閣僚は、この報告に含まれた再編に関する勧告を承認した。これらの措置は、新たな脅威や多様な事態に対応するための同盟の能力を向上させるためのものであり、全体として地元に与える負担を軽減するものである。これによって、安全保障が強化され、同盟が地域の安定の礎石であり続けることが確保される。

II. 役割・任務・能力

平和の闘い、拡散に対する安全保障構想(PSI)、イラクへの支援、インド洋における津波や南アジアにおける地震後の災害支援をはじめとする国際的活動における二国間協力や、2004年12月の日本の防衛計画の大綱、弾道ミサイル防衛(BMD)における協力の進展、日本の有事法制、自衛隊の新たな統合運用体制への移行計画、米軍の変革と世界的な態勢の見直しといった、日米の役割・任務・能力に関連する安全保障及び防衛政策における最近の成果と発展を、双方は認識した。

1. 重点分野

この文脈で、日本及び米国は、以下の二つの分野に重点を置いて、今日の安全保障環境における多様な課題に対応するための二国間、特に自衛隊と米軍の役割・任務・能力を検討した。

- 日本の防衛及び周辺事態への対応(新たな脅威や多様な事態への対応を含む)
- 国際平和協力活動への参加をはじめとする国際的な安全保障環境の改善のための取組

2. 役割・任務・能力についての基本的考え方

双方は、二国間の防衛協力に関連するいくつかの基本的考え方を確認した。日本の防衛及び周辺事態への対応に関連するこれらの考え方には以下が含まれる。

- 二国間の防衛協力は、日本の安全と地域の平和と安定にとって引き続き死活的に重要である。
- 日本は、弾道ミサイル攻撃やゲリラ、特殊部隊による攻撃、島嶼部への侵略といった、新たな脅威や多様な事態への対処を含めて、自らを防衛し、周辺事態に対応する。これらの目的のために、日本の防衛態勢は、2004年の防衛計画の大綱に従って強化される。
- 米国は、日本の防衛のため、及び、周辺事態を抑止し、これに対応するため、前方展開兵力を維持し、必要に応じて兵力を増強する。米国は、日本の防衛のために必要なあらゆる支援を提供する。
- 周辺事態が日本に対する武力攻撃に波及する可能性のある場合、又は、両者が同時に生起する場合に適切に対応し得るよう、日本の防衛及び周辺事態への対応に際しての日米の活動は整合を図るものとする。
- 日本は、米軍のための施設・区域(以下、「米軍施設・区域」)を含めた接受国支援を引き続き提供する。また、日本は、日本の有事法制に基づく支援を含め、米軍の活動に対して、事態の進展に応じて切れ目のない支援を提供するための適切な措置をとる。双方は、在日米軍のプレゼンス及び活動に対する安定的な支持を確保するために地元と協力する。
- 米国の打撃力及び米国によって提供される核抑止力は、日本の防衛を確保する上で、引き続き日本の防衛力を補完する不可欠のものであり、地域の平和と安全に寄与する。
- また、双方は、国際的な安全保障環境の改善の分野における役割・任務・能力に関連するいくつかの基本的考え方を以下のとおり確認した。
- 地域及び世界における共通の戦略目標を達成するため、国際的な安全保障環境を改善する上での二国間協力は、同盟の重要な要素となった。この目的のため、日本及び米国は、それぞれの能力に基づいて適切な貢献を行うとともに、実効的な態勢を確立するための必要な措置をとる。
- 迅速かつ実効的な対応のためには柔軟な能力が必要である。緊密な日米の二国間協力及び政策調整は、これに資する。第三国との間で行われるものを含む定期的な演習によって、このような能力を向上し得る。
- 自衛隊及び米軍は、国際的な安全保障環境を改善するための国際的な活動に寄与するため、他国との協力を強化する。加えて、双方は、新たな脅威や多様な事態に対処すること、及び、国際的な安全保障環境を改善することの重要性が増していることにより、双方がそれぞれの防衛力を向上し、かつ、技術革新の成果を最大限に活用することが求められていることを強調した。

3. 二国間の安全保障・防衛協力において向上すべき活動の例

双方は、あらゆる側面での二国間協力が、関連の安全保障政策及び法律並びに日米間の取極に従って強化されなければならないことを再確認した。役割・任務・能力の検討を通じ、双方は、いくつかの個別分野において協力を向上させることの重要性

を強調した。

- 防空
- 弾道ミサイル防衛
- 拡散に対する安全保障構想 (PSI) といった拡散阻止活動
- 対策
- 海上交通の安全を維持するための機雷掃海、海上阻止行動その他の活動
- 捜索・救難活動
- 無人機 (UAV) や哨戒機により活動の能力と実効性を増大することを含めた、情報、監視、偵察 (ISR) 活動
- 人道救援活動
- 復興支援活動
- 平和維持活動及び平和維持のための他国の取組の能力構築
- 在日米軍施設・区域を含む重要インフラの警護
- 大量破壊兵器 (WMD) の廃棄及び除染を含む、大量破壊兵器による攻撃への対応
- 補給、整備、輸送といった相互の後方支援活動。補給協力には空中及び海上における給油を相互に行うことが含まれる。輸送協力には航空輸送及び高速輸送艦 (HSV) の能力によるものを含めた海上輸送を拡大し、共に実施することが含まれる。
- 非戦闘員退避活動 (NEO) のための輸送、施設の使用、医療支援その他関連する活動
- 港湾・空港、道路、水域・空域及び周波数帯の使用

双方は、以上に明記されていない他の活動分野も同盟の能力にとって引き続き重要であることを強調した。上述の項目は、更なる向上のための鍵となる分野を強調したものであり、可能な協力分野を包括的に列挙することを意図したものではない。

4. 二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化するための不可欠な措置

上述の役割・任務・能力に関する検討に基づき、双方は、更に、新たな安全保障環境において多様な課題に対処するため、二国間の安全保障・防衛協力の態勢を強化する目的で平時からとり得る不可欠な措置を以下のとおり特定した。また、双方は、実効的な二国間の協力を確保するため、これまでの進捗に基づき、役割・任務・能力を引き続き検討することの重要性を強調した。

● 緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整

双方は、定期的な政策及び運用面の調整が、戦略環境の将来の変化や緊急事態に対する同盟の適時かつ実効的な対応を向上させることを認識した。部隊戦術レベルから戦略的な協議まで、政府のあらゆるレベルで緊密かつ継続的な政策及び運用面の調整を行うことは、不安定化をもたらす軍事力増強を抑制し、侵略を抑止し、多様な安全保障上の課題に対応する上で不可欠である。米軍及び自衛隊の間で共通の運用画面を共有することは、運用面での調整を強化するものであり、可能な場合に追求されるべきである。防衛当局と他の関係当局との間のより緊密な協力もますます必要となっている。この文脈で、双方は、1997 年の日米防衛協力のための指針の下での包括的メカニズムと調整メカニズムの実効性を、両者の機能を整理することを通じて向上させる必要性を再確認した。

● 計画検討作業の進展

1997 年の日米防衛協力のための指針が共同作戦計画についての検討及び相互協力計画についての検討の基礎となっていることを想起しつつ、双方は、安全保障環境の変化を十分に踏まえた上で、これらの検討作業が引き続き必要であることを確認した。この検討作業は、空港及び港湾を含む日本の施設を自衛隊及び米軍が緊急時に使用するための基礎が強化された日本の有政法制を反映するものとなる。双方は、この検討作業を拡大することとし、そのために、検討作業により具体性を持たせ、関連政府機関及び地方当局と緊密に調整し、二国間の枠組みや計画手法を向上させ、一般及び自衛隊の飛行場及び港湾の詳細な調査を実施し、二国間演習プログラムを強化することを通じて検討作業を確認する。

● 情報共有及び情報協力の向上

双方は、良く連携がとれた協力のためには共通の情勢認識が鍵であることを認識しつつ、部隊戦術レベルから国家戦略レベルに至るまで情報共有及び情報協力をあらゆる範囲で向上させる。この相互活動を円滑化するため、双方は、関連当局の間でより幅広い情報共有が促進されるよう、共有された秘密情報を保護するために必要な追加的措置をとる。

● 相互運用性の向上

自衛隊が統合運用体制に移行するのに際して円滑な協力を確保するため、自衛隊及び米軍は、相互運用性を維持・強化するため定期的な協議を維持する。共同の運用のための計画作業や演習における継続的な協力は、自衛隊と米軍の司令部間の接続性を強化するものであり、安全な通信能力の向上はこのような協りに資する。

● 日本及び米国における訓練機会の拡大

双方は、相互運用性の向上、能力の向上、即応性の向上、地元の間での訓練の影響のより公平な分散及び共同の活動の実効性の増大のため、共同訓練及び演習の機会を拡大する。これらの措置には、日本における自衛隊及び米軍の訓練施設・区域の相互使用を増大することが含まれる。また、自衛隊要員及び部隊のグアム、アラスカ、ハワイ及び米本土における訓練も拡大される。

○特に、グアムにおける訓練施設を拡張すると米国の計画は、グアムにおける自衛隊の訓練機会の増大をもたらす。

○また、双方は、多国間の訓練及び演習への自衛隊及び米軍の参加により、国際的な安全保障環境の改善に対する貢献が高まるものであることを認識した。

● 自衛隊及び米軍による施設の共同使用

双方は、自衛隊及び米軍による施設の共同使用が、共同の活動におけるより緊密な連携や相互運用性の向上に寄与することを認識した。施設の共同使用のための具体的な機会については、兵力態勢の再編に関する勧告の中で述べられる（下記参照）。

● 弾道ミサイル防衛 (BMD)

BMD が、弾道ミサイル攻撃を抑止し、これに対して防御する上で決定的に重要な役割を果たすとともに、他者による弾道ミサイルの開発及び拡散を抑止することができることを強調しつつ、双方は、それぞれの BMD 能力の向上を緊密に連携させることの意義を強調した。これらの BMD システムを支援するため、弾道ミサイルの脅威に対応するための時間が限りなく短いことにかんがみ、双方は、不断の情報収集及び共有並びに高い即応性及び相互運用性の維持が決定的に重要であることを強調した。米国は、適切な場合に、日本及びその周辺に補完的な能力を追加的に展開し、日本のミサイル防衛を支援するためにその運用につき調整する。それぞれの BMD 指揮・統制システム間の緊密な連携は、実効的なミサイル防衛にとって決定的に重要となる。

双方は、1997 年の日米防衛協力のための指針の下での二国間協力及び、適切な場合には、現在指針で取り上げられていない追加的な分野における二国間協力の実効性を強化し、改善することを確約した。

III. 兵力態勢の再編

双方は、沖縄を含む地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するとの共通のコミットメントにかんがみて、在日米軍及び関連する自衛隊の態勢について検討した。安全保障同盟に対する日本及び米国における国民一般の支持は、日本の施設・区域における米軍の持続的なプレゼンスに寄与するものであり、双方は、このような支持を強化することの重要性を認識した。

1. 指針となる考え方

検討に当たっては、双方は、二国間の役割・任務・能力についての検討を十分に念頭に置きつつ、日本における兵力態勢の再編の指針となるいくつかの考え方を設定した。

- 西太平洋地域における米軍のプレゼンスは、地域の平和と安全にとって不可欠であり、かつ、日米両国にとって決定的に重要な中核的能力である。日本は、自らの防衛について主導的な役割を果たしつつ、米軍によって提供される能力に対して追加的かつ補完的な能力を提供する。米軍及び自衛隊のプレゼンスは、地域及び世界における安全保障環境の変化や同盟における役割及び任務についての双方の評価に伴って進展しなければならない。
- 再編及び役割・任務・能力の調整を通じて、能力は強化される。これらの能力は、日本の防衛と地域の平和と安全に対する米国のコミットメントの信頼性を支えるものである。
- 柔軟かつ即応性のある指揮・統制のための司令部間の連携向上や相互運用性の向上は、日本及び米国にとって決定的に重要な中核的能力である。この文脈で、双方は、在日米軍司令部が二国間の連携を強化する上で引き続き重要であることを認識した。
- 定期的な訓練及び演習や、これらの目的のための施設・区域の確保は、兵力の即応性、運用能力及び相互運用性を確保する上で不可欠である。軍事上の任務及び運用上の所要と整合的な場合には訓練を分散して行うことによって、訓練機会の多様性を増大することができるとともに、訓練が地元を与える負担を軽減するとの付随的な利益を得ることができる。
- 自衛隊及び米軍の施設・区域の軍事上の共同使用は、二国間協力の実効性を向上させ、効率性を高める上で有意義である。
- 米軍施設・区域には十分な収容能力が必要であり、また、平時における日常的な使用水準以上の収容能力は、緊急時の所要を満たす上で決定的に重要かつ戦略的な役割を果たす。この収容能力は、災害救援や被害対処の状況など、緊急時における地元の必要性を満たす上で不可欠かつ決定的に重要な能力を提供する。
- 米軍施設・区域が人口密集地域に集中している場所では、兵力構成の再編の可能性について特別の注意が払われる。
- 米軍施設・区域の軍民共同使用を導入する機会は、適切な場合に検討される。このような軍民共同使用の実施は、軍事上の任務及び運用上の所要と両立するものでなければならない。

2. 再編に関する勧告

これまでに実施された精力的な協議に基づき、また、これらの基本的考え方に従って、日米安全保障条約及び関連取極を遵守しつつ、以下の具体案について国内及び二国間の調整が速やかに行われる。閣僚は、地元との調整を完了することを確約するとともに、事務当局に対して、これらの個別のかつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を2006年3月までに作成するよう指示した。これらの具体案は、統一的なパッケージの要素となるものであり、パッケージ全体について合意され次第、実施が開始されるものである。双方は、これらの具体案の迅速な実施に求められる必要な措置をとることの重要性を強調した。

● 共同統合運用調整の強化

自衛隊を統合運用体制に変革するとの日本国政府の意思を認識しつつ、在日米軍司令部は、横田飛行場に共同統合運用調整所を設置する。この調整所の共同使用により、自衛隊と在日米軍の間の接続性、調整及び相互運用性が不断に確保される。

● 米陸軍司令部能力の改善

キャンプ座間の在日米陸軍司令部の能力は、展開可能で統合任務が可能な作戦司令部組織に近代化される。改編された司令部は、日本防衛や他の事態において迅速に対応するための追加的能力を有することになる。この新たな陸軍司令部とその不可分の能力を収容するため、在日米軍施設・区域について調整が行われる。また、機動運用部隊や専門部隊を一元的に運用する陸上自衛隊中央即応集団司令部をキャンプ座間に設置することが追求される。これにより司令部間の連携が強化される。この再編との関連で、キャンプ座間及び相模総合補給廠のより効果的かつ効率的な使用の可能性が探求される。

● 航空司令部の併置

現在府中に所在する日本の航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、横田飛行場において米第5空軍司令部と併置されることにより、防空及びミサイル防衛の司令部組織間の連携が強化されるとともに、上記の共同統合運用調整所を通じて関連するセンサー情報が共有される。

● 横田飛行場及び空域

2009年に予定されている羽田空港拡張を念頭に置きつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するための措置が探求される。検討される選択肢には、米軍が管制を行っている空域の削減や、横田飛行場への日本の管制官の併置が含まれる。加えて、双方は、嘉手納のレーダー進入管制業務の移管プロセスの進捗を考慮する。あり得べき軍民共同使用のための具体的な条件や態様が、共同使用が横田飛行場の運用上の能力を損なってはならないことに留意しつつ、検討される。

● ミサイル防衛

新たな米軍のミサイル・レーダーシステムの日本における最適な展開地が検討される。このレーダーは、適時の情報共有を通じて、日本に向かうミサイルを迎撃する能力、及び、日本の国民保護や被害対処のための能力を支援する。さらに、米国の条約上のコミットメントを支援するため、米国は、適切な場合に、パトリオット PAC-3 やスタンダード・ミサイル (SM-3) といった積極防御能力を展開する。

● 柔軟な危機対応のための地域における米海兵隊の再編

世界的な態勢見直しの取組の一環として、米国は、太平洋における兵力構成を強化するためのいくつかの変更を行ってきている。これらの変更には、海兵隊の緊急事態への対応能力の強化や、それらの能力のハワイ、グアム及び沖縄の間での再分配が含まれる。これによって、個別の事態の性質や場所に応じて、適切な能力を伴った対応がより柔軟になる。また、これらの変更は、地域の諸国との戦域的な安全保障協力の増進を可能とするものであり、これにより、

安全保障環境全般が改善される。この再編との関連で、双方は、沖縄の負担を大幅に軽減することにもなる相互に関連する総合的な措置を特定した。

○普天間飛行場移設の加速：沖縄住民が米海兵隊普天間飛行場の早期返還を強く要望し、いかなる普天間飛行場代替施設であっても沖縄県外での設置を希望していることを念頭に置きつつ、双方は、将来も必要であり続ける抑止力を維持しながらこれらの要望を満たす選択肢について検討した。双方は、米海兵隊兵力の7割以上が提供する緊急事態への迅速な対応能力は、双方が地域に維持することを望む、決定的に重要な同盟の能力である、と判断した。さらに、双方は、航空、陸、後方支援及び司令部組織から成るこれらの能力を維持するためには、定期的な訓練、演習及び作戦においてこれらの組織が相互に連携し合うことが必要であり続けるということを認識した。このような理由から、双方は、普天間飛行場代替施設は、普天間飛行場に現在駐留する回転翼機が、日常的に活動をともしする他の組織の近くに位置するよう、沖縄県内に設けられなければならないと結論付けた。

○双方は、海の深い部分にある珊瑚礁上の軍民共用施設に普天間飛行場を移設するという、1996年の沖縄に関する特別行動委員会(SACO)の計画に関連する多くの問題のために、普天間飛行場の移設が大幅に遅延していることを認識し、運用上の能力を維持しつつ、普天間飛行場の返還を加速できるような、沖縄県内での移設のあり得べき他の多くの選択肢を検討した。双方は、この作業において、以下を含む複数の要素を考慮した。

- ・近接する地域及び軍要員の安全
- ・普天間飛行場代替施設の近隣で起こり得る、将来的な住宅及び商業開発の態様を考慮した、地元への騒音の影響
- ・環境に対する悪影響の極小化
- ・平時及び緊急時において運用上及び任務上の所要を支援するための普天間飛行場代替施設の能力
- ・地元住民の生活に悪影響を与えかねない交通渋滞その他の諸問題の発生を避けるために、普天間飛行場代替施設の中に必要な運用上の支援施設、宿泊及び関連の施設を含めること

○このような要素に留意しつつ、双方は、キャンプ・シュワブの海岸線の区域とこれに近接する大浦湾の水域を結び、L字型に普天間代替施設を設置する。同施設の滑走路部分は、大浦湾から、キャンプ・シュワブの南側海岸線に沿った水域へと辺野古崎を横切ることになる。北東から南西の方向に配置される同施設の下方部分は、滑走路及びオーバーランを含み、護岸を除いた合計の長さが1800メートルとなる。格納庫、整備施設、燃料補給用の棧橋及び関連設備、並びに新たな施設の運用上必要なその他の航空支援活動は、代替施設のうち大浦湾内に建設される予定の区域に置かれる。さらに、キャンプ・シュワブ区域内の施設は、普天間飛行場に関連する活動の移転を受け入れるために、必要に応じて、再編成される。(参照：2005年10月26日付のインシヤルされた概念図)

○両政府は、普天間飛行場に現在ある他の能力が、以下の調整が行われた上で、SACO最終報告にあるとおり、移設され、維持されることで一致した。

- ・SACO最終報告において普天間飛行場から岩国飛行場に移駐されることとなっているKC-130については、他の移駐先として、海上自衛隊鹿屋基地が優先して、検討される。双方は、最終的な配置の在り方については、現在行われている運用上及び技術上の検討を基に決定することとなる。
- ・緊急時における航空自衛隊新田原基地及び築城基地の米軍による使用が強化される。この緊急時の使用を支援するため、これらの基地の運用施設が整備される。また、整備後の施設は、この報告の役割・任務・能力の部分で記載されている、拡大された二国間の訓練活動を支援することとなる。
- ・普天間飛行場代替施設では確保されない長い滑走路を用いた活動のため、緊急時における米軍による民間施設の使用を改善する。

○双方は、上述の措置を早期に実現することが、長期にわたり望まれてきた普天間飛行場返還の実現に加えて、沖縄における海兵隊のプレゼンスを再編する上で不可欠の要素であることを認識した。

○兵力削減：上記の太平洋地域における米海兵隊の能力再編に関連し、第3海兵機動展開部隊(III MEF)司令部はゲラム及び他の場所に移転され、また、残りの在沖縄海兵隊部隊は再編されて海兵機動展開旅団(MEB)に縮小される。この沖縄における再編は、約7000名の海兵隊将校及び兵員、並びにその家族の沖縄外への移転を含む。これらの要員は、海兵隊航空団、戦務支援群及び第3海兵師団の一部を含む、海兵隊の能力(航空、陸、後方支援及び司令部)の各組織の部隊から移転される。

○日本国政府は、このような兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、米国政府と協力して、これらのゲラムへの移転を実現可能とするための適切な資金的その他の措置を見出すための検討を行う。

○土地の返還及び施設の共同使用：上記の普天間飛行場移設及び兵力削減が成功裡に行われることが、兵力の更なる統合及び土地の返還を可能にすることを認識しつつ、双方は、沖縄に残る海兵隊部隊を、土地の総面積を縮小するように統合する構想について議論した。これは、嘉手納飛行場の沖縄の人口が集中している地域にある相当規模の土地の返還を可能にする。米国は、日本国政府と協力して、この構想の具体的な計画を作成し、実施する意思を強調した。

○さらに、自衛隊がアクセスを有する沖縄の施設が限られており、またその大半が都市部にあることを認識しつつ、米国は、日本国政府と協力して、嘉手納飛行場、キャンプ・ハンセンその他の沖縄にある米軍施設・区域の共同使用を実施する意思も強調した。このような共同使用は、この報告の役割・任務・能力の部分に記述されているように、共同訓練並びに自衛隊及び米軍の間の相互運用性を促進し、それにより、全体的な同盟の能力を強化するものと双方は考える。

○SACO最終報告の着実な実施：双方は、この文書における勧告によって変更されない限りにおいて、SACO最終報告の着実な実施の重要性を確認した。

●空母艦載機の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐

米空母及び艦載機の長期にわたる前方展開の能力を確保するため、空母艦載機ジェット機及びE-2C飛行隊は、厚木飛行場から、滑走路移設事業終了後には周辺地域の生活環境への影響がより少ない形で安全かつ効果的な航空機の運用のために必要な施設及び訓練空域を備えることとなる岩国飛行場に移駐される。岩国飛行場における運用の増大による影響を緩和するため、以下の関連措置がとられる。

○海上自衛隊EP-3、OP-3、UP-3飛行隊等の岩国飛行場から厚木飛行場への移駐。

○すべての米海軍及び米海兵隊航空機の十分な即応性の水準の維持を確保するための訓練空域の調整。

○空母艦載機離発着訓練のための恒常的な訓練施設の特定。それまでの間、現在の暫定的な措置に従い、米国は引き続き硫黄島で空母艦載機離発着訓練を実施する。日本国政府は、米海軍航空兵力の空母艦載機離発着訓練のために受け入れ可能な恒常的な訓練施設を提供するとのコミットメントを再確認する。

○KC-130を受け入れるために海上自衛隊鹿屋基地において必要な施設の整備。これらの施設は、同盟の能力及び柔軟性を増大するために、日本の他の場所からの追加的な自衛隊又は米軍のC-130又はP-3航空機の一時的な展開を支援するためにも活用される。

○岩国飛行場に配置される米海軍及び米海兵隊部隊、並びに民間航空の活動を支援するために必要な追加的な施設、インフラ及び訓練区域の整備。

●訓練の移転

この報告で議論された二国間の相互運用性を向上させる必要性に従うとともに、訓練活動の影響を軽減するとの目標を念頭に、嘉手納飛行場を始めとして、三沢飛行場や岩国飛行場といった米軍航空施設から他の軍用施設への訓練の分散を拡大することに改めて注意が払われる。

●在日米軍施設の収容能力の効率的利用

在日米軍施設の収容能力の効率的利用に関連して、米国と日本国政府及び地元との協力を強化するための機会が、運用上の要請及び安全性と整合的な場合に追求される。例えば、双方は、災害救援や被害対処といった緊急時における地元の必要性を満たすため、相模総合補給廠の収容能力を活用する可能性を探索する。

この報告の他の部分で取り扱われなかった米軍施設・区域及び兵力構成における将来の変更は、日米安全保障条約及びその関連取極の下での現在の慣行に従って取り扱われる。

(2) 再編実施のための日米のロードマップ（仮訳）（平成 18 年 5 月 1 日）

概観

2005 年 10 月 29 日、日米安全保障協議委員会の構成員たる閣僚は、その文書「日米同盟：未来のための変革と再編」において、在日米軍及び関連する自衛隊の再編に関する勧告を承認した。その文書において、閣僚は、それぞれの事務当局に対して、「これらの個別的かつ相互に関連する具体案を最終的に取りまとめ、具体的な実施日程を含めた計画を 2006 年 3 月までに作成するよう」指示した。この作業は完了し、この文書に反映されている。

再編案の最終取りまとめ

個別の再編案は統一的なパッケージとなっている。これらの再編を実施することにより、同盟関係にとって死活的に重要な在日米軍のプレゼンスが確保されることとなる。

これらの案の実施における施設整備に要する建設費その他の費用は、明示されない限り日本国政府が負担するものである。米国政府は、これらの案の実施により生ずる運用上の費用を負担する。両政府は、再編に関連する費用を、地元の負担を軽減しつつ抑止力を維持するという、2005 年 10 月 29 日の日米安全保障協議委員会文書におけるコミットメントに従って負担する。

実施に関する主な詳細

1. 沖縄における再編

(a) 普天間飛行場代替施設

●日本及び米国は、普天間飛行場代替施設を、辺野古岬とこれに隣接する大浦湾と辺野古湾の水域を結ぶ形で設置し、V 字型に配置される 2 本の滑走路はそれぞれ 1600 メートルの長さを有し、2 つの 100 メートルのオーバーランを有する。各滑走路の在る部分の施設の長さは、護岸を除いて 1800 メートルとなる（別添の 2006 年 4 月 28 日付概念図参照）。この施設は、合意された運用上の能力を確保するとともに、安全性、騒音及び環境への影響という問題に対処するものである。

●合意された支援施設を含めた普天間飛行場代替施設をキャンプ・シュワブ区域に設置するため、キャンプ・シュワブの施設及び隣接する水域の再編成などの必要な調整が行われる。

●普天間飛行場代替施設の建設は、2014 年までの完成が目標とされる。

●普天間飛行場代替施設への移設は、同施設が完全に運用上の能力を備えた時に実施される。

●普天間飛行場の能力を代替することに関連する、航空自衛隊新田原基地及び築城基地の緊急時の使用のための施設整備は、実地調査実施の後、普天間飛行場の返還の前に、必要に応じて、行われる。

●民間施設の緊急時における使用を改善するための所要が、二国間の計画検討作業の文脈で検討され、普天間飛行場の返還を実現するために適切な措置がとられる。

●普天間飛行場代替施設の工法は、原則として、埋立てとなる。

●米国政府は、この施設から戦闘機を運用する計画を有していない。

(b) 兵力削減とグアムへの移転

●約 8000 名の第 3 海兵機動展開部隊の要員と、その家族約 9000 名は、部隊の一体性を維持するような形で 2014 年までに沖縄からグアムに移転する。移転する部隊は、第 3 海兵機動展開部隊の指揮部隊、第 3 海兵師団司令部、第 3 海兵後方群（戦務支援群から改称）司令部、第 1 海兵航空団司令部及び第 12 海兵連隊司令部を含む。

●対象となる部隊は、キャンプ・コトニ、キャンプ・ハンセン、普天間飛行場、キャンプ・瑞慶覧及び牧港補給地区といった施設から移転する。

●沖縄に残る米海兵隊の兵力は、司令部、陸上、航空、戦闘支援及び基地支援能力といった海兵空地任務部隊の要素から構成される。

●第 3 海兵機動展開部隊のグアムへの移転のための施設及びインフラの整備費算定額 102.7 億ドルのうち、日本は、これらの兵力の移転が早期に実現されることへの沖縄住民の強い希望を認識しつつ、これらの兵力の移転が可能となるよう、グアムにおける施設及びインフラ整備のため、28 億ドルの直接的な財政支援を含め、60.9 億ドル（2008 米会計年度の価格）を提供する。米国は、グアムへの移転のための施設及びインフラ整備費の残りを負担する。これは、2008 米会計年度の価格で算定して、財政支出 31.8 億ドルと道路のための約 10 億ドルから成る。

(c) 土地の返還及び施設の共同使用

●普天間飛行場代替施設への移転、普天間飛行場の返還及びグアムへの第 3 海兵機動展開部隊要員の移転に続いて、沖縄に残る施設・区域が統合され、嘉手納飛行場以南の相当規模の土地の返還が可能となる

●双方は、2007 年 3 月までに、統合のための詳細な計画を作成する。この計画においては、以下の 6 つの候補施設について、全面的又は部分的な返還が検討される。

○キャンプ・桑江：全面返還。

○キャンプ・瑞慶覧：部分返還及び残りの施設とインフラの可能な限りの統合。

○普天間飛行場：全面返還（上記の普天間飛行場代替施設の項を参照）。

○牧港補給地区：全面返還。

○那覇港湾施設:全面返還(浦添に建設される新たな施設(追加的な集積場を含む。))に移設)。

○陸軍貯油施設第1 桑江タンク・ファーム:全面返還。

●返還対象となる施設に所在する機能及び能力で、沖縄に残る部隊が必要とするすべてのものは、沖縄の中で移設される。これらの移設は、対象施設の返還前に実施される。

●SACO 最終報告の着実な実施の重要性を強調しつつ、SACO による移設・返還計画については、再評価が必要となる可能性がある。

●キャンプ・ハンセンは、陸上自衛隊の訓練に使用される。施設整備を必要としない共同使用は、2006 年から可能となる。

●航空自衛隊は、地元への騒音の影響を考慮しつつ、米軍との共同訓練のために嘉手納飛行場を使用する。

(d) 再編案間の関係

●全体的なパッケージの中で、沖縄に関連する再編案は、相互に結びついている。

●特に、嘉手納以南の統合及び土地の返還は、第3 海兵機動展開部隊要員及びその家族の沖縄からグアムへの移転完了に懸かっている。

●沖縄からグアムへの第3 海兵機動展開部隊の移転は、(1) 普天間飛行場代替施設の完成に向けた具体的な進展、(2) グアムにおける所要の施設及びインフラ整備のための日本の資金的貢献に懸かっている。

2. 米陸軍司令部能力の改善

●キャンプ 座間の米陸軍司令部は、2008 米会計年度までに改編される。その後、陸上自衛隊中央即応集団司令部が、2012 年度(以下、日本国の会計年度)までにキャンプ 座間に移転する。自衛隊のヘリコプターは、キャンプ 座間のキャスター・ヘリポートに出入りすることができる。

●在日米陸軍司令部の改編に伴い、戦闘指揮訓練センターその他の支援施設が、米国の資金で相模総合補給廠内に建設される。

●この改編に関連して、キャンプ 座間及び相模総合補給廠の効率的かつ効果的な使用のための以下の措置が実施される。

○相模総合補給廠の一部は、地元の再開発のため(約 15ヘクタール)、また、道路及び地下を通る線路のため(約 2ヘクタール)に返還される。影響を受ける住宅は相模原住宅地区に移設される。

○相模総合補給廠の北西部の野積場の特定の部分(約 35 ヘクタール)は、緊急時や訓練目的に必要である時を除き、地元の使用に供される。

○キャンプ 座間のチャペル・ヒル住宅地区の一部(1.1 ヘクタール)は、影響を受ける住宅のキャンプ 座間内での移設後に、日本国政府に返還される。チャペル・ヒル住宅地区における、あり得べき追加的な土地返還に関する更なる協議は、適切に行われる。

3. 横田飛行場及び空域

●航空自衛隊航空総隊司令部及び関連部隊は、2010 年度に横田飛行場に移転する。施設の使用に関する共同の全体計画は、施設及びインフラの所要を確保するよう作成される。

●横田飛行場の共同統合運用調整所は、防空及びミサイル防衛に関する調整を併置して行う機能を含む。日本国政府及び米国政府は、自らが必要とする装備やシステムにつきそれぞれ資金負担するとともに、双方は、共用する装備やシステムの適切な資金負担について調整する。

●軍事運用上の所要を満たしつつ、横田空域における民間航空機の航行を円滑化するため、以下の措置が追求される。

○民間航空の事業者に対して、横田空域を通過するための既存の手続について情報提供するプログラムを 2006 年度に立ち上げる。

○横田空域の一部について、2008 年 9 月までに管制業務を日本に返還する。返還される空域は、2006 年 10 月までに特定される。

○横田空域の一部について、軍事上の目的に必要なときに管制業務の責任を一時的に日本国の当局に移管するための手続を 2006 年度に作成する。

○日本における空域の使用に関する、民間及び(日本及び米国の)軍事上の所要の将来の在り方を満たすような、関連空域の再編成や航空管制手続の変更のための選択肢を包括的に検討する一環として、横田空域全体のあり得べき返還に必要な条件を検討する。この検討は、嘉手納レーダー進入管制業務の移管の経験から得られる教訓や、在日米軍と日本の管制官の併置の経験から得られる教訓を考慮する。この検討は 2009 年度に完了する。

●日本国政府及び米国政府は、横田飛行場のあり得べき軍民共同使用の具体的な条件や態様に関する検討を実施し、開始から 12 か月以内に終了する。

○この検討は、共同使用が横田飛行場の軍事上の運用や安全及び軍事運用上の能力を損なってはならないとの共通の理解の下で行われる。

○両政府は、この検討の結果に基づき協議し、その上で軍民共同使用に関する適切な決定を行う。

4. 厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐

●第5 空母航空団の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐は、FA-18、EA-6B、E-2C 及び C-2 航空機から構成され、(1) 必要な施設が完成し、(2) 訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域の調整が行われた後、2014 年までに完了する。

●厚木飛行場から行われる継続的な米軍の運用の所要を考慮しつつ、厚木飛行場において、海上自衛隊 EP-3、OP-3、UP-3 飛行隊等の岩国飛行場からの移駐を受け入れるための必要な施設が整備される。

●KC-130 飛行隊は、司令部、整備支援施設及び家族支援施設とともに、岩国飛行場を拠点とする。航空機は、訓練及び運用のため、海上自衛隊鹿屋基地及びグアムに定期的にロテーションで展開する。KC-130 航空機の展開を支援するため、鹿屋基地において必要な施設が整備される。

●海兵隊 CH-53D ヘリは、第3 海兵機動展開部隊の要員が沖縄からグアムに移転する際に、岩国飛行場からグアムに移転する。

●訓練空域及び岩国レーダー進入管制空域は、米軍、自衛隊及び民間航空機(隣接する空域内のものを含む)の訓練及び運用上の所要を安全に満たすよう、合同委員会を通じて、調整される。

●恒常的な空母艦載機離発着訓練施設について検討を行うための二国間の枠組みが設けられ、恒常的な施設を 2009 年 7 月又はその後のできるだけ早い時期に選定することを目指す。

●将来の民間航空施設の一部が岩国飛行場に設けられる。

5. ミサイル防衛

- 双方が追加的な能力を展開し、それぞれの弾道ミサイル防衛能力を向上させることに応じて、緊密な連携が継続される。
- 新たな米軍のXバンド・レーダーシステムの最適な展開地として航空自衛隊車力分屯基地が選定された。レーダーが運用可能となる2006年夏までに、必要な措置や米側の資金負担による施設改修が行われる。
- 米国政府は、Xバンド・レーダーのデータを日本国政府と共有する。
- 米軍のパトリオット PAC-3 能力が、日本における既存の米軍施設・区域に展開され、可能な限り早い時期に運用可能となる。

6. 訓練移転

- 双方は、2007年度からの共同訓練に関する年間計画を作成する。必要に応じて、2006年度における補足的な計画が作成され得る。
- 当分の間、嘉手納飛行場、三沢飛行場及び岩国飛行場の3つの米軍施設からの航空機が、千歳、三沢、百里、小松、築城及び新田原の自衛隊施設から行われる移転訓練に参加する。双方は、将来の共同訓練・演習のための自衛隊施設の使用拡大に向けて取り組む。
- 日本国政府は、実地調査を行った上で、必要に応じて、自衛隊施設における訓練移転のためのインフラを改善する。
- 移転される訓練については、施設や訓練の所要を考慮して、在日米軍が現在得ることのできる訓練の質を低下させることはない。
- 一般に、共同訓練は、1回につき1~5機の航空機が1~7日間参加するものから始め、いずれ、6~12機の航空機が8~14日間参加するものへと発展させる。
- 共同使用の条件が合同委員会合意で定められている自衛隊施設については、共同訓練の回数に関する制限を撤廃する。各自衛隊施設の共同使用の合計日数及び1回の訓練の期間に関する制限は維持される。
- 日本国政府及び米国政府は、即応性の維持が優先されることに留意しつつ、共同訓練の費用を適切に分担する。

(3) 在日米軍の兵力構成見直し等に関する政府の取組について

(平成18年5月30日) 閣議決定

- 1 日米両国政府は、自衛隊及び米軍の役割・任務・能力並びに在日米軍の兵力構成見直しについて協議を進め、平成17年10月29日の日米安全保障協議委員会において、これらに関する勧告が承認された。日米両国政府は、引き続き協議を進め、平成18年5月1日の日米安全保障協議委員会において、在日米軍の兵力構成見直し等についての具体的な措置(以下「再編関連措置」という。)を含む最終取りまとめが承認された。
- 2 新たな安全保障環境において、引き続き我が国の安全を確保し、アジア太平洋地域の平和と安定を維持していくためには、日米安全保障体制を維持・発展させていくことが重要である。在日米軍の駐留は日米安全保障体制の中核であり、米軍の使用する施設・区域の安定的な使用を確保する必要がある。
米軍の使用する施設・区域が沖縄県に集中し、また、本土においても施設・区域の周辺で市街化が進み、住民の生活環境や地域振興に大きな影響を及ぼしている。こうした現状を踏まえ、幅広い国民の理解と協力を得て今後とも施設・区域の安定的な使用を確保し、日米安全保障体制を維持・発展させるためには、抑止力を維持しつつ地元の負担を軽減することが重要である。
- 3 最終取りまとめには、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県からの約8000名の海兵隊要員の削減、普天間飛行場のキャンプ・シュワブへの移設、嘉手納飛行場以南の人口が密集している地域の相当規模の土地の返還(普天間飛行場、牧港補給地区、那覇港湾施設等の全面返還を含む。)、横田飛行場における航空自衛隊航空総隊司令部の併置等による司令部間の連携強化、キャンプ座間における在日米陸軍司令部の改編、航空自衛隊車力分屯基地への弾道ミサイル防衛のための米軍のレーダーシステムの配置、厚木飛行場から岩国飛行場への空母艦載機の移駐、キャンプ座間及び相模総合補給廠の一部返還、訓練の移転等の具体的な措置が盛り込まれている。
これらの再編関連措置については、最終取りまとめに示された実施時期を踏まえつつ、着実に実施していくものとする。
- 4 我が国の平和と安全を保つための安全保障体制の確保は政府の最も重要な施策の一つであり、政府が責任をもって取り組む必要がある。その上で、再編関連措置を実施する際に、地元地方公共団体において新たな負担を伴うものについては、かかる負担を担う地元地方公共団体の要望に配慮し、我が国の平和と安全への大きな貢献にこたえるよう、地域振興策等の措置を実施するものとする。
また、返還跡地の利用の促進及び駐留軍従業員の雇用の安定確保等について、引き続き、全力で取り組むものとする。
- 5 沖縄県に所在する海兵隊部隊のゲラムへの移転については、米軍の使用する施設・区域が集中する沖縄県の負担の軽減にとって極めて重要であり、我が国としても所要の経費を分担し、これを早期に実現するものとする。
- 6 政府としては、このような考え方の下、法制面及び経費面を含め、再編関連措置を的確かつ迅速に実施するための措置を講ずることとする。他方、厳しい財政事情の下、政府全体として一層の経費の節減合理化を行う中で、防衛関係費においても、更に思い切った合理化・効率化を行い、効率的な防衛力整備に努める。「中期防衛力整備計画(平成17年度~平成21年度)」(平成16年12月10日閣議決定)については、在日米軍の兵力構成見直し等の具体的な内容を踏まえ、再編関連措置に要する経費全体の見積もりが明確となり次第、見直すものとする。
- 7 普天間飛行場の移設については、平成18年5月1日に日米安全保障協議委員会において承認された案を基本として、政府、沖縄県及び関係地方公共団体の立場並びに普天間飛行場の移設に係る施設、使用協定、地域振興等に関するこれまでの協議の経緯を踏まえて、普天間飛行場の危険性の除去、周辺住民の生活の安全、自然環境の保全及び事業の実行可能性に留意して進めることとし、早急に代替施設の建設計画を策定するものとする。
具体的な代替施設の建設計画、安全・環境対策及び地域振興については、沖縄県及び関係地方公共団体と協議機関を設置して協議し、対応するものとする。
これに伴い、「普天間飛行場の移設に係る政府方針」(平成11年12月28日閣議決定)は廃止するものとする。
なお、平成18年度においては、上記の政府方針に定める「Ⅱ 地域の振興について」に基づく事業については実施するものとする。

(4) 米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定

(平成19年1月26日締結)

米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定

米軍再編に係る米軍機の航空自衛隊千歳基地への訓練移転に関し、札幌防衛施設局長と千歳市長との間で、下記のとおり協定する。

記

1 千歳基地の位置付け

航空自衛隊千歳基地においては、日米地位協定第2条4(b)の施設・区域として、米軍機による移転訓練を行う。

2 生活環境の整備について

国は、千歳飛行場の周辺における騒音対策及び地域振興策等について、千歳市の要望を踏まえ、所要の措置を講ずるよう最大限努力する。

3 市民の安全・安心対策について

(1) 国は、共同訓練期間中における事件及び事故に適切に対処するため、関係機関との間で所要の連絡体制を整備するとともに、安全対策等に努めることとする。

(2) 国は、共同訓練時の事故及び米軍人等の事件が発生した時は、速やかに関係機関に対し、事実を詳細に通知するとともに、国が責任をもって対応する。

(3) 国は、周辺住民の不安を解消するため、札幌防衛施設局職員を千歳市に派遣し、共同訓練期間中における行政機関への連絡や周辺住民への対応などに万全を期す。

4 移転される米軍機の訓練形式等について

(1) 移転訓練は、航空自衛隊との共同訓練(関連活動を含む。)とする。

(2) 共同訓練の期間は、訓練1回当たり約3日から20日まで、年60日以内とする。

(3) その他の態様については、共同訓練に参加する航空自衛隊と同様の態様とする。

5 地元への情報提供について

国は、訓練計画について、事前に千歳市へ通知する。

附 則

本協定の趣旨を尊重し、かつ誠意をもって履行するものとし、その証として本書2通を作成し、署名捺印の上、各1通を保有する。

平成19年1月26日

札幌防衛施設局長 松本 実
千歳市長 山口 幸太郎

(協定内容に関する札幌防衛施設局との確認事項(回答))

※「航空自衛隊と同様の態様」

現在、航空自衛隊は、付紙の「航空自衛隊の飛行にかかわる騒音の軽減措置について(回答)(51.3.30)」でお答えしていますように、千歳基地周辺市街地に対する航空機騒音の影響を局限するような運用を実施していますが、その内容を申し上げれば、「特に静穏を要する全市的な行事については、任務に支障のない範囲において飛行訓練を中止する。ジェット機の西側旋回については、管制機関と協議し安全上やむを得ない場合を除き行わないことを原則とする。従来から実施していた自主規制については、今後も継続的に実施する。」などです。「航空自衛隊の態様」とは、そのような態様です。

※「土日曜日及び祝祭日の飛行訓練について」

現在、千歳基地では、年間を通し、任務遂行上必要な場合の他、飛行訓練の所要等、様々な事項を考慮して飛行訓練を実施しています。土・日及び祝祭日については、基本的には飛行訓練は実施していませんが、任務遂行等必要な場合は飛行訓練を行うことがあります。今般の移転訓練については、今後、日米間で、具体的な訓練計画を策定することとなりますが、貴市の要望については、これを念頭において、具体的な訓練計画の策定に際して調整したいと考えています。

＜ 年 表 ＞

大正15年(1926)	10月22日	千歳村住民の手により飛行場造り開始、約2.5haが整地され飛行場誕生 小樽新聞社の「北海」第1号が着陸
昭和 2年(1927)	2月	千歳村に飛行場設置の請願 貴衆両院において採択
9年(1934)	10月26日	千歳飛行場完成 約16ha
10年(1935)	8月18日	陸軍航空特別演習実施
11年(1936)	11月 1日	陸軍北海道特別大演習実施
12年(1937)	10月 8日	千歳航空基地起工式
14年(1939)	8月27日	毎日新聞社「ニッポン」号千歳飛行場より発進、アラスカ経由で世界一周飛行に成功
	10月 1日	海軍千歳航空基地開設(769.2ha、滑走路1,200m×80m 1本)
17年(1942)	5月	町制施行
20年(1945)	8月15日	連山滑走路完成(2,500m×80m)
	10月 5日	米第5航空軍の一部約200名が進駐
	10月 5日	旧海軍施設と飛行場を占領財産として指定、用地約1,944haを接收
21年(1946)	4月	米陸軍第11空挺師団兵員約7,000名進駐
24年(1949)	4月	米陸軍第11空挺師団撤退 第7歩兵師団約7,000名進駐
	6月	防衛施設事務所設置
25年(1950)	5月	飛行場敷地が約1,050haに拡張され、滑走路(2,700m×45m)も整備される
	8月	警察予備隊発足
	8月23日	警察予備隊千歳臨時訓練所開設(札幌第二管区隊千歳臨時部隊3,750名)
26年(1951)	5月	米本国より「オカサマ」第45歩兵師団朝鮮戦線に出動のため増強兵員12,000名駐留
	5月 8日	閣議決定により民間航空と駐留軍との共同使用許可
	9月	民間航空開設(千歳空港が北海道空港に指定)
	10月26日	日本航空定期運行開始(千歳・羽田間1日1往復)
	11月16日	日航ターミナル竣工
	12月	警察予備隊 千歳から移駐
27年(1952)	1月 1日	米陸軍第1騎兵師団兵員約12,000名駐留
	6月	警察予備隊千歳臨時部隊設置
	7月26日	行政協定に基づく在日合衆国軍隊に提供する施設としてFAC-1002キャンプ 千歳とFAC-1003千歳小火器射撃場決定
	10月 1日	警察予備隊法改正により保安隊千歳臨時部隊と改称
	11月15日	保安庁北部方面隊創設
	12月12日	保安隊千歳駐屯地開設(後の北千歳)
28年(1953)	5月	保安隊千歳臨時部隊を解隊し保安隊千歳駐屯部隊を新設 第2基地にASA通信施設設置
	10月	西側滑走路改良(2,700m×45m)
29年(1954)	7月 1日	保安隊法改正により保安隊は自衛隊となり、陸上自衛隊は東千歳に移駐
	8月10日	全日本空輸が使用開始(東京～三沢～千歳間)
	8月25日	千歳駐屯地を北千歳駐屯地に名称変更、東千歳駐屯地開設業務隊を編成
	9月15日	特科団本部札幌から東千歳へ移駐
	9月23日	第11普通科連隊が東千歳駐屯地に移駐
	11月	米陸軍第1騎兵師団の主力撤退
30年(1955)	4月	第39米空軍師団管下の第4戦闘爆撃隊兵員約1,500名が三沢基地に撤収
31年(1956)	1月26日	第7混成団編成
	3月	沖縄から米軍ASA通信部隊移駐
	10月 1日	航空自衛隊第2航空団が、浜松基地で編成(航空団を第1航空団と改称)
	12月	米軍第4昼間戦闘隊撤収
32年(1957)	8月24日	航空自衛隊第2航空団第3、第4飛行隊浜松基地から主力移動完了
	9月 2日	千歳基地発足(第3、第4飛行隊F-86F)管制分遣隊、気象分遣隊編成
33年(1958)	1月	米第5空軍第4戦闘爆撃隊三沢基地より移動完了
	4月28日	第2航空団に対領空侵犯措置任務付与(空自初)
	5月13日	第2航空団初のホトスクランブル
	7月 1日	市制施行
	8月 1日	第2航空団北部航空方面隊に編合
	9月	千歳空港の航空管制権米軍から日本へ返還
34年(1959)	2月 1日	千歳救難分遣隊編成
	3月31日	FAC-1002キャンプ 千歳補助施設は、米空軍から米陸軍に移管
	7月20日	FAC-10021基地約1,366haの大規模返還となり、飛行場は米軍から航空自衛隊第2航空自衛隊が引継ぎ使用(防空任務を米軍より完全移譲)
	8月 1日	第2航空団にF-86Fによる第6飛行隊編成
	10月26日	第6飛行隊本部新田原基地に移動
35年(1960)	5月	東側平行滑走路新設に着手
36年(1961)	6月	防衛庁が管理する飛行場として告示

(「<年表>」の続き)

昭和36年(1961)	6月 9日	第2航空団第4飛行隊が本州(5月16日小松基地に)に移動し、新たにF-86Dによる第103飛行隊が、小松基地から移駐
	8月 8日	第103飛行隊全日警戒態勢アース任務
	11月	東側平行滑走路完成(2,700m×45m)
	12月 1日	自衛隊との共用飛行場として告示
37年(1962)	1月 1日	防衛庁による航空交通管制業務開始
	1月18日	第7混成団本部真駒内から東千歳へ移駐、特科団本部は東千歳から北千歳へ移駐
	2月	ラフコン(レーダー管制センター)完成
	3月22日	第2航空団に臨時F-104J訓練隊を編成
	7月11日	第24普通科連隊真駒内から東千歳に移駐
	8月15日	東千歳駐屯地の第7混成団が改編され、第7師団となる
	9月20日	F-104J初飛行
38年(1963)	3月 2日	F-86Fによる第2航空団第3飛行隊は、松島基地に移動
	3月 5日	F-104Jによる第201飛行隊を編成
	4月 1日	千歳空港ビル完成
	8月24日	千歳基地にF-104の消音装置設置
39年(1964)	4月 1日	対空誘導弾パイロットを陸上自衛隊から航空自衛隊へ移管(第1高射群編成)
	6月25日	F-104Jによる第2航空団第203飛行隊を編成
	12月 1日	第203飛行隊アース任務
40年(1965)	6月18日	第201飛行隊アース任務
	6月27日	千歳基地のスクランブル500回
41年(1966)	6月16日	ラフコン(レーダー進入管制装置)運用開始
42年(1967)	11月25日	千歳空港乗降客年間100万人突破
	12月20日	副滑走路を南側に422.6m、オーバーラン110m、着陸帯382.6m延長
43年(1968)	6月 7日	第103飛行隊アース任務終了
	10月 1日	第103飛行隊廃止(F-86D)
	12月12日	千歳小火器射撃場完成
	12月14日	主滑走路嵩上げ工事完成
44年(1969)	1月	千歳VORの運用開始(超短波全方向式無線標識)
	5月	千歳ILSの運用開始(計器着陸装置)
	10月	出入国港に指定
45年(1970)	5月14日	千歳基地のスクランブル1,000回に達する
	6月30日	第3高射群(地对空、パイロット、ミサイル部隊)千歳基地に編成
	12月	東側滑走路3,000mに完成供用開始
	12月28日	米軍々基地閉鎖
46年(1971)	1月	千歳空港乗降客年間200万人突破
	7月 1日	キャンプ千歳の共同使用等について政府間協定締結
	7月31日	第1陸曹教育隊を東千歳に創設(方面直轄)
47年(1972)	3月24日	第1高射団(対空誘導弾、ホーク集団)東千歳基地に編成される(昭和39年11月同基地内に設置された第1高射特科団の編成替え、昭和51年8月20日第1高射特科団と改称)
	12月20日	東側滑走路の幅員60mとなる
48年(1973)	12月24日	新千歳空港設置告示
	12月27日	航空機騒音環境基準告示
49年(1974)	8月 1日	第1戦車団を編成
	10月 1日	第201飛行隊解散(F-104J)
	10月 1日	第302飛行隊編成(F-4EJ)
	12月 1日	東亜国内航空、丘珠空港から千歳空港に移転
50年(1975)	3月10日	千歳飛行場が特定防衛施設として告示される
	6月30日	昭和47年に開設されたOTH基地の撤去により、戦後30年に及ぶ米軍の駐留も終わり完全撤退
	11月	新千歳空港着工
	11月 1日	302飛行隊、アース任務
	12月26日	新アース・ハンガー(緊急発進待機格納庫)完成
51年(1976)	2月24日	74式戦車初の実戦配備(第7師団)
	10月15日	滑走路南方移動工事に着工
	10月22日	千歳飛行場開基50周年
52年(1977)	3月18日	第2航空団のスクランブル1,500回に達する
53年(1978)	3月20日	北千歳の第1特科団第126大隊美唄市に移駐
	12月 1日	東側滑走路1,000m南方移動完成供用開始
54年(1979)	7月 1日	検疫空港に指定
55年(1980)	5月	日本近距離航空使用開始
	8月18日	要撃機のミサイル搭載を開始
	10月 1日	千歳空港駅開業
	10月	千歳基地に気象レーダー設置
56年(1981)	3月16日	千歳空港が植物防疫法および家畜伝染予防法による指定空港となる

(「<年表>」の続き)

昭和56年(1981)	3月20日	税関空港に指定される
	3月25日	第7師団改編(機械化を機甲化に)、第1戦車団を解散、第1戦車群を編成
	7月 9日	第2航空団のスクランブル2,000回に達する
	9月21日	東千歳駐屯地第1電子隊編成
57年(1982)	8月31日	日米地位協定による施設提供告示(東千歳駐屯地ほか)
	9月10日 ~18日	千歳においての初の日米共同訓練(陸)
	10月2日	日米地位協定による施設提供告示(千歳飛行場)
	10月18日 ~21日	千歳基地を拠点とした初の日米共同訓練(空)
58年(1983)	2月 1日	航空自衛隊スクランブル10,000回(千歳基地2,453回)
	4月13日	F-15配備開始
	10月 3日	日米地位協定による施設提供告示(追加)
59年(1984)	3月14日	第203飛行隊の改編(F-104J→F-15)
	6月21日	千歳基地に基地防空訓練隊編成
	12月 1日	第203飛行隊アット任務(F-104J→F-15)
60年(1985)	10月28日	千歳基地のスクランブル3,000回に達する
	11月26日	第302飛行隊(F-4EJ)が沖縄に移駐
61年(1986)	3月19日	第201飛行隊編成
	5月16日	日米地位協定に基づき施設を追加提供(千歳飛行場)
	8月10日	千歳飛行場開基60周年
	9月26日 ~31日	日米地位協定に基づき施設の提供条件変更(東千歳駐屯地ほか)
	10月20日	千歳基地に第1基地防空群編成(基地防空訓練隊解隊)
	10月27日	陸・海・空による初の統合実動演習
	12月 1日	第201飛行隊アット任務(F-15)
62年(1987)	3月31日	千歳基地に第8移動警戒隊編成
	7月 1日	千歳基地ジェット燃料タンク爆発炎上
	8月18日	自衛隊と全日空機が千歳上空でニアミス
	10月	C経路泥土粉塵対策として戦車洗浄施設新設工事の着工(平成元年度竣工)
	11月27日	日米地位協定に基づき施設の提供条件変更(東千歳駐屯地)
	12月31日	千歳空港年間乗降客1,000万人突破
63年(1988)	3月25日	第7師団に化学防護小隊編成
	4月22日	日米地位協定に基づき施設を追加提供及び提供条件変更(千歳飛行場)
	6月20日	千歳基地新管制塔運用開始
	7月20日	新千歳空港開港
	7月22日	防衛施設庁施設部長と運輸省航空局飛行場部長との間で航空機騒音に係る防音工事等の周辺対策の覚書締結
平成元年(1989)	7月 8日	新千歳空港ターミナル新築工事起工式
	8月29日	日米地位協定に基づき施設の提供条件変更(北海道・千歳演習場)
	12月	第203飛行隊のスクランブル1,500回に達する
2年(1990)	3月31日	第3高射群改編・サイシステムからペトリオットシステムへの換装完了 千歳基地に第3移動通信隊新設
	11月30日	第7師団司令部庁舎竣工
	12月 6日	千歳基地司令部庁舎(200坪)改修竣工
	12月21日	日米地位協定に基づき施設を追加提供(東千歳駐屯地)
3年(1991)	3月28日	政府専用航空機格納庫建設工事着工
	4月16日	千歳基地のスクランブル4,000回に達する
	10月 7日	新千歳空港輸入食品届出窓口開設
	10月22日	F-15J型戦闘機標的曳航ワイヤー切断ミス事故 民家・工場・架線等被害
4年(1992)	11月14日	政府専用機駐機のため飛来
	3月27日	第1地对艦ミサイル連隊新編(第125特科大隊廃止)
	4月10日	臨時特別航空輸送隊新編
	6月29日	90式戦車配備開始
	7月30日	政府専用機格納庫完成
5年(1993)	11月 2日	日米地位協定に基づき施設を追加提供(北海道・千歳演習場)
	5月18日	201飛行機スクランブル1,000回達成
	6月 1日	航空自衛隊特別航空輸送隊編成完結
6年(1994)	12月14日	日米地位協定に基づき施設を追加提供(北海道・千歳演習場)
	4月20日	新千歳空港24時間運用に関する合意(1日最大6回)
	6月	札幌試験場空力推進研究施設の一部が東千歳駐屯地の隣接区に完成
	6月23日	新千歳空港24時間開港運用開始(国内初)
7年(1995)	7月 1日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(北海道・千歳演習場)
	6月27日	航空自衛隊千歳管制隊新ラコン落成
	10月 3日	日米地位協定に基づき施設の使用条件変更(千歳飛行場)

(「<年表>」の続き)

平成 7年(1995)	10月 6日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場)
	12月21日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(東千歳駐屯地)
8年(1996)	3月29日	陸上自衛隊北千歳駐屯地129特科大隊新編完結
	4月26日	新千歳空港B滑走路供用開始(3,000m×60m)
	6月 7日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(北海道・千歳演習場)
	8月	千歳救難隊にMU-2に変わりU-125A配備
	9月27日	日米地位協定に基づき施設の一部返還及び追加提供(千歳飛行場)
	10月22日	千歳線開通・千歳空港開港70年記念式典
9年(1997)	3月17日	日米地位協定に基づき土地の一部返還(柏台演習場)約5,100㎡
	10月30日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳基地)建物約1,300㎡工作物、水道等
	12月 2日	札幌試験場空力推進研究施設の燃焼風洞装置完成
10年(1998)	3月27日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳基地)建物約1,300㎡
	7月	第2基地防空隊及び基地防空教導隊が第2航空団に新設
	7月 7日	日米地位協定に基づき土地の一部返還(東千歳駐屯地)約8,600㎡
11年(1999)	7月16日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳基地)建物約100㎡、同じく施設の一部を提供(千歳基地)建物約100㎡
12年(2000)	3月	陸上自衛隊第7師団改編(コ7部隊化・後方支援体制等)
	4月14日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳基地)建物約100㎡
13年(2001)	6月25日	F-4EJ改型機が民間施設に機関砲を誤発射
14年(2002)	3月27日	陸上自衛隊第7師団に第7化学防護隊創設
	6月23日	第1特科団創隊、北千歳駐屯地50周年記念行事
	8月27日	千歳飛行場東側滑走路整備工事(西側滑走路使用:H14. 8. 19~H15. 9. 30)
	9月12日	千歳基地のスクラップ 15,000回に達する
	10月22日	酒井飛行士ブロンズ像除幕式
15年(2003)	5月13日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(北海道・千歳演習場)土地904,463㎡
	7月 8日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場)建物1棟274㎡
	7月30日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場)建物2棟274㎡
16年(2004)	1月 6日	航空自衛隊千歳飛行場東側滑走路の表面隔離を確認
	11月 4日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(東千歳駐屯地)建物5棟約11,441㎡
17年(2005)	2月 7日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場)建物1棟223㎡
	3月 5日	自走120mm迫撃砲の演習場外への弾着(北海道大演習場(島松地区))
	3月25日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(東千歳駐屯地)建物7棟の一部約9,076㎡
	5月18日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(北海道・千歳演習場)土地13,300㎡
17年(2005)	5月30日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場)建物の一部約223㎡
	9月 6日	航空自衛隊第2航空団所属F-15型戦闘機が空中接触
	12月	陸上自衛隊第7師団創隊50周年
18年(2006)	7月 7日	「在日米軍再編に係る訓練移転」に対する判断(訓練の受け入れを表明)
	10月 5日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場)建物2棟25㎡
	10月23日	千歳空港開港80周年記念(献花式)
19年(2007)	1月26日	「米軍再編に係る千歳基地への訓練移転に関する協定」締結
	3月27日	日米地位協定に基づき使用条件の変更(千歳飛行場)年間約4回を撤廃
	4月26日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場)建物1棟の一部約240㎡
	5月	航空自衛隊千歳飛行場東側滑走路改修工事(11月末日まで) ※平成21年度までの3か年計画
	9月 1日	防衛施設庁廃止、防衛省本省に統合
	9月 2日	航空自衛隊千歳基地開庁50周年記念
21年(2009)	4月 2日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場)建物3棟約500㎡
		日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場)建物3棟約450㎡
	6月30日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場)建物2棟約450㎡
	7月 1日	千歳基地のスクラップ 15,555回に達する
	10月15日	米空軍アクロバットチーム「サンダーバース」展示飛行
	10月23日	航空自衛隊千歳飛行場東側滑走路改修工事完了
	11月 5日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(東千歳駐屯地)建物2棟約2,800㎡
	11月13日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(東千歳駐屯地)建物2棟約2,700㎡

(「<年表>」の続き)

平成21年(2009)	11月25日	航空自衛隊第2航空団所属F-15型戦闘機のエンジンの一部が不時落下
	11月26日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場) 建物3棟約500㎡
22年(2010)	2月 5日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(東千歳駐屯地) 建物1棟約830㎡
23年(2011)	1月27日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場) 建物1棟の一部約300㎡
	2月16日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(千歳飛行場) 建物1棟の一部約300㎡
	4月21日	第1特科団第1特科群第103特科大隊改編(廃止)
	10月18日	千歳空港開港85年記念(献花式)
24年(2012)	6月13日	日米地位協定に基づき施設の一部返還(千歳飛行場) 建物2棟の一部約310㎡
	6月23日	第1特科団創隊、北千歳駐屯地60周年記念行事
	8月 6日	航空自衛隊千歳飛行場誘導路整備工事(東側滑走路) ※8月6日~10月15日まで
25年(2013)	7月16日	日米地位協定に基づき施設の追加提供(東千歳駐屯地) 土地約8,800㎡
	8月 5日	航空自衛隊千歳飛行場誘導路整備工事(東側滑走路) ※8月5日~10月22日まで
	9月 2日	千歳基地のスクランブル6,000回に達する。
	10月22日	千歳航空協会設立50周年記念(献花式ほか)
26年(2014)	3月26日	第7師団に即応近代化師団へ改編
	8月 9日	千歳航空管制無事故500万回達成
27年(2015)	8月22日	新千歳空港24時間運用に関する合意(1日最大30回)
	9月28日	陸上自衛隊第7師団創隊60周年
	10月 1日	技術研究本部札幌試験場から防衛装備庁札幌試験場へ組織改編
	10月 2日	特別航空輸送隊(政府専用機)は、平成27年9月25日から10月2日のフライトで任務運行通算300回を達成
	10月28日	第3高射群に地对空誘導弾パトリオット(PAC3)を配備
28年(2016)	10月21日	空港開港90年献花式
	12月18日	オーストラリア空軍との部隊間交流 ※12月18日~12月22日、B-737×1機(豪州空軍政府専用機)
29年(2017)	1月13日	第7師団に10式戦車配備
30年(2018)	4月 1日	防衛装備庁札幌試験場から防衛装備庁千歳試験場へ名称変更 NHK放送受信料の助成見直し
	4月18日	防衛装備庁千歳試験場改名式典
	9月 6日	北海道胆振東部地震の発生(M6.7、最大震度7) 千歳市内最大震度6弱 日豪共同訓練(武士道ゲート18)中止 日米共同訓練(ノザンクアイバー)中止
	12月26日	千歳基地のスクランブル7,000回に達する。
平成31年 令和元年(2019)	3月26日	北千歳駐屯地 北部方面隊後方支援隊第102弾薬大隊 新編
	4月 1日	新政府専用機(B777-300ER)運用開始
	5月25日	旧政府専用機(B747-400)お別れイベント
2年(2020)	3月26日	北千歳駐屯地 教育訓練研究本部訓練評価支援隊 新編
	7月19日	千歳基地航空祭中止
3年(2021)	7月18日	千歳基地航空祭中止
	10月22日	空港開港95年献花式
	10月26日	千歳市空港開港95年・民間航空再開70周年記念遊覧飛行
4年(2022)	6月26日	第一特科団創隊・北千歳駐屯地70周年記念行事
	6月29日	千歳航空管制無事故625万回達成
	7月31日	千歳基地航空祭再開
5年(2023)	3月15日	北部方面輸送隊(304・305輸送中隊除く)及び陸上自衛隊中央輸送隊 第1方面分遣隊が真駒内駐屯地から東千歳駐屯地に移駐 北千歳駐屯地 第1特科団第1特科群第102特科大隊改編(廃止)、 第71戦車連隊第1中隊改編(廃止)
6年(2024)	3月21日	第1高射特科群第302高射中隊が北千歳駐屯地から東千歳駐屯地に移駐 東千歳駐屯地 第1電子隊が廃止、北部方面システム通信群隷下の第302電子戦中隊が新編 北千歳駐屯地 第1地对艦ミサイル連隊第306地对艦ミサイル中隊が新編
7年(2025)	3月24日	北千歳駐屯地 第1地对艦ミサイル連隊1中隊改編(廃止)
	10月 1日	第2航空団第201飛行隊のF-15戦闘機は航空自衛隊初の北米・欧州親善訪問(アトランティック・イーグルス)を終え、千歳基地に到着
	12月	陸上自衛隊第7師団創隊70周年

＜資料＞

（１）日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約

昭和３５年６月２３日条約第６号

日本国及びアメリカ合衆国は、
両国の間に伝統的に存在する平和及び友好の関係を強化し、並びに民主主義の諸原則、個人の自由及び法の支配を擁護することを希望し、
また、両国の間の一層緊密な経済的協力を促進し、並びにそれぞれの国における経済的安定及び福祉の条件を助長することを希望し、
国際連合憲章の目的及び原則に対する信念並びにすべての国民及びすべての政府とともに平和のうちに生きようとする願望を再確認し、
両国が国際連合憲章に定める個別的又は集団的自衛の固有の権利を有していることを確認し、
両国が極東における国際の平和及び安全の維持に共通の関心を有することを考慮し、
相互協力及び安全保障条約を締結することを決意し、
よつて、次のとおり協定する。

第一条

締約国は、国際連合憲章に定めるところに従い、それぞれが関係することのある国際紛争を平和的手段によつて国際の平和及び安全並びに正義を危うくしないように解決し、並びにそれぞれの国際関係において、武力による威嚇又は武力の行使を、いかなる国の領土保全又は政治的独立に対するものも、また、国際連合の目的と両立しない他のいかなる方法によるものも慎むことを約束する。

締約国は、他の平和愛好国と協同して、国際の平和及び安全を維持する国際連合の任務が一層効果的に遂行されるように国際連合を強化することに努力する。

第二条

締約国は、その自由な諸制度を強化することにより、これらの制度の基礎をなす原則の理解を促進することにより、並びに安定及び福祉の条件を助長することによつて、平和的かつ友好的な国際関係の一層の発展に貢献する。締約国は、その国際経済政策におけるくい違いを除くことに努め、また、両国の間の経済的協力を促進する。

第三条

締約国は、個別的に及び相互に協力して、継続的かつ効果的な自助及び相互援助により、武力攻撃に抵抗するそれぞれの能力を、憲法上の規定に従うことを条件として、維持し発展させる。

第四条

締約国は、この条約の実施に関して随時協議し、また、日本国の安全又は極東における国際の平和及び安全に対する脅威が生じたときはいつでも、いずれか一方の締約国の要請により協議する。

第五条

各締約国は、日本国の施政の下にある領域における、いずれか一方に対する武力攻撃が、自国の平和及び安全を危うくするものであることを認め、自国の憲法上の規定及び手続に従つて共通の危険に対処するように行動することを宣言する。

前記の武力攻撃及びその結果として執つたすべての措置は、国際連合憲章第五十一条の規定に従つて直ちに国際連合安全保障理事会に報告しなければならない。その措置は、安全保障理事会が国際の平和及び安全を回復し及び維持するために必要な措置を執つたときは、終止しなければならない。

第六条

日本国の安全に寄与し、並びに極東における国際の平和及び安全の維持に寄与するため、アメリカ合衆国は、その陸軍、空軍及び海軍が日本国において施設及び区域を使用することを許される。

前記の施設及び区域の使用並びに日本国における合衆国軍隊の地位は、千九百五十二年二月二十八日に東京で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定（改正を含む。）に代わる別個の協定及び合意される他の取極により規律される。

第七条

この条約は、国際連合憲章に基づく締約国の権利及び義務又は国際の平和及び安全を維持する国際連合の責任に対しては、どのような影響も及ぼすものではなく、また、及ぼすものと解釈してはならない。

第八条

この条約は、日本国及びアメリカ合衆国により各自の憲法上の手続に従つて批准されなければならない。この条約は、両国が東京で批准書を交換した日に効力を生ずる。

第九条

千九百五十一年九月八日にサン・フランシスコ市で署名された日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約は、この条約の効力発生の時に効力を失う。

第十条

この条約は、日本区域における国際の平和及び安全の維持のため十分な定めをする国際連合の措置が効力を生じたと日本国政府及びアメリカ合衆国政府が認める時まで効力を有する。

もつとも、この条約が十年間効力を存続した後は、いずれの締約国も、他方の締約国に対しこの条約を終了させる意思を通告することができ、その場合には、この条約は、そのような通告が行なわれた後一年で終了する。

以上の証拠として、下名の全権委員は、この条約に署名した。

千九百六十年一月十九日にワシントンで、ひとしく正文である日本語及び英語により本書二通を作成した。

日本国のために

岸信介

藤山愛一郎

石井光次郎

足立正

朝海浩一郎

アメリカ合衆国のために

クリスチャン・A・ハーター

ダグラス・マックアーサー二世

J・グレイアム・パースンズ

(2) 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（抄）

昭和35年6月23日条約第7号

第一条

この協定において、

- (a)「合衆国軍隊の構成員」とは、日本国の領域にある間におけるアメリカ合衆国の陸軍、海軍又は空軍に属する人員で現に服役中のものをいう。
- (b)「軍属」とは、合衆国の国籍を有する文民で日本国にある合衆国軍隊に雇用され、これに勤務し、又はこれに随伴するもの（通常日本国に居住する者及び第十四条1に掲げる者を除く。）をいう。この協定のみの適用上、合衆国及び日本国の二重国籍者で合衆国が日本国に入れたものは、合衆国国民とみなす。
- (c)「家族」とは、次のものをいう。
 - (1)配偶者及び二十歳未満の子
 - (2)父、母及び二十歳以上の子で、その生計費の半額以上を合衆国軍隊の構成員又は軍属に依存するもの

第二条

- 1 (a)合衆国は、相互協力及び安全保障条約第六条の規定に基づき、日本国内の施設及び区域の使用を許される。個々の施設及び区域に関する協定は、第二十五条に定める合同委員会を通じて両政府が締結しなければならない。「施設及び区域」には、当該施設及び区域の運営に必要な現存の設備、備品及び定着物を含む。
(b)合衆国が日本国とアメリカ合衆国との間の安全保障条約第三条に基く行政協定の終了の時に使用している施設及び区域は、両政府が(a)の規定に従って合意した施設及び区域とみなす。
- 2 日本国政府及び合衆国政府は、いずれか一方の要請があるときは、前記の取極を再検討しなければならない。また、前記の施設及び区域を日本国に返還すべきこと又は新たに施設及び区域を提供することを合意することができる。
- 3 合衆国軍隊が使用する施設及び区域は、この協定の目的のため必要でなくなったときは、いつでも、日本国に返還しなければならない。合衆国は、施設及び区域の必要性を前記の返還を目的としてたえず検討することに同意する。
- 4 (a)合衆国軍隊が施設及び区域を一時的に使用していないときは、日本国政府は、臨時にそのような施設及び区域をみずから使用し、又は日本国民に使用させることができる。ただし、この使用が、合衆国軍隊による当該施設及び区域の正規の使用の目的にとって有害でないことが合同委員会を通じて両政府間に合意された場合に限る。
(b)合衆国軍隊が一定の期間を限って使用すべき施設及び区域に関しては、合同委員会は、当該施設及び区域に関する協定中に、適用があるこの協定の規定の範囲を明記しなければならない。

(3) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（抄）

昭和32年5月16日法律第104号

最終改正：平成17年3月25日法律第5号

- 1 国は、その所有する固定資産のうち、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定により使用させている固定資産並びに自衛隊が使用する飛行場及び演習場並びに弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する固定資産で政令で定めるものが所在する市町村（都の特別区の存する区域に所在するものについては、都。以下同じ。）に対し、毎年度、予算で定める金額の範囲内において、政令で定めるところにより、当該固定資産の価格、当該市町村の財政の状況等を考慮して、国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）を交付する。
- 2 前項の事務は、政令で定めるところにより、総務大臣が行う。
- 3 総務大臣は、第一項の規定により市町村に対して交付すべき市町村助成交付金を交付しようとするときは、地方財政審議会の意見を聴かなければならない。
- 4 この法律に定めるもののほか、市町村助成交付金の交付に関し必要な事項は、政令で定める。

(4) 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律施行令（抄）

昭和32年11月18日政令第321号

最終改正：令和7年3月14日政令第50号

内閣は、国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律（昭和三十三年法律第百四号）の規定に基き、この政令を制定する。

（法第一項の固定資産）

第一条 国有提供施設等所在市町村助成交付金に関する法律第一項に規定する固定資産で政令で定めるものは、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産で次に掲げるものに該当するものとする。

- 一 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第百十号）第二条の規定によつてアメリカ合衆国に使用させている土地、建物及び工作物
 - 二 自衛隊が使用する飛行場（航空機の離着陸、整備及び格納のため直接必要な施設に限る。）及び演習場（しゅう舎施設を除く。）の用に供する土地、建物及び工作物
 - 三 自衛隊が使用する弾薬庫、燃料庫及び通信施設の用に供する土地、建物及び工作物
- 2 前項第三号に掲げる「弾薬庫」とは、自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第四十二条第一項に規定する補給処の支処及び出張所のうち弾薬支処及び弾薬出張所の弾薬の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部又は地区総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「燃料庫」とは、同項に規定する補給処の支処及び出張所のうち燃料支処及び燃料出張所の液体燃料又は油脂類の保管、補給及び整備を行うための施設並びにこれらの施設に類する海上自衛隊の地方総監部又は地区総監部が管理する施設をいい、同号に掲げる「通信施設」とは、航空警戒管制又は電波情報の収集整理のため直接必要な施設のうち同令第三十条の十三に規定する防衛大臣の定める部隊又は防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第十九条第一項に規定する情報本部が管理するものをいう。
- 3 第一項各号に掲げる「土地」、「建物」又は「工作物」とは、それぞれ、国有財産法施行令（昭和二十三年政令第百四十六号）第二十条の規定により、国有財産法第三十二条の台帳（以下「国有財産台帳」という。）に土地、建物又は工作物として登録されるべきものをいう。

（市町村助成交付金の交付）

第二条 国有提供施設等所在市町村助成交付金（以下「市町村助成交付金」という。）は、毎年度、当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の三月三十一日現在において前条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物が所在する市町村に対して交付する。

（市町村助成交付金の交付額の算定方法）

第三条 前条の市町村に対して交付すべき市町村助成交付金の額は、次に掲げる額の合算額とする。

- 一 市町村助成交付金の総額の十分の七に相当する額を、前条の各市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物及び工作物の価格の合算額（国有資産等所在市町村交付金法（昭和三十一年法律第八十二号）第二条第一項の国有資産等所在市町村交付金が交付される土地、建物又は工作物があるときは、当該土地、建物及び工作物の価格の合算額を控除した額）にあん分した額
- 二 市町村助成交付金の総額の十分の三に相当する額（次項の規定によつて控除した額があるときは、当該控除した額を当該十分の三に相当する額に加算した額）を、前条の市町村のうち当該市町村の区域内に当該年の三月三十一日現在において所在する第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の種類及び用途、当該市町村の財政の状況等を考慮して特に必要があると認める市町村に対して総務大臣が配分した額

2 当該年度の地方交付税の算定の基礎となつた地方交付税法（昭和二十五年法律第二百十一号）第十四条の規定によつて算定した基準財政収入額が同法第十一条の規定によつて算定した基準財政需要額をこえる市町村でそのこえる額（以下「財源超過額」という。）が五億円をこえることとなるもの（以下「財源超過団体」という。）に対して交付すべき市町村助成交付金のうち前項第一号の額は、同項同号の規定にかかわらず、同項同号の額から当該財源超過額が五億円をこえる額に十分の一を乗じて得た額に相当する額（当該額が同項同号の額の十分の七に相当する額をこえる場合にあつては、当該十分の七に相当する額）を控除した額とする。

第四条 ～省略～

（土地、建物又は工作物の価格）

第五条 第三条第一項の場合において、第一条第一項各号に掲げる土地、建物又は工作物の価格は、当該年の三月三十一日現在において国有財産台帳に登録された当該土地、建物又は工作物の価格（国有財産台帳に当該土地、建物若しくは工作物又はその価格が登録されていない場合にあつては、国有財産法施行令第二十一条の規定によつて国有財産台帳に登録すべき価格）とする。

第六条から第九条 ～省略～

（市町村助成交付金の使途の制限等の禁止）

第十条 国は、市町村助成交付金の交付に当つては、その使途について条件をつけ、又は制限してはならない。

第十一条から第十二条 ～省略～

（事務の区分）

第十三条 第六条第一項及び第二項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

（５）施設等所在市町村調整交付金交付要綱（抄）

昭和４５年１月６日自治省告示第２２４号

最終改正：平成２３年１０月２８日総務省告示第４５９号

（趣旨）

第１条 施設等所在市町村調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付金については、この要綱の定めるところによる。

（定義）

第２条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

１ 施設等 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下本条において「地位協定」という。）第２条第１項の施設及び区域をいう。

２ 米軍資産 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国軍隊が、地位協定第３条第１項の規定により建設し及び設置した建物及び工作物をいう。

（調整交付金の交付）

第３条 総務大臣は、施設等が所在する市町村（以下「施設等所在市町村」という。）に対し、米軍資産に係る税制上の特例措置等により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響を考慮して、毎年度、予算で定める金額の範囲内において調整交付金を交付する。

（調整交付金の交付額の算定方法）

第４条 施設等所在市町村に交付すべき調整交付金の額は、次の各号の額の合算額とする。

１ 調整交付金の総額の３分の２に相当する額を、施設等所在市町村の区域内に当該年度の初日の属する年（以下「当該年」という。）の３月３１日現在において所在する米軍資産の価格を基礎として総務大臣が配分した額。

２ 調整交付金の総額の３分の１に相当する額を、日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第６条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う地方税法の臨時特例に関する法律（昭和２７年法律第１１９号）により施設等所在市町村が受ける税財政上の影響その他施設等所在市町村の財政の状況等を考慮して総務大臣が配分した額

（調整交付金の額の通知）

第５条 総務大臣は、毎年度、当該年の１０月３１日までに、当該年度分として交付すべき調整交付金の額を都道府県知事を経由して施設等所在市町村の長に通知するものとする。

（調整交付金の交付時期）

第6条 調整交付金は、遅くとも、毎年度、当該年の12月31日までに交付するものとする。

（調整交付金の使途）

第7条 調整交付金の交付にあたっては、その使途について条件をつけ又は制限することはしないものとする。

附 則

この要綱は、昭和45年10月31日から施行する。

（6）防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律

昭和49年6月27日法律第101号

最終改正：平成26年6月13日法律第69号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、自衛隊等の行為又は防衛施設の設置若しくは運用により生ずる障害の防止等のため防衛施設周辺地域の生活環境等の整備について必要な措置を講ずるとともに、自衛隊の特定の行為により生ずる損失を補償することにより、関係住民の生活の安定及び福祉の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「自衛隊等」とは、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第二条第一項に規定する自衛隊（以下「自衛隊」という。）又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。

2 この法律において「防衛施設」とは、自衛隊の施設又は日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第一項の施設及び区域をいう。

第二章 防衛施設周辺の生活環境等の整備

（障害防止工事の助成）

第三条 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の機甲車両その他重車両のひん繁な使用、射撃、爆撃その他火薬類の使用のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる障害を防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 農業用施設、林業用施設又は漁業用施設
- 二 道路、河川又は海岸
- 三 防風施設、防砂施設その他の防災施設
- 四 水道又は下水道
- 五 その他政令で定める施設

2 国は、地方公共団体その他の者が自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施その他政令で定める行為により生ずる音響で著しいものを防止し、又は軽減するため、次に掲げる施設について必要な工事を行うときは、その者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の全部又は一部を補助するものとする。

- 一 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する学校
- 二 医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定する病院、同条第二項に規定する診療所又は同法第二条第一項に規定する助産所
- 三 前二号の施設に類する施設で政令で定めるもの

（住宅の防音工事の助成）

第四条 国は、政令で定めるところにより自衛隊等の航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が著しいと認めて防衛大臣が指定する防衛施設の周辺の区域（以下「第一種区域」という。）に当該指定の際現に所在する住宅（人の居住の用に供する建物又は建物の部分をいう。以下同じ。）について、その所有者又は当該住宅に関する所有権以外の権利を有する者がその障害を防止し、又は軽減するため必要な工事を行うときは、その工事に關し助成の措置を採るものとする。

（移転の補償等）

第五条 国は、政令で定めるところにより第一種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が特に著しいと認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第二種区域」という。）に当該指定の際現に所在する建物、立木竹その他土地に定着する物件（以下「建物等」という。）の所有者が当該建物等を第二種区域以外の区域に移転し、又は除却するときは、当該建物等の所有者及び当該建物等に関する所有権以外の権利を有する者に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、当該移転又は除却によ

り通常生ずべき損失を補償することができる。

- 2 国は、政令で定めるところにより、第二種区域に所在する土地の所有者が当該土地の買入れを申し出るときは、予算の範囲内において、当該土地を買い入れることができる。
- 3 国は、地方公共団体その他の者が第二種区域内から住居を移転する者の住宅等の用に供する土地に係る道路、水道、排水施設その他の公共施設を整備するときは、予算の範囲内において、その整備に関し助成の措置を採ることができる。

（緑地帯の整備等）

- 第六条 国は、政令で定めるところにより第二種区域のうち航空機の離陸、着陸等のひん繁な実施により生ずる音響に起因する障害が新たに発生することを防止し、あわせてその周辺における生活環境の改善に資する必要があると認めて防衛大臣が指定する区域（以下「第三種区域」という。）に所在する土地で前条第二項の規定により買い入れたものが緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう必要な措置を採るものとする。
- 2 国は、前項の土地以外の第三種区域に所在する土地についても、できる限り、緑地帯その他の緩衝地帯として整備されるよう適当な措置を採るものとする。

（買い入れた土地の無償使用）

- 第七条 国は、第五条第二項の規定により買い入れた土地を、地方公共団体が広場その他政令で定める施設の用に供するときは、当該地方公共団体に対し、当該土地を無償で使用させることができる。
- 2 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二十二条第二項及び第三項の規定は、前項の規定により土地を使用させる場合について準用する。

（民生安定施設の助成）

- 第八条 国は、防衛施設の設置又は運用によりその周辺地域の住民の生活又は事業活動が阻害されると認められる場合において、地方公共団体が、その障害の緩和に資するため、生活環境施設又は事業経営の安定に寄与する施設の整備について必要な措置を採るときは、当該地方公共団体に対し、政令で定めるところにより、予算の範囲内において、その費用の一部を補助することができる。

（特定防衛施設周辺整備調整交付金）

- 第九条 防衛大臣は、次に掲げる防衛施設のうち、その設置又は運用がその周辺地域における生活環境又はその周辺地域の開発に及ぼす影響の程度及び範囲その他の事情を考慮し、当該周辺地域を管轄する市町村がその区域内において行う公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業について特に配慮する必要があると認められる防衛施設があるときは、当該防衛施設を特定防衛施設として、また、当該市町村を特定防衛施設関連市町村として、それぞれ指定することができる。この場合には、防衛大臣は、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
- 一 ターボジェット発動機を有する航空機の離陸又は着陸が実施される飛行場
 - 二 砲撃又は航空機による射撃若しくは爆撃が実施される演習場
 - 三 港湾
 - 四 その他政令で定める施設
- 2 国は、特定防衛施設関連市町村に対し、政令で定める公共用の施設の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業であつて政令で定めるものを行うための費用に充てさせるため、特定防衛施設の面積、運用の態様等を考慮して政令で定めるところにより、予算の範囲内において、特定防衛施設周辺整備調整交付金を交付することができる。

（資金の融通等）

第十条から第十八条 ～省略～

第四章 雑則

（自衛隊等の航空機以外の航空機の離着陸に対する適用）

- 第十九条 第三条第二項及び第四条の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で防衛施設たる飛行場を使用して行われるものは、自衛隊等の航空機の離陸及び着陸とみなし、第十三条第一項の規定の適用については、自衛隊等の航空機以外の航空機の離陸及び着陸で自衛隊の設置する飛行場を使用して行われるものは、自衛隊の航空機の離陸及び着陸とみなす。

（事務の区分）

- 第二十条 第十四条の規定により市町村（特別区を含む。）が処理することとされている事務（同条第二項の規定による申請書に意見を記載した書面を添える事務を除く。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

附則 ～省略～

(7) C経路対策委員会報告書(抄)

平成6年11月30日

1. はじめに

陸上自衛隊東千歳駐屯地と北海道大演習場(千歳地区)を結ぶ装軌車の通行経路は、千歳市道祝梅根志越線他3路線及び国道337号からなる延長約10kmの公道で、通称C経路と呼ばれている。

戦後、東千歳に駐留した米軍の機甲車輛の実弾による砲撃等の演習は、島松演習場で行なわれ、その機械力を移動するために、市内を通過するA経路、千歳飛行場の南側を通行するB経路が順次使用されたが、昭和37年の第7師団発足後は専らC経路が使用されるようになり、東千歳駐屯地と北海道大演習場を結ぶ最重要路線となったものである。

当初は、現在のコースのうち南28号から年月の経過と共に東10線、9線、8線を通行しており、市街化が進むと共に東7線に定着したが、国鉄千歳線(当時)、国道36号と平面交差であったことから、交通量の増加に伴い次第に横断が困難となった。

また、未舗装であったために、降雨時は泥濘化して一般車両の通行が困難となり、日照時には大量の砂塵が舞い上がり農作物に影響を与える等大きな問題となったところである。

こうした状況の中で、東5線から国鉄、国道を高架として東4線を通行して北海道大演習場へ入るという経路の一部変更が計画され、昭和41年ごろから用地交渉が開始されたが、政治的、社会的に大きな問題となり交渉も難航した。

計画は、第3工業団地造成の契機となる等紆余曲折を重ねながらも、昭和44年度に用地買収を完了し、47年11月に砂利道として整備が完了している。

一方、道路の損壊や砂塵対策のために、昭和43年に防衛施設庁所管の障害防止対策事業としてコンクリート舗装による整備が採択され、15年の歳月と10億円の事業費をもって昭和58年に全線の舗装が完了し、現在の姿となったものである。

しかしながら、舗装がコンクリートであることから、どうしても騒音振動が大きく、また演習場から装軌車に付着した土砂が砂塵化すること等が新たな問題となり、頻繁な装軌車の通行に伴ってC経路沿線地域からは、生活環境、営農或は営業上の支障を理由に苦情や対策を求める要望が続いている。

千歳市は、第7師団、第2航空団等多くの部隊が所在しており、自衛隊と共存して発展してきた街である。

これらの基地は、国防という国家の要請に基づいて所在していることから、基地の継続的、安定的使用には協力していかなければならないが、同時に基地の所在又は運用によって市民生活に与える諸障害の解消や緩和対策は、国民全体の負担を持って、国の施策の中で解消すべきものと考えており、C経路に関わる問題についても、国等関係機関に対し、これらの解消或は緩和のための恒久対策を要望してきたところである。

演習場から付着して砂塵化する土砂は、平成元年度の戦車洗浄施設の完成により大幅に減少したところであるが、騒音振動の緩和或の軽減については、今日まで効果的な対策が見出せない状況が続いている。

自衛隊の装軌車は、定められた手続きを経てC経路を自走しており、引き続き自走による移動を行なう場合、千歳市の都市計画が南27号以南地域に市街化区域を想定していることから、C経路は住居系開発との競合を避けることが出来ず、装軌車の通行経路の位置付けと適切な対策を確立することが急務である。

C経路対策委員会は、このような状況の中で、陸上自衛隊東千歳駐屯地と北海道大演習場(千歳地区)を結ぶ自衛隊装軌車の通行経路について、関係する庁内行政各部門との調整を図りながら、ルート変更の可能性をはじめとする諸対策を検討し、所要の施策を整理するため平成5年2月12日に設置され、以来9回の委員会を開催してきたところである。

その検討結果をまとめたので、以下のとおり報告する。

2. 新ルートの可能性の検討

C経路対策委員会は、C経路沿線地域から寄せられた苦情や要望に応えるため、C経路の現況を再認識すると共に、基本的には住居系との整合性を重視し、現ルート以外の装軌車の通行経路を想定して、各々のルートの課題等を整理しながら、新たなルートを設定することの可能性を検討した。

(1) 障害の原因及び現況

①装軌車の頻繁な公道使用

近年、自衛隊の機甲車輛及び装備・装置の近代化、大型化と共に装軌車の公道自走が頻繁となり、C経路沿線住民の生活環境や事業経営等に種々の障害をもたらしている。

ア、現況コンクリート舗装道路の幅員狭小

大部分の舗装幅員が7mであるため、すれ違い、追越し等の際通行速度の違いもあり、円滑な通行が図れない。

イ、装軌車のキャタピラによる路面の損傷

路面の損傷、摩耗が進み、目地材の突出、亀裂、路肩の損傷や段差が生じており、通常の維持管理が困難である。

ウ、橋梁の耐荷重不足の懸念

通行する装軌車量の重量から橋梁の劣化が進み、補強又は通行の制限をしなければならない。さらに、経年によるひび割れ等、通常監視、見回りが不可欠とされ、安全性が懸念される。

エ、市民生活の安全対策

歩道が未整備の状況にあり、生活道路、通学道路等の用に供している公道としての役割が万全でない。

②生活環境等との整合性

生活上、事業経営場の整合性を図るという視点において、また、今後の市街化区域の進行に伴い、このC経路沿線の環境保全対策が不可欠である。

ア、騒音振動の増大

装軌車の通行に伴う著しい振動騒音により、C経路沿線に多大な影響を与えている。

その騒音振動のレベルについては、数次にわたり測定を実施しているが、いずれも大きなピーク値を記録している。

なお、騒音振動により電話、日常会話の通話困難、大型機甲車両とこの騒音振動の圧迫感、恐怖感による不快、不安、農畜産経営上の障害について苦情が多いが、因果関係と損害が立証される場合を除き、このことが直ちに損失補償に結びつくものと考え難い。

イ、住居系との整合性

住居系土地の充足が急務であり、C経路沿線地域の宅地開発のメリットを著しく阻害しており、傷害の波及化は避けられない。

(2) ルート変更の検討

現C経路以外の装軌車の通行経路を求めるため、当初は5本の変更ルートを想定したが、最終的にはこれを3本の案に絞り、ルート変更の可能性を検討した。

なお、各ルート案は、市道用地を活用しながら用地幅員8m、現C経路と同じ構造の道路を想定し、緩衝地帯の設置は考慮していない。

①最終ルート変更案

A案：現通用門～放水路沿い（放水路東側又は西側）を北上～横断自動車沿いを西行～東3線を横断自動車道沿いに南下

D案：駐屯地正門付近から南長沼用水路南側に沿って西行～千歳基地内を国道36号及び千歳インターゴルフ場を沿いに西行～千歳インターチェンジを迂回し演習場へ

E案：現通用門～千歳バイパス沿いに西行～東3線を横断自動車沿いに南下

②ルート変更案の問題点

ア、ルート沿線住民の理解を得ることが出来るのか。

- ・沿線戸数の多少はあるが、振動・騒音・砂塵問題に拒否反応が起こる。
- ・用地の割愛に同意を得ることが難しい。
- ・沿線に緩衝地帯を設置する場合、更に用地を必要とする。
- ・ルート沿線に新たな問題の発生を招く。

イ、ルート変更により自衛隊（国）の理解を得ることが出来るのか。

- ・自衛隊側の必要性に基づくルート変更でない。
- ・走行距離及び移動時間が増となり、経費が掛かる。

ウ、各ルートの道路造成に多額の費用を必要とする。

- ・道路の損壊及び砂塵の防止のために、C経路と同様のコンクリート舗装を必要とする。
- ・大規模工作物の新設が多い。
- ・現C経路に相当の費用を投入しており、新たな負担（補助）に理解を得ることが難しい。

エ、関係機関（国、道、開発局、道路公団、JR等）との調整を必要とする。

- ・他事業の進捗状況と整合性が取れるのか。
- ・他事業の完成年次が不明である。
- ・規模の大きな施設の利用を変更しなければならない。

オ、代替ルート実現までの現C経路の対策をどうするのか。

- ・短時間にルート変更が出来ない場合、現状を放置することはできない。

(3) 検討結果

C経路対策委員会は、新たなルート設定の可能性を積極的に探ってきたが、想定したいずれのルートも千歳川放水路計画などの大規模な事業と関わり、これらの事業が不透明な要素を抱えながら事業期間が長期に亘ること、或いは規模の大きな施設の利用を変更しなければならないこと等を考えあわせたとき、想定したルート沿線地域住民の了解と関係機関等の合意を得て、短期間にルート変更を実現することは極めて困難であると判断したところである。

従って、C経路対策委員会としては、ルート変更の可能性を求める余り、長期に亘って現状の公共施設の整備（道路整備等）に手を付けないことは、現行C経路沿線地域における生活環境又は事業経営や地域の開発に及ぼしている影響から見て公平を失うと考え、現行C経路において抜本的な対策を講ずることが最善であるとの結論に至ったものである。

3. C経路対策の基本方針

C経路においては、頻繁な装軌車の通行に起因して、安全かつ円滑な交通及び、その騒音振動による生活環境への影響等が大きな問題となっていることから、装軌車通行時のC経路交通の安全及び沿線地域の環境保全に対する基本的な対策を、次の通りとした。

(1) 道路構造の改良

コンクリート道路の拡幅、歩道の新設、路面の補修改良並びに橋梁の補強及び架設を必要に応じて実施する。道路構造は、都市計画道路である28号通の幅員20mを基本に整備するものとする。

①車道の拡幅及び歩道の新設

車道幅員を11mに拡幅し、両側に歩道4.5mを設置する。

なお、4線大通（JR千歳線～南33号通、延長≒2,450m）については、現況（車道幅員11m、歩道2.5m）のままとする。

②道路用地の確保

現況道路用地幅員は、東千歳駐屯地から国道337号（延長≒1,730m）は9m、10線中通からJR千歳線（延長≒3,860m）は14.54mであり、上記車道拡幅及び歩道の設置のために必要な用地を確保する。

③橋梁の架け替え、拡幅、補強

第2祝梅橋、第1メムシ橋、勇舞28号橋、JR跨線橋、国道36号上長都陸橋の架け替え、拡幅、補強工事を必要に応じ実施する。

④その他

路面の補強、補修等必要な付帯工事一式を実施する。

（2）緩衝地帯の配置

装軌車自走の特殊性から、市民生活環境等との整合性を図るため、緑地帯、公共空地等の緩衝空間を適正に配置し、市民生活との整合性に配慮する。

①緩衝地帯の新設

道路端から40mを緩衝地帯とする。

なお、4線大通（JR千歳線～南33号通、延長≒2,450m）沿線については、工業専用地域であることから、道路用地幅員（22m）の中で、植樹等により騒音振動の緩和を図る。

②緩衝地帯の土地利用

緩衝地帯に、沿道サービス、緑地帯、公共空地等を適正に配置する。

なお、緑地帯は、15m幅を基本とする。

③緑地帯等用地の確保

沿道サービスを除き、緑地帯等の配置に必要な用地を確保する。

④その他

緑地帯等設置工事及び必要な付帯工事一式を実施する。

（3）交通安全対策

交通事故の防止を図るため、道路構造の改良を行なうと共に、交通量等の動向を見極めながら交通安全施設の設置等を行なう。

①交通安全施設の設置

道路管理者として、必要な交通安全施設を設置する。

②信号機等の設置

関係機関に対し、信号機等の設置を要請する。

③道路線形の一部見直し

交通安全に資するため、道路線形の一部見直しを行ない、線形の改良を必要とする場合は適正な措置を講ずる。

（4）その他

住居系開発計画に当たっては、緩衝地帯と住居の用に供する土地との間に、C経路に平行した区画街路を配置するように努めるものとする。

4. 装軌車走行要領の改善要請

装軌車走行時の騒音振動の軽減及び交通の安全並びに沿線住民の意向に配慮した走行要領の改善を要請する。

（1）走行要領の改善

引き続き装軌車の走行速度、車輛間隔及び統制員の配置等を検討のうえ改善されるよう要請する。

（2）通行時の安全徹底

これまで以上に操縦技量の向上に努め、歩行者、一般車輛及び装軌車の通行安全をより徹底されるよう要請する。

5. 緩衝地帯の幅員の考察

（1）自衛隊の特殊車輛の通行手続き

車輛の幅、重量、高さ、長さ等は、道路構造の保全、交通の危険防止のため、その最高限度が定められており、この最高限度を超える車輛、いわゆる特殊車輛については、道路法により道路管理者が通行の条件を付して通行を許可することが出来ると規定されている。

しかし、自衛隊法上の行動のため使用される車輛並びに部隊、自衛隊の機関の編成、配置及び教育訓練のため使用される車輛のうち、特殊車輛の通行については、道路保全のため必要な処置を講じることによって通行が認められている。

この場合の自衛隊の特殊車輛の通行手続きは、防衛庁と建設省の「覚書」により、自衛隊が道路情報便覧（特殊車輛通行許可限度資料）及び特殊車輛通行許可限度算定資料（建設省通達）を用いて算定し、一定の条件の範囲で通行可能と判断したときは道路管理者に「通行通知」を、不可能と判断したときは「通行通知」及び「通行照会」を提出して行なわれている。

従って、C経路の装軌車通行も上記の手続きを経て行なわれているものである。

(2) 自動車騒音及び道路交通振動

自動車及び原動機付き自転車の運行に伴い発生する騒音、いわゆる自動車騒音は、騒音規制法で指定地域内の限度（要請基準）を定めている。

また、自動車及び原動機付き自転車が道路を通行することに伴い発生する道路交通振動については、振動規制法により指定地域内の限度を定めている。

両法でいう自動車とは、道路運送車両法に原動機により陸上を移動させることを目的として製作した用具（軌条若しくは架線を用いないもの）又はこれにより牽引して陸上を移動させることを目的として製作した用具で、原動機付き自転車以外のものと規定されている。

しかし、騒音規制法では、総理府令によりこの自動車のうち、種別が普通自動車、小型自動車、軽自動車であるものと規定し、大型及び小型の特殊自動車を除いている。また、自衛隊法の規定により、自衛隊で使用する自動車のうち、大型特殊自動車及びこれにより牽引される被牽引自動車は、道路運送車両法の規定を適用しないこととなっていることから、自衛隊の装軌車は騒音規制法及び振動規制法にいう自動車に当たらない。

(3) 緩衝地帯の幅員の予測

装軌車は定められた手続きに従い通行し、騒音規制法及び振動規制法にいう自動車でないとしても、他の自動車の通行に比して騒音振動により沿線地域に大きな影響を及ぼしていることから、通行に伴う障害の軽減又は緩和を図るためには、緩衝地帯の設置が有効と考える。

この場合、装軌車への適用はないものの、騒音規制法及び振動規制法に定められた限度を満たす幅員の確保が最も良策と考えるが、一般的にもキャタピラを有する自動車を含む大型特殊自動車が騒音規制法の適用から除外されているため、騒音という視点での幅員予測は難しい。

そこで、自衛隊法では適用除外されるものの一般的にはキャタピラを有する自動車を含む大型特殊自動車が振動規制法にいう自動車に含まれること、昭和58年に作成された千歳市緑のマスタープランにおいて、緩衝緑地帯が位置付けられていること、根志越第2土地区画整理事業の中で、戦車通過時の振動対策として緩衝地帯を設置していることから、振動に着目して緩衝地帯の幅員を予測した。

現在C経路沿線の大部分は、振動規制地域となっていないが、当該地域を振動規制法の第1種区域の道路に面する地域と仮定すると、昼間の限度値は65dBである。

この規準を満足する距離を平成5年5月13日の測定調査のピーク値（90式戦車）でもとめると、走行速度が30km/hの場合で30mの緩衝地帯があれば限度を満たす。

(4) 緩衝地帯の幅員の考察

装軌車を運用する部隊では、その走行速度をC経路の一部区間を除き内規で時速30km以下として公表しているが、振動のレベルは走行車両の重量、走行条件及び路面の平坦制、舗装構造、路面条件等の要因に左右されることから、限度を満たす最低の幅員では十分でない。

更に、将来C経路沿線の開発を考慮し、根志越第2土地区画整理事業のような沿道サービス地域としての土地利用を考えた場合、この区画整理事業と同じく、緩衝地帯は40mの幅員が必要と考える。

なお、40m地点での騒音値（ピーク値）は、時速30km走行時で74式戦車は82dB（A）、90式戦車は83dB（A）となっており、走行要領の改善或いは緩衝地帯での植樹等により、騒音値の軽減を図る必要がある。

6. C経路対策実施のための負担の考え方

(1) このC経路対策は、国の補助事業として実施を求める。

(2) 開発区域内において、C経路が存することによりC経路対策を実施し、このため土地所有者等の開発行為者に通常の開発行為における負担を上回る負担が生じないように配慮する。

(3) C経路沿線で、開発行為が行なわれない地域については、C経路の安全かつ円滑な交通のために必要な道路幅員の確保と改良及び必要な橋梁の架け換え、拡幅、補強は、国の補助事業として実施を求める。

(4) 4線大通沿線の工業専用地域の植樹等は、国の補助事業として実施を求める。また、地先の土地所有者が、この対策を補完するために所有地内で同等の措置を講じようとする場合は、これを助成する。

7. C経路対策の実施予定時期

このC経路対策は、順次段階的に取り組むものとし、今後関係機関との協議を継続的に進め、関係地権者との協議調整を図るものとする。

施策を進めるに当たり、基本的概要調査の後、基本調査、調査測量、実施設計等を実施しなければならないが、実施時期について関係機関等との調整を行なうと共に、この施策の概要について議会及び地元組織の意向聴取や調整を行ない、速やかに進めるものとする。

（８）駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（抄）

平成１９年５月３０日法律第６７号

最終改正：令和５年５月２６日法律第３４号

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、駐留軍等の再編を実現することが、我が国の平和及び安全の維持に資するとともに、我が国全体として防衛施設の近隣住民の負担を軽減する上で極めて重要であることに鑑み、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められる防衛施設の周辺地域における住民の生活の利便性の向上及び産業の振興並びに当該周辺地域を含む地域の一体的な発展に寄与するための特別の措置等を講じ、もって駐留軍等の再編の円滑な実施に資することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 駐留軍 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づいて日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊をいう。
- 二 駐留軍等の再編 平成十八年五月一日にワシントンで開催された日米安全保障協議委員会において承認された駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更（当該変更が航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する部隊の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該航空機を搭載し、当該部隊と一体として行動する艦船の部隊の編成又は配置の変更を含む。）をいう。
- 三 防衛施設 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（第九条第一項第五号において「日米地位協定」という。）第二条第一項の施設及び区域並びに自衛隊の施設（これらの設置又は設定が予定されている地域又は水域を含む。）をいう。

（基本理念等）

- 第三条 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これを迅速かつ一体的に実施するために必要となる措置が適切に講ぜられ、我が国を含む国際社会の安全保障環境の変化に的確に対応し得るよう配慮されなければならない。
- ２ 駐留軍等の再編の実施に当たっては、これに関係する防衛施設の周辺地域の住民の福祉の向上に寄与するための措置が適切に講ぜられ、駐留軍等の再編に対する幅広い国民の理解が得られるよう配慮されなければならない。
- ３ 関係行政機関の長は、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実現のため、この法律に基づく措置その他の措置を実施するに当たっては、相互に密接な連携を図りながら協力しなければならない。

第二章 再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定防衛施設の指定）

- 第四条 防衛大臣は、駐留軍等の再編に当たり、次の各号に掲げる事由のいずれかに該当し、又は該当すると見込まれる防衛施設であって、当該事由によるその周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加に配慮することが必要と認められるものを再編関連特定防衛施設として指定することができる。
- 一 駐留軍等の再編として、駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の編成が変更され、又はそれらが新たに配置されること。
 - 二 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が訓練のために新たに使用すること。
- ２ 防衛大臣は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議するものとする。
- ３ 防衛大臣は、第一項の規定による指定をしたときは、その旨を官報で公示するものとする。

（再編関連特定周辺市町村の指定）

- 第五条 防衛大臣は、再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（政令で定める範囲内のものに限る。）について、前条第一項各号に掲げる事由による当該再編関連特定防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮し、当該市町村において再編関連特別事業（公共用の施設の整備その他の住民の生活の利便性の向上及び産業の振興に寄与する事業であって、政令で定めるものをいう。次条において同じ。）を行うことが当該再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要であると認めるときは、当該市町村を再編関連特定周辺市町村として指定することができる。
- ２ 前条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による指定について準用する。

（再編交付金）

第六条 国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、再編関連特定周辺市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲を考慮

し、当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗状況及びその実施から経過した期間に応じ、当該再編関連特定周辺市町村に対し、再編関連特別事業に係る経費に充てるため、再編交付金を交付することができる。

第七条から第十七条　～省略～

附則抄

第一条　～省略～

（この法律の失効）

第二条　この法律は、平成三十九年三月三十一日限り、その効力を失う。

2～4以降の附則　～省略～

（９）駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（抄）

平成19年8月20日政令第268号

最終改正：令和3年6月30日政令第189号

第一章　再編関連特定周辺市町村に係る措置

（再編関連特定周辺市町村の範囲）

第一条　駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「法」という。）第五条第一項に規定する政令で定める範囲内の市町村は、次に掲げる市町村とする。

- 一　再編関連特定防衛施設が所在する市町村
- 二　再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更である場合にあっては、前号の市町村に隣接する市町村及び当該隣接する市町村に隣接する市町村

（再編関連特別事業）

第二条　法第五条第一項に規定する政令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一　住民に対する広報に関する事業
- 二　武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成十六年法律第百十二号）第二条第三項に規定する国民の保護のための措置に関する事業
- 三　防災に関する事業
- 四　住民の生活の安全の向上に関する事業
- 五　情報通信の高度化に関する事業
- 六　教育、スポーツ及び文化の振興に関する事業
- 七　福祉の増進及び医療の確保に関する事業
- 八　環境衛生の向上に関する事業
- 九　交通の発達及び改善に関する事業
- 十　公園及び緑地の整備に関する事業
- 十一　環境の保全に関する事業
- 十二　良好な景観の形成に関する事業
- 十三　企業の育成及び発展並びにその経営の向上を図る事業
- 十四　前各号に掲げるもののほか、生活環境の整備に関する事業で防衛大臣が定めて告示するもの

（再編交付金を交付しない事業）

第三条　再編交付金は、次に掲げる事業については、交付しない。

- 一　国が行う事業又は国がその経費の一部を負担し、若しくは補助する事業
- 二　法令の規定に基づいて毎年度経常的に行っている事業で、駐留軍等の再編の円滑かつ確実な実施に資するため必要なものとして特別に行う事業とは認められないもの
- 三　再編関連特定周辺市町村の区域内において、駐留軍等の再編により影響を受ける住民の生活の安定に資するよう適切に配慮された地域において行う事業とは認められないもの

（再編交付金の交付）

第四条　再編交付金は、交付初年度（再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を開始する年度をいう。次項及び第三項において同じ。）から交付終了年度（法附則第二条第二項に規定する再編実施基準日から起算して五年を経過する日（当該経過する日が平成二十九年三月三十一日以前である場合には、同日）又は平成四十四年三月三十一日のいずれか早い日の到来により再編関連特定周辺市町村に対する再編交付金の交付を終了する年度をいう。次項及び第五項において同じ。）までの間において、次項から第六項までの規定により防衛大

臣が算定した各年度の交付の限度額（以下「年度交付限度額」という。）の範囲内で、交付することができる。

- 2 交付初年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額の合計額は、次に掲げる事項を基礎として、防衛省令で定めるところにより、駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加の程度及びその範囲に応じたものとなるようにするものとする。
 - 一 駐留軍等の再編による再編関連特定防衛施設その他の防衛施設で当該再編関連特定周辺市町村に所在するもの（以下この項において「関係防衛施設」という。）の面積の変化
 - 二 駐留軍等の再編による関係防衛施設の建物その他の工作物の設置の態様の変化
 - 三 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する艦船又は航空機の数又は種類の変化
 - 四 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備
 - 五 駐留軍等の再編による関係防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化
 - 六 駐留軍等の再編（駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
 - 七 駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の保有する航空機の数若しくは種類又は飛行経路の変化による影響の変化
 - 八 駐留軍等の再編（航空機（回転翼航空機を除く。）を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊の運用の態様の変更に限る。）による関係防衛施設以外の防衛施設で行われる駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化及びこれによる影響の変化
 - 九 他に当該再編関連特定防衛施設について指定された再編関連特定周辺市町村があるときは、それぞれの再編関連特定周辺市町村における当該駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の割合
 - 3 交付初年度から再編実施交付年度（四月一日において現に再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている最初の年度をいい、法第四条第一項の規定による再編関連特定防衛施設の指定に際して現に当該再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編が実施されている場合には、当該指定がされた年度とする。次項において同じ。）までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、再編関連特定防衛施設における駐留軍等の再編の実施に向けた環境影響評価法（平成九年法律第八十一号）第二条第一項に規定する環境影響評価、施設整備の工事その他の措置の進捗状況に応じて次項に規定する最高限度額に至るまで逦増させるものとする。
 - 4 再編実施交付年度及び再編実施交付年度後の四年以内の防衛省令で定める期間にある年度の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより算定した額（次項において「最高限度額」という。）とする。
 - 5 前項の規定により年度交付限度額が最高限度額とされる年度の翌年度から交付終了年度までの間の年度交付限度額は、防衛省令で定めるところにより、その経過した期間に応じて最高限度額から逦減させるものとする。
 - 6 防衛大臣は、駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、第二項及び第三項の規定により年度交付限度額を定めることが適当でないと認めるときは、これらの規定にかかわらず、防衛省令で定めるところにより、年度交付限度額を減額し、又は零とすることができる。
（再編交付金の交付に必要な措置）
- 第五条 再編関連特定周辺市町村の長は、第二条に規定する事業として、二年度以上にわたり継続する事業（施設又は設備の設置の事業を除く。）を行おうとする場合には、当該事業に係る最初の再編交付金の交付の申請に当たり、当該事業について、次に掲げる事項を記載した計画を防衛大臣に提出しなければならない。
- 一 事業の目的及び内容
 - 二 事業の始期及び終期
 - 三 事業に要する経費の総額
- 2 前項に規定する事業を行おうとする場合には、当該事業に要する経費の総額を支弁するために必要な額の地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の基金を設けなければならない。
 - 3 第一項に規定する事業は、前項の基金からの経費の支弁の終了をもって終了するものとしなければならない。
 - 4 第一項の申請に係る再編交付金の交付の決定があったときは、再編関連特定周辺市町村の長は、速やかに同項の計画を公表しなければならない。
- 第六条から第十四条及び附則 ～省略～

(10) 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（抄）

平成19年8月29日防衛省令第11号

最終改正：令和5年3月31日防衛省令第5号

第一章 再編関連特定周辺市町村の範囲

（再編関連特定周辺市町村の範囲）

第一条 駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（以下「令」という。）第一条第二号に掲げる市町村は、その区域が次に掲げる事由のいずれかに該当するものに限る。

一 駐留軍等の再編が駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更である場合にあっては、当該駐留軍等の再編により次のいずれかに該当すること。

イ 再編関連特定防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関が保有する航空機（以下「駐留軍機等」という。）の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として次条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上の地域となること。

ロ 計器進入路の直下となること（再編関連特定防衛施設が所在する市町村に隣接する市町村に限る。）。

二 駐留軍等の再編が駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の運用の態様の変更である場合にあっては、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（以下「法」という。）第四条第一項の規定による指定の際現にその指定を受けた再編関連特定防衛施設に係る防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和四十九年法律第百一号。以下「防衛施設周辺環境整備法」という。）第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律施行規則（昭和四十九年総理府令第四十三号。以下「防衛施設周辺環境整備法施行規則」という。）第一条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上の地域であること。

（音響の影響度の算定方法）

第二条 再編関連特定防衛施設の周辺地域における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度の算定方法は、次の算式により時間帯補正等価騒音レベルを算定する方法とする。

$$10 \log 10 \left((T0 \div T) \left(\sum i 10 (LAE, di \div 10) + \sum j 10 \right. \right.$$

$$\left. \left. ((LAE, ej + 5) \div 10) + \sum k 10 ((LAE, nk + 10) \div 10) \right) \right)$$

2 前項の算定方法において次の各号に掲げる記号については、当該各号に定めるところによる。

一 LAE, di 一日の間の駐留軍機等の離陸、着陸等の実施により単発的に発生する騒音（以下「単発騒音」という。）のうち午前七時から午後七時までの間における i 番目のものの単発騒音暴露レベル（工業標準化法（昭和二十四年法律第百八十五号）第十七条第一項に規定する日本工業規格Z八七三ーで定める算式により得た単発騒音暴露レベルをいう。以下同じ。）

二 LAE, ej 単発騒音のうち午後七時から午後十時までの間における j 番目のものの単発騒音暴露レベル

三 LAE, nk 単発騒音のうち午前零時から午前七時まで及び午後十時から午後十二時までの間における k 番目のものの単発騒音暴露レベル

四 $T0$ 規準化時間（一秒）

五 T 一日の時間（八万六千四百秒）

3 防衛大臣は、前二項の規定による算定に当たっては、駐留軍等の再編（航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更に限る。）が実施される再編関連特定防衛施設ごとに、当該再編関連特定防衛施設を使用する駐留軍機等の型式、飛行回数、飛行経路、飛行時刻等に関し、年間を通じての標準的な条件を設定し、これに基づいて行うものとする。

第二章 再編交付金

（定義）

第三条 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 面積点数 一の駐留軍等の再編について、法第五条第一項に規定する再編関連特定防衛施設の周辺地域をその区域とする市町村（以下「対象市町村」という。）に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の別表第一の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による面積の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

二 施設整備点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の別表第二の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による建物その他の工作物の整備の態様の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値（飛行場施設又は港湾施設を有する防衛施設を廃止する場合にはその数値から一を、その他の防衛施設を廃止する場合にはその数値から〇・五をそれぞれ減じた数値）

三 部隊点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村に所在する再編関連特定防衛施設その他の防衛施設における別表第三の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による当該防衛施設に所在する駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の人員数の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

四 整備等点数 一の駐留軍等の再編について、面積点数、施設整備点数及び部隊点数を合算した数値（当該駐留軍等の再編が駐留軍の部隊又は機関の編成又は配置の変更である場合であって法第二条第三号の施設及び区域（以下この号において「施設及び区域」という。）が所在していない市町村に新たに施設及び区域を設置するものである場合において、当該数値が一・一を下回るときは一・一）に当該駐留軍等の再編が実

施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る次に掲げる式によって算出した数値を乗じて得た数値

$$1 + (\text{当該防衛施設が所在する市町村の数} - 1) \div 5$$

五 整備等按分点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村ごとの別表第四の上欄に掲げる法第四条第一項の規定による指定が行われた年度の四月一日現在における当該駐留軍等の再編が行われる再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の当該対象市町村に係る面積に応じ、同表の下欄に掲げる数値

六 市町村整備等点数 整備等点数をこれに係る整備等按分点数に応じて按分して得た数値

七 装備点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村が当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設が所在する市町村、第一条第一号に掲げる要件に該当する市町村又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上である地域をその区域とする市町村若しくはその区域が当該防衛施設に係る計器進入路の直下である市町村（当該防衛施設が所在する市町村に隣接するものに限る。）（以下この条において「装備訓練関係市町村」という。）となる別表第五の上欄に掲げる当該駐留軍等の再編による当該防衛施設に所在する駐留軍若しくは自衛隊の部隊若しくは機関の保有する艦船若しくは航空機の数若しくは種類の変化又は当該防衛施設に所在する駐留軍若しくは自衛隊の部隊への弾道ミサイルを破壊するためのミサイルを搭載した車両の配備に応じ、同表の下欄に掲げる数値（当該航空機の過半数がターボジェット発動機を有するものである場合には、その数値に一・五を乗じて得た数値）

八 訓練点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村が装備訓練関係市町村となる別表第六の上欄に掲げる当該防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊の訓練のための使用の態様の変化に応じ、同表の下欄に掲げる数値

九 装備訓練点数 一の駐留軍等の再編について、装備点数及び訓練点数を合算した数値に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る次に掲げる式によって算出した数値を乗じて得た数値

$$1 + (\text{当該防衛施設が所在する市町村の数} - 1) \div 5 + A$$

（この式において、Aは、当該駐留軍等の再編に係る当該防衛施設が所在する市町村を除く装備訓練関係市町村の数が、一又は二である場合にあっては〇・一五、三以上である場合にあっては〇・三を表すものとする。）

十 装備訓練按分点数 一の駐留軍等の再編について、対象市町村ごとの別表第七の上欄に掲げる対象市町村に係る次に掲げる式によって算出した数値に係る区分に応じ、同表の下欄に掲げる数値

$$a + b \div 3 + c \div 100$$

（この式において、a、b及びcは、それぞれ次の数値を表すものとする。）

a 対象市町村に係る当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の当該駐留軍等の再編について法第四条第一項の規定による指定が行われた年度の四月一日現在の面積をヘクタールで表した数値

b 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として第二条に規定する算定方法により算定した値が七十三デシベル以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が七十三デシベル以上である地域の面積をヘクタールで表した数値からaを減じた数値

c 対象市町村に係る再編関連特定防衛施設における駐留軍機等の離陸、着陸等により生ずると見込まれる音響の影響度として第二条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上となる地域又は当該駐留軍等の再編に係る法第四条第一項の規定による指定の際現に当該駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設に係る防衛施設周辺環境整備法第四条に規定する区域の指定に際して防衛施設周辺環境整備法施行規則第一条に規定する算定方法により算定した値が六十二デシベル以上である地域の面積をヘクタールで表した数値からa及びbを減じた数値

十一 市町村装備訓練点数 装備訓練点数をこれに係る装備訓練按分点数に応じて按分して得た数値

十二 再編点数 一の駐留軍等の再編について、一の対象市町村の市町村整備等点数及び市町村装備訓練点数を合算した数値

十三 計画進捗率 別表第八の中欄に掲げる再編関連特定防衛施設に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の法第四条第一項の規定による指定の日若しくは当該指定の日の属する年度後の毎年度四月一日現在の進捗状況の段階又はその実施から起算した期間に応じ、同表の下欄に掲げる割合

十四 計画点数 一の駐留軍等の再編について、再編点数に年度の計画進捗率を乗じて得た数値を交付終了年度（令第四条第一項に規定する交付終了年度をいう。以下同じ。）までの年度の計画進捗率の合計で除して得た数値

十五 交付点数 年度の再編関連特定周辺市町村に係るすべての駐留軍等の再編に係る計画点数を合算した数値（当該再編関連特定周辺市町村の長が当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編について、当該年度の当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置の円滑かつ確実な実施の妨げとはならないが、次に掲げるいずれかの事由を当該駐留軍等の再編の実施に必要な条件として主張しており、防衛大臣が翌年度以降の当該駐留軍等の再編の実施に向けた措置に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、その数値に二分の一を乗じて得た数値（計画進捗率が十分の一の年度にあっては零））

- イ 当該駐留軍等の再編の内容の変更
- ロ 当該駐留軍等の再編の効果を損なう再編関連特定防衛施設の使用に係る協定の締結
- ハ 法、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第七十九号）その他の法令の趣旨に適合しない国の補助金等（同法第二条第一項に規定する補助金等をいう。次号において同じ。）の交付

ニ イからハまでに掲げるもののほか、国が実施することが困難な事項

- 十六 基本配分額 当該年度の交付点数に乘じることにより、年度交付限度額（令第四条第一項に規定する年度交付限度額をいう。次条において同じ。）を算定するものとして、防衛施設における駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成、配置又は運用の態様の変更が当該防衛施設の周辺地域における住民の生活の安定に及ぼす影響の増加を考慮して交付される他の補助金等の交付の事例を勘案して、最初に法第五条第一項の規定による指定を行うときに防衛大臣が定める額

（再編交付金の額の算定）

第四条 年度交付限度額は、基本配分額に交付の対象たる再編関連特定周辺市町村に係る当該年度の交付点数を乗じて得た額とする。

- 2 基本配分額に当該年度のすべての交付の対象たる再編関連特定周辺市町村に係る交付点数を乗じて得た額が当該年度の再編交付金の予算額を超える場合は、当該年度の再編交付金の額は、当該年度の当該予算額を当該再編関連特定周辺市町村の交付点数で按分して得た額を限度とする。

- 3 再編交付金の額の算定は、駐留軍等の再編として、一の駐留軍又は自衛隊の部隊又は機関の編成又は配置の変更が二以上の再編関連特定防衛施設にわたって行われる場合にあっては、当該二以上の再編関連特定防衛施設を一の再編関連特定防衛施設とみなして行うものとする。

- 4 再編交付金の額の算定は、駐留軍等の再編が実施される再編関連特定防衛施設その他の防衛施設の区域が駐留軍等の再編以外の事由により減少する場合には、その減少後の区域を基礎として行うものとする。

- 5 再編交付金の額の算定に当たっては、算定に用いる数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、その数値を四捨五入するものとし、算定した額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（不可分な変化に係る点数）

第五条 第三条第一号に規定する変化が他の駐留軍等の再編によるものと不可分である場合にあっては、それぞれの駐留軍等の再編に係る面積点数は、当該変化を一の駐留軍等の再編によるものとみなして算定した数値をそれぞれの駐留軍等の再編に係る部隊点数により按分した数値とする。

- 2 前項の規定は、第三条第二号に規定する変化について準用する。この場合において「面積点数」とあるのは、「施設整備点数」と読み替えるものとする。

（再編点数の調整）

第六条 対象市町村の再編点数に負数のものがある場合には、当該対象市町村の再編点数は、当該負数の再編点数が消滅するまで当該対象市町村の正数の再編点数のうち最も大きいものから順次に相殺する。

（按分点数の調整）

第七条 防衛大臣は、対象市町村に係る駐留軍等の再編による住民の生活の安定に及ぼす影響の増加について、特別な事情があるときは、当該駐留軍等の再編について整備等点数のある対象市町村の数に相当する数値を限度として、当該特別な事情がある対象市町村の整備等按分点数に数値を加算することができる。この場合において、当該特別な事情がある対象市町村が二以上あるときは、それぞれの整備等按分点数に加算する数値を合算した数値は、その限度とする数値を超えないものとする。

- 2 前項の規定は、装備訓練按分点数について準用する。この場合において「整備等点数」とあるのは「装備訓練点数」と、「整備等按分点数」とあるのは「装備訓練按分点数」と読み替えるものとする。

（点数等の修正）

第八条 駐留軍等の再編の内容のうち特定できなかった事項を特定した場合又は第三条各号に掲げる数値若しくは割合の算定の基礎となる事項に変更がある場合には、それらの数値又は割合は、当該特定又は変更に応じて修正するものとする。

- 2 前項の数値の修正が再編実施交付年度前である場合には、当該修正を行った年度以後の計画点数は、再編点数から当該年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に当該年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正を行った年度から当該駐留軍等の再編に係る交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

- 3 前項の場合において、修正を行った年度以後の計画点数が、修正前の最後の年度の計画点数の二分の一を下回る場合は、修正前の最後の年度の計画点数に二分の一を乗じて得た数値とする。この場合において、修正を行った年度後に計画進捗率が変化するときには、当該変化する年度以降の計画点数は、再編点数から当該変化する年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値当該変化する年度以降の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該変化する年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

- 4 第一項の数値の修正が再編実施交付年度から計画進捗率が一である年度の最後の年度（以下「上限終了年度

」という。)までの間である場合には、上限終了年度後の計画点数は、再編点数から上限終了年度以前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に上限終了年度後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を上限終了年度の翌年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。

- 5 前項の場合において、上限終了年度の翌年度の計画点数が、上限終了年度の計画点数を超えるときは、その超える分を当該翌年度の翌年度から交付終了年度までの計画点数に均等に分割して加算するものとする。
- 6 前項の規定は、同項の規定により加算した計画点数が、上限終了年度の計画点数を超える場合に準用する。
- 7 第四項の場合において、修正後の年度の計画点数が、上限終了年度の計画点数の二分の一を下回るときは、上限終了年度の計画点数に二分の一を乗じて得た数値とする。
- 8 前項の場合において、対象市町村に他の駐留軍等の再編に係る再編点数があるときは、上限終了年度の計画点数の二分の一を下回った点数について、当該再編点数のうち最も大きいものから順次に減じるものとする。
- 9 第一項の数値の修正が上限終了年度後である場合には、当該修正を行った年度以後の計画点数は、再編点数から当該修正を行った年度前の全ての年度の計画点数を減じて得た数値に当該修正を行った年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を当該修正を行った年度から交付終了年度までの年度の計画進捗率の合計で除した数値とする。
- 10 第五項から第八項までの規定は、前項の場合について準用する。
- 11 駐留軍等の再編の実施に向けた措置が遅延した場合には、遅延した年度以後の計画点数は、再編点数から遅延した年度前の計画点数(その遅延が国の行為(不作為を含む。))又は自然現象以外の事由に起因するものであって、関係する再編関連特定周辺市町村の長がその事由の解消に努め、又は協力していると認められないときは、当該計画点数及び遅延した年度の当初の計画点数)を減じて得た数値に遅延した年度以後の年度の計画進捗率を乗じて得た数値を遅延した年度から交付終了年度までの計画進捗率の合計で除した数値とする。
- 12 駐留軍等の再編の実施に向けた措置が前項の事由に起因して遅延した場合には、その遅延した年度(その遅延が継続した年度を含む。)及びその翌年度の計画進捗率は、別表第九の上欄に掲げる年度に応じ、同表の下欄に掲げる割合とする。

(交付点数の調整)

- 第九条 最初の法第五条第一項の規定による指定の後に指定する再編関連特定周辺市町村に係る当該再編関連特定周辺市町村の指定の年度又はその翌年度の交付点数について、防衛大臣は、当該再編関連特定周辺市町村の指定の時期その他の事情を勘案し、必要と認めるときは、これを減じ、又は零とすることができる。
- 2 防衛大臣は、法第五条第一項の規定による指定の時期その他の事情により第四条の規定により難しいと認めるときは、同項の規定による指定の年度の交付点数の全部又は一部を翌年度に繰り越すことができる。
 - 3 防衛大臣は、法第五条第一項の規定による指定の後に、当該再編関連特定周辺市町村に係る駐留軍等の再編の実施に向けた措置の進捗に支障が生じた場合において、前条までに規定するところにより再編交付金の額を定めることが適当でないと認める特段の事情があるときは、当該再編関連特定周辺市町村の交付点数を減じ、又は零とすることができる。

(市町村の合併に係る配慮)

- 第十条 市町村の合併により、対象市町村の数が減少した場合には、第三条から前条までの規定にかかわらず、これにより交付点数が減少することのないよう配慮するものとする。

附則 ～省略～

(11) 再編関連訓練移転等交付金交付要綱

平成29年3月31日防衛省訓令第26号

最終改正：令和6年3月29日防衛省訓令第56号

(通則)

第1条 再編関連訓練移転等交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(交付金の目的)

第2条 交付金は、訓練移転等が実施される再編関連特定防衛施設の周辺地域において、航空機騒音等による住民の生活の安定に及ぼす影響が、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法（平成19年法律第67号。以下「駐留軍再編特別措置法」という。）第6条の規定に基づく再編交付金の交付を終了した後も継続することを考慮し、当該再編関連特定防衛施設に係る再編関連特定周辺市町村が行う住民の生活の安定に寄与する事業のために必要な措置を講じ、もって訓練移転等の円滑かつ確実な実施に資することを目的とする。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 駐留軍等の再編 駐留軍再編特別措置法第2条第2号に規定する駐留軍等の再編をいう。

(2) 防衛施設 駐留軍再編特別措置法第2条第3号に規定する防衛施設をいう。

(3) 訓練移転等 駐留軍等の再編として、他の防衛施設に所在する航空機を保有する駐留軍又は自衛隊の部隊が、訓練のために防衛施設を使用すること（当該使用による当該防衛施設の周辺地域における航空機騒音等の影響に特に配慮を要するものに限る。）をいう。

(4) 再編関連特定防衛施設 駐留軍再編特別措置法第4条第1項に規定する再編関連特定防衛施設をいう。

(5) 再編関連特定周辺市町村 駐留軍再編特別措置法第5条第1項に規定する再編関連特定周辺市町村をいう。

(交付金の交付)

第4条 交付金の交付に関する事務は、地方防衛局長が行うものとする。

2 交付金の交付については、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則附則第3項に規定する駐留軍等の再編の実施に当たっての特別の措置とする。

(防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則の規定の準用)

第5条 交付金の交付に関する事務の取扱いについては、交付金を防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金とみなして、同訓令の規定を準用する。この場合において、同訓令第5条第2項中「20日間」とあるのは「40日間」と読み替えるものとする。

(交付の対象)

第6条 防衛大臣は、次に掲げる要件のいずれにも該当する再編関連特定周辺市町村であって、訓練移転等による住民の生活の安定に及ぼす影響が継続することを考慮し、住民の生活の安定を図るための措置を講ずることが訓練移転等の円滑かつ確実な実施を図るため必要と認められるものに対し、予算の範囲内において、交付金を交付するものとする。

(1) 訓練移転等が実施される再編関連特定防衛施設に係る再編関連特定周辺市町村であること。

(2) 駐留軍再編特別措置法第6条の規定に基づく再編交付金の交付を終了したこと。

(3) 訓練移転等の円滑かつ確実な実施に理解を示し、協力を行っていることと認められること。

(交付金を充てることができる事業)

第7条 交付金を充てることができる事業は、駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行令（平成19年政令第268号）第2条各号に掲げる事業とする。

2 前項の規定にかかわらず、交付金は、同令第3条各号に掲げる事業については、交付しない。

(交付金の交付額)

第8条 交付金の交付額は、毎年度の予算の範囲内で、次に掲げる区分に応じ、防衛大臣が定める。

(1) 定額分 住民の生活の安定に寄与する事業を切れ目なく実施するため、駐留軍再編特別措置法第6条の規定に基づく再編交付金の総額の5割程度を各年度に配分した額

(2) 実績分 交付金を交付する年度（以下「交付年度」という。）の8月末日から起算して過去3年間の訓練移転等の実施状況を踏まえた額

2 前項の区分に応じた交付金の交付額は、次に掲げる方法により算定した額の範囲内の額とするものとする。

(1) 定額分 各年度の定額点数に駐留軍等の再編の円滑な実施に関する特別措置法施行規則（平成19年防衛

省令第11号。以下「省令」という。）第3条第16号により定めた基本配分額（以下単に「基本配分額」という。）を乗じて得た額

(2)実績分実績点数に基本配分額を乗じて得た額

3 この条の規定に基づく交付金の交付額の算定に係る次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1)定額点数基礎点数に各年度の継続率を乗じて得た数値を平成30年度（平成31年度に交付が開始される再編関連特定周辺市町村の交付金にあっては、平成31年度）から令和8年度までの各年度の継続率の合計で除して得た数値

(2)基礎点数省令第3条第11号の規定により得られた市町村装備訓練点数（以下単に「市町村装備訓練点数」という。）から省令第3条第14号の規定により得られた計画点数のうち最も高い点数（当該点数に省令第3条第6号により定めた市町村整備等点数が含まれている場合にはこの点数を減じた点数）を減じた数値（平成31年度に交付が開始される再編関連特定周辺市町村の交付金にあっては、市町村装備訓練点数）に2分の1を乗じて得た数値

(3)継続率平成30年度から令和3年度までの間の各年度は1とし、令和4年度以後は毎年度0.1ずつ通減させた割合（平成31年度に交付が開始される再編関連特定周辺市町村の交付金にあっては、平成31年度から令和5年度までの間の各年度は1とし、令和6年度は0.9とし、令和7年度は0.7とし、令和8年度は0.5とする。）

(4)実績点数年度基礎点数に交付年度の8月末日から起算して過去3年間に実施された訓練移転等の回数（訓練移転等の訓練期間がおおむね7日以下、かつ、米軍からの訓練参加機数がおおむね5機以下の訓練移転等の回数は、2分の1を乗じて得た回数）を3で除して得た数値（最後に実施された訓練移転等の後、交付年度の8月末日から起算して過去3年間に訓練移転等が実施されないこととなったときは、そのときから2年間に限り、訓練移転等が1回実施された場合の訓練移転等の回数に4分の1を乗じて得た回数を訓練移転等が実施されなかった年数で除して得た数値）及び訓練移転等の影響の程度その他訓練移転等の実施状況を考慮した数値を乗じて得た数値

(5)年度基礎点数第2号に規定する基礎点数を平成30年度（平成31年度に交付が開始される再編関連特定周辺市町村の交付金にあっては、平成31年度）から令和8年度までの年度の数で除して得た数値

4 前項の交付金の交付額の算定に当たっては、算定に用いる数値に小数点以下五位未満の端数があるときは、その数値を四捨五入するものとし、算定した交付額に千円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てるものとする。

（オスプレイの訓練移転等に係る交付金の交付額）

第9条 普天間飛行場に所在するオスプレイを使用した訓練移転等（日米共同訓練に限る。以下「オスプレイの訓練移転等」という。）に係る前条の規定の適用については、次に定めるところによる。

(1)オスプレイの訓練移転等の拠点として、又は訓練を実施するために使用される日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第2条第1項又は同条第4項（b）の施設及び区域が、再編関連特定防衛施設でない場合には、当該施設及び区域を再編関連特定防衛施設と、当該施設及び区域が所在する市町村を再編関連特定周辺市町村とそれぞれみなす。

(2)削除

(3)第6条第2号及び前条第1項第1号の規定は適用しない。

(4)前条第1項第2号に規定する実績分は、交付年度の8月末日から起算して過去1年間のオスプレイの訓練移転等の実施状況を踏まえた額とする。

(5)前条第3項第4号に規定する実績点数は、年度基礎点数にオスプレイの訓練移転等の実施状況その他オスプレイの訓練移転等の影響の程度等を考慮した数値を乗じ、前号に規定する期間にオスプレイの訓練移転等を実施した再編関連特定周辺市町村の数で按分して得た数値とする。

(6)前条第3項第5号に規定する年度基礎点数は、市町村装備訓練点数（省令別表第6他の防衛施設に所在する部隊の新たな使用（次の項に掲げるものを除く。）の項に掲げる数値を用いて算出するものとする。）に2分の1を乗じ、平成29年度から令和8年度までの年度の数で除して得た数値とする。

（交付金を充てることができる経費等）

第10条 交付金を充てることができる費用及び交付の手続については、駐留軍再編特別措置法第6条の規定に基づく再編交付金の交付に関する規定の例による。

附 則

（施行期日）

1 この訓令は、平成29年4月1日から施行する。

（この訓令の失効）

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。ただし、交付金のうち令和9年度以降に繰り越されるものについては、同日後においても、なおその効力を有する。

附 則（平成３０年３月３０日省訓第２６号）

（施行期日）

１ この訓令は、平成３０年４月１日から施行する。

（再編関連訓練移転等交付金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）

２ 第２８条の規定による改正後の再編関連訓練移転等交付金交付要綱第９条に規定するオスプレイの訓練移転等に係る交付金の交付額は、平成３０年度に限り、同条第４号の規定にかかわらず、平成２９年４月から平成３０年９月までの間のオスプレイの訓練移転等の実施状況を踏まえた額とする。

附 則（平成３１年３月２９日省訓第１８号）

この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。

附 則（令和５年３月３１日省訓第３２号）

（施行期日）

１ この訓令は、令和５年４月１日から施行する。

（再編関連訓練移転等交付金交付要綱の一部改正に伴う経過措置）

２ この訓令による改正後の再編関連訓練移転等交付金交付要綱（次項において「改正要綱」という。）第８条第１項第２号に規定する実績分及び同条第３項第４号に規定する実績点数の令和５年度から令和７年度までの適用については、「８月末日から起算して過去３年間」とあるのは、「前年度の１０月１日から交付年度の８月末日まで及び交付年度の前年度の９月末日から起算して過去２年間」とする。

３ 改正要綱第９条第４号に規定する実績分の令和５年度の適用については、「交付年度の８月末日から起算して過去１年間」とあるのは、「令和４年１０月１日から令和５年８月３１日まで」とする。

附 則（令和６年３月２９日省訓第５６号）

この訓令は、令和６年４月１日から施行する。

（１２）訓練交付金交付要綱（抄）

令和５年３月３１日防衛省訓令第２７号

最終改正：令和６年３月２９日防衛省訓令第５０号

第１章 総則

（通則）

第１条 訓練交付金（以下「交付金」という。）の交付については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和３０年法律第１７９号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和３０年政令第２５５号。第２１条第１項第１号及び第５号並びに第２９条第１項において「適正化法施行令」という。）、防衛施設周辺対策事業補助金等交付規則（以下「交付規則」という。）その他の法令に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

（交付の目的）

第２条 交付金は、自衛隊又は外国の軍隊（以下この条及び次条第１号において「自衛隊等」という。）が行う訓練が、その訓練のために使用される施設の周辺地域に対する生活環境又は開発に及ぼす影響を考慮し、当該施設の周辺における訓練交付金事業のために必要な措置を講じ、もって自衛隊等の訓練の円滑かつ確実な実施を確保することにより、我が国の安全保障に資することを目的とする。

（用語の定義）

第３条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１） 共同訓練等自衛隊等が航空機又はエアクッション艇を使用して行う訓練であって、次のいずれかに該当し、その訓練のために使用される施設の周辺地域に対する生活環境又は開発に著しい影響を与えるものをいう。

ア 自衛隊と外国の軍隊との共同訓練

イ 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定（以下この号及び第３号において「日米地位協定」という。）

第２条第１項の施設及び区域又は一時使用施設において行われる自衛隊の訓練（アに掲げるものを除く。）

ウ 日米地位協定第２条第４項（ｂ）の適用ある施設及び区域において行われるアメリカ合衆国軍隊の訓練（アに掲げるものを除く。）

（２） 一時使用施設自衛隊の訓練のため一時的に使用される施設であって、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成１９年防衛省訓令第６６号）の規定による手続を経て取得等されたものをいう。

- (3) 訓練交付金事業共同訓練等に使用される施設（防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和49年法律第101号）第9条第1項の規定により指定する特定防衛施設以外の施設であって、自衛隊の施設、日米地位協定第2条の規定に基づき日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約に基づき日本国にあるアメリカ合衆国の軍隊に提供している施設及び区域並びに一時使用施設に限る。）が所在する市町村であって、共同訓練等の実施に理解を示し協力を行っているものと認められるもの（以下「所在市町村」という。）が行う、公共用の施設（国が設置するもの及び国の補助を受けて設置するものを除く。以下「公共用施設」という。）の整備又はその他の生活環境の改善若しくは開発の円滑な実施に寄与する事業（国が行うもの及び国がその経費の一部を負担し、又は補助するものを除く。以下「特定事業」という。）をいう。

（交付金の交付）

第4条 交付金の交付（間接補助金（所在市町村が交付する適正化法第2条第4項第1号に規定する給付金をいう。第21条第1項第5号及び第31条において同じ。）の交付に関する指導監督を含む。）に関する事務は、地方防衛局長及び東海防衛支局長（以下「地方防衛局長等」という。）が行うものとする。

（防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則の規定の準用）

第5条 交付金の交付に関する事務の取扱いについては、交付金を防衛施設周辺対策事業補助金等交付事務取扱規則（平成19年防衛省訓令第80号）第3条第1項に規定する特定防衛施設周辺整備調整交付金とみなして、同訓令の規定を準用する。

第2章 訓練交付金事業に要する費用に充てるための交付金

（交付の対象）

第6条 交付金は、所在市町村に対し、交付するものとする。

（訓練交付金事業）

第7条 訓練交付金事業のうち、公共用施設の整備に係る施設は、次に掲げる施設とする。

- (1) 交通施設及び通信施設
- (2) スポーツ又はレクリエーションに関する施設
- (3) 環境衛生施設
- (4) 教育文化施設
- (5) 医療施設
- (6) 社会福祉施設
- (7) 消防に関する施設
- (8) 産業の振興に寄与する施設

2 訓練交付金事業のうち、特定事業は、次に掲げる事業とする。

- (1) 防災に関する事業
- (2) 住民の生活の安全に関する事業
- (3) 通信に関する事業
- (4) 教育、スポーツ及び文化に関する事業
- (5) 医療に関する事業
- (6) 福祉に関する事業
- (7) 環境衛生に関する事業
- (8) 産業の振興に寄与する事業
- (9) 交通に関する事業
- (10) 良好な景観の形成に関する事業

（交付金の交付額）

第8条 交付金の交付額は、所在市町村における共同訓練等により住民の生活の安定に及ぼす影響の程度及び範囲並びに共同訓練等の規模等に応じ、予算の範囲内で定める。

2 前項の交付金の交付額の定めに係る算定にあたっては、再編関連訓練移転等交付金交付要綱（平成29年防衛省訓令第26号）の対象となる航空機は除くものとする。

第9条から第32条、附則は省略

(13) 国有資産等所在市町村交付金法（抄）

昭和31年4月24日法律第82号

最終改正：令和6年3月30日法律第4号抄

（用語の意義）

第一条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 地方公共団体 都道府県、市町村、特別区及びこれらの組合をいう。
- 二 固定資産 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百四十一条第一号に規定する固定資産に該当するものをいう。
- 三 土地 地方税法第三百四十一条第二号に規定する土地に該当するものをいう。
- 四 家屋 地方税法第三百四十一条第三号に規定する家屋に該当するものをいう。
- 五 償却資産 地方税法第三百四十一条第四号に規定する償却資産に該当するものをいう。

（市町村に対する交付金の交付）

第二条 国又は地方公共団体は、毎年度、当該年度の初日の属する年の前年（以下「前年」という。）の三月三十一日現在において所有する固定資産で次の各号に掲げる固定資産に該当するものにつき、当該固定資産所在の市町村に対して、国有資産等所在市町村交付金（以下「市町村交付金」という。）を交付する。

- 一 当該固定資産を所有する国又は地方公共団体以外の者が使用している固定資産（次号及び第三号に掲げるものを除く。）
 - 二 空港（空港法（昭和三十一年法律第八十号）第四条第一項各号に掲げる空港及び同法第五条第一項に規定する地方管理空港をいう。以下同じ。）の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）又は国が自衛隊の設置する飛行場若しくは日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条第四項（a）の規定に基づき日本政府若しくは日本国民が使用する飛行場（空港の機能を果たすものとして政令で定めるものに限る。）において一般公衆の利用に供する目的で整備し、かつ、専ら一般公衆の利用に供する施設の用に供する固定資産（次号に掲げるものを除く。）
 - 三 国有林野の管理経営に関する法律（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条第一項の国有林野に係る土地
 - 四 発電所、変電所又は送電施設の用に供する固定資産（第一号に掲げるもの並びにダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの（政令で定める部分に限る。）を除く。）
 - 五 水道法（昭和三十三年法律第七十七号）第三条第八項に規定する工業用水道施設若しくは工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定する工業用水道施設のうちダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。以下同じ。）以外のものの用に供する土地又は水道若しくは工業用水道の用に供するダム（ダムと一体となつてその効用を全うする施設及び工作物を含む。）で洪水調節に資するものとして政令で定めるもの（政令で定める部分に限る。）を除く。）
 - 六 石油の備蓄の確保等に関する法律（昭和五十年法律第九十六号）第二十九条に規定する国家備蓄施設の用に供する固定資産
- 2 国又は地方公共団体は、前項第一号及び第三号に掲げる固定資産のうち、次に掲げるものについては、同項の規定にかかわらず、市町村交付金を交付しない。
- 一 皇室の用に供する固定資産
 - 二 国家公務員宿舎法（昭和二十四年法律百十七号）第十条の公邸及び同法第十二条の無料宿舎の用に供する固定資産
 - 三 国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第三条に規定する行政財産又は普通財産で同法第二十二条第一項第二号（同法第十九条又は第二十六条において準用する場合を含む。）の規定により地方公共団体が保護を要する生活困窮者の収容の用に供する固定資産
 - 四 地方税法第三百四十三条第六項の土地又は農地で、国が買収し、又は収納した日から国が当該土地又は農地を他人に売り渡し、その所有権が売渡しの相手方に移転する日までの間において国が所有するもの
 - 五 国有林野の管理経営に関する法律第十条第一号又は第十七条の三第一号の分収造林契約又は分収育林契約の目的たる国有林野（国有林野法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第二十七号）附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる部分林を含む。）で当該国有林野所在の市町村その他の地方公共団体で政令で定めるものが造林者又は国有林野の管理経営に関する法律第十七条の二に規定する費用負担者であるものに係る土地（分収育林契約に係るものにあつては、当該土地のうち、当該地方公共団体に係る部分として政令で定める部分）
 - 六 日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定の実施に伴う国有の財産の管理に関する法律（昭和二十七年法律第一百十号）第二条の規定により使用させている固定資産
 - 七 前各号に掲げるもののほか、地方税法第三百四十八条第二項第一号、第三号から第六号まで、第八号から第十一号まで及び第十二号に掲げる固定資産（第二号に掲げるものを除き、住宅（専ら人の居住の用に供する家屋をいう。以下同じ。）及び住宅の用に供する土地を除く。）並びに同条第九項各号に掲げる固定資産
 - 八 前各号に掲げるもののほか、これらに類する固定資産で政令で定めるもの

- 3 国又は地方公共団体は、第一項第二号に掲げる固定資産のうち、前項第二号及び第四号に掲げるもの、地方税法第三百四十八条第二項第五号に掲げるもの、税関、出入国管理及び検疫の用に供するものその他の固定資産で政令で定めるものについては、第一項の規定にかかわらず、市町村交付金を交付しない。
- 4 国は、独立行政法人又は国立大学法人等（国立大学法人及び大学共同利用機関法人をいう。以下この項において同じ。）に出資した固定資産のうち、当該独立行政法人又は国立大学法人等が当該年度において地方税法第五条第二項第二号及び第七百四十条の固定資産税（以下「固定資産税」という。）を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。
- 5 地方公共団体は、地方独立行政法人に出資した固定資産のうち、当該地方独立行政法人が当該年度において固定資産税を課されるべきものについては、第一項の規定にかかわらず、当該年度分の市町村交付金を交付しない。

（交付金額の算定）

第三条 市町村交付金として交付すべき金額（以下「交付金額」という。）は、交付金算定標準額に百分の一・四を乗じて得た額とする。

- 2 前項の交付金算定標準額は、固定資産の価格とする。
- 3 国又は地方公共団体が所有する固定資産に係る前項の固定資産の価格は、それぞれ国有財産法第三十二条第一項の台帳若しくは物品管理法（昭和三十一年法律第百十三号）第三十六条の帳簿又は地方公共団体がその所有する財産について備える台帳（以下「国有財産台帳等」という。）に記載され、又は記録された当該固定資産の価格とする。ただし、国有財産法第四条第二項の各省各庁の長（以下「各省各庁の長」という。）又は地方公共団体の長が第八条又は第九条第二項の規定によつて交付金算定標準額の基礎とすべき価格を通知した固定資産（第十条第一項に規定する固定資産を除く。）については、当該通知に係る固定資産の価格とし、第十条第一項に規定する固定資産については、各省各庁の長又は地方公共団体の長が同条同項、第二項又は第四項の規定によつて配分し、及び通知した価格とする。

第四条から第十条は省略。

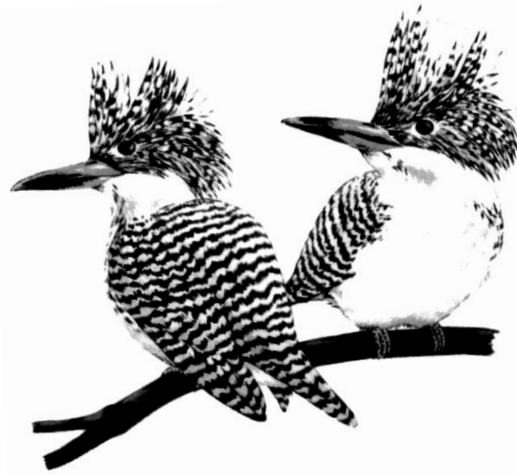
（交付金の請求）

- 第十一条 市町村長は、総務省令で定めるところにより、国が所有する固定資産については当該固定資産を管理する各省各庁の長に、地方公共団体が所有する固定資産については当該固定資産を所有する地方公共団体の長に対して、毎年四月三十日までに、交付金交付請求書を送付するものとする。
- 2 前項の交付金交付請求書には、総務省令で定める様式により、固定資産の価格、当該固定資産に係る交付金算定標準額及び交付金額その他必要な事項を記載しなければならない。

（交付金の交付）

第十二条 各省各庁の長又は地方公共団体の長は、前条第一項の交付金交付請求書の送付を受けた場合においては、毎年六月三十日までに、当該交付金交付請求書に記載された交付金額を固定資産所在の市町村に交付するものとする

第十三条から第二十二條、附則は省略。



市の鳥 ヤマセミ

「千歳市と基地」

令和7年度版

発行年月	令和8年3月
発行	千歳市
編集	千歳市企画部基地政策課
住所	〒066-8686 千歳市東雲町2丁目34番地
電話	0123(24)3131 内線234
FAX	0123(22)8852

